

中印国境紛争の研究

平成19年3月

水野光朗

中印国境紛争の研究

水野光朗

目次

1	序章 中印国境紛争の研究史と課題	2
2	第1章 西部区間と無主先占論	9
3	第2章 東部区間とマクマホン・ライン	17
3.1	第1節 東アジア国際体系における中央—周縁関係	18
3.2	第2節 シムラ会議の前提	19
3.3	第3節 シムラ会議	24
3.4	第4節 小括：シムラ会議の評価	31
4	第3章 インドおよび中国の「周縁」地域をめぐって	37
4.1	第1節 カシミール藩王国	38
4.2	第2節 東北辺境地域	43
4.3	第3節 チベット	52
5	第4章 中印国境紛争（1962年）への過程	71
5.1	第1節 チベット協定（1954年4月）からチベットの反乱（1959年3月）まで	72
5.2	第2節 チベットの反乱（1959年3月）から周恩来の訪印（1960年4月）まで	81
5.3	第3節 1960年4月（周恩来の訪印）から1962年10月（全面的武力衝突）まで	89
6	第5章 結論	104
6.1	第1節 国際体系の転換とシムラ会議	104
6.2	第2節 内枠・外枠からみたシムラ条約とチベット協定	109
6.3	第3節 結論	112
7	第6章 附論	117
7.1	第1節 1949年から1988年の中印関係の総括	117
7.2	第2節 1988年～1993年の中印関係：ラージブガーンディーとナラシンハラオの中国訪問	120
7.3	第3節 1993年～2001年の中印関係：軍事分野における交流の開始	123
7.4	第4節 2001年9月以降の中印関係：同時多発テロ後の国際環境と中印関係	126
7.5	第5節 結論	128
8	巻末資料	133

1 序章 中印国境紛争の研究史と課題

本論文では、中印国境紛争を国際関係史の観点から分析する。そこで、まずはじめに、中印国境紛争とは、インドと中国との間で生じた国境をめぐる武力衝突であるが、いったいいつの事件を指すのかを明確にし、先行研究で扱われていない分析視角を明らかにした上で、本論文の分析枠組みを提示したい。

先行する研究によれば、中印国境紛争の定義は、大別して二つ存在する。中国の首相であった周恩来の公式の伝記である、『周恩来伝』をはじめとする中国側の研究では、1959年に勃発した、ロンジュとコンカ峠における武力衝突を中印国境第一次衝突とし、1962年10月20日から約一ヶ月間継続した武力衝突を中印国境第二次衝突と明確に区分されている。そして、この二つの武力衝突の間には直接的な関係はなく、非連続性が強調される¹⁾。これに対して、ネビル・マックスウェル (Neville Maxwell) やスティーブン・ホフマン (Steven A. Hoffmann) といった欧米の研究によれば、中印国境紛争は、1962年10月20日から始まる武力衝突であり、1959年の武力衝突はその前段であるとする。つまり、時系列的に一貫しており、連続性をもつ、という²⁾。

私は、歴史的連続性に着目して、1959年の武力衝突と1962年10月の武力衝突とを一つのものとして捉えたい。非連続性をとる中国の研究は、1960年4月の周恩来のインド訪問とジャワハルラール・ネルーとの首脳会談を紛争の平和的解決への重要な手がかりと規定して、インドがこの手がかりを無視・拒絶したからこそ、第二次武力衝突がひき起こされたという論理によっている。たしかに、周恩来のインド訪問は、第一次武力衝突を解決することを目的としていた。しかし、後の章で詳しく見るように、周恩来のインド訪問は、中国側の資料が示しているように、客観的で公正・中立的なものではなく、中国の主張をインドに承認させることを目的としていた。したがって、インド訪問も又、中印国境紛争の一部であり、切り離して考えるべきではない。

中印国境紛争が、歴史的連続性をもつかどうかについて、こうした二つの見方が存在しうるもう一つの理由に、国際法上の戦争概念が、中印国境紛争に適用できないこともある。国際法上、戦争状態の発生には、戦意の表明が必要とされるが、インドも中国も戦意の表明を明示的にせよ黙示的にせよおこなっておらず、公式文書の中でも war あるいは戦争という語が用いられたことは、一度もない。1959年10月に発生したチャン・チェンモ谷での武力衝突で、インド兵が中国軍に捉えられ、捕虜となった際、インド政府は、中国政府に対して捕虜の取り扱いについて、1949年のジュネーブ条約 (捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約 (第三条約) (Geneva Convention relative to the Treatment of Prisoners of War of August 12, 1949) 第17条に基づくよう要求した³⁾。しかし、ジュネーブ条約に言及がなされたのは、この一回のみであり、そもそも、ジュネーブ条約に言及がなされたことは、戦争状態の存在を前提にしない。さらに重要なことは、講和条約も1962年11月21日の中国による一方的停戦の宣言の際とそれ以後、締結されておらず、締結を求める文書なり声明なり全く発表されていない。したがって、中印国境紛争は、国際法上、戦争ではなく、単なる「小競り合い」(disputes) にすぎないのである。

しかし、だからといって中印国境紛争の持つ重要性が低下したことはない。1959年から1962年10月までの期間は、米ソ冷戦構造の表層が緩和した時期である

が、アジアでは緊張緩和に向かわなかったことを、中印国境紛争は示しているし、インドと中国の国内政治に与えた影響は大きいからである。たとえば、インドではネルーの優位的な指導力がおとろえ、1963年9月には、ネルー内閣に対する不信任案が連邦下院で採決にかけられた。1960年代には、政治的安定を欠くようになった。また、中印国境紛争期に、インドは、アメリカとイギリスから軍事援助を受けており、非同盟政策は、矛盾を露呈した。中国にとっても、アジア、とりわけ、東南アジアやアフリカで中国脅威論が高まり、劉少奇や周恩来は、アジア・アフリカ諸国を歴訪し、中国脅威論の払拭を余儀なくされた。

このように、中印国境紛争は、その定義付けから困難さを伴うものの、その重要性は決して低くはない。そこで、つぎに具体的にどのような先行研究があるのか、刊行年順に見てゆきたい。

入江啓四郎は、1964年に『中・印紛争と国際法』を著した⁴⁾。この研究は、中印関係についてのインド政府の白書を第一次資料として利用して、中印国境紛争を国際法の観点から分析した。入江啓四郎は、1935年に『支那邊疆と英露の角逐』⁵⁾を著しており、インドと中国の周縁部分についての研究をこの研究で歴史的に再検討している。この研究では、大別してつぎの三点について、考察がなされている。まず第一は、条約承継問題である。中印国境紛争では、国境に関する条約の正当性・効力の問題が、インド・中国間で発生した。言うまでもなく、これらの条約の多くは、インドが独立する以前、中華人民共和国が成立する以前に締結されており、なおかつ、1962年の時点では、条約の承継について普遍性のある国際条約も存在していなかった。そこで、筆者は、17世紀後半にまでさかのぼり、分析している。

第二は、インド・中国両国の国境論争である。筆者は、国際法の観点から、国境論争を分析している。

第三は、チベット問題である。筆者によれば、「一国の少数民族政策乃至は宗教政策は、原則として国内問題であり、国際法上の課題とはならない。ただその例外として、基本的人権、自由の侵犯と認められる場合、集団的干渉を招くことがある。よってその干渉が妥当であるか否かが問題となる。チベット問題も、国際連合総会で審議せられたので、その見地から検討を要する。」⁶⁾という。そして、中印国境紛争にかんしては、インドが植民地期にイギリスが締結した諸条約を承継しており、紛争当事国はインドと中国である。インドと国境を接しているのは、厳密にはチベットであるが、1950年に中国人民解放軍がチベットに進駐し、翌1951年に「チベットの平和的解放に関する中央人民政府とチベット地方政府との間の協議協定」（いわゆる「17条協定」）が締結されて、中華人民共和国の実効的支配がおよんだ以上、チベットにおける国際法主体は、中華人民共和国にほかならない。したがって、それ以前にチベットが、インド（イギリス）と締結した諸条約も、中国が承継する、と結論づけている。さらに、チベット問題は、国際問題化したものの、結局のところ中国の内政問題である。国連総会で審議はされたが、何らかの決議が採択されたり、強制措置がとられたこともないのだから、干渉にもあたらない、としている。

しかしながら、次の二点について、疑問を抱かざるをえない。まず第一は、条約の承継問題である。インドの場合、分離独立の際、分割委員会が設置され、植民地期に締結された条約は、インドが承継するもの（A）、パキスタンが承継するもの（B）、インドとパキスタン両国が共同して承継するもの（C）に一つずつ分類された⁷⁾。この分類によると、条約当事国がイギリスと藩王国であって、インドに帰属す

る藩王国が締結した条約、および、ブータンをインドの保護国と定める条約は、すべてAに区分され、パキスタンに帰属する藩王国が締結した条約と、パキスタンが隣接するアフガニスタンとの国境にかんする条約はすべてBに区分され、これ以外の条約はすべてCに区分されている⁸⁾。そして、イギリスが中国（清朝）と締結した条約や、藩王国がチベットや中国と締結した条約については、記載さえされていない。すなわち、中印国境にかんしては、承継関係は不明であるとしなければならない。ただし、1914年にイギリス・中華民国（北京政府）・チベットの三者によって締結されたシムラ条約をインドは有効であると主張している。パキスタンは同条約の継承について明示的にせよ黙示的にせよ何らインドの主張に反対を表明していないゆえ、シムラ条約の条約当事国は、事実上、インドである。

第二は、チベット問題である。たしかにこの問題は中国の国民統合の問題に他ならず、国内問題である。しかし、中国の場合、国民統合には次の二つの段階があり、二段階すべてをへてはじめて中華民族、すなわち中国国民たりうることができる。まず第一は、実効的支配のレベルである。中央政府（北京）の実効的支配がおよばなければ、国民統合はおろか、領域的一体化さえおよばない。このレベルでは、チベットに人民解放軍が進駐し、17条協定によってチベットは中央政府の支配下に入った。第二の段階は、アイデンティティのレベルである。つまり、現地に居住しているチベット族の帰属意識が中央政府に存在していなければ、チベットにおける国民統合が完成したとはいえない。この点で、国民統合が完成したかどうか、疑問を感じざるをえない。1959年3月に、ラサで（北京）中央政府の支配に対する反乱が発生し、チベットに中央政府の実効的支配がおよぶ以前にチベットの支配者であったダライ・ラマ14世がインドへ亡命すると、インドへ数十万人のチベット族（チベット人）が政治亡命をしたのである。亡命したものの大半は、ダライ・ラマがインドへ亡命したので自分も行動をとるに決まると明言しており、チベット族の帰属意識は、必ずしも中央政府に向けていなかった。つまり、チベットにかんしては、国民統合は完成していなかったのである。

このように、入江啓四郎の『中・印紛争と国際法』には、条約法の問題とチベット問題という点で、同意できない箇所がある。

アルスター・ラム (Alastair Lamb) は、1964年に *The China - India Border: The Origins of the Disputed Boundaries* (London, 1964) を著した。この研究は、インド省図書館をはじめとするイギリスの文書に依拠して、中印国境紛争の歴史的背景を分析している。そして、中印国境紛争の背景として、中ソ関係の悪化と中国がインドの経済発展をうらやんだことを指摘した上で⁹⁾、今日の紛争は清朝および中華民国とイギリスの政策に由来すると結論づけている¹⁰⁾。すなわち、中印国境紛争の紛争当事国はインドと中華人民共和国であるが、植民地期・中華人民共和国成立以前の時期の関係にまでさかのぼって考察する必要がある、というのである。

ラムは、こうした問題意識に立って、1966年に、*The McMahon Line : A Study in the Relations between India, China and Tibet, 1904 to 1914* (London, 1966) を著した。この研究は、中印国境紛争の際、もっとも中印間で対立が激しかった、アッサムと中国（チベット）との国境であるマクマホン・ラインの有効性について、この線が定められた1913年から1914年にかけてのシムラ会議を、前の研究同様、インド省図書館所蔵資料に基づき、分析している。そして、「どうしてネルー氏は、共産中国との友好・平和共存の政策をとると自ら明言しておきながら、少なくとも中国

の目にはイギリス帝国主義の象徴とうつつるシムラ条約とマクマホン・ラインにかんする覚え書き〔の正当性〕に固執したのであろうか、これは20世紀の不可思議の一つである¹¹⁾〕、と結論づけた。

ラムのこれら二つの研究は、イギリス統治期のインドの対中国政策によるものであり、関連するインド省図書館所蔵の第一次資料を駆使している。つぎに紹介する、ネビル・マックスウェルの研究をはじめ、1970年代以降に著された中印国境紛争の研究では必ず言及・引用されるものであって、イギリス側資料を駆使している点で、高く評価できる。しかし、中国側の資料を全く利用していないという不十分な点がある。

1970年に、ネビル・マックスウェルは、*India's China War* (London, 1970) を著した。この研究は、1959年8月からタイムズ紙のニューデリー特派員としてインドに赴任した著者が、インド政府発行の白書やインド政府、とりわけインド軍の関係者から得た情報・第一次資料に基づき、中印国境紛争を分析したものである。歴史的背景の考察については、前述のラムの研究を援用しているが、ジャンム・カシミール地方の中印国境地帯であるアクサイ・チンの帰属問題にかんしてはインド政府の未公開文献をも利用している。また、本研究で注目すべきは、中華人民共和国政府の政策決定過程ほど秘密のベールにおおわれたものはない¹²⁾との前提つきではあるが、「北京の見解」と題する中国側から見た紛争像も提示していることにある。そして、インド政府の政策決定過程において、ネルーの政策・方針に異を唱えるものは排除されたこと、および、1954年の平和共存五原則をインドと中国が共同で提唱したことから、ネルーはインドがどのような政策を決定しようとも中国は決してインドを攻撃しないと認識しつづけたことが、中国の武力行使を招き、中印国境紛争にいたったこと、の二点を結論として述べている。

この研究は、はじめて中国側とインド側の双方の見解を併せて分析し、その後の中印国境紛争研究では必ず参照・引用されていることから伺えるように、現時点でもっとも総合的かつ客観的な考察である。このことは、1972年に『印度対華戦争』(北京、1972年)として中国で翻訳されたことによっても裏付けられている。また、日本でも同じ1972年に『中印国境紛争—その背景と今後—』(時事通信社、1972年)として前田寿夫の訳が出版された。

しかし問題もある。インド政府の政策決定過程の分析は、十分であるものの、政策が中国のどのような反応を招き、その反応にインド政府がどのように対応したかが十分分析されていない。また、国境問題といっても国境全域について等しく対立したのではなく、対立構造はそれぞれ異なる。この差異は「歴史的背景：帝国の国境」(序章)では扱われているが、それに続く章(すなわちインドの独立と中華人民共和国の成立後の問題を扱った部分)では全く扱われていない。具体的には、アクサイ・チンの問題とマクマホン・ラインの問題は、後に述べるように、性質を異にするが、一括して扱われているのである。問題の「腑分け」が必要である。

さて、1990年には、スティーブン・ホフマンが、*India and the China Crisis* (Berkeley, 1990) を著した。この研究は、カール・ドイッチュのコミュニケーション理論と、グレアム・アリソンの第三モデルを組み合わせて、国際危機管理モデル(International Crisis Behavior Model)を提示し¹³⁾、中印国境紛争の際のインド政府の政策決定過程を分析したものである。そして、ネルーの、中国は決してインドを攻撃しないと考える方が、インド政府の対中国政策の基軸となり、インドはインドが

主張する国境線まで軍を前進させたため、中国の武力行使を招いたと結論づけた。このことから明らかなように、この研究は、ネビル・マックスウェルの研究を援用しており、事実認識という点で新知見はみとめられない。しかし、従来の研究が叙述的な書き方の傾向が強かったのにくらべ、この研究は、分析枠組みを全面に打ち出しており、理論面で大きな貢献をなしている。

しかし、この研究も中国政府の政策決定過程の分析を全く欠いている。中国政府の政策決定過程については、『人民日報』¹⁴⁾などの「アウト・カム」をのぞくと、第一次資料が全くえられないため、やむを得ない。

1990年代、とりわけ1988年12月のラージーブ・ガーンディーの中国訪問以降、中国で中印国境紛争の研究がおこなわれるようになった。たとえば、1993年には、師博主編、『1962：中印大戦紀実』（北京、1993年）が刊行された。本書は、タイトルが示すように研究書ではなく、「紀実文学」である。しかし、中国研究の場合、伝統的に「紀実文学」は、文学であっても社会科学の研究として分類されるため、無視することはできない。本研究は、1954年に平和共存五原則を明文化し、中国はインドと平和友好関係を築いた。しかしながら、1959年のダライ・ラマのインド「逃亡」とそれに伴うインドでの反中国活動、および、「地図なきところはわが国の領土」というインド政府の前進政策の結果、中国は「自衛反撃戦」にでる以外に道はなかった、という。そして、1962年11月21日には、「偉大な騎士的政策決定」によって、中国は一方的に停戦を実施し、その後の中印関係は、「武装共存」関係になった、と結論づける。

さらに、1998年には、王宏緯、『喜馬拉雅山情結：中印関係研究』（北京、1998年）が出版された。この研究は、『1962：中印大戦紀実』と内容的には大差はないが、1993年9月のナラシンハ・ラオ首相の訪中時に締結された「中印国境地帯の実際支配線を維持し、平和と安定を保持する協定」によって、中印「武装共存」関係が、平和共存関係へと変化したことを強調している。

これら二つの研究に共通しているのは、インド政府の政策決定にのみ言及し、中国政府の政策決定過程には一言も具体的に言及していないことである。さらに、1962年11月の中国による一方的停戦にかんしては、平和を願う中国政府の偉大な決定であると結論づけている。この結論は、すでに1962年11月21日付『人民日報』第一面の記事に表れており、何ら新しい知見でもなければ、新事実の発見でもない。したがって、中国における中印国境紛争の研究は、1962年の紛争当時の中国政府の公式発表・見解の域を出ておらず、再検討には値しない。それでもなお、研究がおこなわれるようになったという事実そのものは、かつては考えられることもなかったことであり、今後の研究が待たれるところである。

以上、先行研究を批判的に再検討した結果、本論文における分析視角としてつぎの諸点を設定できよう。まず第一は、国境問題を西部区間、中部区間、東部区間と地理的に区分し、それぞれの区間で何が問題となっているのか、その本質を見極めることである。入江啓四郎やネビル・マックスウェルは、一応三つの区間に区分してはいるものの、国境が長いため便宜的に区分けしたにすぎず、本質的相違には触れていない。

第二は、チベットの位置づけの問題である。中印関係は、1959年のチベットの反乱を分水嶺として悪化に向かう。しかし、この問題を中国政府が主張するように「一部のチベット貴族反動分子による反革命行為」として片づけることはできない。イ

ンドが中印国境であると主張するマクマホン・ラインを定めた1913年から1914年のシムラ会議と、チベット問題は、密接な関係にあり、さらなる検討を要する。

第三は、中国政府の政策決定過程の問題である。この問題については、いまだに第一次資料は、『人民日報』(ただし、『人民日報』は編集過程が明らかではなく、第一次資料たり得るかどうかについて慎重にならざるを得ない)などの公式刊行物(アウト・カム)しか入手しえず、アウト・カムが産出される過程は全くわからない。限界はあるものの、できるだけ解明したい。

註

- 1) 中共中央文献研究室編、『周恩来伝』、北京、1998年。これによれば、中印国境紛争は、第55章、中印国境第一次武装衝突（1487-1530ページ）と、第59章、中印国境第二次武装衝突（1654-1692ページ）というように二つに区別して分析される。
- 2) Neville Maxwell, *India's China War*, Dehradun, 1997 (reprinted edition), Steven A. Hoffmann, *India and the China Crisis*, Berkeley, 1990.
- 3) 1959年11月24日付インド外務省の駐印中国大使館あて覚え書き (*Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China*, Vol III, New Delhi, pp. 4-5. なお、本書は、書名が長いので、以下、*W.P.*と略称する。)
- 4) 入江啓四郎、『中・印紛争と国際法』、成文堂、1964年。
- 5) 入江啓四郎、『支那邊疆と英露の角逐』、ナウカ、1935年。
- 6) 入江啓四郎、『中・印紛争と国際法』、IIページ。
- 7) Government of India, *Partition Proceedings, Appendix II to Vol. 1*, n.p, n.d., pp. 300-346.
- 8) *Ibid.*, p. 324.
- 9) Alastair Lamb, *The China : India Border The Origins of the Disputed Boundaries*, London, 1964, p. 2.
- 10) *Ibid.*, p. 5.
- 11) Alastair Lamb, *The McMahon Line : A Study in the Relations between India, China and Tibet, 1904 to 1914*, London, 1966, p. 590.
- 12) Neville Maxwell, *India's China War*, New Delhi, 1997 (reprinted edition), p. 14.
- 13) Steven A. Hoffmann, *India and the China Crisis*, Berkeley, 1990, p. 260の図を参照。
- 14) しかしながら、『人民日報』を第一次資料と見做すことができるかどうかについては、慎重にならざるを得ない。というのは、発行・編集の過程が明らかではないからである。

2 第1章 西部区間と無主先占論

この章では、中印国境を地理的に三つに大別して、各区間における対立点を明らかにする。

中印国境は、全長 2500 マイルにおよぶ。ここでは、インド政府と中国政府の公式文書や、ネルーと周恩来との間で交わされた書簡にならって、つぎの三つに区分したい。すなわち、中国の新疆とチベットがラダクと接する国境を西部区間、西部区間の東南端から中国、インド、ネパール三国の国境が交わる地点までの国境を中部区間、そして、ブータン以東の国境を東部区間と区分する¹⁾。ただし、中部区間では戦闘は全く発生しなかった²⁾ので、本論文では考察の対象から外したい。

本章では、まず、西部区間の問題を考える。インドは、アクサイ・チンを自国の領土と定める国境線を主張し、中国は、同地域を自国の領土と定める国境線を主張している。したがって、西部区間の国境問題とは、アクサイ・チン（インドの立場に立つならば、ジャンム・カシミール州のラダク地区の一部）の帰属問題である。1959年9月26日付のネルーの周恩来宛書簡で、インド政府は、アクサイ・チンはつねにインド領土の一部を構成してきた、と主張した。ところが、それ以前の1958年には、アクサイ・チンがインド領土であるのか中国領土であるのかは、係争中の問題である³⁾、と述べている。さらに、1959年11月4日には、アクサイ・チンでは「インドの国境は全域にわたって伝統的な国境としてよく知られているし、インド測量局発行の公式地図にもはっきりと描かれている」⁴⁾が、「インド政府が伝統的国境線に哨所を全く設置しなかったことは事実である。これは、当該地区が大変人口希薄なところであったためである。」⁵⁾とした。これにたいして、中国政府は、「清朝以来、この地区は新疆と西部チベットの大部分の地域を結びつける幹線道路となっていた」⁶⁾ので、「このルートに基づいて1956年3月から1957年10月にかけて、中国边境守備隊と3000名を越す民間土木作業員は、きわめて厳しい自然環境条件の下で、新疆南西部のイエチェン(Yehcheng)から南西チベットのガルトク(Gartok)にいたる1200キロの自動車道路を建設した。」⁷⁾「しかしインド側はこれらの活動を全く知らなかったのである。このことこそが、この地区がつねに中国の行政管轄下であり、インドの行政管轄下にはなかったことを示す証拠である。」⁸⁾と反論した。そして、1958年9月には、アクサイ・チンを経由する中国の道路付近に駐留していたインド軍を中国人民解放軍边境守備隊が、捉え、結局、「中印友好の精神にのっとり」10月に彼らを釈放するという事件が起きた⁹⁾。

要約すると、インドはアクサイ・チンは無主の地ではあるが自国の地図によれば、インド領土と記されているので、インドの領土であるといい、中国は、インドは中国がアクサイ・チンで道路建設などの活動をおこなっていることを知らなかったので、結局のところ中国の領土であるというのである。さらに、インドは、中国で出版されている『中国画報』(1958年7月号)掲載の地図で、アクサイ・チンが中国の領土であると記されていることに抗議し、中国は現行の地図は昔の地図に基づいており、訂正する時間がなかったと反論するという非難応酬¹⁰⁾もなされている。要するに、西部区間の問題の本質は、(一)無主地の帰属、とくに無主先占論、および(二)地図の証拠価値にほかならない。

インドは、1959年9月26日付のネルーの周恩来宛書簡が示すように、イギリス植民地時代に多数のイギリス人探検家や科学的調査隊が、アクサイ・チンを訪れ、同地

域をイギリスの領土とする地図を作成したことを権原として、無主地であるアクサイ・チンがインドに帰属すると主張する。アクサイ・チンは、夏の一時期にチベット人ないしカシミール人が放牧のために訪れる以外には無人の地である。たとえチベットから来たチベット人であれ、カシミールから来たカシミール人であれ、定期的に同地域にやってきたとしても、政治的に組織化されてはいないのだから、無主地である。たとえば、ニュージーランドの南島やオーストラリアには先住民が居住しているが、政治的に組織化されていないので、無主地とされた。事実、東部グリーンランドの法的地位にかんする事件判決（1933年4月5日）¹¹⁾では、グリーンランドに居住するエスキモーの自決権や私有・所有の概念は全く考慮されていない。そして、無主地の領有には、発見のみならず、帰属未定の地域に国家が支配権をおよぼしてこれを取得するという先占が必要である。さらに、先占の要件について、太壽堂鼎は、つぎの四つをあげている。まず第一は、先占の主体は、国家でなければならぬ。第二に、人が住み、或いは更に未開の部族が現実に土地を支配しているも、国家の領土でなければ、この地が先占の対象となることを妨げない。第三に、領有の意志を伴わない単なる探検や科学的調査の如きは、それ自体先占行為とはならない。そして第四に、先占の実体的要件として、実効的な占有を行わなければならない、という¹²⁾。この四条件をインドの主張に当てはめると、つぎのようになる。まず、第一の要件であるが、探検隊や調査隊の派遣は、イギリス本国が命じたものでもインド政府が命じたものでもなかったのであるから、この要件には適合しない。たとえ、中央アジアをめぐるイギリスとロシアの勢力角逐の過程で行われた派遣であったにせよ、インド軍やイギリス軍の直接関与するものではなかった。第二の要件については、カシミール藩王国の領土・領域は明確に規定されていなかったため、アクサイ・チンにまで主権（この場合には、絶対的な支配権と定義する）がおよんでいたと断定することは、できない。事実、トルキスタンやチベットが、この地を通商ルートとして自由に利用していたのである。第三の要件も、あてはまらない。イギリスの探検隊や調査隊には、明確な領有の意志はなかった。第四の要件も、単なる探検や地図の作成に任務はあきらかに限定されており、実効的領有の意志はなかった。したがって、イギリスの探検隊・調査隊の活動は、占有にはあたらない。もし、これらの探検隊や調査隊の活動が、先占行為に該当するとすれば、ヘディンやステインといったイギリス以外のヨーロッパ人による探検隊の活動も、先占行為となるし、実際、スウェーデンが中央アジアで領有権を主張したことは、一度もない。

このように考えると、ネルーやインド政府によるアクサイ・チン領有の主張には、何らの根拠もないことがわかる。また、ネビル・マックスウェルがまとめた「西部区間における国境の歴史的推移」地図でも、1873年のイギリス外務省ライン、1899年のマカートニー・マクドナルド・ライン、ジョンソン・アーダウ・ライン、1846年～1847年のイギリス国境線委員会のラインは、それぞれ全く異なった場所をインドとチベット・新疆（トルキスタン）との国境線として描き出している¹³⁾。

さらに、インド政府は、「ラダク地方におけるインド・中国国境は、他の区間同様に伝統的によく知られており、地理的特徴物にきちんと沿っている。この道路〔新疆とチベットとを結ぶアクサイ・チンを横断する道路〕が通っている地域は、何世紀にもわたってインドのラダク地方の一部を構成しており、「古くから確立された辺境地帯（old established frontiers）である。また、1842年の講和条約によって中国側は

これを国境として承認した。」と主張した¹⁴⁾。これにたいして、中国政府は、「1842年の講和条約は、中国チベット地区地元当局とカシミール当局との間で締結されたものである。しかし、当時の中国中央政府は当該条約の締結に際して、何ら人を派遣しなかったし、後になって本条約を批准することもなかった。」したがって、「本条約を援用して、この区間の国境が二国間で公式に机上画定されたということではできない」と反論¹⁵⁾している。

1842年のチベット・ラダク講和条約とは、1841年にカシミール王国（ドーグラ朝）のゾラワール・シンが4000名の兵士を引きつれて西チベットに侵入し、ネパールとチベットとの国境であるタクラコット（Taklakot）まで進撃したものの、チベット側の反撃にあい、結局1842年にもとの地点に引き返して締結された講和条約である。当時、清朝は第一次アヘン戦争（1839年-1842年）のまっただ中にあり、ネパールでも内政が混乱しており、チベットが独自の判断で締結交渉を行った。イギリスは、ゾラワール・シンの越境に反対したが、第一次シク戦争（1845年-1846年）以前のことであり、カシミール王国を充分支配しえていなかった¹⁶⁾。

本条約の条文中、「われわれは、おのおのの国境を尊重する」とか、「われわれは、ラダクの定められた（fixed）国境に同意する」しか規定されておらず、具体的な国境の位置については一言も言及されていない¹⁷⁾。インド側は、「事実、ラダク地方の国境は17世紀以降画定（fixed）され、よく知られていた。1842年講和条約は国境を画定（fixed）したのではなく、確認（confirm）したにすぎない。」¹⁸⁾とも付け加えているものの、国境の具体的位置を明らかにしてはおらず、インドの主張には、具体性が欠如している。また、中印関係にかんするインド政府の白書を見ても、アクサイ・チンは歴史的に見てインドの領土であるという記述があるのみであり、具体的な第一次資料に依拠した裏付けは、全く存在していない。

すなわち、先に述べたアクサイ・チンにおける複数の国境線の存在を考えあわせるならば、同地区の範囲さえ明確ではなく、まさに無主の地であるといえる。

ところで、西部区間の国境について、中国政府は、つぎのような立場をとっている。「中印国境は公式に机上画定されてはいないものの、[中印] 両国は伝統的な慣習線、つまり両国が歴史的に行政権を行使することによって形成された国境線の存在が認められている。」¹⁹⁾から、「伝統的なルートに沿って新疆のイエチェン（Yehcheng）からチベットのガルトクにいたる全長1200キロの自動車道路を建設した。そのうち、180キロがこの地区[アクサイ・チン]を通過した」²⁰⁾のである。さらに、「公式に机上画定された中印国境は全区間を通じて全くない」と断言している²¹⁾。

そもそも、アクサイ・チンを含む東トルキスタン（天山南路）がはじめて中国の領土となったのは、1760年だった。これに先立つ1638年に理藩院がもうけられ、東トルキスタンにはその土地の支配者として伯克と扎薩克という二つの種類の支配者がいて、清朝はこれを認めていた。北京からは満州人の駐屯軍をつけて伊犁將軍を派遣し、伊犁の町にある惠遠城に駐屯させたのであった²²⁾。1842年講和条約締結時には、コーカンド、カザーフといった中央アジア諸国は相次いで入貢してきた（「相率款塞」）ものの、1850年代にはロシアはカザーフを完全に併合した。さらに1871年にはロシアは伊犁を占領した。このことから明らかなように、アクサイ・チンを含む地域は、19世紀には中国に帰属したり、ロシアに帰属したり、二重朝貢を行ったりと国際的地位が明らかではなかった。また、イギリスもコーカンドの豪族ヤクブ・ベグ（Yakoob Beg）に接近し、1869年には天山北路に侵入させている。結局、

1881年2月24日、清朝とロシアとの間でペテルスブルグ条約が調印され、ロシアは伊犁を返還し、清朝は1884年11月に新疆省を設置して、この問題の決着をみた²³⁾。けれども、これら中国辺境の諸地域には西欧国際体系で定義される国境概念が欠如していたため、1842年講和条約では、「定められた国境」などという抽象的な表現しかもちいられなかった。

清朝期の東アジア地域の国際関係をみる上で、最も重要なのは、周縁地域からの朝貢と中央からの回賜関係によって特徴づけられる東アジア国際体系である。この国際体系は、領域が明確な主権国家を基本的な構成単位とする西欧国際体系とは全く異なり、領域概念が明確ではない。もちろん、20世紀中盤に樹立された中華人民共和国は、西欧国際体系の構成員である。しかし、中国は、「中印両国間の国境はまだ正式に画定されていないが」、「両国人民が長期にわたり平和的に暮らす中で、双方の行政管轄範囲に基づいて、つねに伝統的な慣習上の国境が、形成されてきた」と述べ²⁴⁾、繰り返し、国境は画定されていないことを強調している。そして、中央アジア諸国から朝貢が行われたことをもって、これら諸地域は中国の領域を構成すると中国は主張する。しかし、坐して朝貢使の到来を待つという東洋的な朝貢制度は、少なくとも歴史的権原にはなりうるが、近代国際法における実効的支配の観念とは一致しない²⁵⁾のであるから、中国によるこの主張には、合理的根拠はないとしなければならない。

では、なぜ現代の中国が東アジア国際体系の原則と西欧国際体系の原則を混同するのだろうか。少し論は、はずれるが、簡単に説明したい。現代の中国は、なるほど、表面的には西欧国際体系の一員（世界の中の中国）を自認しているし、現在、国際連合安全保障理事会では、常任理事国である。その半面、朝鮮戦争（1950-1953年）に際しては、「朝鮮人民、中国人民、および東アジア各国人民の利益を守るため、東北辺〔境〕〔国〕防軍を中国人民志願軍に改組し、朝鮮国内に出動させる」よう毛沢東は命令し²⁶⁾、「参戦すれば利するところ大きく、参戦しなければ損するところ大きい」と述べた²⁷⁾。朝鮮への人民志願軍の投入には、もちろん中国東北地域に対する安全保障も意図されていた。しかし、それ以上に、かつての朝貢国朝鮮を見殺しにできないとする東アジア国際体系の「中樞」としての意向がはたらいっていたことは明白である。さらに、毛沢東死後の中越戦争（1979年）の際には、ベトナムのカンボジア「侵攻」にたいする「懲罰」として出兵が行われた。つまり、中華人民共和国は、表面こそは西欧国際体系の一員ではあるが、政策決定の深層には、かつての東アジア国際体系の「中樞」・「中央」としての意識が、厳然として横たわっているのである²⁸⁾。

このように、アクサイ・チンは、東アジア国際体系下においては理藩院管轄地域の朝貢地帯に位置し、ロシアにも朝貢をおこなっていたことから明らかなように、中国に帰属していたとは言いがたく、いわば、独立した状態にあった。1949年に中華人民共和国が西欧国際体系の一員として樹立され、名目上は新疆省の一部であるアクサイ・チンは中国の領域となった。しかし、中国政府が、「国境は一度も公式に机上画定されたことはない」と繰り返し述べていることから明らかなように、辺境の縁の部分にまでは、実効的支配はおよんでいなかった。よって、中国にとってもアクサイ・チンは帰属未定の無主の地である。

つぎに、西部区間における地図の問題を検討する。この問題は、1958年8月に、

『中国画報』（1958年7月号）掲載の地図によれば、アクサイ・チンが中国領として描かれていることに、インドが抗議した²⁹⁾ことに端を発する。これに対して中国側は、「これらの地図は、中国のかつての政権が作成したものであり、現在、中国政府は他の作業に追われて地図の改訂作業を行うことができない」³⁰⁾と反論した。しかし、それに先だって、インド政府は、1954年にアクサイ・チン全域をインドの領土とする地図を作成していた³¹⁾。中国も1956年の地図で描かれた「伝統的な慣習線」を1960年にはアクサイ・チン全域を中国領土とするよう描き改めた³²⁾。

「本来、地図とは、パルマス島事件判決（1928年4月4日判決）から明らかのように、領土の政治的分配を正確に指示（indication）していない地図〔中略〕は、はじめから排斥されなければならない。そればかりでなく、この種の指示も、地図作成者がたんにすでに存在する地図によったのではなく、慎重に集められた資料に基づいて決定したと信すべき理由のある場合だけに価値がある。地図は、たんに指示を提供するだけである。それもきわめて間接的な指示を提供するだけである。法的文書に付属している場合をのぞいて、権利の承認や放棄をひきおこすところの、法的文書としての価値をもたない」³³⁾のである。また、プレア・ビヘア寺院事件判決（1962年6月15日）においても、地図そのものには法的拘束力はないと判示された³⁴⁾。

それにもかかわらず、インド政府外務省法および条約局長のK.クリシュナ・ラオは、イギリスが1899年にアクサイ・チン全域をイギリス（ラダク）に含める国境線を中国に提示した際、中国はこれに反対せず、黙示的な承認を与えたと反論している³⁵⁾。この反論は、中国はいったん、イギリスの提案に黙示的な承認を与えたのであるから、後になって、自国に有利となるようにその承認を撤回してはならないという、禁反言の法理を適用したものである。しかし、前述したように、イギリスの提案した国境線は1899年のものだけではなく、他にも複数存在し、必ずしもつねにアクサイ・チンをインドの領土に含めてはいなかったことを考えると、この反論には、明確な根拠はなく、誤りである。また、プレア・ビヘア寺院事件の場合と異なり、イギリス（インド）と中国が合同委員会を構成して地図を作成したのでもないから、単純に比較することさえできないとしなければならない。

このように、西部区間の問題は、地図の問題ではなく、無主地の帰属の問題である。ただし、中国は1950年代中盤にアクサイ・チンを横断する道路を建設したことを権原として、同地域にたいする領有権を主張しているが、この主張には次の二点の問題がある。すなわち、（一）アクサイ・チンを横断する道路といっても、それは、アクサイ・チンの東側の一部を横断しているにすぎないこと。（二）この道路が実際に恒常的に利用されているかどうか疑問があること、である。

（一）については中国側も認めているように、新疆と西チベットを結ぶ唯一の道路であるものの、アクサイ・チンの東側の一部を横断するにとどまっている。したがって、この道路の存在を権原として、アクサイ・チン全域にたいする領有権を主張することは、できない。（二）にかんしては、1950年代後半になると、中国人民解放軍が国境警備のため、新疆からチベットのアリ地区に入ったのは、アクサイ・チン道路を経由してであったと周恩来は述べている³⁶⁾。けれども、『人民日報』や周恩来の書簡などの第一次資料を読むかぎり、この道路の具体的利用にかんする記述は、この一例のみであり、恒常的に使用されていたかどうかは、不明である。占有が長期間断絶した場合には、当該土地は再び無主の地となり、他国が合法的に先

占しうる³⁷⁾。しかし、アクサイ・チンの場合、領有を主張している国（中国）の意志は明白に認められるのだから、同地域が再び無主地となったとはいえない。

かくして、西部区間の問題は、つぎのように結論づけることができる。まず、この問題の本質は、国境問題ではなく、領有権の問題、具体的には、アクサイ・チンは無主地であるかという問題である。イギリスが異なる国境線を描いた複数の地図を作成していること、およびインドが、「アクサイ・チンの〔帰属〕問題は、議論の余地がある」と述べたこと、そして、中国がアクサイ・チン道路を建設したさいに、当初はその存在に気がつかなかったこと、これら三点から、アクサイ・チンはインドに帰属しないことが、明らかである。他方、中国はアクサイ・チンを横切る道路を建設した。しかし、この道路は、アクサイ・チンの東部を横断しているにすぎない。この道路の使用状況は、明らかではないが、少なくとも、この道路を使用する権利は中国に認めることができる。しかし、だからといって、アクサイ・チン全域を中国が領有するとはいえない。アクサイ・チン全域に中国の実効的支配はおよんでいないからである。すなわち、アクサイ・チン道路の通過している部分は、中国に帰属し、それ以外の地域は、帰属未定の無主地である。

最後に付け加えるべきは、無主地である以上、「侵略」行為はありえないということである。1962年10月20日の中国による全面的武力行使が近づくにつれ、インド・中国ともに、互いに相手国が自国領土を侵略したと非難するようになる。しかし、帰属未定の無主地であるから、侵略という行為は、ありえない。

註

- 1) 中華人民共和國外交部給印度駐華大使館的照会 (1959年12月26日)、『中印境界問題』、北京、1962年、31ページ。なお、中印国境をこれらの三区間に区分する方法は、1959年9月8日付、周恩来のネルー宛書簡 (W.P.II, pp. 27-31) が初出である。
- 2) Steven A. Hoffmann, *op. cit.*, p. 213.
- 3) 1958年11月8日付中国駐在インド大使の中国副外相宛覚え書き (W.P. I, p. 29.)
- 4) 1959年11月4日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き (W.P. II, p. 20.)
- 5) *Ibid.*, p. 22.
- 6) 1959年12月17日付周恩来のネルー宛書簡 (W.P. II, p. 54.)
- 7) *Ibid.*, p. 54.
- 8) *Ibid.*, p. 54.
- 9) 1958年11月3日付中国外務省の在中国インド大使館インド参事官宛覚え書き (W.P. I, p. 28.)
- 10) 1958年8月21日付インド外務省の在インド中国大使館中国参事官宛覚え書き (W.P. I, p. 46.)
- 11) 横田喜三郎、『国際判例研究II』、有斐閣、1970年、39-56ページ。
- 12) 太壽堂鼎、『領土帰属の国際法』、東信堂、1998年、19ページ。
- 13) Neville Maxwell, *op. cit.*, 付録地図、n.p.
- 14) 1958年10月18日付インド外務省外務次官の在インド中国大使宛非公式覚え書き (W.P. I, p. 26.)
- 15) 1959年9月8日付周恩来のネルー宛書簡 (W.P. II, p. 28.)
- 16) Parshotam Mehra, *An 'Agreed' Frontier: Ladakh and India's Northernmost Borders 1846-1947*, New Delhi, 1992, pp. 22-23.
- 17) 条約の全文は、*Ibid.*, pp. 167-170を参照。
- 18) 1960年2月12日付インド政府の中国政府宛覚え書き (W.P. III) , p. 86.
- 19) 1959年12月26日付中国政府外務省の在中国インド大使館宛覚え書き (W.P. I, p. 66.)
- 20) *Ibid.*, p. 67.
- 21) 1959年9月1日付中国外務省の在中国インド大使宛覚え書き (W.P. II, p. 4.)
- 22) 坂野正高、『近代中国政治外交史 - ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで-』、東京大学出版会、1989年、89ページ。
- 23) 同書、325-332ページ。Chusei Suzuki, 'China's Relations with Inner Asia: The Hsiung-nu, Tibet' in John King Fairbank ed., *The Chinese World Order: Traditional China's Foreign Relations*, Harvard, 1968, pp. 180-197.

- 24) 周恩来総理就中印境界問題致亜非国家領導人的信 (1962年11月15日)、『中印境界問題』、北京、1962年、5ページ。
- 25) 太壽堂鼎、前掲書、163ページ。
- 26) 關於組成中国人民志願軍的命令 (1950年10月8日)、『建国以来毛沢東文稿第一冊』、北京、1993年、543-544ページ。
- 27) 關於我軍应当入朝參戰給周恩来的電報 (1950年10月13日)、同書、556ページ。
- 28) こうした、中国における政策決定の二重性については、西村成雄、「中国革命- 二大政治空間の形成とその矛盾-」(歴史学研究会編、『講座世界史9 解放の夢 大戦後の世界』、東京大学出版会、1996年、177-208ページ。) とくに、図一 中華人民共和国樹立期の政治空間 (179ページ) を参照。
- 29) 1958年8月21日付インド外務省の在インド中国大使館参事官宛覚え書き (W.P. I, 46.)
- 30) 1959年11月4日付インド外務省の在インド中国大使館宛メモ (W.P. II, p.20.)
- 31) Neville Maxwell, *op. cit.*, pp. 83-85.
- 32) *Ibid.*, pp. 208-209. ただし、マックスウェルは、つぎのように指摘している。中国側の1956年地図は、もともとおよそに「伝統的な慣習線を」描き出したもので、正確な国境を示したものではない。いわゆる「伝統的な慣習線」についての見解を地図上にあらわした唯一のものは、1960年の地図である。したがって、インド側がこの二つの地図をそのまま比較して、「中国側は、次々と多くの領土を要求している」と非難することは、無意味である。 *Ibid.*, p. 209.
- 33) 横田喜三郎、『国際判例研究 III』、有斐閣、1981年、179ページ。
- 34) *ICJ Report 1962*, p. 19.、Guenter Weissberg, 'Maps as Evidence in International Boundary Disputes: A Reappraisal' in *The American Journal of International Law*, Vol. 57, 1963, pp. 781-803.
- 35) K. Krishna Rao, 'The Preah Vihear Case and the Sino-Indian Boundary Question' in *Indian Journal of International Law*, 1962, p. 365.
- 36) 1959年12月17日付周恩来のネルー宛書簡 (W.P. III, pp. 53-54.)
- 37) 太壽堂鼎、前掲書、55ページ。

3 第2章 東部区間とマクマホン・ライン

東部区間、すなわちブータン以東の国境問題とは、マクマホン・ラインが正当な中印国境であるかという問題にほかならない。

当初、インドは、「インド政府は、印中国境全域にわたってインドと中国チベット地区との伝統的国境線を詳細に調査した。[その結果] この伝統的国境線は、いわゆるマクマホン・ラインと一致する」¹⁾と述べた。そして中国は、「いわゆる伝統的な国境線、たとえばイギリスがかつて設定したマクマホン・ライン」²⁾と述べることによって、マクマホン・ラインを伝統的な慣習線として (de fact) 承認していた。ところが、1959年8月25日にロンジュにおいて武力衝突が発生し、その帰属をめぐる対立が生じると、インドは、「いわゆるマクマホン・ラインは、ブータン東端からビルマにいたるインドと中国チベット地区との明らかな国境をあらわしている」³⁾と述べ、マクマホン・ラインが正統な中印国境であると主張するようになった。これにたいして、中国は、「いわゆるマクマホン・ラインは、シムラ会議で (中略) イギリス代表とチベット地方当局代表が、中国中央政府代表に隠れて、(中略) 決定された。」したがって、「いわゆるマクマホン・ラインは、イギリスの対中国チベット地区にたいする侵略政策の産物であって、いかなる中国中央政府も承認したことはない。よって、当然違法である。」⁴⁾と反論したのである。

さらに、マクマホン・ラインが設定されたシムラ会議 (1913年-1914年) が開催された当時、チベットが、対外条約締結権をもったのかどうかについても、対立がある。インドは、「当時、チベットには対外条約締結権があった」⁵⁾と主張し、中国は、「チベット地方当局には、単独で外国と話し合ったり条約を締結する権限などなかった」⁶⁾と反論しているのである。

つまり、東部区間の問題は、マクマホン・ラインは正当な中印国境たりえるかという条約法の問題と、チベットは当時対外条約締結権を有していたのかという国際的地位の問題という二つに分けることができる。しかし、この二つの問題は、別個のものではなく、相互に関連性を有する。以下述べるように、マクマホン・ラインの問題は、この線が設定されたシムラ条約の有効性の問題に他ならず、この有効性の問題は、チベットの国際的地位の問題と表裏一体をなすからである。

そこで以下、この二つの問題と東アジアにおける国際体系の変動の問題をあわせて考察したい。マクマホン・ラインが議論された1913年から1914年は、中国 (東アジア) において、東アジア国際体系から西欧国際体系へと転換が生じた辛亥革命 (1911年) の時期と重なるからである。

シムラ会議とは後述するように1913年から1914年にかけて開催されたイギリス、中国、チベットによる会議である。この会議は1911年の辛亥革命の直後に行われた。それ故、国際体系の転換とチベットの国際的地位を考える上で注目に値する。

さて、まず初めに、シムラ会議やシムラ条約が中国における中国近現代外交史研究において、どのように評価されているのかを本章の出発点としたい。

まず、シムラ会議であるが、中国の外交史の事典である『中外関係史辞典』ではおおむね次のように紹介されている。

中国、イギリス、チベット地方政府の各代表が、チベット問題を討
論し、インドのシムラで行われた会議。1911年にイギリス帝国主義が中

国で発生した辛亥革命の時期を利用して、チベット反動分子が反乱を起こすようそそのかし、チベットの中国からの離脱を策略した。会議の席上、マクマホン〔イギリス政府の全権〕はチベット独立などの要求を突きつけ、中国代表は厳正にこれに反駁した。イギリス側は「調停者」という形を取り、チベットを内チベットと外チベットに分割すること、さらには外チベット「自治」などを主張した。中国はこれも拒絶した。マクマホンは数次にわたり条約草案やチベットとインドとの国境を示す地図を提起したが、内容はどれも中国の主権を脅かすものだった。〔イギリス側は〕中国の正式署名を求めたが、中国はまた、数次にわたり拒絶した。イギリスとチベット「代表」は会議の間、中国に隠れてイギリス代表マクマホンの提案したチベットとインドとの境界線に基づく「秘密交換公文」に署名した。中国はそれ以後これを承認したことはない⁷⁾。

要は、チベットを中国から切り離し、チベットを支配しようとしたのがシムラ会議である⁸⁾、というのである。

そして、シムラ条約については、

イギリスがチベットを分裂・併合することを意図し、チベット地方当局と非公式に締結した不法な条約

と説明する⁹⁾。

これらの説明は、当時の中国やチベットをめぐる国際環境を十分説明していない。例えば、そもそもなぜ中国はシムラ会議に参加することになったのか、一つの「地方政府」であるチベットがイギリスや中国という主権国家同様に政府全権を派遣し得たのはなぜか。これらの問いに十分答えていない¹⁰⁾。

そこでまず、シムラ会議前においてチベットと中国はどのような関係にあったのかという点から考えてみたい。

3.1 第1節 東アジア国際体系における中央—周縁関係

中華民国が成立する以前、すなわち中国を中心とする東アジアでは、近代国民国家が成立する以前に、東アジア国際体系が存在していた。この国際体系とは、中央—周辺・辺境関係は周辺からの中央への朝貢と中央から周辺への回賜という関係によって特徴づけられる。具体的には、周辺は礼部管轄地域と理藩院管轄地域に大別され、前者はさらに朝鮮、琉球、ベトナム、ビルマなどの朝貢国と、日本、フランスなどの互市諸国に細分化できる。理藩院管轄地域には、モンゴル、東トルキスタン、チベット、そしてネパールが含まれる。

このうち、モンゴルでは地域が旗という単位に分割され、会盟が組織された。すなわち分割統治である。そしてこの会盟にほぼ沿う形で、後に20世紀になると内モンゴルと外モンゴルに分割されることになる。

チベットでは、清朝皇帝との関係はラマ教の僧団と施主との関係になぞらえたものだった。一年一貢、つまり毎年一回北京に朝貢使を派遣するとされ、「ダライ・ラマが文殊菩薩皇帝である清朝の皇帝に貢ぎ物を捧げるというフィクションをとった」¹¹⁾。

ネパールは基本的にイギリスの勢力圏下にあり、インド帝国地図 (*The Imperial Gazetteer of India, Vol. XXVI: Atlas*) でも藩王国扱いがなされている¹²⁾。しかし、中国がチベット・ネパール戦争に介入した1792年から1907年(1882年という説もある¹³⁾)まで、五年一貢を実施した。ただこの五年一貢は、こうすることで朝貢使とともに送った品物から回賜という形で朝貢以上に商業的利益が得られるからであって¹⁴⁾、中国の文化を受容していたわけではない。そして実際に商業利益が得られなくなったのと同時に朝貢を中止している。

そして、18世紀にイギリスがインドを完全に手中に収め、ロシア帝国が南下策をとり、中国が弱体化してゆくと、この国際体系は大きく変化した。この変化の影響を強く受けたのがチベットであり、モンゴルである。この世界システムの変動こそチベットの国際的地位を複雑化し、シムラ会議の歴史的な底流になるわけで、以下、チベットをめぐるイギリス、中国、そしてロシアの関係を少し詳しく見ていきたい。

3.2 第2節 シムラ会議の前提

この節ではシムラ会議の前提となるチベットをめぐる国際関係を考える。シムラ会議を理解するためには、単にその経緯を追うだけではなく、これに至る経過を十分理解する必要があるからである。

前述のように、中国とチベットとの関係は朝貢-回賜関係であった。しかし、19世紀後半、特に1860年の北京条約締結以降、中国は急速に求心力を低下させていった。

チベットとの関係に即して言うと、1863年にシエントイ(三膽對)で暴動が発生した。この暴動は、現在の言い方をすればチベット族と漢族とのエスニック紛争だった。チベットのダライ・ラマ13世は武力で鎮圧し、四川総督に20万両の賠償を要求した。四川総督はこれを拒絶し、賠償金支払いをめぐる対立が生まれたのである¹⁵⁾。これが中国とチベットとの対立のそもそもの発端である。

さて、これに先立つ1767年に、イギリス(東インド会社)は、W.H.D.クノックスにベンガル軍を率いさせて、ネパールを経由するベンガルとチベット間の通商ルートを保護させた。この直後の1792年にはネパールは中国に朝貢を始めており、ネパールとシッキムを経由する英中貿易—ただし形式上は朝貢貿易である—が始まった。こうして、イギリスはチベットに関心を払うようになった。同時に中国とチベットとの対立にも関心を持ち始めたのである。

ところで、ロシアは1870年代から南下政策の一環として、チベットに関心を持つようになった。具体的には、ピエブツォフ、ロボロフスキー、コズロフといった探検家たちをチベットに派遣した。しかし、当時チベットは鎖国状態にあり、これらをすべて追い返してしまった¹⁶⁾。

当時のチベットは、

もしも我が政府部内の者が互いに反目して争っているこの内訌を外国人が知ったならばじきに攻めて来るかもしれない。だからこういう事の知れないようにうまくかの外国人の進入を防がなくちゃならん¹⁷⁾。

という理由、すなわち内政の混乱を隠すという目的のため、鎖国政策を採っていたのであった。

そこでロシアはバイカル湖付近に居住するブリヤート系モンゴル人が宗教面でチベットとつながりを持っていることに注目し、宗教使節団を派遣することを計画した。そして1899年、ブリヤート系モンゴル人宗教使節団のバドマイエフが外国人としては初めてダライ・ラマ13世に面会したのである¹⁸⁾。同時にモンゴルをも勢力圏に組み入れようとし、1915年に外モンゴル（1921年にモンゴル人民共和国と改称）という形で中国からの分断に成功する。その後も、ドルジエフに代表されるようにブリヤートモンゴルを介しての対チベット浸透政策は継続された。

このように、中国-チベット関係はエスニック紛争を期に悪化する一方、イギリスはネパール経由の対中国貿易の経由地として、ロシアは南下政策の目標の一つとして、それぞれチベットに着目するようになった。他方、チベットは内政の混乱が外部に漏れることを恐れて鎖国体制を敷いていたものの、ブリヤートモンゴル人らによる宗教使節団を前に、門戸の開放を余儀なくされた。

こうして、チベットをめぐるイギリス・ロシア・中国の覇権争いは激化するるのである。

さて、ロシアがチベットに下って来てチベットを土台にインドに臨んだ時分には、到底インドの安寧を保たれないことは明らか¹⁹⁾であったため、イギリスはチベットを自国勢力圏下におく必要に迫られた。

そこでまず、イギリスは、1893年に中英会議印蔵條款²⁰⁾を締結し、ヤートンを通商拠点に設定した。

イギリスにとってチベットは、茶に代表されるイギリス製品の潜在的市場、通商ルート、そして金や羊毛²¹⁾の原材料地として重要な意味を持っていた。もともと、潜在的市場や原材料地としての商業的価値は、世界市場としてみた場合、さほど大きくはなく、主として通商ルートや対ロシアのインド防衛上重要であったといっ

てよい。1904年、イギリスは日露戦争でロシアがチベット・モンゴルに関心を持ちにくくなった機に乗じて、中英会議蔵印條款の不履行を口実に、チベットを懲罰するべくヤングハズバンド使節団をラサに派遣した。

その結果、同年、ラサ条約がイギリスとチベットとの間で締結された。その内容は、チベットはイギリス以外の勢力と関係を絶つこと、そして、イギリスの官吏は自由にラサに立ち入ることができることであり、事実上チベットはイギリスの勢力圏下に入った²²⁾。

しかしながら、清朝外務部はこれを承認せず、清朝がラサに常駐させていた中央政府の代表である駐蔵弁事大臣（アンバン）有泰もこれに反対した。

チベットは、国際法上清朝の附庸国（vassal state, state under suzerainty）であるが、ブルガリア（トルコが宗主国（suzerain state））同様、行為能力が比較的広く認められ、対外条約を締結することができた。国際法上、附庸国が対外関係を自ら処理しうる範囲については、一般的に確立された規則はないのであって²³⁾、ケース・バイ・ケースである。

さらに清朝内部でも、洋務派と守旧派の対立があり、混乱が生じていた。四川省の趙爾豊は自らの支配地域を拡大するべくチベットに入り、チベット人との間で内乱が発生した。

他方、チベットは対外関係を自ら処理できるとはいうものの、イギリスはラサ条約に実効性を持たせるために、宗主国清朝の同意を必要としていた。

このため、1905年からカルカッタでラサ条約に関する英中交渉が始まった。イギリスはS.M. フレーザー²⁴⁾を、清朝は唐紹儀²⁵⁾を、それぞれ派遣して交渉に当たらせた。交渉で、フレーザーはチベットにおける外国人徴税官の追放を要求し、チベット領土の外国に対する割譲や外国人の立ち入りを禁じたラサ条約第9条はイギリスに適用されないことを明確にするよう要求した²⁶⁾。これにたいして唐紹儀は、清朝がチベットに対して有するのは主権であって宗主権ではないと反論している²⁷⁾。

唐紹儀の主張は、事実上ラサ条約の否認である。というのは、もし清朝がチベットに対して主権を持つのであれば、チベットには対外関係を処理する能力はなく、それどころか宗主国対付庸国という基本的図式さえ否定されるからである。しかし、唐のこの論理には矛盾がある。というのは、1905年の時点では、まだ清朝は朝貢使を受け入れており（例えばネパール）、清朝は近代国民国家とはなっていなかったからである。その半面、1864年には『万国公法』が中国語に訳されており、西欧国際体系起源の国際法概念は既に中国にもたらされていた²⁸⁾。したがって、当時の中国では、東アジア国際体系の論理は依然として公的なものであったが、西欧国際体系の論理も存在し、いわば二重の政治空間が形成されていたといえ、唐の主権発言はこうした二重性を背景としていた。さらに洋務派は、東アジアの伝統的国際秩序擁護の立場を固持し、万国公法、すなわち西欧的な国際法秩序の受容を一貫して拒否し、条約改正のための行動を起こすことが困難になった。

要するに、唐は中国はチベットに対して主権を持つと主張したものの、その実体は、公的には東アジア国際体系の論理に中国は乗っていたのだから、その論拠は実体に乏しいものであったといえる。

結局、英中交渉は唐が外交上の病気（diplomatic illness）のため帰国してしまい、交渉の場を北京に移して継続された。そして、1906年に北京条約²⁹⁾が締結された。条約では、ラサ条約が有効であることが確認され、イギリスはチベットを侵略せず、チベットの内政に干渉しないことなどが定められた³⁰⁾。

1904年のラサ条約から1906年の北京条約までの間、チベットをめぐる国際環境は、このようにめまぐるしく展開した。イギリスと中国はチベットを自国勢力圏下に取り込もうとさまざまな策をとった。この駆け引きの産物が1906年の北京条約であった。そしてチベットの問題と同時並行的に中国は西欧国際体系で規定される主権国家へと転換する試みを行い、不平等条約の押しつけなど西欧列強による中国分断も進行していった。

ところで、ヨーロッパでは中央アジアをめぐるイギリスとロシアとの交渉が進められていた。そして中国では辛亥革命という大事件が起こるのである。そこで次にこれらの問題を考えてみたい。

19世紀になるとイギリスとロシアはチベット、アフガニスタン、ペルシャといった中央アジアで勢力拡大競争を繰り広げた³¹⁾。

しかし、1906年6月になるとセント・ピーターズブルク駐在イギリス大使サー・アーサー・ニコルソンは中央アジアにおける緊張した英露関係を緩和させるために、ロシアの新外相アレキサンダー・イスヴォルスキーと交渉を開始した。つまり、北京条約から数週間もたたないうちに、ヨーロッパの外交を通じてイギリスは中央アジアの諸問題を解決する方策を探るようになったのである³²⁾。

すなわち、イギリスはラサ条約と北京条約によって得たチベットにおける特権に対する保証をロシアから得ようとしたのである。

これにたいしてロシアは、チベットのみならずペルシャやアフガニスタンの問題も一括して処理するよう求めた。イギリスはこの提案に同意し、1907年には英露条約が締結された³³⁾。

この条約は、まずイギリスがインドに繋がるペルシャ湾で特殊権益を持つことを規定し、単に中央アジアのみならずイギリス領インド全体の安全保障をも意図していたことがわかる。ところで、これに先立つ1899年9月に、インド総督カーズンは、「シャー支配地域での英露勢力圏の確定」を提唱していた。ロシアは英領インドに繋がるペルシャ湾とその周辺地域におけるイギリスの特殊権益を認める見返りに、ペルシャ湾よりも北側で行動の自由が与えられ、カーブルに商務館 (Commercial Agent) を設置する権利を求めていた。イギリスは、商務館の官吏がすぐに政治的特使となりうることを知っていたけれども、ペルシャ湾における特殊権益確保と引き替えにカーブルへの商務館設置を承認した³⁴⁾。

そして最後に、中国を介さずチベットに介入・干渉しないことを定めた。

本来、19世紀のアジアにおける英露勢力拡大競争ではチベットはその一部ではなかった。しかし、1899年にブリヤート・モンゴル人のバドマイエフが外国人として初めてダライ・ラマ13世と面会し、1900年にドルジエフがダライ・ラマとロシア皇帝との連絡役として活躍するようになると、インドの対ロシア安全保障上、重要な意味を帯びるようになった。そこで、ニコルソンは、つぎの五点をロシアおよびチベットとの交渉の基礎とした。

まず第一点は、ロシアはイギリス同様、チベットに対する中国の宗主権を認め、チベットの領土的一体性を尊重し、チベットの内政に干渉しないこと、である。ここで注目すべきは、宗主権という語の使用である。この語の使用には二つの意味が含まれている。まず第一は、中国は清朝であり、南京条約や北京条約を締結し、あたかも主権国家のように扱われてはいたものの、本質的には中華帝国であり、領域の隅々まで均質な支配は行われてはおらず、厳密に言うと主権国家ではなかった。したがって、主権ではなく、付庸関係を規定する際に用いられる宗主権という語を用いた方がより現実に即している。第二に、中国は北京条約によってチベットにおけるイギリスの特権的地位を承認していたが、中国自体が主権国家となった際、チベットに主権が及ぶとされ、チベットが中国の領土となり、イギリスの地位が脅かされる可能性があった。これを避けるため、意識的にチベットは中国の付庸国にすぎないことを強調するため、主権ではなく、宗主権という表現をとったと考えられる³⁵⁾。

第二点は、第一点を前提として、ロシアはイギリスの地理的位置を考慮して、イギリスにはチベットの対外関係が他のいかなる勢力によっても妨げられないことを監督する特権があることを認める、ということである。

第三点は、英露両国共に、代表団をラサに派遣しないことである。

第四点は、英露両国共に、官民を問わず、鉄道、道路、電信、鉱山その他の権利をチベットで締結・獲得しないことである。

第五点は、英露両国共に形態のいかんを問わず、チベットで徴税をしないことである。

第三点から第五点までは、すべてチベットの内政に干渉しないという第一点を具体化したものである³⁶⁾。また、特に鉄道敷設権をチベットで求めないという点は、中国本土で外国が多数の鉄道敷設権を獲得し、ひいては中国国内での鉄道国有化運動へと繋がっていったことと対照させるならば、特筆に値しよう。

このように、英露条約は、イギリスがペルシヤ湾岸で特殊権益を持つのと引き替えに、ロシアがカーブルで商務館を設置しうることを、そして、チベットの内政に英露両国が干渉しないことを定めていた。この条約をチベットに即して言うと、イギリスとロシアは内政に干渉しないのだから、中立化されたかの印象を受ける。しかし、中国を介するならば内政に干渉できるし、中国はチベットに対して宗主権をもつと規定していることから、チベットが中国の（主権国家としての）領土の一部を構成するとは言い切れないことにも注意する必要がある。

さて、このころの中国-チベット関係に再び立ち返ってみよう。

1905年に川邊務大臣、1908年には駐蔵弁事大臣兼川邊務大臣となった趙爾豊³⁷⁾の軍は1910年2月になると、ラサに迫った。ダライ・ラマ13世はチャムドが占領され、また、軍がラサに迫ってきたことに脅威を感じ、ラサを脱出してヤートンに向かった。そして、イギリス・ロシア・アメリカに支援を要請したのである³⁸⁾。この展開を受けて、鍾穎はダライ・ラマ13世に次のように保証した。やってくるのは、1000人にすぎないし、その目的はチベット人を弾圧するためではなく、イギリスに対してギャンツェの商務館の護衛を撤退させ、1908年に中国とイギリスが締結した通商協定で定められた通商交易市場に警備を施すことにある。これを受けて、ダライ・ラマ13世は鍾穎の軍がラサに入ることを承認した。しかし、ダライ・ラマ13世は中国に騙されていると考え、中国に組織的抵抗をするには遅すぎると判断して、趙爾豊に捕らわれるよりもインドに逃れることを選んだのである。1912年2月20日、ダライ・ラマ13世はヤートンに到着し、イギリス商務官（British Trade Agent）デイビッド・マクドナルドに匿われた。翌日、ダライ・ラマ13世はチベットに留まるようにという駐チュンビ中国官吏の助言を無視して英領インドに入った。亡命したのである。そしてチベットの情勢は、趙爾豊の軍のラサ進入—ただし趙爾豊本人はラサに来ていない—によって大きく変わった³⁹⁾。

チベットにダライ・ラマが不在で、中国勢力がチベットを占領するというこうした事態の展開を受けて、イギリスはチベットの地位が不安定なものになったと判断した。3月14日、ダライ・ラマ13世はインド総督ミントー（Sir Gilbert John Murray Kynynmond Elliot, 4th Earl of Minto）と会談し、中国勢力をチベットから追放するためイギリスの支援を要請した。だが、ミントーはこの要請を興味深く聞くにとどまり、イギリス本国のチベット不干渉政策を重視し、事態を見守る方針をとった⁴⁰⁾。

他方、ロシアはイスヴォルスキー外相がニコルソン大使にロシアはイギリスに相談することなく何らの措置もとらないと言明し、イギリス・ロシア両国共チベットの問題に関与しないことになった。

その後、1912年5月に中国とチベットは暫定休戦協定に合意し、6月24日にはダライ・ラマ13世はチベットに戻るべくカリンボンからチュンビに向かった。

こうして英露の不干渉政策のもとで中国とチベットとの紛争は表面的には平和的に解決された。しかし、イギリスは中国を介してチベットを自国勢力圏下に置くことを試みた。中華民国の政府承認問題である。

いうまでもなく、1911年に辛亥革命が起き、翌1912年には中華民国が成立していた。そして、中華民国政府は国際的な政府承認と外国からの借款を必要としていた。イギリスはこれらの要求に応じることと引き替えに、中国によるチベット問題の解決を迫ったのである⁴¹⁾。

ここで言うチベット問題とは単に中国とチベットとの対立問題を指すわけではない。チベットの国際的地位を明確化することをも含んでいる。そしてこの問題は、主権国家中華民国の主権がどこまで及ぶのか、換言すれば中華民国の領土はどこまでか、はっきりさせることに他ならなかった。

イギリスがチベット問題を中華民国政府承認・借款付与問題と関連づけた理由は、ラサ条約（1904年）、北京条約（1906年）、そして英露条約（1907年）によって、直接チベットと交渉することが禁じられていたからである。インドに亡命していたダライ・ラマ13世が帰国し、中国-チベット関係に改善の兆しが見えたこの時期に、チベット問題を持ち出したのはこのような理由があった。

このように、英露条約によってイギリスはロシアもチベットに干渉しないという保証を取り付けた。そして辛亥革命前後、中国とチベットとの関係はダライ・ラマ13世のインド亡命によって一旦は悪化したものの、帰国によって緊張が緩和された。しかし、中華民国の政府承認、借款付与問題を通じて、中国を通してチベットの国際的地位問題に関わり、チベットを自国勢力圏下に置こうと再び試みるようになった。中国を介するならば、イギリスがチベットと接触しても法的な問題はないからである。他方、中華民国は政府承認・借款付与問題を解決するために、イギリスの言うチベット問題の解決に応じざるを得なかった。そして、ロシアもまた、英露条約に反しない限り、イギリスのこうした動きに反対することができなかった。

問題はチベットである。この時期、チベットが何を模索していたのか、独立を望んでいたのか、それとも、多民族の共同体であり歴史的な存在である中国に留まる方針であったのかが必ずしも明確ではないのである。

ともかくこのような文脈の中でチベット問題の解決が、イギリス、中華民国、チベット三者の間で図られようとしていた。この三者会談こそがシムラ会議である。

3.3 第3節 シムラ会議

既に述べたように、イギリスは中国を介してチベット問題の解決の名の元で、チベットの内政・国際的地位の問題に介入した。このために開催されたのがシムラ会議であるが、ここでは1913年10月の開始から1914年4月27日までの第一次会議と、4月27日から7月3日までの第二次会議に分けて考えたい。後述するように、4月27日を期に会議の性格が大きく転換するからである。

主権国家中華民国の総統、袁世凱は、イギリスがチベット問題の解決のための三者会談を申し入れた際、ネパール（事実上イギリスの保護国）が介入したり、中国抜きで直接イギリスがチベットと交渉したりするよりは、むしろイギリスの言う「宗主権」を受け入れて会談に臨んだ方がはるかによい、と考えた⁴²⁾。

他方、チベットは辛亥革命を機に、独立を宣言したものの独立に対する国際的な承認は得られなかった。

確かに1913年1月には、モンゴル・チベット友好条約が締結され、「チベットはモンゴルが独立した国家を樹立したことを承認し、モンゴルはチベットが独立した国家を樹立したことを承認する」と規定された。しかし、モンゴル自体1912年10月21日の蒙露協定では概念規定の曖昧な「自治」しか確認されておらず、しかもそれは中国の宗主権下の「自治」であり、モンゴルの領域も外モンゴルだけなのか、内モンゴルも含むのか明確化されていなかった。この外モンゴル、内モンゴルという

区分は本稿の最初で述べた会盟に基づくもので、清代中期以降内モンゴルは中国との結びつきを強めていたのである。

モンゴルは当時、内モンゴルも含めて中国からの独立をめざし、ロシアの国際的承認を得ようとしていた。しかし、チベットの場合モンゴルほど明確に独立への動きを活発化させておらず、また、モンゴル・チベット条約によって互いに独立を確認したものの、独立自体曖昧なものだった⁴³⁾。したがって中国との関係で見ると、中国の主権国家的な意味での領土でもなかったし、独立していたわけでもない、まさに曖昧な地位にあったといえる。しかし、こうした曖昧さは東アジア国際体系のもとでは緩やかな統治形態の一部として許容され得るが、均質的支配・統治を前提とする西欧国際体系では許されない。したがって、その国際的地位を明確化するための会議に出席することは、自らが望むと望まないに関わらず、必須のこととなった。とりわけ「独立」を承認しあった相手、モンゴルが首都クーロンにロシア大使館設置を要求し、ロシアがモンゴルを通じてチベットに影響力を行使するようになると、チベットはますます国際的地位を明確化せざるを得なくなったのである⁴⁴⁾。そして、国際的地位の明確化には第三者の立ち会いが必要であった。

こうした背景を再度整理すると次のようになる。

まず、中国であるが、イギリスを介してチベット問題を処理する必要に迫られた。とりわけ政府承認・借款付与問題があり、イギリス抜きで直接交渉はできなかった。

次にチベットであるが、第三国イギリスの立ち会いのもと国際的地位を明確化するためにインドのダージリンで対中交渉を提案した。

そして、イギリスであるが、1907年の英露条約に反しないよう、補助的な調停者 (mediator) として中国とチベットとの交渉に臨んだ。

このように三者の思惑が一致し、1913年10月よりインドのシムラで三者会議が開かれる運びとなった。

そのための各政府全権として、中華民国は陳貽範を、チベットはロンチェン・シャトラを、そしてイギリスはサー・アーサー・ヘンリー・マクマホンをそれぞれ派遣した。

1913年10月10日、ロンチェン・シャトラはチベットの主張をとりまとめ、つぎの三点を主張した⁴⁵⁾。まず、チベットは独立国 (independent State) である。この場合の「独立国」がどのような意味を持つのか、主権国家 (a sovereign state) と同義なのか、実はよくわからない。というのも、後で述べるチベット二分案を簡単に、ほぼ無条件で容認し、領土の一体性という点にたつならば、領土が曖昧だからである。主権国家を指向していたのであれば、領土二分案を受諾できないだろう。

次に、ダライ・ラマが聖俗両面にわたる支配者であることを主張した。チベットの宗教は一部ムスリムがいるものの⁴⁶⁾、ほぼ全部チベット仏教であり、その最高指導者がダライ・ラマであった。そして基本的に政教一致の政治体制がとられており、この要求は当然のものといえよう。

そして第三点目は、チベット人と中国人が一つの国でともに暮らすことは対立の種になるだけである、というものである。19世紀末から中国とチベットは対立しており、1910年にはダライ・ラマ13世がインドに亡命するという事件も起きている。ダライ・ラマ13世は1912年にはチベットに戻ったが、対立は続いていた。したがって、この項目からチベットは独立を明確化したような印象を受ける。しかし、この時点でチベットに明確な国境線があったわけではなく、多民族共同体としての「中

国」から完全に離脱を指向していたとは言いがたい。

これにたいして、陳貽範は1913年10月30日につきの二点を主張した⁴⁷⁾。

まず第一にチベットは中国の主権下にある。つまり中華民国の領土にチベットは含まれる。確かに、中国はラサに駐蔵弁事大臣を駐在させており、主権が行使されていたといえるかもしれない。

陳の主張の第二点は中国とチベットとの対立において非難されるべきはダライ・ラマであるということである。これは、中国とチベットとの対立を考えるならば当然の主張といえよう。

そして、1913年12月19日、マクマホンに中国とチベット双方が自国の主張を渡し、マクマホンが調停案を提示することになった⁴⁸⁾。居中調停によって紛争の平和的解決を図ろうとしたのである。

このとき、中国とチベットがもっとも激しく対立したのは、チベットの領土はどこまでかという問題であった。このこと自体、つぎの二つの事実を表している。第一に、チベットは中国の主権下にあるとする中国の主張自体、ここで自己矛盾を来している。もしチベット全域が中国固有の領土であるならば、チベットの領土（範囲）を定める必要などなく、必要なのはチベットを含む中国領土の外枠・国境を画定することである。当時の中国にはまだ区域自治という考え方はなかった。

第二に、チベットは独立国であるというチベットの主張もまた、論理が通っていない。領土の明確でない主権国家はあり得ず、その一体性は保持されるべきものだからである。割譲するなどの理由なく、領土の範囲を交渉のテーブルにだすこと自体、領土が明確でなく、真に主権国家たり得ていないことを示唆している。

主権国家にとり、戦時賠償であるとか割譲によるものでなければ、領土を削ったり増やしたりすることは領土の一体性と矛盾するのである。

ともかく、1914年1月12日、陳貽範は江達以東は全部中華民国の領土であると主張した⁴⁹⁾。

これにたいして、ロンチェン・シャトラはチベット系住民の居住する地域はすべてチベット領土であるとして、打箭炉以西がチベット領土であると反論した⁵⁰⁾。

これを受けてマクマホンは、1914年2月17日に、チベットを次のように二分割する案を提示した⁵¹⁾。また、それに先立つ1月6日にはイギリス本国政府も二分割案を承認していた⁵²⁾。

まず、中国の支配がきわめて名目的で自治権（autonomy）を持つ地域を外チベットとする。次に、一時的に中国の支配が存在していたところで、中国はかつての支配権を回復する地域を内チベットとする。そして中国は、両チベットに対して宗主権をもつ。

このチベット内外二分割案は、ロシアによるモンゴル二分割案に習ったものであるが、モンゴルとは異なり、分割の基準が「中国の支配が名目的なものであったか、一時的にせよ実質的であったか」という曖昧なものに依っていた。モンゴルのような会盟や旗といった明確な行政区画がなかったためである。

これにたいして3月6日、ロンチェン・シャトラは次のように反論し、1月12日の主張を繰り返した⁵³⁾。

まず、ダライ・ラマと中国皇帝との関係は精神的教主と俗人との関係であったとし、それ故、[内チベットに含まれる]バタン、リタン、打箭炉にいくつか中国の哨所や官吏をおいておく必要があった。実際、中国の権限は宗教機関、聖俗官の任命

にとどまり行政に及ぶことはなかった。要は、チベットにおける中国の存在とは形式的なもので、現実の行政はチベット人が行っていたというのである。

そしてさらに、チベットから中国勢力を一扫しないとチベットは不安定であり、イギリスも困ると述べた。

これにたいして、陳貽範は次の二点の反論を行った。

まず、中国、チベット、イギリスがこの会議で対等に扱われているのは不当であると、会議の不当性を訴えた⁵⁴⁾。

次に、中国がチベットに対して持つとされる宗主権の内容が曖昧で受け入れられないと主張した⁵⁵⁾。

チベット側の主張のチベットにおける中国の存在は名目的という考え方は、駐蔵弁事大臣らの存在は権力の現実の行使でも表現でもないという考え方に依っており、正当なものといえよう。この点、従来からの主張を繰り返したといえる。

中国側は宗主権の定義を要求した。これにたいしてイギリス側は、宗主権とは国際法学者の間でも定義がさまざまに一概に定義できないと回答している⁵⁶⁾。

こうしたやりとりの中でチベット側が自治権の具体的内容について明確な定義を求めていることに注意すべきである。

モンゴルの場合、1912年の蒙露協定締結の際、「自治」の具体的内容を明らかにさせること、及び、内モンゴルを合併させることのために、代表団をロシアに派遣し、帝政ロシアの最高責任者と直接交渉しようとした⁵⁷⁾。

さらに当初主張していたチベット独立要求はこのときにはなされていない。

このことから、当時のチベットには明確な独立要求があったとは認めがたいのである。

それどころか、マクマホンの提示したこのチベット二分案を、「チベット政府は本案を発効させることを望んでいる。だが、現在検討中の草案は多大な犠牲を強いると感じている。ラサに中国代表を復活させたり、ニャロンやデルゲを内チベットに含めたりする草案は受け入れられないが、合理的な妥協が必要であると大いに考える。」といい⁵⁸⁾、受諾してしまった。

陳貽範はこのとき、本国政府と協議するといいい、明確な対応を示さなかった⁵⁹⁾。

マクマホンは、「現在の条約草案〔二分案〕は中国・チベット双方の要求を満たす唯一の解決の可能性を示していると考えられる。また、妥協と一致の精神で両当事者は威厳をもって受け入れることができると考えられる。」と述べながらも、陳の主張を入れて会議の一時中断を宣言した（1914年4月22日）⁶⁰⁾。

そして4月27日、イギリス側の中国専門家A. ローズは「中国政府が明確な形で略式署名 (initial) をしてはならないと命令しているのでなければ、略式署名すべきである」と陳貽範に述べ⁶¹⁾、陳は「条約に略式署名するかしないかについて、自分には明らかにする権限はない」⁶²⁾としながらも、「略式署名と正式署名は別の行為であることを十分理解した上で文書に略式署名したいと思う。また、条約に対する公式な正式署名 (formal signature) の前に中国政府からの電令・訓令を待たなければならない。」⁶³⁾と述べ、条約⁶⁴⁾に略式署名した。同時にロンチェン・シャトラとマクマホンも略式署名した。

しかし、4月29日に陳貽範は本国政府の訓令により略式署名を撤回し⁶⁵⁾、三者会議は決裂した。

このように、イギリスは中国を介する形で中国-チベット対立に介入し、ロシアに

よるモンゴル二分割に習って、チベット二分割を提案した。チベットの国際的地位を明らかにし、イギリスに有利なように、イギリスの影響力がチベットに及ぶように考案されたのが二分割案であった。

チベットは中国から独立すると主張しながらも、二分割案で示された自治権の意味を問うことなく、この案を受諾した。もし主権国家たり得ることを望むのであれば、二分割に反対することは勿論、チベット全域に及ぶとされた中国の宗主権の意味をチベットの側から問う必要があった。だが、実際には駐蔵弁事大臣などチベットにおける中国の存在は名目的なものであり、不要であると述べるにとどまり、明確な意思表示をしなかった。モンゴルとの条約で相互に独立を確認しあっていたけれども、この条約を根拠に独立していたとはいえない。その理由はまず第一に、モンゴル自体中国とは別の国際法主体とはまだなっていなかったことがある。第二に、この条約をもって独立したとは言い切れないからこそ、モンゴルはロシア、中国と交渉を続け、1912年の蒙露協定の際には、自治ではなく独立を求めてロシアに代表団さえ送ろうとした。また、交渉中、中国宗主権や自治の具体的内容を繰り返し問うている。

他方、五族共和論しか持たない中国にとってチベットの確保は必要不可欠であった。だからこそチベット二分割案は受諾できず、最終的に拒否したのである。

そしてイギリスは外モンゴルにおけるロシア程、外チベットで影響力を保持できなかった。チベット自身、はっきりと態度を表明しなかったからである。

国際法では、割譲条約などのような、ある特定の行為や権原に基づくのではなく、たんに権力の継続的な行使に基づいて主権を要求するには、二つの要素が存在することを証明しなければならない。主権者として行動する意志と意欲、このような権力の、なにか現実の行使または表現である⁶⁶⁾。

東部グリーンランドの法的地位に関する事件の場合、いろいろな法令が発せられたこと、漁業隊の活動、科学的探検などが現実の行使または表現の具体例であるとされた。さらに、ニュージーランドの南島やオーストラリアのように人が住んでいても政治的に組織されていなければ、無主地とされる。

こう考えると、チベットには人が住んでいて、ダライ・ラマを頂点とする政治体制ができており、少なくとも無主地ではない。しかし、駐蔵弁事大臣といってもこの政治体制をコントロールすると言うより、必要に応じて補弼するに留まっていると見るべきであろう。

すなわち、金瓶掣籤のようなダライ・ラマ等活仏を選定する際に駐蔵弁事大臣は重要な役割を果たしたものの、転生靈童という考え方や儀式そのものはチベット仏教に基づくものであり、さらに、ダライ・ラマを頂点とする政治体制が完成されていたことから判断すると、駐蔵弁事大臣の存在自体をもって、中央北京政府による主権の行使であるとも表現であるともいえない。

したがって、チベットは中国の主権下にあるという陳の主張は五族共和論に基づく主権国家中華民国の立場からすれば当然であるが、国際法からすると、正当な主張であるとはいえない。

結局、では、チベットは国際的にどのように位置づけられるのだろうか。

これまで見てきたように、少なくともチベットは無主の地ではない。ダライ・ラマを頂点とした政治体制が成立していたからである。都ラサには中国から派遣されてきた駐蔵弁事大臣がいた。しかしその存在は形式的なものにとどまり、権力の現

実の行使や表現ではない。したがって、主権国家・中国の領土ではない。歴代中国王朝に朝貢したことも、中国の領土たり得る根拠とはならない。もしそうであるなら、朝鮮、ベトナム、琉球も中国領である。古くからの地図も、法的文書に付属している場合を除いて、権利の承認や放棄をひき起こすところの、法的文書としての価値を持たないのである⁶⁷⁾。

では主権国家として独立していたのかということ、必ずしも明確でない⁶⁸⁾。確かに境界はあいまいであったが一定の地域において実効的な支配を行う自主的な政府が確立されていた。したがって、国家としての権力は存在しており、国家たり得る要件を備えていた。1912年のモンゴル・チベット友好条約も、何度も触れているように、黙示の国家承認ではない。外チベットに付与される自治にしても、その内容についてチベット側が何らの確認も行わなかったことは、前に見たとおりである。さらに決定的なのは、チベット二分割案が提示されたとき、受け入れがたいと表明しながらも分割を承認したことである。領土の一体性の確保は主権国家にとって必須のものであるにもかかわらず、内チベットを事実上手放してしまった。その際、イギリスから外チベットの独立を取りつけることも可能であったはずであるが、第一次資料による限り、その形跡は認められないのである。

つまり、チベットは中国の領土でもなければ、独立国家でもなかった。こうしたいわば力の真空状況が存在し得たのは、朝貢体制によって立つ東アジア国際体系が主権国家体制に依拠する西欧国際体系へと、まさに転換する瞬間にのみ存在が許されたからだ。いったん、中国が主権国家として完成してしまうと、イギリスのような「介入」、居中調停は国家主権に対する侵害、侵略とされてしまう。

モンゴルの場合、こうした力の真空状況に際して独立を要求し、内モンゴルは失ったものの、外モンゴルに関しては獲得することができた。ところがチベットの場合、イギリスという介添え役があったものの、明確な独立を表明しなかった。

シムラ会議は本来イギリスがチベットを自国勢力圏に取り込むべく開催されたものであった。しかし、肝心のチベットが明確な意思表示をせず、その意図は失敗に終わった。

さらにこの失敗に拍車をかけたのが、1914年4月29日の中華民国政府による二分割案（シムラ条約）拒否である。イギリスにとってその目的を達成するためには、ロシアがモンゴル問題で中国の同意を取りつけたのと同じく、中国の同意が不可欠であった。会議に中国を引き込むために、イギリスは政府承認・借款付与を引き替え条件としたからである。

1914年4月29日、すなわち中国政府が二分割案を拒んで以来、この会議はどのような経緯をたどったのだろうか。

シムラ会議は1914年4月29日、中華民国政府のチベット二分割案拒否によって進展が止まった。

そして、マクマホンの本国政府宛報告書（*IOR L/P+S/18/B206*）によると、交渉の焦点は中国を正式署名させることに絞られている。中国政府は三者間の条約締結に全く乗る気はなく、それどころか分割取り消し、全チベットを中国領土に編入することを主張するようになった。こうした状況の下で、6月7日、北京駐在イギリス公使ジョン・ジョーダンがシムラ条約を北京政府に通告し、もし中華民国政府全権に正式署名を認めないのであれば、イギリスとチベットの政府全権のみで正式署名すると述べた。

これにもかかわらず中国側は二分割案の撤回を要求し、正式署名を拒否した。そしてイギリス政府は中国政府にこれ以上の議論は必要なく、最終会議が7月3日に開かれること、三国間条約に中国政府全権を参加させることに失敗したので、チベットと単独で正式署名する自由があり、その場合、中国は条約によってチベットで享受されるべきあらゆる特権を失う、と通告した。

そして、7月2日、マクマホンは翌3日に最終会議を開催するよう本国政府に指示されたのである⁶⁹⁾。

こうして7月3日、マクマホンは会議の冒頭、「各政府全権は戦争状態を終結させ、三政府がもっとも関心を寄せている地域の住民の平和と繁栄を確保するための何らかの解決案を見いだす使命を帯びている」のだから、「三国間の枠組みで正式署名することを願う」と述べ、中華民国政府全権にも正式署名を促した⁷⁰⁾。

これにたいして陳貽範は、「三国間条約に正式署名してはならない」という明確な指示を北京から受けているので、正式署名できない、とマクマホンの要求を拒否した⁷¹⁾。

ところがロンチェン・シャトラは、「4月27日の会議後ラサに打電して得られた指示によれば、条約に正式署名すべきである。チベット政府から見れば条約は満足できるものではないが、既に受け入れてしまったのだから正式署名するほかない。」として正式署名に応じたのである⁷²⁾。そして陳は、「中国政府は今後イギリスとチベットとの間で正式署名されるいかなる条約ないし類似の公式文書をも認めない」と述べ、会議場から退出した⁷³⁾。こうして、マクマホンは中国政府は条約によって得られる利益を一切享受できないと前置きした上で、ロンチェン・シャトラとの間で条約に正式署名してしまった。三者間条約としては条約は発効しなかったのである。

このように、4月29日以降のイギリス・中国・チベット交渉は正式署名を拒みつづける中国側を条約に正式署名させることのみが注がれた。外チベットの自治権や中華民国のチベットに対する宗主権の定義の問題は、全く提起されなかった。

すなわち、4月27日までの期間のシムラ会議は、チベットの国際的地位に論点が当てられていたけれども、4月27日以降は二分割案を中国に受諾させることに論点が当てられたのである。しかしながら、チベットは明確な姿勢を見せず、国際的地位の問題はうやむやになってしまった。

東アジアにおいて東アジア国際体系から西欧国際体系に切り替わる瞬間、イギリスはチベットを自国勢力圏下に取り込むべく1907年の英露条約に抵触しないように、中国を介する形で三者会議を設定した。そしてチベットと中華民国を対等に扱うことで、チベットに自らの位置づけ・国際的地位を明らかにするよう迫った。けれどもチベットはラサに駐蔵弁事大臣のような中国代表を置くことに反対するにとどまり、チベットを二分割する案も受諾してしまった。しかも、この二分割案で与えられる「外チベットの自治」の中身はあいまいなまま放置したのである。

他方、中華民国としてはその領土を明確にするという点からチベットには宗主権ではなく主権を持つといい、宗主権の意味するところをイギリスに問いただした。そして二分割案を最終的に拒絶した。

結局、マクマホンにとって大変合理的かつ魅力的であったこの二分割案は法にかなった三者間条約を生み出すシムラ会議を決裂させ、今日の中印国境の不安定さを生み出す失敗に繋がった⁷⁴⁾のであった。

そしてマクマホンのチベット問題補佐官チャールス・ベルが述べるように、「[第

一次] 世界大戦の勃発のため、チベットの問題は黒幕の中に引っ込んでしまった。」⁷⁵⁾

さて、次に以上のような議論を整理して、シムラ会議の時代におけるチベットの国際的地位の問題をまとめてみたい。

3.4 第4節 小括：シムラ会議の評価

最初に述べたように、チベットは中国の朝貢国であり、附庸国であった。そもそも国際法上、附庸国は第三国と条約を締結できるのだろうか。また、領土という点で宗主国とどのような関係にあるのだろうか。

附庸国は基本的に国内法上の国家であるが、国際法の主体としての地位は失わない。ただ、権利能力は持つものの、いっさいの対外関係をみずから処理しえないので、行為能力は制限的にもつにとどまる、とされる⁷⁶⁾。したがって、宗主国と対等に条約を締結することも、宗主国とは無関係に条約を締結することもできる。また、条約にとどまらず、外交使節を接受することも可能である。よって、チベットがシムラ会議に出席し、イギリスと条約を締結したことには問題はない、としなければならない。また、附庸国の領土は、同時に宗主国の領土を構成し、後者の法律は前者の領域に及ぶ。宗主国が他の国家と締結する条約は、附庸国をも拘束し、前者が行う戦争は後者にも及ぶ、ともされる⁷⁷⁾。すなわち、附庸国チベットは宗主国中国の領土を構成する。だが、前述のように、チベットに対する中国の主権の行使はなかったとされるのだから、チベットに対する中国の主権はなく、ダライ・ラマを頂点とする統治構造が存在していたことにも留意されなければならない。

よって、チベットは中国（中華民国）が当事国とならない条約の当事国となることができるが、（宗主関係では）中国の一部である。したがって、シムラ会議は直ちに国際違法行為とはならない。

ダライ・ラマ 14 世は自伝の中で、チベットにはイギリスの通商使節団があったこと、そして、1904 年のラサ条約を締結するに際し、イギリスはチベットを完全な主権国家（a fully sovereign state）として扱う必要性を感じたこと、そして、シムラ会議に中国とチベットが別々に招待されたことをもって、チベットは独立国であったと述べている⁷⁸⁾。つまり、黙示的な国家承認があったというのである。

しかし、この主張は次の二点をもって正当なものとすることはできない。

まず第一に、条約の締結や外交使節の接受だけをもって国家承認の要件とすることはできない。例えば、1935 年 3 月 23 日にソビエトと満州国との間で東支鉄道に関するソビエトの権利の委譲に関する協定が締結されたが、ソビエトによる満州国承認を意味するものではなかった⁷⁹⁾。

第二に、外交使節の接受や派遣も国家承認の根拠たり得ない。1947 年のアジア関係会議（The Inter-Asian Relations Conference）において、チベットは中華民国と対等な扱いを受けてはいるものの、同会議には、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタンの代表も出席している⁸⁰⁾。もしこの会議をもって当時チベットが中国とは別の国際法主体（この場合は主権国家）であるとするならば、これら中央アジア三カ国も独立国ということになる。

中華民国が建国されたときのスローガンに「五族共和」というものがある。これによれば、チベット族は漢族と並んで中華民族の構成要素であり、漢族とは別の主

体であることを表している。又、中華人民共和国期には、中華人民共和国は、多民族国家と規定されている。したがって、チベット族はやはり漢族とは別の主体であるとされる。しかし、中華民国も中華人民共和国も民族自決権を認めていない。しかし、チベット族にはチベット族としてのアイデンティティを確立する民族自決権がある。

シムラ会議は、東アジア国際体系が西欧国際体系に転換するまさにその時期に開催され、チベット族が民族自決を対外的に示す機会であり、イギリスがその国際的後見役をつとめた。

しかし、イギリスが外チベットにおける中国宗主権下の自治権を付与しようとしたとき、チベットは、自治権の明確な定義付けを求めることなく、チベット二分割を受諾してしまった。主権国家である中華民国が行使する宗主権下の自治とは何であるのか、結局チベットもイギリスも明らかにしようとはしなかった。そしてこの問題は、中国がいったんはシムラ条約を受諾したものの後に撤回するという事態となって、あいまいなまま残されてしまった。

このあいまいさは、第一次世界大戦、五四運動、第二次世界大戦といった流れの中で、中国が主権国家としての均質な支配体制を強化するにつれ、存在が許されなくなかった。とりわけ満洲国地域を回復しようとする抗日ナショナリズムが高揚するにつれ、あいまいではなく均質な支配を求める声は中国（北京、南京）において強まり、1949年の中華人民共和国建国後は、かき消されるべきものと考えられるようになった。

1914年には許された、チベットの独立でも中国の一部でもないといったあいまいな国際的地位は、1951年の人民解放軍の進駐によって、表面的には中国の一部となった。しかし、1959年になって独立を指向する方向を向いた。しかし、もはや手遅れであった。中国ではシムラ会議自体、帝国主義の中国分裂策動と決めつけられ、チベット族の民族自決権も否定され、「反乱」の烙印を押されて武力鎮圧⁸¹⁾されてしまったのである。そして、マクマホン・ラインの問題も、結果的にみて、チベットのあいまいな国際的地位同様、シムラ会議決裂後放置された。中国において、このあいまいさが許容されなくなるのと同時に、チベットの自決権と同じく、シムラ条約やマクマホン・ラインもまた、否定されたのである。

註

- 1) 1959年6月26日付インド政府覚え書き (W.P. I, p. 35.)
- 2) 1959年9月1日付中国外務省の在中国インド大使宛覚え書き (W.P. II, p. 5.)
- 3) 1959年9月10日付在中国インド大使の中国外務省宛覚え書き (W.P. II, p. 8.)
- 4) 1959年9月8日付周恩来のネルー宛書簡 (W.P. I, p. 29.)
- 5) 1961年6月16日付インド外務省の在インド中国大使覚え書き (W.P. V, p. 32.)
- 6) 1960年4月3日付中国外務省の在中国インド大使覚え書き (W.P. IV, p. 14.)
- 7) 朱杰勤、黄那和主編、『中外関係史辞典』、武漢、1992年、339-340ページ。
- 8) 「チベットの革命とネールの哲学」(1959年5月6日付『人民日報』社説)
- 9) 朱杰勤、黄那和主編、前掲書、339-340ページ。
- 10) 本論文では、中国の国家論については触れない。しかしシムラ会議は帝国主義による中国分断策動に他ならないとする中国の論理を整理することは、重要である。既述のように、シムラ会議ではチベットを中国の一部である内チベットと、自治権を持つ外チベットに分割することが提起された。中国は主権国家としての中華民国であり、主権国家では均質な支配が行われる。宗主権といった概念はあり得ない。したがって、中華民国が五族共和論を唱え、中華人民共和国が中華民族からなる近代国民国家の論理に依拠する限り、シムラ会議は、たとえ政府承認・借款付与問題と関連づけられて出席が強いられたとしても、国家分裂策動に他ならず、これを後押ししたイギリスは帝国主義者となる。したがって、中国がシムラ会議やシムラ条約を国際法上正当なものとして認めることはできない。
- 11) 坂野正高、前掲書、89ページ。
- 12) *The Imperial Gazetteer of India, Vol. XXVI: Atlas, New Ed., Oxford, 1931.*
- 13) 坂野正高、前掲書、90ページ。
- 14) Alastair Lamb, *op. cit.*, p. 159.
- 15) 朱繡、「西藏最近六十年史」(水野梅暁編訳、『西藏仏教及英藏関係』、支那時報社、大正15年、45ページ。)
- 16) *IOR L/P+S/18/B148, India Office Record, The British Library, London*
- 17) 河口慧海、『チベット旅行記(三)』、講談社、1994年、162ページ。
- 18) *IOR L/P+S/18/B148*、河口慧海、『チベット旅行記(四)』、講談社、1994年、82-99ページ。
- 19) 河口慧海、『チベット旅行記(三)』、162ページ。
- 20) 全文は、梁徳主編、『中外約章彙要』、哈爾浜、1991年、250-254ページ。
- 21) ヤクの毛ではなく、羊の毛である。「チベットの高原には、信じられないかもしれないが、緑の草をしきつめたような牧場がある。その果てしない草原には、数千、数万というヒツジやウシが放牧されて、草をはんでいる。」チレ・チュジャ著、池上正治訳、『チベット—歴史と文化』、東方書店、1999年、8ページ。
- 22) ラサ条約の全文は、梁徳主編、前掲書、362-365ページ。

- 23) 国際法学会編、『国際法辞典』、鹿島出版会、1975年、591-592ページ。
- 24) Indian Foreign Secretary
- 25) チベット問題についてイギリスと交渉する全権
- 26) Alastair Lamb, *op. cit.*, p.46.
- 27) 王遠大、『近代俄国与中国西藏』、北京、1993年、270ページ。
- 28) 万国公法の受容については、佐藤慎一、『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、特に第1章「文明と万国公法」を参照。
- 29) 全文は、梁徳主編、前掲書、384-388ページ。
- 30) Alastair Lamb, *op. cit.*, p.48.
- 31) 入江啓四郎、『支那邊疆と英露の角逐』、ナウカ、1935年。
- 32) Alastair Lamb, *op. cit.*, p.71.
- 33) *IOR L/P+S/18/B163*, July 23, 1914.
- 34) Alastair Lamb, *op. cit.*, pp.73-74.
- 35) *Ibid.*, pp.92-93も参照。
- 36) *Ibid.*, p.87も参照。
- 37) 駐蔵弁事大臣の職にあったのは、1906年12月5日から1912年2月が聯豫、1908年3月6日から1911年4月21日が趙爾豊であったのだから、このとき二人の駐蔵弁事大臣がいたことになる。賀文宣編著、『清朝駐蔵大臣大事記』、北京、1993年、535-537ページ。
- 38) Alastair Lamb, *op. cit.*, p.193.
- 39) *Ibid.*, pp.193-194.
- 40) *Ibid.*, p.201.
- 41) *Ibid.*, pp.427-428, p.430.
- 42) *Ibid.*, p.433.
- 43) 当時のモンゴルについては、小貫雅男、『モンゴル現代史』、山川出版社、1993年、117-126ページを参照。
- 44) Alastair Lamb, *op. cit.*, pp.464-465.
- 45) *The Boundary Question Between China and Tibet: A Valuable Record of the Tripartite Conference Between China, Britain and Tibet held in India 1913-1914*, Peking, 1940, pp.3-6. 本書は書名が長いので、以下 *BQ* と略称する。
- 46) その多くは清朝初期に甘肅、陝西、青海、四川、雲南からきた人。『当代中国的西藏』上巻、北京、1991年、27-28ページ。
- 47) *BQ*, pp.8-9.
- 48) *Final Memorandum by the British Plenipotentiary, Tibet Conference* と題するマクマホンのイギリス本国政府に当てたシムラ会議の報告書 (1914年7月23日付)。
IOR L/P+S/18/B206

- 49) *BQ*, pp.14-21.
- 50) *Ibid.*, pp.23-81.
- 51) *Ibid.*, pp.88-90.
- 52) *IOR L/P+S/18/B206*
- 53) *BQ*, pp.96-100.
- 54) *Ibid.*, p.101.
- 55) *Ibid.*, p.102.
- 56) *Ibid.*, p.102.
- 57) 小貫雅男、前掲書、124-125 ページ。モンゴル代表団は結局ハルビンで足止めされて、ロシアに入っていない。
- 58) 1914年4月22日、第7回会議でのロンチェン・シャトラの発言。 *BQ*, p.117.
- 59) *Ibid.*, p.118.
- 60) *Ibid.*, p.118.
- 61) *Ibid.*, p.140.
- 62) *Ibid.*, p.141.
- 63) *Ibid.*, p.122.
- 64) このときの条約の原文は、 *IOR L/P+S/B18/266*。
- 65) 程道德ほか編、『中華民国外交史資料選編一』、北京、1988年、548 ページ。
- 66) 東部グリーンランドの法的地位に関する事件。横田喜三郎、『国際判例研究 II』、有斐閣、1970年、43 ページ。
- 67) パルマス島事件（常設仲裁裁判所の判決）。横田喜三郎、『国際判例研究 III』、有斐閣、1981年、179 ページ。
- 68) 国家の成立と国家承認については、田畑茂二郎、『国際法新講 上』、東信堂、1992年、77-92 ページ。
- 69) *IOR L/P+S/18/B206*。なお、 *BQ* では4月30日から7月3日に至る交渉経緯について一切記述がない。
- 70) *Ibid.*, p.146.
- 71) *Ibid.*, p.146.
- 72) *Ibid.*, pp.146-147.
- 73) *Ibid.*, p.147.
- 74) Alastair Lamb, *op. cit.*, p.492.
- 75) Charles Bell, *Tibet: Past and Present*, New Delhi, 1992 (reprinted edition), p. 156.
- 76) 国際法学会編、前掲書、592 ページ。
- 77) 同書、592 ページ。

78) Dalai Lama XIV, *Freedom in Exile: the Autobiography of the Dalai Lama*, New York, 1991, pp.61-62.

79) 田畑茂二郎、前掲書、85 ページ。

80) Nripendra Nath Mitra ed., *The Indian Annual Register Vol. I*, Calcutta, n.d., pp.271-299.

81) 「チベットの反乱とネールの哲学」『人民日報』(1959年5月6日付)。関于注意給達頼復信問題的批語(1959年3月15日)、中共中央文献研究室編、『建国以来毛沢東文稿第8冊』、北京、1993年、116-117 ページ。

4 第3章 インドおよび中国の「周縁」地域をめぐって

この章では、インドと中国の国境地帯、すなわちニューデリーや北京という中心からみて周縁にあたる地域が、1962年の中印国境紛争にいたる歴史過程の中で、どのように位置付けられてきたのかを、歴史的に概観する。中印国境紛争は、文字通りインドと中国とを隔てる国境をめぐって生じた二国間紛争である。しかし、国境地帯はつねに中心地帯と同じ均質支配のもとにあったわけではない。中心・周縁関係は、中心から周縁部に離れるにつれて、中心の支配（＝求心力）が弱まり、周縁地域の独自性（＝中心からみれば遠心力。周縁からみれば自治権であるが、自治権自体中心の存在を前提としている）が強まるのである。本来、ウェストファリア会議からフランス革命をへてウィーン会議にいたる西ヨーロッパ史において、近代国民国家として観念される政治体制のもとでは、周縁地域は中心地域の一元的統治下におかれ、中心地域に隣接する周縁地域であっても中心地域から遠く離れた隣国との国境地帯に位置する周縁地域であっても、同一の度合いで中心地域からの支配・統治を受ける。バスクやアンドラのように周縁地域に自治が認められるのは、かなり後の時代になってからである。したがって、近代国民国家のプロトタイプとしては、自治の概念はほとんどないとされる¹⁾。

インドと中国の場合、西ヨーロッパで近代国民国家概念が観念されたとき、近代国民国家ではなかった。インドの場合、1526年にバーブルがムガル帝国を築いたとき、その領域は北インドの一部にとどまっていたし、マラーター王国やアワド、ハイダラーバードなどの諸勢力は、ムガル帝国とは別個の権力を独自にうち立てていた。インドが、一応の単一の支配のもとにおかれるようになったのは、インド大反乱後、東インド会社が廃止され、インド政庁を通じてイギリスの直接支配が開始された1858年になってからである。1877年のインド帝国の形成によって、イギリスの統治機構が形作られた。この体制は、1947年まで継続した。統治機構としては、ベンガルなどイギリス統治直轄地域と、藩王国の二種があった。あくまでも位置づけとしてはイギリスの植民地であり、近代国民国家でも主権国家でもなかった。実際、前章で述べたシムラ会議にしても、インド国民の意向とは全く無関係に開催されており、インド国民会議派も関心はおもに南アフリカにおけるインド人の地位をいかにして向上させるかに置かれており、シムラ会議やチベットには全く向いていなかった。インド人民衆の国民意識が形成されたのは、イギリス植民地期、とりわけ第一次世界大戦以降の民族独立運動の時期であった。藩王国についていえば、形式としては、イギリスは、藩王国と条約を締結して宗主権を獲得し、イギリスの承認・監視のもとで藩王が住民に対して統治権を行使していた。また、インド人民衆との関係をみれば、政治的な委任-代表関係は、植民地体制であるがゆえに成立していなかったし、1935年インド統治法によって導入された自治にしても州の自治に限定され、インド全体の統治権は、与えられていなかった。

1947年8月にインドからイギリスが撤退し、インドとパキスタンが分離独立した。藩王国は、イギリスが撤退した以上、宗主権を委譲した条約が失効し、独立することとなった。しかし、地理的近接性に基つきインドとパキスタンのいずれかに帰属することがイギリスによって求められ、おおくの藩王国では、インドの領土内に存在するものはインドへ、パキスタンの領土内に存在するものはパキスタンへ帰属した。デリーからみて周縁地域にあたるカシミール藩王国では、藩王は、インド・パ

キスタンのいずれにも帰属せず、独立する（つまり、イギリスとの条約関係が切れた状態を維持する）ことを考えていた。しかし、藩王はヒンドゥーであり、住民の多数はムスリムというこの藩王国では、ムスリム住民の反乱とパキスタン北部からのパシュトゥーン諸部族民の侵攻に直面し、藩王は1947年10月に、インドへの帰属文書に署名し、インド軍が派遣されるにいたった。そして、シェイク・アブドゥッラーの臨時政府が成立した。しかし、インド軍とパキスタン軍が交戦した。これが今日なお解決を見ていないカシミール問題の始まりである。

他方、インドのアッサム方面の周縁に位置する東北辺境地域では、藩王国は存在せず、アボル族（Abors）やミシミ族（Mishimis）などの諸部族が居住していた。イギリスは、これらの諸部族に大幅な自治を認めて、ネパール、シッキム、ブータンとならぶ緩衝地帯の鎖（the chain of buffer states）と位置づけた。これら部族は、インドの独立前・独立後を問わず、デリー（1911年以前はカルカッタ）の統治を受け入れることを嫌った。インド人としての意識が希薄で自立意識が強く、宗教もヒンドゥー教やイスラームではなく、独自の宗教を信奉していた。イギリスはもとより、独立後のインド政府は、彼らの帰属意識を高めるために、調査隊や軍隊を派遣して国民統合につとめた。民族的・言語的にみて、インドよりもチベットやビルマに近いこともまた、インド人意識の植え付けに妨げとなった。

そこで、以下、インドが周縁地域をどう扱ったのかを分析する具体的事例として、カシミール藩王国と東北辺境部族地域を取り上げる。中印国境紛争の文脈に即すならば、前者は西部区間に、後者は東部区間に該当する。一方、中国の周縁地域についていうと、チベットを取り上げることができる。清代以前のチベットは、理藩院管轄下の地域であり、北京との関係は朝貢-回賜関係で特徴づけられる東アジア国際体系であった。辛亥革命後の民国期には、形式的には蒙蔵委員会が設置され、中華民国の領土の一部分を構成していた。しかし、実態としては、ダライ・ラマ政庁を頂点とする北京・南京とは別個の政治組織が形成されており、事実上独立していた。辛亥革命以降、国民革命をへて人民共和国の樹立にいたるまでの民国期において、北京政府であれ、南京国民政府であれ、周縁地域をいかにして北京・南京の中心地域の統治下におくか、すなわちいかにして中央化するかが課題とされていたが、チベットもまたその対象となったのである。中心からみて、チベットに宗主権をもっていたけれども、中国が近代国民国家となるにともない、旧来の中華帝国型の宗主権を主権へと転換することが求められた。チベットからみれば、中央化は、ダライ・ラマ政庁の統治構造の上位に北京の統治が来ることに他ならず、チベット人の帰属意識がダライ・ラマ政庁ではなく、北京の中央政府に向かうことが求められたことになる。中心の中央化に周縁地域であるチベットはどのように対応したのだろうか。第3節以下で、中印国境紛争とかかわらせながら、具体的にみてゆきたい。

4.1 第1節 カシミール藩王国

上述の問題意識のもとで、国境地帯・周縁地域としてのカシミール藩王国を歴史的に概観する。ただし、本論文の主題は、中印国境紛争にあるので、インド・パキスタン関係や1947年以降のカシミール問題については触れない。これらの問題は、中印国境紛争と直接的な関わりはなく、稿を改めて議論すべきである。

地理的にいってカシミール藩王国は、ジャンムー (Jammu)、カシミール (Kashmir)、ラダク (Ladakh) の三地区に区分することができる。このうち、ジャンムーは、ヒンドゥーの多い地区でガッディス (Gaddis) とグッジャール (Gujjars) と呼ばれる人びとが生活している。ガッディスはおもに羊を飼って生計を立てており、グッジャールは夏は高地で暮らし冬は平原におよる遊牧民である。カシミールは、ムスリムの多い地区で、13世紀から14世紀のイスラーム侵入により流入したムスリムと、インド・アーリヤ系のカシミール・パンディット (Kashmir Pandits) が居住している。ラダクは、チベット仏教徒の多住する地区であるが、人口密度は一平方キロあたり2人と少なく、無人地帯が多い。中印国境紛争の西部区間であるアクサイ・チンは、この地区に属する。経済的に三地区中もっとも遅れているのが、このラダクである。

14世紀にヒンドゥーの多いジャンムー地区は、カシミール地区のイスラーム支配に組み込まれた。しかし、ラージャー・ランジート・デーブ (1725年-1780年統治) は、ムスリムのみならずヒンドゥーにも寛容な政策をとった。そして、サティーや女兒殺しといったヒンドゥーの慣習を禁じ、当時混乱していたパンジャブからの移民を保護した²⁾。グラブ・シンは、パンジャブのランジート・シンの統治下に入り、ランジート・シンはグラブ・シンをジャンムーの支配者に任じ、グラブ・シンはシクのためにジャンムーに逃れた反シクの勢力とも戦った。1840年11月、ランジート・シンの子、カラク・シンが死ぬと、ラーニー・チャンド・カウルの指導下で、行政組織である最高評議会 (the supervisory council) が設置され、統治が行われた。しかし、その後シク勢力はイギリスとの戦いに敗れ、アムリトサル条約を締結してカシミール溪谷とヒマーチャル・プラデーシュ州の一部が東インド会社に割譲された。イギリスとランビール・シンは、1870年に中央アジアとの貿易を拡大する条約を締結し、ランビール・シンが中央アジアに向けて輸出されるイギリス製品にかかる輸出税を免除する代わりに、イギリスはジャンム・カシミールに輸入される外国製品に対して課される関税を免除するという相互免税条約が、締結された³⁾。こうして、カシミール藩王国とイギリスとの通商関係が条約に則った形で開始されたのである。1924年には、インド総督ハーディングが、カシミールを訪問し、藩王ハリ・シンと会談した⁴⁾。1930年にははじめての政治団体、青年ムスリム協会 (Youngmen's Muslim Association) が設立された。すると、シェイク・ムハンマド・アブドゥッラー (Sheikh Mohammad Abdullah) は、研究先のアリーガルからスリナガルに戻り、教職に就いた。ミルザー・ムハンマド・アフザル・ベグ (Mirza Mohammad Afzal Beg)、グラーム・ムハンマド・サディク (Ghulam Mohammad Sadiq) らが、シェイク・ムハンマド・アブドゥッラーの反独裁闘争に加わった。バクシー・グラーム・ムハンマド (Bakhshi Ghulam Mohammad) がこの闘争の指導者に任命された。公式的には、1931年6月21日にこの責任政府を求める民主闘争が、開始された。1931年7月13日、治安妨害罪で服役していたアブドゥル・カビール (Abdul Kabeer) 釈放を求める大規模なデモが行われた。警官隊が投入されたものの、このデモは激化し騒擾状態になった。藩王側は発砲を命じ、21人が死亡した。その翌日、警官隊との衝突で死亡した聖者の葬儀が行われ、街は軍の統治下におかれた。インド政府は7月13日のこの事件の調査に乗り出し、カシミール藩王は調査委員会 (the Dalal Commission) を設置した。デモ隊との間で、1931年8月21日合意が成立し、デモは中止された。ラーホールの全インドカシミール委員会 (All India Kashmir Committee) が事態の

收拾にあたった。カシミールに責任政府を求める運動が、イクバル、ミルザー・ムハンマッディーン (Mirza Mohammad-ud-din)、アミール・ジャマーアティ・アフマディーヤ (Amir Jamait-i-Ahmediya) の指導のもとで組織化された。だが、全インド・カシミール委員会は、妥協を拒み、アブドゥッラーはデモを再開するよう決定した。何千人もの人びとが逮捕され、藩王国の首相ラージャー・ハリ・クリシュナ・カウル (Raja Hari Krishna Kaul) が事態打開のために、L-19 と呼ばれる覚え書きを公表した。デモ隊は鎮圧され、数カ所で銃撃戦が展開された。宗教の自由の要求を満たすよう保証し、イギリス人の行政高等文官をカシミール藩王国の首相にするため、この機に乗じて介入した。藩王は、これらの要求を認めた。L-19 という覚え書きは破棄され、逮捕者は釈放された。パンジャープのマジリスィー・アフラーリー・イスラーム (Majlis-i-Ahrar-i-Islam) という組織もまた、カシミールにおけるこれらの民衆運動を支持し、赤シャツ隊という奉仕組織が結成され、カシミールに派遣された。3万5千人の赤シャツ隊隊員が、カシミール藩王国に入り、全員逮捕された。結局、藩王の求めに応じてイギリス軍が投入され、法と秩序が回復された。

1932年、ムスリム会議が組織され、市民的不服従運動が開始された。そして、宗教別選挙による民衆議会 (Praja Sabha) 設置を求めるガランシー (Galancy) のもとに改革委員会が設けられた。ムスリム会議は、21議席中19議席を獲得したものの、民衆議会には藩王の個人的支出と軍事にかかわる事項には全く関与する権限がなかった。藩王には藩王国の法を制定する権限があった。1938年、藩王はムスリム会議を世俗化する提案をおこなった。新しいムスリム会議には、シェイク・ムハンマド・アブドゥッラーやグラーム・ムハンマド・サディクらが含まれた。そして、民衆の参加する政府樹立要求がなされた。1946年、クイット・カシミール運動が展開され、藩王は民衆の参加する政府樹立を求められた。インド国民会議派も、この要求を支持した。アブドゥッラーと同志たちが逮捕され、裁判にかけられた。アブドゥッラー弁護を支援するためカシミールにきたネルーは、コーハーラー (Kohala) の国境で逮捕され、アブドゥッラーは禁固9年の判決を受けた。1947年、マハートマ・ガンディーがカシミール藩王国を訪れ、藩王に民衆の支持を得るべきであると述べた。藩王国首相 R.C. カク (Kak) は解任され、ジャナク・シン・バトラー (Janak Singh Batra) とメヘル・チャンド・マハジャン (Mehr Chand Mahajan) が、代わりの首相になった⁵⁾。

藩王国の将来について藩王はとまどっていたが、藩王国首相 P.C. カクと軍参謀総長 H.L. スコットはイギリスと連携し、インド、パキスタンどちらの自治領にも参加せず、むしろ藩王国の独立を保持するよう藩王を説得した。1947年8月12日、藩王国首相はインド政府に打電し、次のように要求した。

藩王国政府は、現在イギリス領インド政府との間で締結されている条約その他をすべて現状で維持する中立条約をインド連邦と締結することを歓迎する。つまり、現状の条約が〔藩王国の〕帰属と新しい条約の実施問題を棚上げにして引き続き有効なものとなることを求める⁶⁾。

8月15日、インド政府は次のように回答した。

藩王ないしこの件について正当な代表として権限を与えられた大臣が、藩王国政府とインド自治領との間の中立条約について交渉するため、デリーに赴くことができるならば、インド政府は、これを歓迎したい。

現状の条約と行政的な取り決めに維持するため、早期の行動が望ましい
7)。

だが、条約が締結されることはなかった。同時に、中立条約を確実なものとするため、この問題はパキスタン政府との間でも取り上げられた。8月12日付の藩王国首相がカラチの外務省に宛てた電文は、次のように述べている。

藩王国政府は、現在イギリス政府との間で締結されている新条約の詳細と実施を決定することを棚上げにして、パキスタン政府と中立条約を締結することを歓迎する⁸⁾。

パキスタン政府は、8月15日直ちに返電し、次のように述べた。

12日付の貴信にたいして、パキスタン政府は、新条約の詳細と実施を先送りにして、現在の条約をそのまま継続させるために、カシミール藩王国と中立条約を締結することに同意する⁹⁾。

カシミール溪谷は、ラーワルピンディー道路を通り、パキスタンと重要な結びつきをもっている。他方、ジャンムーは、シアルコット (Sialkot) を通りパキスタンに接続されている。鉄道線も、同じように通っている。つまり、実際にはインドとは全くつながっていない。道路の通っているパタンコト (Pathankot) とその他の地域は、当時パキスタンの領土の一部となっていた。砂糖、石油、ガソリン、塩、衣類などといった生活必需品の大半は、現パキスタン領土を通過して藩王国に入ってきていた。藩王国の郵便電信局の上にはためくパキスタンの国旗は、その地区が当時パキスタン領であったことを示している。パキスタンは、藩王国政府と中立条約の締結を受け入れた。しかし、その半面、藩王には内外からパキスタンに帰属するよう圧力がかけられた。インドに帰属することを望む人びとは、アブドゥッラーのもとに集まり、パキスタンを選択する人びとはミールワイズ・ユスフ・シャー (Mirwaiz Yusuf Shah) のもとに集まった。前者はシェール (ライオン)、後者はバクル (羊) と呼ばれた。インド政府は、藩王が藩王国の将来についてじっくりとかつ自由な雰囲気の中で民衆の願望を念頭において決断することを願った。インドの首相ネルーは、アブドゥッラーも帰属について決定するとき、人びとの信を得られるよう望んだ。他方、パキスタンは、ムスリムが多数を占める藩王国であることにかんがみてパキスタンに帰属することを望んだ。

9月3日、パキスタンの軍が、ジャンムーから30キロ離れたコタ (Kotha) の難民を攻撃して、略奪放火、殺人事件が発生し、動乱が始まった。これらの事件の後、パキスタン軍は、ドパッタ (Dopatta) とガーリー (Garhi) から道路に沿って前進した。パキスタン軍は、侵攻をくい止めようとしたラジンデール・シン (Rajinder Singh) 少将率いる数名の軍隊の抵抗にあったが、ラジンデール・シンは、敗北を余儀なくされた。10月25日、藩王ハリ・シン (Hari Singh) は、インド政府にたいして緊急の軍事援助を要請した。封建独裁体制に反対して闘争を行うアブドゥッラーは、このとき政敵である藩王を支持し、インド政府に援助を要請した。藩王は、インドへの加入文書に署名し、同日インド政府は、スリナガルへ軍事援助を行う決定をした¹⁰⁾。

こうして、カシミール藩王国はインドからの軍事援助と引き替えに独立を放棄した。分離独立の際、約567の藩王国が存在し、その帰属は、藩王国の選択に委ねら

れたものの、前述のようにインド領内に位置していたものはインドへ、パキスタン領内にあったものはパキスタンに帰属した。インドやパキスタンからみれば、藩王国の統合問題は、国民統合の問題に他ならなかった。というのは、領土内に独立した藩王国が点在していれば、内陸部に位置する藩王国が、沿岸部との通商ルートを要求することが考えられ、回廊地帯が多数存在すれば、領土的一体性が失われるからである。カシミール藩王国の場合、分離独立の際、インドにもパキスタンにも帰属せず、独立を選択した。植民地からの独立という第二次世界大戦後の世界史の流れの中で、この選択は当然である。しかし、藩王国の内部で内乱が起き、住民の多数を占めるムスリムと宗教的に共通項をもつパキスタンから軍が派遣されると、パキスタンの軍による軍事占領がそのまま併合へつながることを恐れたヒンドゥーの藩王は、インドの軍事援助を求め、結局のところ、インド軍とパキスタン軍が、カシミールで戦火を交えるにいたるのである。そしてカシミールは、藩王や住民の意向に反して、インドとパキスタンによって分割されてしまった。パキスタンは、建国の理念としてムスリム多住しか持ち合わせておらず、そもそも国名からして、パンジャブ、カシミール、バローチスターンの頭文字をとっただけであり、きわめて人工的な性格をもっていた。そのカシミールを失うことは、建国の理念すなわち国民統合を危うくする危険性を内包しており、避ける必要があった。他方、インドにとっては、建国の理念は多様性をもつ統一であり、ムスリム多住のカシミールを領土内にとどめておくことは、国内に少数ながらも居住するムスリムをインド・ネーションに包摂する意味において、望ましいものであった。換言すると、カシミールは、パキスタンにとってもインドにとっても、必要な領域であり、両方同時に帰属することは分離独立の時点において不可能と考えられていたがゆえに、分割されたのである。

インドとパキスタンの分離独立の場合、その国境は明確に規定され、あいまいさ、すなわち、たとえばカシミールが独立するとか両国に二重に帰属するといった状態は、認められなかった。パンジャブやベンガルは、二重帰属的状况は検討されず、分割が当然のものとして考えられ、カシミールの独立も結局は否定されてしまった。均質支配を前提とするウェストファリア型国民国家がイギリスの植民地支配からの独立した後の国家像として観念されていた。そして重要なことは、カシミール藩王国の場合、その領土の外枠が議論されることが全くなかったことである。インドとパキスタンによる分割支配は、何度か議論されたことがあり、その位置をめぐる戦火が交えられたこともある。しかし、領土の外枠、つまり国境は、インドやパキスタンの州境としてであっても、既定のものとして暗黙の合意が存在している。だが、この暗黙の合意は、インドやパキスタンという南アジア地域域内では共通の認識を得ることができたが、中国やアフガニスタンといった地域外では共通の認識とはなっていなかった。とりわけ、中国との国境線については第2章で述べたように不明確で、はっきりと画定されていなかった。だからこそ、1962年にアクサイ・チンの帰属をめぐる国境紛争が起きたし、1963年にはパキスタンがカシミール地方と中国との国境を机上画定している。逆に言うと、インドは、西部区間における国境はすでに画定されていると中国の同意をえることなく、一方的に思いこんでいた。中国は、この地域の国境は画定されていないと主張しており、こうした思いこみが、1962年の国境紛争を招いたといえる。さらに問題を複雑化したのが、アクサイ・チンが無人の無主地であったことである。無主地であるがゆえに、先占した主体（国

家)の領土となるから、1950年代にアクサイ・チンに道路を建設した中国は、少なくとも、道路が通過している地域に限り、自国の領土となる。

このように、カシミール藩王国の帰属問題は、領土内に不均質な地域を残さないとするインドとパキスタンの国家像が色濃く反映されている。だがしかし、南アジア以外の地域、とりわけ中国との国境については、地図の上ではたしかに国境は線引きされてはいるものの、実効的な支配がともなっておらず、後の国境紛争の遠因となった。周縁までの均質支配をインドやパキスタンは意図したけれども、その均質さは藩王国の帰属問題にとどまり、前提となる藩王国それ自体の領土は、明確さを欠いていた。

4.2 第2節 東北辺境地域

次にインドのアッサム方面に位置する東北辺境地域が、どのようにインド領度に組み込まれていったのか明らかにする。いうまでもなく、この地域は中印国境の東部区間に該当する。カシミール藩王国と同じく、インドの周縁であるが、次の二点を相違点として指摘しよう。すなわち、第一点は、部族民の共同体の存在は認められるものの、東北辺境地域全体を統合する政治的凝集力は欠如していることである。この地域では政治的凝集の単位は、あくまでも同一部族のレベルにとどまり、各部族を束ねる統合原理を部族共同体はもたない。そこで、各部族を束ねる統合は、内的ではなく、イギリスやインドといった外部から持ち込まれる政治的行政区画として行われた。第二は、東北辺境地域の部族は、宗教的・人種的にインドよりもチベットに近いという事実である。それゆえ、イギリスとインドは、彼らがチベットやひいては中国に吸収されることをおそれ、チベットや中国との接触を断つよう努力したのであった。そこで、以下この地域の歴史を概観し、最後に問題点を国境紛争の文脈の中でまとめたい。

まず、イギリスはなぜ東北辺境の部族と接触したのか。その理由は次の三点に要約できる。まず第一は、インドの東北地方で安全な辺境 (frontiers) を必要としたことである。つまり、安全な辺境を設けることによって、北方、とくにチベットやその背後にある中国からの侵入を防ぐ障壁を作ろうとした。第二は、アッサム平原に部族がしばしば侵入したので、アッサムの治安維持のために部族を支配下におき、南下をくい止める必要があったことである。第三は、東北辺境地域にまで商業的な市場を拡大することを意図していたからである。そもそもイギリスは商業貿易のためにインドを植民地化しており、これは当然のことだった。市場とするためには、東北部族地域を部族単位のばらばらな共同体の集合から政治的に組織化された集合体・統合体に再編成する必要があった、ということになる。

19世紀中盤、イギリスは、アッサム北部をニュービル (Captain Neufville) と東北辺境総督代理 (Governor General's Agent in the North-Eastern Frontier) デイビッド・スコット (David Scott) に統治させていたが、現地の部族長 (Raja) に統治を委ね、間接支配を行った¹¹⁾。1832年、サディヤ (Sadiya) とムトゥック (Muttuck) を除く北部アッサムは、イギリスに毎年5万ルピーを納めることを条件として、部族長プランダール・シン (Purandhar Singh) にその統治が委ねられた。しかし、部族長は金を払わず、1838年10月、イギリスは、同地区の直接統治を開始した。こ

れがイギリスが東北辺境地域の行政に直接関与する最初の事例である。1858年になるとケバン (Kebang) のアボール族 (Abors) がベーチ村 (Beech) の村民を襲撃したため、イギリスは、ケバンのアボール族を討伐する部隊を出発させた。しかしアボール族との関係悪化をおそれたイギリスは、討伐隊がケバンに到着する直前に撤収命令を出し、結局、討伐は行われなかった¹²⁾。けれども、1893年12月10日にアボール族が、ボムジュル (Bomjur) でイギリスの傭兵 (スイパーヒー) を待ち伏せ攻撃し、殺害すると、イギリスはアッサム州首長 (Chief Commissioner of Assam) ニーダム (Needham) にアボール族討伐を指示し、1894年1月に討伐隊は、ダムブク (Dambuk) でアボール族を襲撃し、アボール族の村落を焼き払った。こうした事態を受け、1873年にイギリスは、東北辺境地域に内ライン (Inner Line) と外ライン (Outer Line) を定めた。内ラインは、部族がすむ丘陵地帯の南端に引かれ、国境とはしないものの、旅券や許可なくこの線を越えてはならないとされた。そして外ラインは、チベットとの国境であり、丘陵地帯の山の山腹に沿っていた¹³⁾。つまり、両ラインではさまれた地域が部族居住地域であって、内ラインによって同地区がアッサムなどインドとは別個の特別な区画として定められたことを意味する。けれども内ラインにせよ外ラインにせよ、イギリスが一方向的に定めたもので、中国やチベットと交渉して定められたものではない。また、中印国境紛争の際にインドも中国も1873年のこのラインに言及したことは、インド政府の中印関係白書や『人民日報』に依拠する限り、一度もない。なぜ一度も言及されなかったのか、その理由は明らかではなく、今後の課題としなければならない。いずれにせよ、当時イギリスが国境を明らかにした上で、部族居住地域を明確化して他のインド領土と別個のものとし、切り離したことは、特筆すべきである。以後、インドの独立後を含めて東北辺境地区の行政単位は移り変わるが、内ラインと外ラインで区画された地域の枠組み (外枠) は維持されつづけたからである。また、国境線 (外ライン) を奥地へすすめると、より多くの哨所 (military posts) を展開させる必要が生じるし、財政的負担もそれだけ増加するため、国境線を明確に画定することは必要なことであった。

さて、1907年12月にニーダムに代わったアッサム州首長ノエル・ウィリアムソン (Noel Williamson) は、ローヒト (Lohit) を訪問した。その目的は、まず第一に部族と友好関係を築き、アッサムの安定を維持することであり、第二に部族の生活自体あまり知られていなかったため、生活状況について十分な調査を行うことにあった。そして第三に、アッサムから東南チベットにいたる通商ルートを探ることにあった。そして、ウィリアムソンは、ローヒトに到着し、所与の目的は達成された。その後、ウィリアムソンは1908年3月にローヒトを、1909年12月にはケバンを訪れ、部族の抵抗もなく帰着した。ところが、1910年5月、東ベンガルおよびアッサム州政府 (Government of East Bengal and Assam) はイギリス本国政府にたいして、リマ (Rima) は中国の勢力に占領されており、リマ住民から税を徴収している。また、中国はリマからアッサムにいたる道路を切断する計画であると報告した。これにたいして、ウィリアムソンは、1911年にリマに居住するミシミ族 (Mishmis) 居住地区に入り、中国が外ライン以南に旗をたて、リマが中国に支配されていることを発見した¹⁴⁾。そこでイギリスは、中国がブラフマプトラ河北方の茶園を支配することを懸念し、中国を牽制するためにミシミ族居住地区を統治下におさめることにした。そして、ウィリアムソンはミシミ周辺も調査したものの、1911年3月30日、アボー

ル族居住地区でアボール族に殺害された。これにたいして、イギリスは、ウィリアムソン殺害への報復とアボール族をイギリスに従わせるため、ボウアー (General Bower) を長とする討伐隊 (reparation party) を派遣した。部隊は、ミシミ族、アカ族 (Akas)、ダフラ族 (Dahlas) の各居住地区とタワーン (Tawang) にもおもむき、イギリスの支配を拡張するようつとめた。1913年には、ネビル (Captain Nevill) 率いる遠征隊が、タワーンを訪れ、タワーンにおけるチベットの活動をみて、タワーンに前進政策 (forward policy) をとるようインド政府に進言した。しかし、第一次世界大戦の勃発により、前進政策はとられなかった。「タワーンは、シムラ会議までイギリス領といわれていたが、1941年までチベットの支配下におかれていた。」¹⁵⁾そしてインド省のヘンリー・マクマホン (Henry McMahon) は、イギリス本国政府にたいして、チベットとの摩擦を避けるために、タワーンの領有を明確にすることも含めて、チベットと東北辺境地域との国境を明確にするよう求めた。これをイギリス本国政府は取り上げなかったため、「タワーンは、1941年までチベットの支配下におかれていた。1941年以降、イギリスはタワーンを領有したが、このことは中国がチベットを服従させたときに中国がタワーン領有を主張する道を開くことになった。」¹⁶⁾マクマホンの提言直後、前述のようにシムラ会議が開催され、イギリスはチベット二分案を示し、結局シムラ条約はイギリス・チベット・中国の三国間条約としては成立しなかったことは、第3章で述べたとおりである。第一次世界大戦によって、チベットの国際的地位を含む中印国境が明確にされることがなくなり、結局、イギリスはその後、東北辺境地域の外枠を明確化せず、内側の行政区画の編成に集中してしまい、最終的にこの問題は1950年のチベット中央化 (北京の中央政府にチベットの統治権が全面的に移管されること) 後のインドと中国に委ねられたのであった。

さて、イギリスは1911年から1912年のアボール族討伐時の調査によって、東北辺境部族全般について、情報を得ることができた。そのため、この地域をさまざまな政治的単位に細分化することができたのである。というのは、この地域を効果的に支配することを意図していたので、さまざまな政治的単位にわけることが必要であった。1912年にこの地域は、次の三つに分割された。まず第一は、中央部 (the Central Section) である。首府は、サディヤにおかれ、この部は北と東でチベットと接し、南東と南でビルマと接する。1919年には、サディヤ辺境地区 (Sadiya Frontier Tract) と改称された。第二は、ラキンプール辺境地区 (Lakhimpur Frontier Tract) である。この地区は、ミシミ丘陵 (Mishmi Hills) とボール・カムティス (Bor Khamtis) からなる。そして第三は、バリパラ辺境地区 (Balipara Frontier Tract) である。首府はチャールドゥアール (Charduar) にあり、タワーンとスバンシリ (Subansiri) の間に位置する。ウダルギリからチベットへと延びる道路が走り、インドからラサへいたる最短の通商ルートである。これら三分割によってイギリスは、辺境部族を統治し、情報も得られた。とりわけ何世紀にもわたって外部と接触のなかった部族と親密な関係を築くことが可能になった。ただし、イギリスの関心は、大英帝国の範囲を拡大することにあつたので、民衆の生活の発展には全く注意は払われなかった。たしかに、部族に砂糖やガソリン、米などを配布したが、これは部族によい印象を与える目的でなされたのである。つまり、イギリスの目的は、第一にイギリスの目には乱暴とうつる部族民を服従させることであり、第二には部族民の土地をイギリスに併合させることであつて、そして第三に新しい通商ルートをつくり、イギリスの権益を守る

ことにあった。1917年のモンタギュー・チェムスフォード (Montague-Chelmsford) 報告書は、立法評議会はアッサムの部族地域にかんする立法権を持たない、総督評議会 (Governor General-in-Council) が立法権を持つことを勧告した¹⁷⁾。そして1921年1月3日に総督評議会は、サディヤ边境地区、バリパラ边境地区、ラキンプール边境地区などを後進地区 (backward Tract) に指定した。イギリスは、これらの地区をインドの一般的な行政から切り離して、第一次世界大戦後に高揚した民族運動が波及することもなかった。民族運動は、当初は州自治 (ないしインドの自治) を求める運動であったから、特別な地区として切り離すことによって、州でも藩王国でもない特殊な地域となり、会議派やムスリム連盟の影響力がおよばなかったのである。また、会議派の文書を見る限り、たとえばベンガル分割反対運動のような切り離しに反対する運動も実際に起こらなかった。1936年4月、バリパラ边境地区の政務官 (Political Officer) ライトフット (Captain Lightfoot) がタワーンを訪問した。そして次の四点を政府に提言した。まず第一は、インド政府が直接東北边境部族地域における行政の全責任を負うべきである、というものである。つまり、隣接するアッサムや他の州のようにインド人による自治を認めるべきではないというのである。第二は、チベット政府にこの地域から行政官を引き上げさせるべきである、というもので、1936年の時点では、少なくとも、タワーンではチベットの行政官が徴税などを行っていたことを示している。第三に、行政官については、タワーンにエージェント (Agent)、ディラン・ツォン (Dirangdzong) にはアシスタント・エージェント (Assistant Agent) を派遣すべきである、という。つまり、この時点でタワーンやディラン・ツォンにイギリスの行政官は派遣されておらず、イギリスの実効支配はおよんでいなかったことを意味する。第四は、第三の点とも関連するが、タワーンのエージェントには半個小隊、ディラン・ツォンのアシスタント・エージェントには一個小隊の軍を派遣する必要があるという。そして同じ1936年には、シッキムの行政官 B.J. ゴールド (Gould) は、タワーンを訪れ、中国がチベットとタワーンに影響力をおよぼそうとしていると報告した。ゴールドの報告中の中国とは、南京国民政府を指す。しかし、1936年の南京国民政府が、いくら「南京の十年」の時期にあったとしても、南京から遠く離れたタワーンにまで実効的支配をおよぼそうとしていたとは考えにくい。チベットすら中央化できていない段階で、タワーンに進出することは考えられないからである。したがって、実効的支配をおよぼそうしていたのは、中国ではなく、チベットであろう。チベットであれば、当時、事実上国民政府から独立した状態にあり、かつまたダライ・ラマ政庁の政治体制は比較的安定していたので、可能性は十分ある。ともかく、当時のイギリス側資料をみると、中国 (China) のチベット・ビルマ方面への勢力拡大という表現が散見される。たとえば、パルショタム・メヘラ (Parshotam Mehra) は、「中国の主張は現在タワーンそれ自体にはおよんでいないが、もし中国の行動を防ぐ手だてが打たれないと、中国の影響力がタワーンのみならず、ブータンやシッキムにさえ拡大する恐れがある。」と述べている¹⁸⁾。さらにイギリスの対応策として、ロバート・レイド (Robert Reid) は、「巡察もしくはイギリスへの徴税によって、イギリスの主張を貫くべきである。というのはインド測量局 (Survey of India) が作成した地図の上だけで、単にマクマホン・ラインを引き直すだけでは、1914年以降続いてきた [タワーンはチベットの領土であるという] 誤った印象をただすのに十分ではないからである」と述べている¹⁹⁾。イギリスがとりわけタワーンに注目したのは、タワーンがインドと

チベット（ラサ）を結ぶ通商ルートにあたっていたからである。サディヤやリマを經由するルートは、峻しい山岳地帯を通過する必要があり、通商ルートとしては適切ではない。さらに、アッサム州知事は、イギリス本国に次のように報告した²⁰⁾。

イギリスがとるべき選択肢は二つある。第一は、アポール族の村にのみ関心を持ち、それより北のブータンの村々はそのまま放置する。第二は、われわれの現在の勢力圏を、マクマホン・ラインにまで押しすすめることである。州知事としては、後者の方が適切であると判断している。また、後者を選択しても、チベット政府はインドはマクマホン・ラインまでは支配権を行使する意志を持っているが、それ以上北へ勢力圏を拡大することはないことを自ずと知るであろう。

そしてインド政府は、勢力圏をシアン渓谷（Siang Valley）まで拡大するというサディヤ境界地区の行政官の要求を認可したのである。これに先立つ1928年には、アッサム州政府はサイモン委員会に次の三点を要求した。第一は、シロン市街区（Shillong Municipality）以外の後進地区は、アッサムから切り離して行政が行われるべきであることである。第二に、丘陵にすむ部族民は、その独自のやり方で発展するよう促されるべきである。文化、人種、言語、宗教の点で全く異なる非部族の人びとによる探検や生活習慣の破壊から保護されるべきである。そして第三に、後進部族は、イギリス人の行政官により統治されるべきである。部族は、インド人の行政官により支配されることを好まないからである。それゆえ、州知事自らが、インド政府のエージェント（Agent of Government of India）として統治にあたるべきで、それにかかる費用はインド政府が支払うことになる²¹⁾。これにたいして、サイモン委員会は提案に全面的に賛成してサディヤ境界地区とバリパラ境界地区はアッサム州知事のエージェントによって統治されることになった。さらに、王立帝国協会委員会（Royal Empire Society's Committee）も、この提案に賛成した。さらに1935年インド統治法は、部族地域を除外地域（Excluded Area）と部分的除外地域（Partially Excluded Area）に区分した。除外地域とは、部族住民の大半が後進的（backward）であり、先進的な行政を実施する可能性の全くない地区であって、州知事直轄領とされる地域である。部分的除外地域とは、除外地域ほど後進的ではないから、ある程度州議会（Legislative Assembly）はこの地区について議論することができる²²⁾。

こうして、イギリスはアッサムの部族民と非部族民との間に意識的に相互理解ができない環境をつくりだし、部族にはヒンドゥーやイスラームについての流言飛語を流して、部族の非部族・一般インド人にたいする誤解を生み出させたのである。行政的に部族地域を分断しただけではなく、住民の意識の点でも相互不信を助長させ分断を図った。1941年には、東北辺境地域のイギリス行政官は、部族地区の住民に一般インド人とは別個の政治的地位を与える提言を行った。今日まで続く指定部族制度の始まりである。そして、ルシャイ地区（Lushai Land）を南限とし、バリパラ境界地区を北限とするすべての部族地域をまとめた東北辺境州（North-Eastern Frontier Province）の創設構想ができあがった。ただし、北西辺境州と決定的に異なり、州の自治は行われず、州全体を束ねるアイデンティティーもなく、政治組織も存在していなかったことに留意しなければならない。アブドゥル・ガッファル・カーンのような民衆組織の指導者もいなかった。あくまでも行政的に部族地域を非部族地域から切り離して、イギリスが統治しやすいよう組織化がなされたことにも

注目する必要がある。そして、1946年には行政上の便のために、他の辺境区より大きなバリパラ辺境地区が、セラ・サブ・エージェンシー (Sela Sub Agency) とサブアンシリ地区 (Subansiri Area) に分割された。

1946年12月9日、独立を前提とする制憲議会が発足すると、制憲議会は閣僚使節団のクリップスの提言をも取り入れて、部族とアッサムについて検討する委員会を設置した。この委員会は、委員長にアッサム州首相 G. バルドロイ (Bardoloi) が就任したことから、バルドロイ小委員会 (Bardoloi Sub-Committee) と呼ばれる。バルドロイ小委員会は、東北辺境地域の将来にわたる行政について調査研究を行うために、サディヤ辺境地区、バリパラ辺境地区、ラキンプール辺境地区、ティラプ (Tirap) 辺境地区を除く各部族からそれぞれ二人以上のメンバーを加えた。これら三辺境地区では、行政機構が発達していなかったため、除外されたのである。小委員会が活動をはじめたとき、東北辺境地域は、ナガ、ルシャイなどの除外地区、ガロ (Garo)、ミキル (Mikir) などの部分的除外地区、バリパラ、サディヤなどの辺境区の大別して三つの区域に区分されていた。そして、バルドロイ小委員会は、実際に部族地域を調査したのである。各部族からは、たとえば次のような要望が出された。ティラップ辺境地区のカチン族 (Kachin) は、いかなる外部からの課税にも反対して、教育設備や道路、病院を開発と部族の発展のために要求した。カミート族 (Khamit) は、インドの中で、自治権を持つ独自の州の設置を要求した。ミニヨン族 (Miniyong) とパダム族 (Padam)、ミシミ族は、部族ごとの部族会議 (Tribal Council) 設置を要求した。アポール族は、非部族がアポール族居住地域に居住することに反対した。アカ族 (Akas) は、耕作権 (posa) を要求した。結局のところ各部族は、イギリスの分断政策もあり、部族単位の自治を要求したのである。独立後のインドは、これら「ばらばらの」²³⁾ 部族をインドという単一の政治的共同体に収斂させる必要があった。この目的のために、バルドロイ小委員会は、次のような報告書を制憲議会に提出した。まず、辺境地域の政治的位置づけであるが、アッサム以外の地域を東北辺境として一つにまとめた上で、自治地区 (autonomous region) と非自治地区 (non-autonomous region) の二つに区分する。ナガ、ルシャイ、ミキルなどの自治地区では、自治県議会 (Autonomous District Council) が設置され、各部族地域の行政を行う。サディヤ、バリパラ、ティラップといった非自治地区では、地域議会 (Regional Council) が設置されるが行政はニューデリーが代行する。次に森林運営については、森林関係の行政官の任命、契約および貸借の承認を含む実質的な運営は各部族の意向に添うものと規定された。部族の生活様式にかんしては、小委員会自体、部族の社会慣習に干渉するために設置されたのではない。それゆえ、部族は独自の社会慣習を維持する完全な権利を持つものとされた。財政については、アッサム州政府は部族のための開発計画を策定するべきであって、その財源は連邦とアッサム州政府によりまかなわれると規定した。アッサム州知事の役割については、自治県議会の定めた法が国益に反すると判断されるときは、州知事はこれを無効であると宣言できるとされた。そして、アッサム州と東北辺境地域との境界については、同一の部族は同一の行政区画に居住できるよう境界を再画定することと規定された²⁴⁾。こうした小委員会報告について、制憲議会ではたとえばローヒニー・クマール・チョードリー (Rohini Kumar Chaudhary) は部族地域をインドの他の州から切り離して特別扱いすることは、部族間に分離主義的な考え方を植え付ける可能性があるとして、反対した²⁵⁾。制憲議会議長のアンベードカル (Ambedkar) は、

非部族の一般的なインド人とは異なった文化を部族はもっており、それを保護することは必要であるとして、部族地域を特別な行政区域とすることに賛成した²⁶⁾。そして憲法第244条²⁷⁾が小委員会の報告書に基づき制定された。部族にたいする憲法の規定にかんしては、小委員会のほとんどすべての提言を取り入れたのであった。つまり、憲法施行後は、東北辺境地域はアッサム州知事の直接統治下に入り、知事は大統領の代理として統治にあたった。部族の代表という観点からは、連邦議会に大統領指名の部族特別議席が一議席設けられたものの、代表機関としては従来からの自治県議会や地域議会に限られていた。

1954年、中印間のチベット協定に基づき、インドは、チベットのヤートンとギャンツェから撤退した。これと同時に、1951年にチベットにたいする実効的な支配を確立した中国は、東北辺境地区に侵入するようになった。そもそもイギリスは、1940年から1941年にいたるまで、マクマホン・ラインで定められたインド領土を完全には実効的な支配領域としていなかったし、部族地帯の行政官も自らの行政区域よりも先（奥）を無人地帯と見なして、実効的支配を行っていなかった。中国は、部族地域を無主の地と見なして、先占行為を行ったのである。しかし、インドは、19世紀の内ライン・外ラインの設定およびマクマホン・ラインの設定以降、部族地域の行政区画を設定しており、実効的な支配を行っていないものの、無主の地としては見なしていなかった。そこで、インドは、中国のこうした動きに対応するために、行政官を実際に派遣するなどして、東北辺境地域における地位を固めはじめたのである。こうして、1954年に、東北辺境区条例（North-East Frontier Areas Administration Regulation）を制定し、東北辺境区（North East Frontier Agency; NEFA; 首府はシロン（Shillong））を成立させたのである。具体的には、次のように行政区画が再編された。

旧行政区画	新行政区画	新首府 ²⁸⁾
The Balipara Frontier Tract	The Kameng Frontier Division	Bomdila
	The Subansiri Frontier Division	Ziro
The Tirap Frontier Tract	The Tirap Frontier Division	Khela
The Abor Hills District	The Siang Frontier Division	Along
The Mishmi Hills District	The Lohit Frontier Division	Tezu
The Naga Tribal Area	The Tuensang Frontier Division	Tuensang

さらに1957年には、東北辺境区の一部であるツエンサン辺境区（Tuensang Frontier District）は、ツエンサン県（Tuensang District）と呼ばれるようになった。こうして、ナガランド²⁹⁾のツエンサン県はツエンサン辺境区に編入された。

中国がチベットを統合し、チベットの周縁まで実効的で均質的な支配をおよぼすようになると、インドは積極的に東北辺境の部族地域に実効的な支配を行うようになる。この東北辺境におけるインドと中国の実効支配の拡大競争が、1962年には全面的な武力紛争、すなわち中印国境紛争となった。そして、両国の領土にたいする主張の根拠が、インドの場合はシムラ条約有効論であり、中国の場合にはシムラ条約無効論だった。要するに実効的支配の拡大に伴う法的根拠の正当性が争われたのが、東部区間における中印国境紛争であるといえよう。また、独立後のインドは、東北部族地域で、その外枠（国境）をチベットを実効的支配領域として取り込んだ中国と何ら交渉することなく、マクマホン・ラインは1914年のシムラ条約によって正

当な国境として確認されているという前提に立った。他方、中国は、マクマホン・ラインはインド（イギリス）が一方的に設定したものであるし、無効であるとして、当初は国境は画定されていないという立場をとった。そして、国境は画定されていないけれども、しかし、「伝統的な慣習線」が存在すると指摘（1959年11月7日付周恩来のネルー宛書簡）した。この「伝統的な慣習線」は、1873年の外ラインと一致する。なぜ中国は、外ラインと同一の線を「伝統的な慣習線」と設定したのであるか。この主張は、1959年11月7日付『人民日報』に何の前触れもなく突然現れている。また、この点にかんする中国政府の政策決定過程は、明らかにされておらず、実状を推定することは不可能である。1954年に、インドは外ラインとマクマホン・ラインではさまれた地域を東北辺境区と設定しており、1959年の中国のこの主張は1954年のチベット協定の平和共存五原則、とりわけ領土不可侵原則に反する。ただ一つ、あくまでも推定の域を出るものではないが、次のような推測は可能である。すなわち、外ラインとマクマホン・ラインではさまれた地域に居住する部族は、宗教的・人種的にチベット族に近い。もしこの地域がインドの領土であるとすると、彼ら部族はマクマホン・ラインによってインドと中国に居住地が分断される。1959年3月にチベットで反中国反乱が発生し、チベットを中国にとり込む必要にせまられていた中国は、チベット族（ただし、厳密にはチベットにはチベット族のみ居住しているのではなく、メンパ族やラッパ族といったチベット系の諸民族も居住しているから、正確にはチベット諸族としなければならない）を一つに統合した上で、中国中央政府の支配領域に統合する課題に直面していた。したがって、これら諸部族は二国にまたがって居住するよりも、中国一国に居住していた方が統合は易しい。それゆえ、民族統合の手段として部族地域全域を自国の領域に取り込むために、外ラインを「伝統的な慣習線」として設定した、という推測である。しかし、この推測には問題が二つある。まず第一は、これら諸部族は純粋なチベット族ではなく、メンパ族やラッパ族であるという点である。メンパ族やラッパ族は、チベット族よりも人口が少なく、単一の政治的共同体、すなわちチベットに取り込んだとしても、これがチベット全体の政治的統合にどれだけ資するか不明である。メンパ族やラッパ族全体を仮に中国中央政府が統合しえたとしても、チベット全体の統合にどれだけ寄与しうるのか不明確であるし、彼らの人口を見る限りさほど寄与できるとは思われない。第二は、国境をまたいで複数国に居住する少数民族が現実に存在し、国境をまたいでいるからといってそれが中華民族の分断とか国民統合を危うくしているとは限らないことである。たとえば、カザフ族、ウズベク族、キルギス族、蒙古族、朝鮮族は、国境をまたいで複数国に散居している。中には内モンゴル人民党を組織して中国からの分離を求めるものも存在したが、結局、これらの試みは失敗し、中国に統合されている。したがって、メンパ族やラッパ族が中国とインドに別れて居住していることが、即中国の分裂につながるわけではない。さらに一点どうしても理解できないことがある。それは、シムラ会議にせよ、1954年のチベット協定以降の中印間の外交的やりとりの中にせよ、内ラインと外ラインにかんする記述や発言が、現在入手しうる第一次資料による限り、全く存在しないということである。中国の主張する国境は、外ラインである。本来、外ラインは、イギリスがインド帝国を拡張するために設定した線であるから、中国が帝国主義の産物であるとして否定する発言や、文書を残していてもよいはずである。しかし、そのような第一次資料は、全くないのである。中国は、その主張する国境は、たとえマ

クマホン・ラインは不当で無効であったにせよ、外ラインが東北辺境地域とチベットとの事実上の国境であるとして扱ってきたのであるから、外ラインが正当な中印国境であると主張していれば、シムラ条約有効・無効論やチベットに对外条約締結権があったかなかったかという論争に持ち込むことなく、国境問題の平和的解決ができた可能性は十分あるし、中印国境問題がチベット問題と結合し、複雑化することはなかった。

このように、東北辺境地域は、アボール族やアカ族といった部族の居住地であり、イギリスやインドは実効的支配をおよぼしていなかった。しかし、中国（清朝・中華民国・中華人民共和国）がチベットに影響力をおよぼし、南下の兆しが見える19世紀後半以降になると、アッサムなど東北インドを保護するため、イギリスやインドは東北辺境で行政区画を再編した。しかし、行政区画の再編には、実効的支配がともなっておらず、東北辺境地域の外枠（国境）の設定・画定作業は、マクマホン・ラインの一方的設定を除くと行われなかった。内枠を再編し、指定部族として特別扱いをして、憲法第244条のような例外規定を設けることによって、国内的統合にのみ集中したのである。

インドにとって、藩王国や部族地域の統合は、独立後の国家建設にとって重要な課題であった。上述のように、中印国境に位置するカシミール藩王国と東北辺境地域の統合過程を考察したが、そこから明らかになるのは、一貫してインドはこの問題を内枠、つまり国内的行政区画の再編として扱い、外枠、つまり隣接する国家との境界・国境については関心を払わなかったことである。パンジャーブとベンガルの分割は、パキスタンとの国境画定であり、国家の外枠の設定であるけれども、イギリスからの独立は分離独立であって、対パキスタン国境画定は、実際には内枠の設定に他ならなかった。分割の実務作業には、インドとパキスタンの代表からなる分割委員会があたっており、イギリスが一方的に分割線を設定したのではない。また、分割は植民地期の県の線に沿って行われた。植民地期の行政区画に沿って新興独立国が植民地を分割する形で独立する事例は、インドとパキスタンに限ったことではなく、ラテンアメリカやアフリカで広く見受けられる。また、ラテンアメリカとアフリカでは、こうして画定された国境は、違法・不法なものではなく、正当かつ合法であると広く認められている。藩王国と部族地域の外枠を設定する作業は、歴史的にみて省みられることはなく、隣接国との国境紛争という形で処理された。しかし、外枠と内枠は、外交と内政という形に二分されうるものではなく、一括して取り扱われるべき問題である。カシミール藩王国にせよ、東北辺境地域にせよ、内枠の問題についてはともかく、外枠は外交問題として取り扱われ、もともと影響を受ける現地の住民の世論は、取り上げられるどころか一顧だにされなかった³⁰⁾。だからこそ外枠の問題が外交というレベルで議論され、沈静化しつつある現在なお、カシミールではジャンム・カシミール解放戦線などが、東北部族地域ではボドランド要求運動などが、現地住民の世論に支えられて、国内問題というレベルで跳ね返ってくるのである。

4.3 第3節 チベット

本節では、中国の周縁地域であるチベットがどのように中国中央政府に吸収されていったのかを、中国における東アジア国際体系から西欧国際体系への転換という国際体系の変化に注目して、分析する。もちろん、中印国境紛争の文脈の中で再定位することは言うまでもない。インドも中国も近代国民国家となる以前では、イギリスの植民地であったり、中央-周縁関係が朝貢-回賜関係によって特徴づけられる帝国（中華帝国）だった。そこでまず、帝国がいかんにして近代国民国家になりえたのかという問題からはじめたい。

帝国は領域の不明確さおよび不均質支配が特徴であり、近代国民国家は明確な領域と均質支配によって特徴づけられる。この近代国民国家への転換は、近代国民国家を基本的な構成単位とする世界システム（西欧国際体系）においては必須であり、この転換過程を周縁地帯に注目して中央化と定義する。中央化という用語は、中国の歴史研究で広くもちいられているので、インドにも適用できると私は考える。

先行する研究からいえば、中央化とは中華民国史研究において用いられる概念で、1926年の中国国民党による国民革命（北伐）をへて、地方実力派が国民革命軍により打倒・吸収され、その後1928年、南京国民政府のもとで地方実力派や中国共産党勢力に自己の政治的正統性を承認させる比較的長期にわたる過程を指す。ここでは、地方勢力（地域権力）が中央政府に吸収される点に注目して、インドと中華人民共和国がそれぞれの領域内で均質支配を実現する過程を明らかにしたい³¹⁾。具体的に域内実効支配としての中央化とは、一）旧帝国の周縁（periphery）まで均質支配をおこなうこと、および、二）中央政府の支配領域を明確化することである。

インドに即して言えば、1947年の独立後における藩王国の統合と辺境、とくに東北アッサム地方の領域を明確化し、行政区画を再編成することが中央化である。560以上にもものぼる藩王国と英領インド諸州を統合して、一つのインド国家を形成することは、重要な課題であった。この任務はバッラブバーイー・パテール内相の主導のもと、ハイデラバード藩王国のように藩王が統合に反対し、困難を伴う場合もあったが、おおむね順調におこなわれた。

その半面、東北辺境の中央化は住民がヒンドゥーでもムスリムでもない部族民（tribe）であったこと、そして、メンパ族やラッパ族のように東北辺境とチベットとにまたがって居住する部族民が多かったこと³²⁾、のため困難を極めた。さらに、これらの部族民はアポール族のように自治意識が強く、イギリスやインドの統治を拒む場合も多かった³³⁾。しかし、インド政府にとっては、これら東北辺境地帯は防衛上の要でもあり、中央化することは必要不可欠であった。

そこで、制憲議会は、前述のように、アッサム州首相G.バルドロイを委員長とするバルドロイ小委員会を作り、部族民の指導者らと会見し、アッサムの部族民居住地区の行政について調査・研究をおこなわせた³⁴⁾。バルドロイ小委員会は報告書を作成し、東北辺境地区のうち、アッサム州以外の地区を少数者地区（minority area）として扱うこと、および、アッサム州以外の東北辺境地区を地方自治のできる自治県議会設置地区と非自治県議会設置地区に二区分した。この二区分は、インド領土を明確にした上での区分ではなく、単に部族民（とその居住地区）を二区分したにすぎない点に注目したい。

ところが、1950年に中国がチベットに人民解放軍を進駐させ、1951年の「チベッ

ト平和解放に関する中央人民政府とチベット地方政府との協定」(十七条協定)によって統合した直後から、中国人が東北辺境地区に侵入する事例が相次いだ³⁵⁾。インドは、これに対抗するべく、1954年に自治県議会設置地区と非自治県議会設置地区を統合して、東北辺境区(North East Frontier Agency)を設置して、東北辺境地区(=周縁)に均質支配を実施し、部族民に教育などを通じてインド人としてのアイデンティティを植え付けようとした。東北辺境部族民を「インド人化」しようとしたのである。そして、ネルーは、1950年11月20日に連邦下院で、「われわれの地図はマクマホン・ラインがわれわれの国境であることを示しているし、地図がどうあれ、マクマホン・ラインが国境である。これはあくまでも事実であり、われわれはこれに従う。そして、何人もこの国境を越えることを許さない。」と述べ³⁶⁾、マクマホン・ラインまでインド軍を前進させる前進政策(Forward Policy)をとった。

こうして前節で述べたように中国にとって正当な国境線として受け入れられないマクマホン・ラインにいたる東北辺境地区まで中央化し、近代国民国家として領域の明確化・均質的実効支配を実現したのである。

他方、1949年に成立した中華人民共和国も辺境の中央化の必要性に迫られた。とりわけチベットでは清朝期に駐蔵弁事大臣がラサに駐在してはいたものの、活仏の転生靈童発見の儀式に立ち会う程度しかチベットの行政に参画しておらず、中華民国期にあっても、チベットの行政は、ダライ・ラマを頂点とする行政機構がおこなっていた³⁷⁾。

すなわち中国にとってチベットの中央化とは、清朝理藩院支配期の中華世界を回復し、ラサ、ギャンツェ、ヤートンに存在するイギリス(1947年以降はインド)の通商拠点を撤収させることで、「帝国主義の羅網からの解放」³⁸⁾を実現したのである。

ところで、チベット統合は時期的に中国の朝鮮戦争参戦と重なる。そして、中国がマクマホン・ラインを国境として承認することはありえない。マクマホン・ラインが定められた1914年のシムラ条約に中国(中華民国)は正式署名していないからである。これらの点にかんして、パテールは、インドと中国はアジアの大国であるので両国関係が悪いと両国のみならずアジア全体に不利益をもたらす、と述べた³⁹⁾。ネルーもまた、チベットは中国の不可分の一部であって、チベット問題は中国の国内問題であると述べつつ⁴⁰⁾、「中国からの軍事的侵略にわれわれが直面することは全くありえない。」なぜなら「このような侵略は間違いなく世界戦争につながる」し、「中国は南 [=インド] と東 [=朝鮮] に主要な戦線を持つことになる」⁴¹⁾からだ、と結論づけた。

しかし、インドは、チベット統合が中国の中央化の一環であることを理解していなかった。たとえば、パテールは、1950年11月に中国の行為は裏切りにきわめて近く、チベットはインドに指導されることを望んでいた、と述べている⁴²⁾し、ネルーも、同年11月の覚え書きで、中国はチベットに対して宗主権をもち主権は持たず⁴³⁾と論じ、同年10月の周恩来宛のメッセージでも、中国軍のチベット侵略(invasion)は遺憾というほかなく、インド政府の考えでは中国の利益にも平和の利益にもならない⁴⁴⁾、と述べた。

他方、中国がインドの東北辺境地区に対する中央化をどう捉えていたのかは、今のところ公開されている第一次資料に依拠する限り明確な判断を提示したものは見あたらない。おそらく、朝鮮やチベットの問題、東北接收の問題に集中しており、インドの中央化を検討する時間的余裕がなかったのではないかと私は考える。

このように、インドも中国も帝國的磁場をもちつつ、対内的に国民国家的凝集を遂げることに集中し、対外的凝集としての国境問題は相対的に置き去りにされたといえよう。ここに、後発外生性国民国家間の国境問題を調節する困難さが横たわっていた。

ただ、このような歴史過程は、国際関係史、とくに脱植民地化や中央化のプロセスを考えると、インドと中国に限らず、広く世界各地で見受けられる。たとえば、ラテンアメリカでは、ボニラ・ガメス条約（1894年）に基づくホンジュラスとニカラグア国境問題についてのスペイン王の裁定（1906年）⁴⁵⁾や、アフリカでは、ブルキナ・ファソとマリ国境紛争事件（1960年から1986年）⁴⁶⁾がある。これらの国境問題と中印国境問題との最大の違いは、ラテンアメリカやアフリカの場合、旧植民地時代の行政区画をもって独立後の国境線とするという、ウティ・ポシデティス原則が適用され、この原則に基づいて国境問題が解決されたという点にある。また、ウティ・ポシデティス原則はラテンアメリカとアフリカにおいてのみ、用いることができる。さらに、そもそもホンジュラスとニカラグアはともにスペイン領、ブルキナ・ファソとマリはともにフランス領であり、インド・中国に当てはめることは不可能であろう。

インドと中国は、独立・建国時より国境問題をめぐって対立していたわけではない。むしろ、平和共存五原則（領土主権の相互尊重、相互不可侵、内政不干涉、平等互惠、平和共存）に象徴されるように、少なくとも表面的には良好な関係を築いていた。また、インド国内でも対外政策面では反共産主義ではなく、共産主義との共存をめざしていた。ここではおもに1950年代前半の中印関係とインドの中国観について述べる。

インド、とくにインド国民会議派は、日中戦争の始まった1938年に中国へコートニースを団長とする医療使節団を派遣した。当初、この医療使節団は国民党支配地区において活動をおこなう予定であったが、結局、中国共産党の敵後方抗日根拠地において活動をおこない、毛沢東ら中国共産党の高い評価を得た⁴⁷⁾。インド国民会議派は、ネルーが中心となり、ブラッセルで開催された反帝国主義被抑圧諸民族会議（Congress against Colonial Oppression and Imperialism）に参加したり（1927年2月）、ネルーが議長を務めた1936年-37年にはインド国民会議派内に外交局（Foreign Department）を設けるなど国際的な反ファシズム・反帝国主義運動との接点を探りつつ、同時にインドの民族運動に対する支持を求めたのである。

他方、中国国民政府はインドで中間政府が発足する（1946年）と、中国駐印専員公署を大使館に昇格させ、1947年2月に清華大学校長の羅家倫を大使に任命した。彼はインドが接受した最初の大使であった⁴⁸⁾。さらに毛沢東は「連合政府について」（1945年4月24日）においても、とくにインド独立への期待を表明している⁴⁹⁾。そして1949年12月にインドは中華人民共和国を承認し、大使級的外交関係が樹立された。このような経緯があったため、1950年代前半の中印関係は比較的良好的なカタチで推移した。

しかし、1950年、インドと中国は二つの問題に同時に直面した。チベット統合と朝鮮戦争である。

チベット統合は、既に述べたように中国の中央化に不可欠であった。そこで、1950年1月2日、毛沢東はチベットに進軍しチベットを経営することはわが党〔中国共

産党]にとり光栄ある任務であって、中共西南局がチベット進軍の役割を担うべきであり、10月までにチベット全域を占領するよう命じた⁵⁰⁾。また、イギリス、インド、パキスタンが中華人民共和国政府を承認していることもチベット進軍に有利な国際的条件であった⁵¹⁾。

『建国以来毛沢東文稿』を読むと、毛沢東はチベット統合にさいし、とくにインドとの関係を重視したことがわかる⁵²⁾。たとえば、インド駐在中国大使袁仲賢にチベット問題は、中国の内政問題であり、人民解放軍はチベットに進軍すべきであるとインド政府に説明するよう外交部を通じて訓令したり⁵³⁾、外交部副部長章漢夫をつうじ、中国駐在インド大使にチベット問題は内政問題であり、いかなる外国も口をはさむ権利はないと指示している⁵⁴⁾。

これに対し、ネルーはチベット問題は中国の内政問題であり、チベットは中国の不可分の一部であるとの認識を示しつつも⁵⁵⁾、人民解放軍のチベット進駐は、中印間の友好関係の維持という点から見ると遺憾であると述べた⁵⁶⁾。他方、パテールは、人民解放軍の進駐は「インドに対する」裏切り行為であり、インドは中国を友人であると考えているが、中国はそのように考えておらず⁵⁷⁾、共産主義的帝国主義であると反論した⁵⁸⁾。結局、パテールは1950年12月15日に病没し、ネルーの認識がインドの対中国・対チベット統合認識として定着するものの、人民解放軍の進駐を侵略(invasion)として指摘するなど⁵⁹⁾、中国における中央化として十分理解していたとはいえない。

チベット統合と同時並行的な対応を迫られていた朝鮮戦争では、1950年10月8日に宣戦の必要のない中国人民志願軍⁶⁰⁾を結成し、派遣した。その論理は、「中国と朝鮮は、持ちつ持たれつの緊密な関係にある隣国である。もしも朝鮮がアメリカ帝国主義に圧倒されるなら、わが国の東北地方は安定すべくもない」し、「われわれは革命的な道義を発揚しなければならない」⁶¹⁾というものであった。いかえると、中国、とくに重工業の中心である東北地方に対する、近代国民国家的な意味での国家安全保障、および東アジア的国際体系としての冊封・朝貢関係を底流とする東アジア的国際体系観、そして国際共産主義的インターナショナリズム、これら三者の基盤が混在したところに、人民解放軍投入の理論的基礎が存在した。そしてこれは、「参戦利益極大、不参戦損害極大」という毛沢東の情勢判断⁶²⁾そのものであった。

これに対して、インドではネルーもパテールもチベット進軍とあいまって、朝鮮戦争が世界戦争へと拡大することを懸念した。とりわけ、中国とアメリカとの間には公式な外交チャネルが存在しなかったが故に、インドがアメリカと中国との連絡ルートとなった。しかし、1950年代初頭の国際関係全体を視野に入れた場合、中国の行為は否定され、事実上中国は孤立した。たとえば、国連第五回総会において採択された決議三七七(V)では、「国際的緊張が危険な程度にまで存在することを認め、国際的緊張が続いていることの原因が主として国際連合憲章の諸原則の無視にある」と述べられており、直接言及はなされていないものの、中国の人民志願軍派遣が非難されている。

こうした状況の中で、インドは中国を孤立から脱却させるために、1953年9月に朝鮮戦争捕虜送還委員会の議長として活動を開始した。1954年のジュネーブ会議では、インドの仲介によって、アメリカの「政府」不承認にもかかわらず中国代表が正式代表として国際会議に初めて参加し、会議を舞台にひそかに進行した米中接触が奏功し、「孤立化」と「封じ込め」から脱却する確かな地歩を得た⁶³⁾。

ところで、これに先立つ1953年12月からインドと中国との間で、「英の印度支配時代より今日まで、印度が〔チベットで〕引続いて保有している軍隊の駐屯権および権益についての円満な解決」⁶⁴⁾のための交渉が開始された。チベットに外国の権益が存在していたり、軍隊が駐留しては、中国の域内実効支配としての中央化が完成できないからである。そして1954年4月29日に、「インド共和国と中華人民共和国の中国チベット地方とインドとの間の通商と交通に関する協定」、いわゆるチベット協定が締結された。

チベット協定では前文で平和共存五原則が明文化され、制度の異なる「広範な国家との共存にも適用可能な一般原則として」⁶⁵⁾提示された。そしてインドがチベットで保有する諸権益が放棄された。さらに、同年、インドでは東北辺境区が設置されたのであった。

しかし、チベット協定や東北辺境区の成立をもって、インドと中国それぞれの実効支配としての中央化が達成されたとはいえない。インドと中国は陸続きの国家であり、また、チベット協定は両国間の通商と交通に関する協定であるにもかかわらず、国境それ自体は明示されていないからである。処理が曖昧なまま第一次世界大戦以降放置されていたマクマホン・ラインについても言及されていない。その理由は、インド側によれば、中国側が国境問題を提起しなかったので、国境問題自体存在しないと理解したためであり⁶⁶⁾、中国によれば、交渉の際、国境問題は存在していたが、問題解決の機が熟しておらず問題提起をする時間的余裕がなかったからである⁶⁷⁾。また、協定締結交渉に約三ヶ月も費やされた。なぜ三ヶ月間も要したのか。その理由は、インド側の第一次資料を見る限りでは不明な点が多いが⁶⁸⁾、中国側の資料によると、「中印交渉期間中、帝国主義者は再三デマを飛ばし、中印交渉は「いかに歳月を経ても結果の得られない交渉」などといい、これによって中印関係をそそのかし、交渉を決裂させようと企図したから」⁶⁹⁾である。

このように、国境問題を棚上げし、対外的凝集としての中央化である領域の明確化よりも、中国を孤立・封じ込めから脱却させ、国際社会に復帰させるための方策がチベット協定であり、平和共存五原則であった。チベット統合によって中国は、均質支配は実現したが、領域の明確化はできなかった。インドは東北辺境区をチベット協定と時を同じくして成立させ、均質支配をはかったものの、中国との国境を明確化することはなかった。むしろ、中国の国際社会への復帰、とりわけ朝鮮戦争への参戦によって形成された対中国包囲網を解消することを優先させたのである。この結果、近代国民国家の対外的凝集力を示す国境問題はインドによっても、中国によっても、いわば置き去りにされた。この置き去りにされた問題は、1959年のチベットの反乱とダライ・ラマ十四世のインドへの亡命を契機に両国間の対立点となり、1962年には武力衝突にいたる。

こうした過程を分析する前に、インドにおける共産主義・社会主義にたいする捉え方についても言及する必要がある。なぜなら、1959年以降、インドの世論は反中国的様相を呈するが、その前提として共産主義・社会主義の受けとめ方について、以下述べる二重構造があったことを念頭に置く必要があるからである。

インドの対外政策を見ると、朝鮮戦争期には中国とアメリカとの外交チャネルとして働き、休戦成立に大きく貢献した。休戦後、中国は外交的に孤立し、東南アジア条約機構や中央条約機構といった西側による包囲・封じ込めからインドは中国を

国際社会に復帰させるべく、ジュネーブ会議に正式な代表団を派遣できるように外交努力をおこなった。そして中国の要人がインド、ビルマ、東ドイツ、ポーランド、モンゴルなどソ連以外の国を歴訪したのは、これが初めてだった⁷⁰⁾。また、ソ連との関係では、1953年に五カ年通商協定が、1955年にはビライ製鉄所建設援助協定が締結されており、経済面を中心に密接な関係が築かれている。このように、社会主義諸国や共産主義に寛容であり、共存をはかっていたことがわかる。

ところが内政に目を向けると様相は一変する。内相パテールは1949年4月にハイダラーバードにおける共産主義活動家の活動に懸念を表し⁷¹⁾、共産主義者は労働者階級最大の敵であると断言した⁷²⁾。また、独立前後にはテーランガーナー地方でインド共産党主導の反封建闘争（テーランガーナー闘争）が発生し、政府は軍を投入して弾圧した。さらに、1957年4月、ケーララ州で共産党政権が選挙によって誕生すると、連邦政府はこれに干渉して、結局1959年7月にはこれを解散させ、大統領直接統治をしいた。このように、内政面では社会主義型社会の建設を標榜したものの、社会主義・共産主義勢力とは全面的な対決姿勢をうち出したのである。いいかえると、対外政策面では社会主義・共産主義諸国との連携を強化する方針をとった一方で、内政面では社会主義・共産主義勢力とは対決姿勢を鮮明にうち出した。この二重構造は、対外的に社会主義国中国との対決を迫られる1959年までは、そのまま維持された。しかし、次に述べるように、チベットで反中国反乱が発生すると、内政面に表れていた反共産主義が対外政策を直接的に拘束するようになったのである。

かくして、インドと中国は、ともに国境問題の重要性は認識していたが⁷³⁾、この問題を棚上げにして、チベット協定において、政治体制の異なる国家とも共存可能であるとする平和共存五原則をうち出した。インド国内では、対外政策面では親社会主義・共産主義政策をとり、内政面では反社会主義・共産主義政策をとった。重要なことは、インドも中国も明確に新たな条約として固定化しえていなかった国境地帯まで対内的実効支配としての均質な支配を拡大したこと、そしてネルーが客観的に見て一方的に前進政策を展開し、パテールの没後はその危険性について警告を発することのできる人物がインドの政策決定過程に存在しなかったことである。ここに、いわゆる国境接壤地域内の実効支配が推進されたとき、同時に接壤対象国との間に国境画定をめぐる国際的合意が不可欠な条件であることを読みとることができる。

そして、1959年に土地改革に不満を持つチベットの民衆が中央化に反対し、独自のアイデンティティを表明し、これが反乱という形を取ったとき、国境をめぐるインドと中国は対立を深めた。

1950年に形式的にはあるがチベットが、対内的に中央化され、周縁地帯にまで均質支配が実施されると、翌1951年5月に十七条協定が締結された。そして、1956年にはチベット自治区準備委員会が発足し、ダライ・ラマが主任委員、パンチェン・ラマが第一副主任委員に任命された。土地改革を柱とする民主改革が実行に移されたのである。

ところが、1956年5月には四川省チベット族居住区（西康地区）で反乱が発生した。毛沢東は、ダライ・ラマ宛の書簡の中で、これを新帝国主義分子と国民党残党がそそのかしたものと指摘し、チベットに波及しないよう期待を表明した⁷⁴⁾。ところが、同年12月にチベットのラサに反乱が波及する恐れが出ると、土地改革を一時

中止するよう毛沢東は指示を出した⁷⁵⁾。土地改革よりも支配の安定を優先させたのである。そして、特筆すべきは、1957年9月、インドの副大統領ラーダークリシュナンが訪中した際に、チベットについて一言も言及せず、平和共存五原則を賞賛し、中印友好のみを語っていることである⁷⁶⁾。これに先立つ1956年6月には中印国境のウジェ⁷⁷⁾、9月にはシプキ峠⁷⁸⁾の帰属問題について両国間で問題提起がなされている。すなわち、この時点では国境問題は、両国間の課題ではあったものの、事務レベルでの解決が模索されていたのであった。ところが、1958年6月に青海省のチベット族が反乱を起こすと、中国側のチベット政策は大きく変化する。「青海反動派が反乱を起こしたことは、とてもよい。労働者人民を解放する機会がようやく訪れたのだ。」「チベットは、大反乱が起こる可能性について対応する準備をしなければならない。反乱は大きければ大きいほどよい。もし、チベット反動派が、恐れるところなく全面的な反乱を起こすのであれば、チベットの労働者人民は一日も早く解放を勝ちとることができる。これには疑いの余地はない。」⁷⁹⁾これは、武装闘争こそが民族解放の主要な闘争形態であるとする毛沢東の指示や、中国革命の方針をチベットに援用するという考え方である。しかし、中国革命の起きた1949年と1958年とでは、中国を取り巻く国際関係が大きく変化しており、とりわけチベットに関しては、1949年には中央化されていなかった。それどころか、1951年の十七条協定には、「チベット地方政府」という表現が用いられており、中国中央政府自身、チベットに支配がおよんでいなかったことを事実上認めている⁸⁰⁾。そして、国境問題に関しては、1958年7月に西部区間のクルナク・フォート⁸¹⁾、10月にはアクサイ・チンの帰属問題⁸²⁾が両国の外務省レベルで議論されるようになった。

そして1959年3月には1958年に毛沢東が「期待」したようにチベットで反乱が起きた。だが、毛沢東の「期待」に反し、この反乱では一般の労働者や農民の打倒の対象は反動派ではなく、中国の支配に向けられた。そして、ダライ・ラマはインドへ政治亡命した。

インド政府は、1959年4月、ダライ・ラマは本人の自由意志でインドへの入国を許可され、行動しており、インド国内で政治活動をおこなうことは期待していない旨、インド駐在中国大使に言明した⁸³⁾。これに対して中国側はダライ・ラマはチベット反動派によって誘拐されたと反論した⁸⁴⁾。こうした状況の中で、インドの国内世論は急速に反中国的感情が支配的となった。まず、1959年4月には中国によるチベット反乱鎮圧に抗議するデモがおこなわれ⁸⁵⁾、インド共産党もインド政府への支持を表明する。南インドのケーララでは6月に反共勢力が共産党州政権打倒の直接行動を起こし、7月には大統領直接統治が実施された。8月にはスワタントラ党が結成され、反中国、反共産主義がその政治的綱領となった。前述の1954年のチベット協定締結交渉時に国境問題が存在したか否かの議論がネルーと周恩来との間で再度交わされるのもこの時期である。

1959年9月8日、周恩来はネルーに書簡を送り、中印国境問題は歴史的に残された複雑な問題であるとした上で、マクマホン・ラインはイギリス代表とチベット代表が中国代表に隠れて交渉し画定したものであると主張した⁸⁶⁾。これに対してネルーは9月26日に返書を送り、「シムラ会議の準備は、中国政府によって十分承知され、その同意をえて行われました。」「[前略]中国代表がこの会議に完全に参加したのみならず、チベット代表は、中国および英国代表と対等な立場で、討議に参加していることは明らかであり [後略]」「当時もまたその後も中国政

府は、この会議でのインドとチベットとの国境に関する討議には反対しませんでした。」と述べた⁸⁷⁾。ここでシムラ会議によって外チベットとインドとの境界とされたマクマホン・ラインが正当なインド・中国の国境たりえるかといういわゆる中印国境問題の主要な論点が明らかになった。いいかえると、もしマクマホン・ラインが中印国境であるならば、シムラ条約の有効性を認めることになり、チベットに対外条約締結権を付与することになる。チベットは中国の領域であるがゆえに、対内的中央化の対象たりうるという中国の視点に立つならば、対外的にはマクマホン・ラインの有効性を認めることはできない。まして、チベットの統治者ダライ・ラマが、チベット人は中国の漢族とは異なっているとの事実上の独立を宣言⁸⁸⁾した。これにたいして、中国当局は弾圧という強硬手段にうったえたため、われわれは立ち上がり、自由のために闘わざるをえなかった、と述べた⁸⁹⁾ので、チベットに対する中央化政策をとる中国としては、インドに亡命した後のダライ・ラマは中国分裂主義者以外の何者でもなかった。ただ、中国側にもある種の思いこみがあった。すなわち、「反乱は大きければ大きいほどよい」とする1958年の毛沢東の認識は、反乱の構図の前提を「反動主義分子対労働者人民」とし、ダライ・ラマが国内にとどまることにおいていたことである。中国は、ジュネーブ会議に正式メンバーとして参加し、インドとの間でチベット協定を締結して、近代国民国家を構成単位とする世界システムに参入した。したがって、民族解放は武力闘争にあるとする中国革命イデオロギーに依拠し、ダライ・ラマのインド亡命によって国際問題化したチベット問題を武力で解決することは、国際紛争を平和的に解決することが普遍性をもつと考えられるようになった第二次世界大戦後の国際社会においては、不可能となっていた。また、チベットを中央化するという立場からは、シムラ条約は無効であると結論づける必要があった。他方、インドにも問題がある。シムラ条約がイギリスとチベットとの間で締結されたことは事実であるが、中国の中央化とシムラ条約有効論は相容れないことも、明らかであった。

こうして、中印国境問題は、チベットの反乱およびダライ・ラマのインド亡命によって、マクマホン・ライン有効・無効論の応酬へと収斂する。だが、紛争の平和的解決を模索する動きもあった。

マクマホン・ライン有効・無効論がインドと中国との間で交わされているのと時を同じくして、実際に東部区間と西部区間では武力衝突が頻発するようになった。まず、東部区間では1959年8月、前進政策によってインド軍が設置していたロンジュの哨所をめぐり銃撃戦が勃発した。中国駐在インド大使は、中国外務省に覚え書きを送り、こうした行為はインド領土に対する明白な侵略であると非難した⁹⁰⁾。つぎに同年10月には西部区間のコンカ峠で両国は銃撃戦を展開した⁹¹⁾。両国が領域を明確化（中央化）するために自国領と考える最先端の場所（つまり国境）まで前進政策を展開したため、これらの銃撃戦が発生したのであった。

1959年11月7日、局地的な銃撃戦が拡大することを懸念した周恩来は、ネルーに書簡を送り、つぎの三項目提案をおこなった⁹²⁾。

- 一) 両国の武装部隊が東部のいわゆるマクマホン・ラインと西部の、双方の実際支配線から、直ちにそれぞれ20キロ後退すること
- 二) 双方が武装部隊を撤退させた地区には、再び武装要員を派遣して駐

屯、守備、巡邏にあたらせないよう双方が保障すること

三) 両国の首相が最近のうちに会談をおこなうこと

これに対してネルーは、11月16日付の周恩来宛の書簡の中で、東部区間に関しては、マクマホン・ラインまでの全領域は長年インドの一部であったし、インドは武装部隊を国際的な国境の周辺および国境には一切駐留させていないと反論した⁹³⁾。そして首脳会談の提案については、これを受諾した⁹⁴⁾。

周恩来の三項目提案について、インド国内では反対意見が相次いだ。たとえば、ジャン・サンガのA. B. バージュペーイーは1959年12月22日の連邦下院で、事実認識に相違があり、原則についても意見がまとまっていないにもかかわらず、会談をおこなうことは可能であるのか。もし、首脳会談をおこない、結局不調に終われば一層深刻な事態を招くだけであろう、とネルーの対応を批判した⁹⁵⁾。

しかし、ネルーは国内の反対論にもかかわらず、首脳会談の実施に踏み切った。それはなぜであろうか。1959年9月にはソ連が中印国境問題に関して事実上インドを支持し⁹⁶⁾、12月にはアメリカ大統領アイゼンハワーが訪印してインド支持を表明した⁹⁷⁾。さらに米ソ関係も緊張緩和に向かっており、あらゆる紛争に対して交渉による解決を主張するネルーは、インドの問題に対しても、同じ方針をとる⁹⁸⁾ことを、周恩来との首脳会談受諾を通じて世界にアピールすることを意図したからであった。

こうして、1960年4月、周恩来は、ビルマ、インド、ネパールを訪問した。このうち、ビルマ訪問では、マクマホン・ラインと同一の線を新たな別の条約で画定することで意見の一致を見ていた。いいかえると、シムラ条約に基づかないのであれば、マクマホン・ラインと同一の線を国境として承認できるということをインドに示唆したのである。ところがネルーは、国境はシムラ条約によって画定済みであると会談で主張したのである。周恩来は、同条約は中国にとって不法なものであるゆえ、無効であり、国境に関して再交渉が必要であると反論した。こうして、首脳会談は決裂し、バージュペーイーが指摘したように、会談がやったことといえば、国境情勢をいっそう悪化させる道を開いたことだけであった⁹⁹⁾。そして1960年5月以降になると、局地的な武力衝突は規模・回数ともに増大した。インド側は、国境は既に画定されており再交渉の余地は全くないと強硬論を繰り返し¹⁰⁰⁾、中国側も国境は交渉の議題たりえないというインドの主張は交渉拒否に等しい、と反論する¹⁰¹⁾にいたり、交渉は完全に行き詰まった。1961年8月以降になると、中国はインドを拡張主義¹⁰²⁾、インドは中国を帝国主義¹⁰³⁾と呼び、非難は拡大の一途をたどった。

こうして、ネルー・周恩来首脳会談という国境問題の平和的解決の手がかりは、マクマホン・ライン有効・無効論によって失敗に終わり、インドの国内世論も反中国へと変化した。とりわけ、スワタントラ党、ジャン・サンガは強硬論を主張し、ネルーの何らかの妥協を許容しうる社会的基盤は失われていた。

1962年8月10日、中国共産党中央軍事委員会は、同年5月から7月にかけての軍事情勢をめぐる報告を毛沢東におこない、中印国境の西部区間でインド軍が前進政策をおこない、中国側はこれに対応しなければならないと指摘した。8月18日、これに対して、毛沢東は我が軍、人民はみな天下無敵であると述べ、臨戦態勢を指示した¹⁰⁴⁾。10月8日、チベット軍区指令員張国華は、武力行使命令を受けて北京を発ち、10月20日、自ら前線に赴き、国境全線にわたって大規模な武力行使を開始し

た¹⁰⁵⁾。10月20日から始まる中国軍の武力行使は偶発的なものではなく、中央の直接指令下によるものであった。インド軍は、中国軍による武力行使を全く予測しておらず、敗退をつづけた。

10月24日付『人民日報』は「中国政府は三項目を厳かに提案する」と題する中国政府声明を発表した。それによれば、「両国の間には伝統的な慣習上の国境線は存在するが、まだ正式に画定されたことはない。(中略)10月20日、インド軍は中印国境の東部区間と西部区間で大規模な全面的攻撃を開始した。こうした重大な状況の下で、中国の辺境守備隊は自衛のため反撃に出るほか方法がなかった。」として、つぎの三項目の提案をおこなった。

一) 両国武装部隊は実際支配線からそれぞれ20キロ後退する。

二) インド政府が一)に同意する場合、中国政府は東部区間において実際支配線以北に中国辺境守備隊を後退させる。

三) 再度首脳会談をおこなう。

ここではたしかに、「伝統的な慣習上の国境線」と「実際支配線」は明示されていない。しかし、1960年のビルマとの国境条約で、マクマホン・ラインと同一の線が「伝統的な慣習上の線」と規定されていることから推測すると、マクマホン・ラインと同一の線であると判断できる。つまり、中国としては地理的な意味ではマクマホン・ラインに不満ではないが、その根拠、すなわちシムラ条約を受け入れることはできなかつたのである。

中国による武力行使が始まるとインド国内では、ネルー政権支持、反中国の世論が急速に高まった。ネルーに批判的な立場をとり続けたインド共産党は、11月2日に「中国のあからさまな侵略に対し、わが祖国を防衛するべく団結しよう」という決議¹⁰⁶⁾を採択し、11月8日には連邦下院は、「戦いがいかに長く苦しいものになろうとも侵略者を聖なるインドの大地から駆逐する」決議を全会一致で採択した¹⁰⁷⁾。11月18日にはインド共産党系の全インド労働組合会議(AITUC)も徹底抗戦という政府の方針を無条件で支持することを確認した¹⁰⁸⁾。そして11月19日、ネルーは、アメリカ大統領ケネディーに書簡を送り、アメリカ空軍の軍事介入を要請した¹⁰⁹⁾。国際紛争の平和的解決の方針や非同盟政策をネルーは放棄した。

11月21日付『人民日報』は、「わが国の政府、辺境守備隊が一方的に国境全線で停戦し、撤退する」という中国政府声明を報じた。そして、つぎの三項目を宣言した。

一) 11月22日から全線にわたって停戦する。

二) 12月1日より、中国辺境守備隊は1959年11月7日現在の実際支配線から20キロ後退する。東部区間では、「実際支配線、つまり不法なマクマホン・ライン」より20キロ後退する。

三) 後退によって空白が生じた地域には民警を配置する。

中国はなぜ一方的停戦に踏み切ったのだろうか。中国側の第一次資料に依拠する限り、真の理由は明らかにされていない。しかし、中国の国内政治状況や国際環境から、いくつかの要因を推察することは可能である。まず、国内面では、チベット

の反乱の余波が続いており、武力行使よりもチベット統治を安定化させることを優先させる必要があった¹¹⁰⁾。また、三年連続の自然災害や大躍進政策の失敗により経済状態が悪化していた¹¹¹⁾。国際環境面では、アメリカが軍事介入する可能性があり、中ソ対立も激化していた。また、キューバ危機の解決が示すように、国際紛争の平和的解決の気運が世界的に高まっていた。

このように、10月と11月に出された中国政府声明からも窺い知ることができるように、中国による武力行使の目的は、インド政府によるシムラ条約有効論を中止させること、および前進政策を放棄させることであった。とりわけ、中国にとり、シムラ条約有効論はチベットを対内的に中央化することと相容れない議論であり、中華人民共和国という国民国家の完成の障害でもあった。そしてインドをシムラ条約に基づかない国境画定交渉のテーブルに着かせることこそ、武力行使の目的だった。他方、インドでは、反中国感情が根強く残った。事実上、敗北戦となったためネルーに対する不信感が増大し、他の要因はあったにせよ、1963年には連邦下院で独立以来初めて内閣不信任決議案が提出された。

結局、インド、中国ともに、周縁・辺境地帯に対する相手国による中央化の重要性、いいかえると、中央化なくして近代国民国家は成立しえないという歴史過程を理解することはなかった。だからこそ、国境問題の平和的解決に失敗したのである。

以上、帝国から近代国民国家へという歴史過程に着目しながら、中印国境問題がどのような経緯を経たのかを考察した。ここから、つぎの四点を読みとることができる

まず第一は、歴史過程の問題、すなわち、歴史的磁場にかかわる論点である。植民地インドつまりインド帝国と清朝までの中華帝国では、中央の周縁地帯に対する統治は不均質であり、その領域も明確ではなかった。しかし、近代国民国家となるためには、均質支配と領域の明確化、つまり中央集権化が求められた。インドは東北辺境地域を中央化するために、1954年に東北辺境区を設置し、その支配を強化した。他方、中国はチベットを中央化するために1950年に人民解放軍をラサに進駐させた。だが、チベットの住民は中央化に反対し、1959年に反乱を起こし、チベットの統治者ダライ・ラマはインドに亡命した。こうして、中国の支配は着々と強化されてはいるが、中国によるチベットの中央集権化は不完全なものとなった。

第二は、マクマホン・ラインの有効性の問題である。マクマホン・ラインとは1914年のシムラ条約において、イギリスが外チベットとインドとの境界線として提示した国境線である。シムラ条約に正式署名したのはイギリスとチベットのみであり、中華民国北京政府はこれを拒否したため、その法的有効性が問題となった。インドはチベット政府全権が正式署名したことを根拠にマクマホン・ラインは有効であると主張し、中国は中華民国政府全権が正式署名を拒否したことを根拠に同ラインは無効であると主張したのである。いいかえると、この問題はチベットに對外条約締結権があったのかなかったかという論点に他ならず、第一の中央化の論点と密接にかかわる。

第三は、インド・中国関係史の中での国境問題の位置づけの問題である。インドと中華人民共和国は、独立・樹立以前の抗日戦争、第二次世界大戦以前から密接な関係を有し、ナショナリズム、反帝国主義という点では国際的連帯を共有していた。1950年の朝鮮戦争によって生じたアジアにおける冷戦、およびそれに伴う中国の国

際的孤立の中であって、1954年に平和共存五原則をチベット協定の中で明文化し、政治体制の異なるインド・中国の間であっても共存可能であることを示した。チベット協定の交渉中、国境問題の存在と重要性について、両国はともに認識していたものの、問題を棚上げにして、平和共存五原則の明示を優先させた。二国間問題よりも国際関係全般にかかわる原則を提示することを重視したからであった。

しかし、1959年にチベットで反乱が起こり、ダライ・ラマがインドに亡命すると事態は一変する。すなわち、第四には、中央集権化という歴史過程（第一の問題点）とチベットの位置づけ（第二の問題点）が結合するという両国関係全般にまで反乱の政治的影響が及んだことにある。独立直後からのインドにおける、テーランガーナー闘争の武力鎮圧、スワタントラ党の結成、ケーララ州における共産党州政権の解散などに象徴される反共産主義思想の底流が、チベットの反乱を中国が武力で鎮圧したことによって活性化し、社会主義・共産主義諸国との共存をはかることを骨子とするインドの対中国二国間関係を、親中国から中国との対決へと転換させてしまった。これに対して、ダライ・ラマがインドでチベットは中国とは「別の主体」であると言明する¹¹²⁾ことにより、中国政府はインドが中国の中央化を妨げるようダライ・ラマを支援していると受けとめた。こうして、国境問題は、チベット中央化の問題とインドによるマクマホン・ライン有効論とあいまって、平和的解決が困難になった。そして1962年10月の中国による武力行使と一方的停戦にいたったのであった。

しかし、インド政府はその後もシムラ条約有効論を放棄せず、ダライ・ラマもインドにとどまったままである。両国関係は、1988年12月にラジーブ・ガーンディー首相が中国を訪問したことによって、改善の糸口を見いだした。そして、今日まで対南アジアや対ロシア、対中央アジアをめぐる国際的矛盾に対応した両国間のバランス・オブ・パワー政策によって、国家元首クラスの往来が繰り返されるなど表面的には修復しつつある。しかし、チベットの中央化には二つの側面がある。中国によるチベット領域内実効支配は実施されている。その限りでは、中央化は完成している。だが、チベット域内問題が、シムラ会議やマクマホン・ラインの問題といったある歴史的条件の下で、国際問題化しているという意味では、なお中央化は未完成である。

中印国境問題が根本的に解決されるためには、チベットをめぐるこれら二つの交錯した中央化のうち、とくに域内問題が国境紛争というかたちで国際問題化する可能性がなくなるという、後者の意味での中央化の完成が必要不可欠である。さらに、インド政府によるマクマホン・ライン有効論の放棄が必要条件であり、今後相当時間を要すると考えられる。

以上、カシミール藩王国と東北辺境地域のインドへの統合過程、チベットの中央化の過程を分析した。インドと中国に共通しているのは、対内的凝集、つまり領土内部の行政的内枠の再編・設定に終始し、対外的凝集、すなわち外枠の設定にほとんど関心を払わなかったことである。その結果、外枠をめぐる争いが国境紛争として発生した。内枠の問題も表面的には人為的な行政区画の再設定（インド）や人民解放軍という武力をともなった強制的統合（中国）によって解決された。だが、内枠の設定に、バルドロイ小委員会による“調査”は行われた¹¹³⁾けれども、地域に居住する住民の世論は反映されなかった。中央政府が周縁住民の世論を無視する形で、

事実上、設定されたのである。そして、ジャンム・カシミール解放戦線やボドランド要求運動、チベット分離独立運動という形で、周縁の世論が中央政府の政策に反対して生じたのである。こうした動きは、運動の構成員が外枠をこえて隣国に逃れ、そこにも活動拠点を設けることによって、隣国との間で国際問題化している。中印国境紛争とは、外枠をめぐる問題である。しかし、チベット問題では、内枠の設定にたいする地域住民の不満が、ダライ・ラマのインドへの亡命によって国際問題化し、結局外枠未設定の問題と結合して、問題を複雑化させている。ここに内枠の問題と外枠の問題が、周縁地域の中央にたいする不満を媒介項として接合される図式を読みとることができる。

中印国境紛争は、インドがシムラ条約有効論を放棄すれば、外枠の問題としては解決されよう。しかし、ダライ・ラマのチベット独立論は、シムラ条約にチベット政府全権が中国政府全権とは別個に署名したことを権原としている。かつまた、インドは、国際法上イギリスの承継国であり、イギリスが正式署名したシムラ条約を無効であると主張することは考えられないことを考えあわせると、解決の可能性は、現実的ではない。また、内枠の問題は、周縁住民の世論を取り入れて改めて設定し直さなければ、不満は解消されえない。しかし、インドにせよ中国にせよ内枠の再設定は、国家建設・国民統合の理念と矛盾するため、現実性に乏しい。

註

- 1) 現在のインドの場合、ジャンム・カシミール州には「特別な地位」が与えられ、高度な自治が認められている（憲法第 370 条）。しかし、この自治はカシミールをインドという近代国民国家の枠組みの中にとどめておくための手段であって、今日的な意味での地方自治とか地方分権とは、異なる。
- 2) Jyoteeshwar Pathik, *Glimpses of History of Jammu and Kashmir*, Jammu, 1990, p. 76.
- 3) *Ibid.*, p. 81.
- 4) *Ibid.*, p. 85.
- 5) *Ibid.*, pp. 85-87 を参照。上述の記述は、これらの箇所を大幅に要約している。
- 6) *Ibid.*, p. 112.
- 7) *Ibid.*, p. 112.
- 8) *Ibid.*, p. 112.
- 9) *Ibid.*, pp. 112-113.
- 10) *Ibid.*, pp. 112-117 に詳細。
- 11) Chandrika Singh, *Emergence of Arunachal Pradesh as a State*, New Delhi, 1990, p. 31 に詳細。なお、アッサムがインドに加えられたのは、1826 年である。Neville Maxwell, *op. cit.*, p. 39.
- 12) Chandrika Singh, *op. cit.*, p. 41.
- 13) Neville Maxwell, *op. cit.*, p. 39.
- 14) Chandrika Singh, *op. cit.*, pp. 51-52. この記述は、Chandrika Singh の研究にのみみられ、アルスター・ラムは記載していない。また、India Office Record の記録でも、未見である。さらに、ここでいう「中国の勢力」とは何を指すのかも不明である。辛亥革命直前であるので、チベットの可能性もある。
- 15) *Ibid.*, p. 61.
- 16) *Ibid.*, p. 62.
- 17) *Ibid.*, pp. 83-84.
- 18) Parshotam Mehra, *The North-Eastern Frontier: A Documentary Study of the Internecine Rivalry between India, Tibet and China*, New Delhi, 1980, p. 98.
- 19) Robert Reid, *History of the Frontier Areas bordering on Assam*, New Delhi, 1983, p. 295.
- 20) Chandrika Singh, *op. cit.*, p. 90.
- 21) *Ibid.*, p. 91.
- 22) *Ibid.*, p. 93 に詳細。
- 23) ここでは、孫文の「ばらばらの砂」を念頭においている。
- 24) *Ibid.*, pp. 100-104 に詳細。

25) *Ibid.*, p. 105.

26) *Ibid.*, p. 106.

27) 憲法第 244 条 1. 付則第 1 の A 編または B 編に規定する州（アッサム州を除く）の指定地域および指定部族の行政および監督にかんしては、付則第 5 に定めるところによる。2. アッサム州の部族地域の行政にかんしては、付則第 6 に定めるところによる。付則第 1 の A 編と B 編は州の名称と領域を規定している。「アッサム州の領域は、本憲法の施行直前、旧アッサム州、カーシー藩王国、およびアッサム諸部族に含まれていた領域からなるものとする。」と規定されている。付則第 5 は、「指定地域および指定部族の行政および監督にかんする規定」である。付則第 6 は、アッサム州部族地域の行政にかんする規定であり、部族地域はアッサム州に含まれるものの、行政権は、アッサム州議会やアッサム州知事ではなく、部族の自治県議会と地域議会が行使すると定めている。ただし、アッサム州知事は、自治県議会または地域議会の行為もしくは決議が、インドの安全に危険をおよぼすと認めるときはいつでも、かかる行為または決議を取り消し、または停止し、そのような行為の遂行または継続、または、このような決議の発効を阻止するために必要と認める自治県議会・地域議会の停止、および付与された権限または行使しうる権限の全部または一部を自ら接收することを含む、措置をとることができる。」とも規定されている（付則第 6 の第 15 節の 1）。

28) *Ibid.*, p. 111 を参考に筆者作成。

29) ナガランドが州として発足したのは、1963 年 12 月 1 日である。当時は、東北辺境区の一部であった。

30) バルドロイ小委員会の活動は、あくまでも、内枠に限定されたことに留意されたい。

31) 中華民国期、とくに南京国民政府をどう捉えるかがここで問題とされるが、清朝中華帝国から中華人民共和国という近代国民国家への移行過程期であると、ここでは理解したい。

32) 索文清著、八巻佳子訳、「チベット・ツォナ県の門巴族概説」（『東南アジア 歴史と文化』、東南アジア史学会、第 15 号、1986 年、124-140 ページ。）

33) バッラブバーイー・パテールは、1950 年 11 月 7 日付のネルーに宛てた書簡の中で、「…アッサムの部族民地区の人びとは、全くインドの方を向いていないし、忠実でもない。」と述べている。Durga Das ed., *Sardar Patel's Correspondence, Vol. 10*, Ahmedabad, 1974, p. 338.

34) Chandrika Singh, *op. cit.*, pp. 100-102. 1950 年 11 月 15 日、ネルーは、B. C. ロイ宛の書簡の中で、次のように述べている。「主要な辺境地区はアッサムの辺境地区である。ダージリン地区も重要である。アッサムでは部族民地区は外務省の直接の支配下にあり、外務省は州知事を通じて統治をおこなっている。すぐにこれらの調査を全面的におこなうべきであるが、アッサム全域を中央の支配下におくことは、ほとんど不可能である。」S. Gopal ed., *Selected works of Jawaharlal Nehru, Second Series Vol. 15, Part 2*, New Delhi, 1993, p. 341.

35) Chandrika Singh, *op. cit.*, p. 111.

- 36) S. Gopal, *op. cit.*, p. 348.
- 37) Melvyn C. Goldstein, *A History of Modern Tibet, 1913-1951, The Demise of the Lamaist State*, Berkeley, 1989, pp. 1-37 に詳細な記述がある。
- 38) 西村成雄、「中国革命-二大政治空間の形成とその矛盾」(歴史学研究会編、『講座世界史九 解放の夢 大戦後の世界』、東京大学出版会、1996年、191ページ。)
- 39) Durga Das, *op. cit.*, p. 342.
- 40) S. Gopal, *op. cit.*, p. 342.
- 41) *Ibid.*, p. 344.
- 42) 1950年11月7日付パテールのネルー宛書簡 Durga Das ed., *op. cit.*, p. 336.
- 43) 1950年11月18日付対中国・チベット政策覚え書き S. Gopal, *op. cit.*, p. 343.
- 44) 1950年10月26日付ネルーの周恩来宛メッセージ *Ibid.*, p. 332.
- 45) *The Boundary Case Between Honduras and Nicaragua*, in *UN Reports of International Arbitral Awards, Vol.11*, 1962, pp. 101-107.
- 46) *I.C.J. Reports, 1986*, pp. 554-663.
- 47) 安井三吉、「D. S. コートニースとインド医療使節団」(『歴史学研究』、第485号、1980年、59-64ページ。); 中村平治、「インド民族運動の展開と東アジア」(中村平治、『現代インド政治史研究』、東京大学出版会、1981年、165-189ページ。); 林承節、『中印人民友好関係史 1851-1949』、北京、1993年、第二〇章 印度援華医療隊在中国。; 毛沢東のネルー宛書簡は、B.R. Nanda, *Jawaharlal Nehru :A Pictorial Biography*, Government of India, 1996, p. 38 に掲載されている。
- 48) 林承節、前掲書、397ページ。
- 49) 『毛沢東選集 第三巻』(日本語版)、北京、1972年、369ページ。
- 50) 関于西南局等伐進軍及経営西藏問題的電報(一九五〇年一月二日)、中共中央文献研究室、『建国以来毛沢東文稿』、第一冊、北京、1993年、208-210ページ。なお、「経営」という語が用いられるのはチベットに対してのみであることに注目したい。
- 51) 関于進軍和経営西藏問題的電報(一九五〇年一月一〇日)、同書、226-227ページ。
- 52) インド以外の国にチベット問題について説明した記録は、一件もない。
- 53) 在袁仲賢関于印度对西藏問題態度報告上的批語(一九五〇年一〇月一日)、同書、549ページ。この書簡の中では、数日以内に昌都占領が可能であると指摘されている。
- 54) 在章漢夫同印度駐華大使関于西藏問題的談話記錄上的批語(一九五〇年一〇月二二日)、同書、587ページ。
- 55) 1950年11月18日付対中国・チベット政策覚え書き S. Gopal, *op. cit.*, p. 342.
- 56) 1950年10月26日付ネルーのパニッカル宛電報 *Ibid.*, p. 331.
- 57) 1950年12月7日付パテールのネルー宛書簡 Durga Das, *op. cit.*, p. 342.
- 58) *Ibid.*, p. 337.

- 59) 1950年10月26日付ネルーの周恩来宛メッセージ S. Gopal, *op. cit.*, p. 332.
- 60) 中共中央文献編集委員会編、中共中央ML著作編訳局訳、『周恩来選集（1949年-1975年）』、北京、1989年、78ページ。
- 61) 同書、72ページ。
- 62) 关于我軍应当入朝参戦給周恩来的電報（一九五〇年一〇月一三日）、『建国以来毛沢東文稿』、第一冊、556ページ。
- 63) 喜田昭治郎、『毛沢東の外交』、法律文化社、1992年、154-155ページ。
- 64) 『西藏に関する中印協定（仮訳）』、外務省アジア局第二課、昭和29年、「はしがき」。
- 65) 喜田昭治郎、前掲書、162ページ。
- 66) ネルーの周恩来宛書簡（1958年12月14日）、*Notes, Memoranda and Letters Exchanged Between The Governments of India and China, Vol. I, New Delhi, 1960, p. 48.*
- なお、本書はタイトルがきわめて長いので、以下 WP と略称する。
- 67) 1959年1月23日付周恩来のネルー宛書簡 WP, p. 53.
- 68) この交渉過程に関する第一次資料は、いまだに公開されていない。
- 69) 『人民日報』、1954年4月30日。
- 70) 喜田昭治郎、前掲書、76ページ。
- 71) P.N. Chopra ed., *The Collected Works of Sardar Vallabhbhai Patel, Vol. 14, New Delhi, 1999, pp. 128-129.*
- 72) *Ibid.*, p. 142. インド国民労働組合会議、第二回インドール大会での演説。
- 73) たとえば、パテールは1950年11月7日付のネルーに宛てた書簡の中で、マクマホン・ラインの問題について中国側と交渉するよう問題を提起した。Durga Das ed., *op. cit.*, p. 340. 他方、劉少奇も、1950年2月5日付の公安部部長羅瑞卿と公安部副部長楊奇清に宛てた書簡の中で、ベトナム、ビルマ、新疆、チベットと中国の国境は国防上重要であり、最大限注意するよう指摘している。关于加強中越中緬中印边界防衛問題給羅瑞卿等的信、中共中央文献研究室、『建国以来劉少奇文稿』、第一冊、北京、1998年、374ページ。
- 74) 給達頼喇嘛的信（一九五六年八月一八日）、『建国以来毛沢東文稿』第六冊、173-174ページ。
- 75) 对中央关于西藏問題復電稿的修改和批語（一九五六年一二月一六日）、同書、265-266ページ。
- 76) 在歡迎印度副總統拉達克里希南宴會上的講話（一九五七年九月一九日）、同書、582-583ページ。
- 77) WP I, p.13.
- 78) *Ibid.*, p. 17. シプキ峠はチベット協定第四条で規定されている両国の商人と巡礼団の通過地点である。

- 79) 転発青海省委關於鎮圧反乱問題的報告的批語（一九五八年六月二四日）、『建国以来毛沢東文稿』、第七冊、284-289 ページ。
- 80) 十七条協定第一条は、「チベット人民は中華人民共和国の祖国の大家族の中に戻る。」と規定している。「大家族の中に戻る」ということは、本協定締結以前において、チベットは中華人民共和国の一部ではなかったことを意味する。
- 81) *WP I*, p. 22.
- 82) *Ibid.*, p. 26.
- 83) 1959年4月26日付インド外務次官の在インド中国大使宛声明 *Ibid.*, pp. 68-69.
- 84) 駐インド中国大使のインド外務次官宛声明（1959年5月16日）、*Ibid.*, p. 75. ちなみに、中国がインドに対し「誘拐」という表現を使ったのは、これが初出である。
- 85) *Ibid.*, p. 70.
- 86) *WP II*, pp. 27-31.
- 87) インド情報放送省出版局編、小西健吉訳、『中国の脅威—インド・中国国境問題—』、アポロン社、1963年、40-41 ページ。
- 88) His Holiness The Dalai Lama's Press Statements —Statement issued at Tezpur, 18, April, 1959 in Information Office, Central Tibetan Secretariat, *The Status of Tibet—A Brief Summary and 1959 Tibet Document*, Dharamsala, 1987, p. 11.
- 89) *Ibid.*, p. 18.
- 90) *WP I*, pp. 44-45.
- 91) *WP II*, p.13.
- 92) 1959年11月7日付周恩来のネルー宛書簡 『中印境界問題』、57-58 ページ。
- 93) 1959年11月16日付ネルーの周恩来宛書簡 *WP III*, p. 48.
- 94) *Ibid.*, p. 51.
- 95) N.M. Ghatate ed., *Sansad main Teen Dashak*, New Delhi, 1992, pp. 191-194
- 96) 日本国際問題研究所 現代中国研究部会編、『中国大躍進政策の展開 資料と解説 下』、日本国際問題研究所、1974年、144-145 ページ。
- 97) ネビル・マックスウェル著、前田寿夫訳、『中印国境紛争-その背景と今後-』、時事通信社、1972年、188-189 ページ。(Neville Maxwell, *op. cit.*, p. 145.)
- 98) 同書、192 ページ。(*Ibid.*, p. 148.)
- 99) 同書、222 ページ。(*Ibid.*, p. 170.)
- 100) 1961年3月30日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *WP V*, p. 24.
- 101) 1961年5月4日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 25-26.
- 102) 1961年8月6日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 35.
- 103) 1961年9月19日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 37.

- 104) 対中央軍事委員会工作報告的批語（一九六二年八月十八日）、『建国以来毛沢東文稿』第十冊、156 ページ。
- 105) Xuecheng Liu, *The Sino-Indian Border Dispute and Sino-Indian Relations*, Lanham, 1994, p. 36.
- 106) *New Age*, November, 1962, pp. 1-5.
- 107) Jawaharlal Nehru, *We accept China's Challenge*, New Delhi, 1962, pp. 1-4.
- 108) S.A. Dange, *for defence of motherland T.U. unity and socialism*, New Delhi, 1962.
- 109) Steven A. Hoffmann, *op. cit.*, pp. 206-209.
- 110) Xuecheng Liu, *op. cit.*, pp. 36-37.
- 111) 師博、『1962 中印大戦紀実』、北京、1993年、331 ページ。
- 112) 1959年4月18日、テズプールにおけるダライ・ラマの声明‘His Holiness The Dalai Lama’s Press Statement issued at Tezpur’ (18th April, 1959) in *The Status of Tibet -A Brief Summary- & 1959 Tibet Document*, Dharamsala, 1987 (reprinted edition), p. 11.
- 113) バルドロイ小委員会には、住民との間で委任-代表関係が成立していない。それゆえ “” をつけるのである。

5 第4章 中印国境紛争（1962年）への過程

上述の各章で、中印国境紛争の歴史的前提を明らかにした。この章では、それをふまえて、中印国境紛争そのものを、インド側第一次資料に依拠して分析する。中国側第一次資料は、中国共産党機関紙『人民日報』を代表とする広報紙を除くと皆無である。たしかに、毛沢東の1949年以降の第一次資料を集めた『建国以来毛沢東文稿』は、1976年の毛の死までの全13冊が出版されている。しかし毛沢東とならび中国政府の政策決定過程に関与した林彪についての第一次資料は、文化大革命期に刊行された文献を除くと皆無であるし、劉少奇についての文献資料には、『建国以来劉少奇文稿』があるが、1950年3月までをあつかった第一冊しか刊行されておらず、周恩来については公式行事のスケジュール表の類しか出版されていない。しばしば『建国以来毛沢東文稿』にのみ依拠して中国政府の政策決定過程や中国政府の政策を論じるものがある。しかし、中国は毛沢東個人の所有物ではなく、毛沢東は数多くの政治指導者のうちの一人にすぎない。また、『人民日報』にしても外交や国際関係の専門紙ではない。現在の『人民日報』とは異なり一日4~5ページしかなく、対外関係の記事は毎日掲載されていない。全体としてみた場合、掲載されていない日の方が、掲載されている日より多く、これだけで中国政府の対外政策を分析することは、無理である。これゆえ、『建国以来毛沢東文稿』や『人民日報』のみに依拠して中国の対外政策を論じるべきではない。もちろん、『紅旗』や『世界知識』など対外関係についての情報を多数取り扱う雑誌も多いけれども、これらの記事がそのまま中国政府の政策を反映していると言い切れるかどうか、第一次資料に照らし合わせて吟味しなければならない。したがって、中国政府が対外関係にかんする第一次資料を公開するまで、中国政府の対外関係の分析は、暫定的なものにならざるをえない。とりわけ、1959年7月2日から8月16日まで開催された廬山会議以降国防部長（大臣）に就任した林彪については、「毛沢東同志の親密な戦友であり、後継者である」という評価¹⁾と、「裏切り者」という評価²⁾の二つがある。なぜこうした二つの正反対の評価がなされるのか、その評価過程が明らかにならなければ、どのように中国政府の政策決定に関与できたのか、推測することさえできない。

以上の資料的制約を前提として分析したい。本章では、インドと中国との間でチベット協定（インドと中国チベット地区の通商交通にかんするインド共和国と中華人民共和国との協定）が締結された1954年を起点とし、1962年11月の中国による一方的武力行使の停止宣言にいたる国境紛争を扱う。本論文の最初で述べたように、中印国境紛争とは、1959年8月のロンジュにおける武力衝突から1962年11月までの期間をさすが、1954年のチベット協定締結交渉後の時点で国境問題が存在したか、しなかったかも1958年末から1959年始めにかけて議論されたからである。ただし、1954年から1962年まで終始武力が行使されていたのではない。中印関係は緊張と緩和を繰り返し、最終的に1962年10月21日の中国による全面的武力行使にたどり着いたのである。そこで緊張と緩和の分水嶺として、次の四点を設定する。第一は、1954年4月のチベット協定の締結である。第二は、1959年3月のチベットの反乱とそれにともなうダライ・ラマ14世のインドへの亡命である。第三は、1960年4月の周恩来のインド訪問である。そして第四は、1962年10月の中国による全面的武力行使である。これらの「点」を「線」で結んで、1954年4月から1959年3月を第一期、すなわち、緩和から緊張に向かった時期と位置づけたい。1959年3月から1960

年4月までを第二期、緊張から緩和へ向かった時期とし、1960年4月から1962年10月までを第三期、緩和から緊張に推移した時期と位置づけたい。以下、これら三つの時期区分にあわせて、三つの節を設け、詳しく検討したい。

5.1 第1節 チベット協定（1954年4月）からチベットの反乱（1959年3月）まで

1951年にチベットを中央化した中国は、1950年～1953年の朝鮮戦争に人民志願軍を派遣し、事実上参戦した。休戦後は、アメリカを中心とする西側諸国の封じ込めという環境におかれた。インドは1949年12月30日に中華人民共和国を政府承認しており、かつまたアメリカと外交関係を有した。朝鮮戦争との関連では、1950年6月13日にネルーは和平提案をおこない、7月13日にはアメリカとソ連に朝鮮戦争局地化の覚え書きを提出した。1953年9月10日には、捕虜送還委員会の議長国に選出された。インドは中国と国連軍側、事実上アメリカとの橋渡しをしたのである。実際、在中国インド大使パニッカール（Sardar Kavalam Madhava Pannikkar）-ネルー-国連駐在代表ラウ（Rau）という中国-インド-アメリカという意志伝達網ができあがっていた。中国にとってインドは非社会主義国で政府承認した数少ない国の一つであり、かつまた、アメリカとの外交チャネルとなりうる国であった。インドは、中国を国際的孤立から脱却させることを意図していた。他方、中国は1951年にチベットを中央化したものの、ラサ、ギャンツェ、ヤートンにはイギリス軍のあとを継いだインド軍が駐留しており、中央化の完成のためには、これら外国の軍隊の撤収が必要とされた。インド軍の規模は具体的な数値は不明であるものの、さほど多くはない。また、軍の駐留の根拠は1904年のラサ条約と1906年の北京条約にあった。したがって、インド軍の存在は、中国の安全保障を脅かすものではなかったものの、「イギリスの中国侵略の傷痕」の象徴であって、「旧中国政府の締結した不平等条約に中華人民共和国は関係がない」³⁾という立場からすれば、払拭すべき対象だった。そこで、インドと中国は、中国の国際社会復帰問題とインド軍撤退問題の交渉を1953年12月31日から開始した。そして、1954年4月29日、チベット協定が締結された。その内容は、概ね次の六点到に要約できる。

1. インド政府はチベットのヤートン、ギャンツェ駐留の軍を撤収する。
2. インド政府は、合理的な代償と引き替えに、チベットにおいて経営していた宿（station）、郵便、電信電話設備を中国政府に引き渡す。
3. インド政府は、ニューデリー、カルカッタ、カリンボンに、中国政府は、ヤートン、ギャンツェ、ガルトクに、それぞれ相手国の通商代表部を設置することに同意する。
4. インド政府は、カリンボン、シリグリ、カルカッタを、中国政府は、ヤートン、パリ、ギャンツェ、ガルトク、タクラクト、ギャニマカルゴ、ギャニマチャクラ、ラマラ、ドンブラ、プリンスムド、ナブラ、シャングツェ、タシゴンを通商拠点に指定する。

5. チベットのラマ教徒と仏教徒は、インドのベナレス、サルナート、ガヤ、サーンチーを、インドのラマ教徒とヒンドゥー教徒は、チベットのラサ、カイラーズ、マーナスローワルを、従来の慣習に従って参拝することができる。
6. 両国の巡礼者と商人は、それぞれシプキ峠、マヌ峠、ニティ峠、クングリ・ビングリ峠、ダルマ峠、リプレク峠を通過し参拝往来できる。

これら諸点から、次の二点を指摘できる。まず第一に、インド軍は無条件で撤退すると規定された。日本の外務省も、「旧来行われて来た商人と巡礼の往来を成文化したものである」とあり、「協定の内容からしても印度側の譲歩を待って成立したもの」⁴⁾であると分析している。交渉の議事録は今なお非公開であり、推測によらざるをえないが、アジア・アフリカの民族主義や植民地独立運動を支援していたインドにとって、「帝国主義の侵略の産物」と捉えられていたインド軍の撤退は中国から求められれば、少なくとも1954年の段階では応ぜざるをえなかったものと思われる。ただし、ネルーは1950年11月20日の連邦下院において、「われわれの地図は、マクマホン・ラインがわれわれの国境であることを示している。これは、地図がどうあれ国境である。事実はいくまでも事実であってわれわれは、この国境に従う。誰であってもこの国境を越えることは許さない。」⁵⁾と発言し、中国がシムラ条約とそれに基づくマクマホン・ラインは、イギリス帝国主義の中国侵略の産物であって、どの中国政府も、認めたことはない、と反論したとき、インドは、決して中国の主張に応じなかった。そしてインドは、終始一貫、マクマホン・ライン有効論を主張したのである。チベットのインド軍は、シムラ条約でも駐留が認められており、インド軍は撤退させるがマクマホン・ライン有効論では妥協をしないというインドの方針には一貫性がなく、相矛盾している。なぜこのような相矛盾した政策をとり得たのか。その理由は不明である。第一次資料による明確な裏付けがない以上、推測すべきではないと考える。第二の点は、第6項で列挙した峠は、すべて中印国境の中部区間に位置し、一貫して中印間で国境の位置について意見の食い違いの存在しない場所に存在するという点である。逆にいうと、東部区間であるカリンポンやヤートン、西部区間のガルトクに行くための道は、明示されていない。そして、通商や巡礼を定める陸上の境界線を定める協定にもかかわらず、国境の位置は、明示されていない。この点については、理由ははっきりしている。国境問題は、議論されなかったのである。というのは、インドの説明によると、「中国側が、国境問題を提起しなかったので、国境問題自体存在しないと理解した」⁶⁾からであり、中国の説明によると、「交渉の際、国境問題は存在していたが、問題解決の機が熟しておらず、問題提起する時間的余裕がなかった」⁷⁾からである。

中国の国際社会への復帰という点については、協定の前文で、平和共存五原則（領土主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存）を明文化した。インドという非社会主義国との間で、相互に内政に干渉せず平和的に共存できることを確認することによって、他の非社会主義国とも共存可能であるとアピールするねらいがあったものと思われる。

このように、チベット協定には、インド軍の一方的撤退および、理由はともあれ国境問題について議論しなかったという二つの要点がある。ただし、中部区間については、商人や巡礼者の通過すべき地点を明示しており、両国間で合意をみたことにも注目すべきである⁸⁾。

だが、インドと中国の平和共存は長くは続かなかった。1954年6月29日に30名以上のインド武装軍がニティ峠 (Niti Pass) を越境し、中国チベット地区のウジェ (U-Je) に侵入したとして、在インド中国参事官がインド外務省に抗議したのである⁹⁾。ウジェやニティ峠は中印国境の西部区間に位置する。これにたいして、インド外務省は、1954年8月27日付の在インド中国参事官宛の覚え書きで、中国側の主張は事実無根であると反論した¹⁰⁾。インドの白書では、この事件が国境をめぐる対立の最初の事例である。この事件よりも以前に対立する事件が起こっていないとすれば、領土主権の相互尊重や平和共存の原則は、二ヶ月間しか維持されなかったことになる。そして、国境の位置をめぐる意見の食い違いは、まず西部区間-ただし、アクサイ・チンの先占問題ではない-から始まった。この事件に関して、その後のやりとりは行われておらず、この二つの覚え書きのあと解決した。しかし、1954年には一件だった国境をめぐる対立は、1955年になると増える。

1955年6月28日には、「中国人の一群」(民間人か軍隊かは不明)が5つのテントと20頭の馬を引きつれ、ホティに駐留しており、インドの領土を侵犯しているとインド外務省は在インド中国参事官に覚え書きを送った¹¹⁾。1955年7月11日に在インド中国参事官は、インド外務省に、6月29日に30名以上のインド兵が中国チベット地区のウジェに入った、と抗議した¹²⁾。これらのやりとりから明らかになるのは、ウジェやバラ・ホティの帰属問題である。これについて、インド外務省は1955年7月18日付の在インド中国参事官宛覚え書きで、「われわれは、ウジェの正確な場所・位置を知らない」と言明している。つづけて、「しかし、われわれは、いかなる状況下にあっても、わが部隊が中国のチベット地区へ越境することはないと確信している」とも述べた¹³⁾。インドがウジェの正確な位置を把握していないというインド自身の言明は重要である。というのは、位置を知らないとは帰属について知らないというのと同義であって、帰属が不明であるとは無主地であるとインド自身が認めているからである。その上で、中国は7月11日付覚え書きの中で、ウジェに中国軍部隊が駐留していると述べているから、ウジェに中国の実効的支配がおよんでいることが明らかである。したがって、ウジェについては、中国の実効的支配がおよぶ地域、つまり中国の領土であるとしなければならない。もう一つ特筆すべきは、インドが、「中国のチベット地区」という表現を使っていることである。チベット協定でも、「中国のチベット地区」といっており、インドはチベットは中国の一部であると認めている。1956年になると両国の対立は少しずつ深まっていく。1956年5月2日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書きによると、12名の中国兵がニラン (Nilang) の東方0.5マイルのところ目撃された。ニランとツァン・チョクラ (Tsang Chokla) 峠はインドの領土なので、中国軍は、速やかに撤退せよ、というのである¹⁴⁾。さらに6月7日には、ツンジュン (Tunjun) 峠の帰属問題をインドは問題提起した¹⁵⁾。これらの問題に対して中国は、6月8日付の在中国インド参事官宛覚え書きで、ツンジュン峠は、歴史的記録によれば中国領土内に位置していると指摘した上で、ウジェの帰属問題を解決するために、中印両国政府代表による合同調査の実施を提案した¹⁶⁾。インド政府は、6月13日、この合同調査に同意した¹⁷⁾。ただし、7月26日付中国外務省のインド参事官宛覚え書きによると、合同調査は外交チャネルを通じて行う実務者同士の調査であるとされる。そして、1958年4月19日に、両国は双方ともに問題が解決されるまで、この地域に軍隊を派遣しないことで合意した。問題を棚上げしたのである¹⁸⁾。1956年9月8日、インド外務省は、在イ

インド中国代理大使宛覚え書きの中で、約10名の中国軍がシプキ峠を越えてインド領土のフプソン・カド (Hupsong Khad) より約2ファーロングのところにある地点に侵入し占拠していると述べた¹⁹⁾。シプキ峠は、アクサイ・チンとチベットとの境目に存在するから、シプキ峠の領有権、つまりアクサイ・チンの問題が提起されたのは、これがはじめてである。これにたいして、インド外務省は9月24日付覚え書きの中で、「シプキ峠はあきらかに国境であり、1954年4月29日の印中協定〔チベット協定〕でそのように認められていることを考慮すると、インド政府は武装勢力による越境は侵略であると考え」と述べた²⁰⁾。さらに1958年7月2日付の覚え書きでは、「中華人民共和国政府の部隊がインド領土を横断し、カシミールのラダク地方のインド側〔=アクサイ・チン〕にあるクルナク・フォートに進駐し占領した」と述べた²¹⁾。インドのこれらの主張は、事実即ちおらず、説得力を持たない。まず、シプキ峠の問題では、1954年のチベット協定の交渉時に国境問題は話し合われず、シプキ峠付近の国境については何の規定もないのだから、インドの覚え書きは、事実反する。クルナク・フォート問題では、インドは1924年にカシミール藩王国とチベットの代表者が会議をもったものの、クルナク・フォートの統治権について、問題提起しなかったこと²²⁾を論拠としているが、1924年の会議の実態は明らかにされておらず、そもそもアクサイ・チンは無人の地であり、インド、カシミール藩王国は周縁を明らかにすることさえせず、周縁地域まで実効的支配を行っていないのであるから、この主張もまた、根拠がない。だが、だからといって中国の領土ともならない。この時点で中国・チベットの実効的支配が、クルナク・フォートやシプキ峠といった周縁までおよんでいなかったからである。したがって、これらの地域は無主の地であり、帰属は不明・未定であるとしなければならない。ところが、10月18日付の在インド中国大使宛非公式覚え書きで、インドは、「インド政府は、最近インド領土の一部であるジャンム・カシミール州のラダク地域の東部〔アクサイ・チン〕を横切って、中華人民共和国政府が自動車道路を建設していることに注目している。この道路は1957年9月に完成が発表されたイエンチェン (Yehcheng) -ガルトク、または新疆-チベット高速道路という名称の道路の一部を構成しているものと考えられる。」と述べ、「この道路が通っている地域は、何世紀にもわたってインドのラダク地区の一部をなしており「古くから画定された辺境地帯 (old established frontiers)」である。また1842年条約によって中国側は国境として承認した。」²³⁾と述べた。インドの第一次資料で、アクサイ・チン道路に言及がなされたのは、これがはじめてである。また、アクサイ・チン地域は1842年条約で国境は画定済みであるとはじめて表明された。まず、アクサイ・チン道路であるが、無主の地で最初に実効的支配を行使した象徴が、この道路建設であると考えられる。というのは、インド側発表では道路が完成したのは1957年9月であり、この道路の存在に問題を投げかけたのが、1958年10月であるからである。つまり、1957年7月から11ヶ月間インドは、この道路の存在に気がつかなかった。もし道路がインドの領土を侵犯しているのであれば、遅くとも道路が完成する1957年9月以前に何らかの形で、問題提起すべきであった。逆にいうと、11ヶ月間放置していたのだから、少なくともこの道路が通っている周縁地域にまで実効的支配がなされていなかった。だがしかし、この道路の存在をもってアクサイ・チン全域が、中国の領土であるとする中国の主張も認めることはできない。この道路は、アクサイ・チンの東側 $\frac{1}{4}$ の領域を通過しているにすぎないからである。したがって、この道路の存在を権原とする限り、中

国は、アクサイ・チンの東側 $\frac{1}{4}$ の地域を領有する。インドについては、周縁・外枠が明確ではなく、どこまで領有しうるか不明であるとしなければならない。1842年の条約については、条約は古くから定められた辺境地域 (old fixed frontiers) をカシミール藩王国とチベットは尊重するとしか記しておらず、具体的な場所は、明示されていないし、地図が付属しているわけでもない。したがって、この条約を権原として国境の位置を議論すること自体、無理である。ちなみに、シプキ峠とクルナク・フォートは、アクサイ・チン道路の西側に位置するので、少なくとも中国の領土ではない。そして、1958年9月8日から12日にかけて新疆南西部駐留中国人民解放軍辺境守備隊は、アクサイ・チン道路上のタフンリュタン (Tahungliutan) とケズレキレカン (Kezrekirekan) でインド武装兵を捕らえた。結局中国は、「中印友好の精神にのっとり、武装兵を10月22日にカラコラム峠を經由してインドへ送還した²⁴⁾」けれども、この事件は、インドと中国の軍隊が直接接触したはじめての事例であった。さらに注目すべき点は、インドはアクサイ・チン全域がインドの領土であると主張するけれども、アクサイ・チン道路より東へは結局、軍を派遣できなかったことである。つまり、インドは実効的支配をアクサイ・チン道路以東の地域におよぼしえなかったことになる。そして11月8日にインドは、「アクサイ・チンがインド領土か中国領土であるかは係争中の問題である」と述べた²⁵⁾。インドは一貫して、アクサイ・チンはインドの領土であると主張しているかのような印象を受けるが、第一次資料をよく読むと、必ずしも首尾一貫していないことがわかる。

このように、1958年までの中印国境問題は、西部区間の問題、つまり、アクサイ・チンの帰属問題に終始した。そして、1957年に完成したアクサイ・チン道路の存在にインドは11ヶ月間気づかず、これを放置した。アクサイ・チンは、無主地であるから、アクサイ・チン道路が走っている地域までは中国が実効的支配を行ったと考えられ、この道路までは中国の領土である。とはいえ、この段階では、両国間で非難の応酬がなされるまでにはいたっておらず、バラ・ホティの問題に象徴されるように、問題解決を以後の交渉に委ね、現状を維持することで両国は合意をみたのである。

1959年1月23日、周恩来はネルーに書簡を送り、次の四点を述べた。まず第一に、「歴史的にみて中印国境にかんする条約ないし協定は中印間で締結されたことはない」という。つまり、中印国境は条約によって画定されていない、というのである。第二に、「わが国 [=中国] は1956年にその地区 [=アクサイ・チン] を横断する新疆-チベット高速道路に着工した。しかし、最近になってインド政府は、この地区はインド領であると主張している。つまり、国境問題が中印間に明らかに存在している。」国境問題が中印間に存在するという。第三に、「1954年 [チベット協定交渉時]、国境問題は提起されなかった。これは、問題解決の機が熟していなかったからである。また、中国側としても、この問題を検討する時間が全くなかった。」これらは、1958年12月14日のネルーが周恩来に宛てた書簡で、「インドは中国側が国境問題を提起しなかったので、国境問題自体存在しないと理解した」²⁶⁾ と述べた主張への反論である。そして第四に、局地的な国境衝突事件を回避すべく、「国境が公式に机上画定されるまで当分の間」「双方が当面 status quo を維持することを提案」した²⁷⁾。さらに、マクマホン・ラインにかんしては、「「マクマホン・ライン」はイギリスの対中国チベット地区侵略の産物であり、中国人民の怒りを買っている。「マクマホン・ライン」を承認した中国中央政府は存在しない。」²⁸⁾ つまり、

中印国境は机上画定されていない、両国は status quo を維持すべきである、マクマホン・ラインは正当な中印国境ではない。というのが、中国の主張であり、この主張は以降の中国政府の基調となる。これにたいしてネルーは 1959 年 3 月 22 日付の周恩来宛の書簡で、次のように反論した。「中印国境は全区間にわたっては実地画定されていない。」マクマホン・ラインについては、ロンチェン・シャトラはラサからの指示に基づき、シムラ条約に署名した²⁹⁾。国境画定について、中国は机上画定 (delimitation) は行われていないとし、インドは実地画定 (demarcation) は全区間で行われていないとしている。机上画定と実地画定の定義を明確に区別することは、中印国境問題の場合、大変重要である。机上画定とは、条約などによる境界線の決定、ないし文書と言葉による明確な描写を、実地画定とは境界線を境界標柱などの物的手段により地上で実際に定めることを意味する³⁰⁾。よって、机上画定を経なければ実地画定を行えない。文書や口頭で境界の位置が明らかにされてはじめて、実際に地面に境界標柱を設置できるからである。したがって、インドの「全区間にわたっては実地画定されていない」との主張は、国境問題は存在しないとの前提に立つ以上、机上画定が完了していることを意味する。論理的には、机上画定もなされていないことも想定しうるが、机上画定されていなければ、国境問題が存在することを意味し、この想定は誤りであろう。シムラ条約とそれに基づくマクマホン・ラインの持つ意味については既に明らかにしたとおりであるが、ここでもう一度繰り返しておく、少なくともチベットを中央化した中国にとって、イギリスとチベットの政府全権のみが正式署名し、中国政府全権が正式署名を拒否したシムラ条約を正当な条約として認めることは、チベットに中国とは別の対外条約締結権が存在することを認めることに他ならず、ありえない。早くもチベットの反乱以前に現れた、シムラ条約有効無効論は、その後の中印対立の基軸となる。

1959 年 1 月 17 日、インド外務省は、将校 1 名兵士約 50 名がローヒト辺境区に侵入した、これらの中国軍部隊が訪れた地域は、あきらかに国境のインド側にあり、国境は明確に実地画定されている、と在インド中国参事官に非公式覚え書き³¹⁾を送った。東部区間の国境問題が指摘されたのは、これがはじめてである。これにたいして、6 月 23 日に中国外務省は、マクマホン・ラインよりも南に位置するミギトンとサムガル・サンポ (Samgar Sanpo) はつねに中国の領土であったと述べた。

ところで、これに先立つ 1959 年 3 月 10 日にチベットで反乱³²⁾が起きたことに触れる必要がある。上述のように、1950 年に中国中央政府は人民解放軍をラサに投入し、中華人民共和国の内枠は固められた。1951 年 5 月には、十七条協定が締結され、一) 中央政府はチベットの代表と「チベットは中国に戻った」ことを確認し、二) 中央政府はチベット特有の政治・経済・宗教制度の存続を認め、外交と国防は中央が握ることが決定され、三) チベット軍を逐次解放軍に改編することが確認された³³⁾。1952 年 4 月 6 日に、毛沢東はチベットの状況は新疆と同じではない。政治的経済的にチベットと新疆は違いが大きい。チベットはここ 3 年間、減租減息はできないし、土地改革はできない。新疆には数十万人の漢人 [漢族] がいるが、チベットには全く漢人がいない。と指摘した³⁴⁾。ところが、1956 年 4 月 22 日、チベット自治区準備委員会が発足し、棚上げされていた土地改革が実行に移された。これにたいして西康地区では反乱が起き、拡大すると、毛沢東は、「大反乱が起こる可能性について対応する準備をしなければならない。反乱は大きければ大きいほどよい。」³⁵⁾と反乱をあおった。これは、上述のとおり、農民反乱によって革命政権をうち立てると

いう毛沢東の中国革命観によるものだが、反乱の矛先は、チベットでは大地主や封建領主ではなく、中央政府に向けたのである。そして、1959年3月10日、ラサで反中国反乱が発生した。中国政府の公式発表では、「チベット地方政府の多数のガロンと上層の反動一味は、帝国主義と結託し、逆賊匪賊をかき集めて反乱を起こし、人民に危害を加え、ダライ・ラマを拉致し、チベットの平和解放についての十七条協定を踏みにじったのみならず、3月19日夜にはチベット地方軍と反乱者を指揮して、ラサにいる人民解放軍にたいして全面的な攻撃を加えた。」となっている³⁶⁾。しかし、毛利和子によれば、アムド、カムのチベット人旧支配者たち、当時3000人いたという旧チベット軍、各地僧院の僧侶・尼僧、ラサにいたチベット地方政府の閣僚や役人たち、そしてごく普通のチベット人たちが、ダライ・ラマを守るためにノル布林カ離宮を取り囲んだ、という³⁷⁾。ところが、「チベット軍区のそれまでの部隊は反乱を平定する能力を完全に持っていたのに、内地からいくつかの師団を移動させて、ラサに「丁盛指揮部」を成立させ、チベット軍区とともに平定闘争を指揮することになった。」「新しく移動してきた反乱平定の部隊は抗米援朝（朝鮮戦争）に参加したことがあり、装備は立派で、戦闘力は非常に強かった。だが、部隊の指揮員や兵士には民族政策の教育をしていなかったため、チベットの状況を全然知らず、大多数の戦士はチベットに来るまでチベット族というものを見たことさえなかった。」³⁸⁾ 状況で、「鎮圧作戦の過程でたくさんの過ちが犯された。政府当局者は、騒乱に荷担したかどうかの有無すらも一切区別せず罰した。」「チベット人と見れば片端から投獄し拷問したものだ。」³⁹⁾ そして3月31日、ダライ・ラマは、インド領土内に入った。反乱の規模は公表されておらず、不明である。しかし、1959年3月22日に中国外務副大臣は、チベット在住のインド人は屋内に待機するよう在中国インド大使に要請している⁴⁰⁾ ところから判断すると、外国人にも危害が及ぶ可能性がある程度の反乱であったことがわかる。

3月28日付の中華人民共和国国務院命令は、「ダライ・ラマは拉致された」と述べた。これにたいして、4月26日付インド外務省外務次官は、「インド政府は、国際的慣習に基づき、ダライ・ラマとその一行がインド領へ入り、インドに滞在することを許可した」こと、「ダライ・ラマは、本人の要望によってインドへ入国を許可され、完全に自由な意志で行動しており、ダライ・ラマが望むならば、いつでも帰国することができる。」「ネルーは、ダライ・ラマがインドでいかなる政治活動も行うことを期待していない。」という三点を在インド中国大使に言明した⁴¹⁾。これにたいして中国大使は、「1959年3月10日にチベット地方政府とチベット上層反動一派が武装反乱を起こして以来、中印関係に嘆かわしい不正常的な状態が生じている」と前置きした上で、「国民会議派を含む多くのインドの政党の有力政治家や少なからぬインドの出版物は、公然とチベットを「国 (country)」と呼び、チベットの反乱を中国政府が鎮圧した行為を「山賊行為」であるとか「帝国主義的行為」と決めつけた。そして、チベット問題を国連に提訴すべきだと要求したり、問題解決のため、インド・中国・チベットの三者会議の提唱までする始末である。」「インド政府声明によれば、国際的慣習に従ってダライ・ラマに政治亡命を認め、ダライ・ラマにはインド国内でいかなる政治活動に携わることも期待しない、という。」「ところが、4月18日と22日に「チベット独立」を主張し中国政府を中傷する二つの声明が、それぞれテズプールとムスーリでダライ・ラマの名の下に発せられた。」「ダライ・ラマはチベット反動派によってインドへ誘拐されたのである。」と全面的に反論した

42)。こうして、インド国内での反中国の発言とダライ・ラマがインドに来た事実をめぐって対立が深まるのである。前者の問題については、5月23日付インド外務次官の声明は、この点での両国の主張の食い違いは政治システムの違いに起因すると述べて、反論している⁴³⁾。

このように、1959年3月10日に始まるチベットの反乱は、1950年の人民解放軍のラサ進駐とその後の土地改革に不満を持つ人びとの不満が原因であった。この反乱を拡大したのは、チベット人を見たこともなく、民族教育を受けていない外部から投入された人民解放軍部隊のチベット人を見れば直ちに投獄・拷問をするという行き過ぎた戦略であった。この行き過ぎがチベット住民の反感を買い、さらに大規模な鎮圧を招く、という負の回転が、反乱をいっそう大規模なものとし、結果的にダライ・ラマの中国脱出・インドへの亡命を招いたのである。毛沢東の「反乱は大きければよい」とする中国革命、とりわけ農村における反封建闘争は、チベットでは当てはめることができなかつたのである。それ以前の問題として、毛沢東はチベットについて全く何も知らないで、チベットの問題を処理したのである。これは、1959年4月7日の中国共産党中央統一戦線部副部長兼国家民族事務委員会副主任汪鋒に宛てた手紙から明らかである。

汪鋒同志

わたしはチベット族全体の状況を知りたい。(一) 金沙江以西、昌都、前蔵、(阿里をふくむ) 後蔵のチベット本土の人口は、一説によると120万人というが、本当か。(二) 面積は何平方[キロ]メートルか?(三) 農奴制度の内容、農奴と農奴主(貴族)の関係、生産品をどれくらいで分配しているのか。2対8という人もいれば、実質的に全部貴族のものとなっており、実際には農奴は私用分しかないともいう。本当か?(四) ラマはどれくらいいるか。8万という人もいるが、本当か。(五) 貴族と農奴との政治関係は、どうなっているか? 貴族には殺人権はあるか。勝手な私的裁判や私刑は行われているのか。(六) ラマ廟が、所有農奴を搾取し、圧迫している状況は。(七) ラマ廟内部での搾取圧迫の状況は。反抗したラマは、皮をはがれ筋をとられることはあるのか。(八) チベット地方の各レベルでの行政組織とチベット軍は、毎年の大規模な必要経費をどこから調達するのか。農奴からか? 貴族からか?(九) 反乱者の人口に占める割合は、5%か。もう少し多いという人やもう少し少ない、あるいは、1, 2, 3%ともいう。いったいどれが正しいのか。(十) 全体として搾取階級の中で、左派分子、中間分子、右派分子は、何パーセントであるか。左派分子は $\frac{1}{3}$ という人がいるし、もっと少ないという人がいる。中間分子はどれくらいいるのか。(十一) 雲南、四川、甘肅、青海の各省にはチベット人はどれだけいるのか。全体でどれだけのチベット人がいるのか。四省あわせて200万から300万という人がいるが、そうか。(十二) これら四省のチベット人がすんでいる地域の面積は、全部でどれだけか。(十三) 青海、甘肅、四川のラマ廟での訴苦運動⁴⁴⁾の状況はどうか? 「人皮」⁴⁵⁾が多く搜し出せたといわれるが、それは本当か? 以上の各問題について、一・二週間のうちに概要を調べて、内部新聞でわたしに知らせてほしい。そして、新華社の『内部参考』に投稿してほしい。もし北京で資料が少ないならば、チベット工作委員会にも電報を

打ってほしい。青海、甘肅、四川、雲南の四省委員会は、さらに調査するであろう。それらの地域駐在の新華社の記者を調査に使うことができるし、新華社本社に長期にわたるチベットの状況調査を委ねることができる。

毛沢東

4月7日⁴⁶⁾

ダライ・ラマがインドに入国したことをインドは自発的行為とし、中国は誘拐されたとした。ダライ・ラマの行動をめぐっても対立が生じたのである。注目すべきは、ダライ・ラマのインド亡命直後には、チベット問題と中印国境問題は分離して議論されていたことである。しかし、6月になると、インドは意図の有無はわからないが、マクマホン・ラインの問題を取り上げ、あとに法的根拠として、チベットの問題と絡ませてしまう。1959年6月26日、インド政府は覚え書きを発表した。その内容は、次の三点に集約できる。第一は、中印間の伝統的な国際国境線は、マクマホン・ラインと一致する。第二は、インド政府は慣習国際法にしたがって、チベット難民を受け入れている。そして第三は、ロンジュ、ミギトン、タマデンはインド領土内に位置する⁴⁷⁾。マクマホン・ラインが中印国境線であると言明したのは、これがはじめてである。さらに、7月30日には、パンゴン湖とスパングルはインドの領土であるとインド外務省は言明した⁴⁸⁾。これら二地点は、アクサイ・チン道路の西側に位置し、インドの主張は妥当なものに見える。実際、これらの無主地にインドは軍隊を派遣し、巡察活動を行わせていたからでもある。ところが、7月28日に中国辺境守備隊はパンゴン湖の南で6名のインド軍武装部隊を領土侵犯という名目で捕らえ、武装解除したのである⁴⁹⁾。もともと、インドの周縁は明らかではなく、中国についてもアクサイ・チン道路の西側の周縁もどこまで実効的支配がおよんでいるのか不明であった。しかし、アクサイ・チン道路以西の周縁について、実効的支配のおよぶ範囲は、必ずしも明確ではなかった。つまり、パンゴン湖周辺の無主地の帰属をめぐり、両国が実効的支配の拡大競争を繰り広げたのである。これにたいして、東部区間は無主地ではなく、周縁の外枠（国境）は、マクマホン・ラインか外ラインかという問題である。ところが、1959年8月25日午前6時頃、インド軍はマクマホン・ラインを超え、ミギトンで中国軍と銃撃戦を展開した⁵⁰⁾。これをロンジュ事件という。インドは、中国の反撃を、マクマホン・ラインより「約2マイル南のインド領内にあるインド軍哨所を奪取することを意図したもの」であり、「インド領土にたいする明白な侵略である」として非難した⁵¹⁾。インドの主張は、マクマホン・ラインよりも北方の領土を自国領土であるとしており、適切ではない。

こうした事態を受けて、中国外務省は9月1日、在中国インド大使に覚え書きを送り、「ロンジュはミギトン地区の一部をなし、つねに中国チベット地区の行政管轄下にあった」、「中国政府は公式に机上画定された中印国境は全区間を通じて全くない。」そして、マクマホン・ラインは「いわゆる伝統的な国境」である、とした。そして、「国境は、両国による調査と議論を通じて解決されるべきである」と交渉を呼びかけたのである⁵²⁾。これにたいしてインドは、「つねに国境紛争について中国政府と議論する用意がある。」と応じた⁵³⁾。ところが、それから一週間もたたないうちに、インドは、「いわゆるマクマホン・ラインは、ブータン東端からビルマにいたるインドと中国チベット地区との明らかな国境をあらわしている。」とマクマホン・

ラインが国境であることは既成の事実である⁵⁴⁾と一方的に宣言してしまう。さらに10月20日、西部区間のコンカ峠⁵⁵⁾で武力衝突が起きると、インドは、「中印国境は全域にわたって机上画定済みである」⁵⁶⁾と態度を硬化させた。

こうして、1959年には、チベットの反乱を境に中印対立は深まる。その理由は、本来国境問題とは無関係であるダライ・ラマのインドへの亡命が自発的な出国（インド）か誘拐された（中国）のかをめぐる対立が中印関係全般に悪影響を与え、国境問題に飛び火したことが考えられる。さらに、ロンジュ事件で明らかになったように、外ラインより北に設定されたマクマホン・ラインよりもさらに北の方までインド軍が進出し、中国軍と直接交戦するようになった。西部区間に目を転じると、アクサイ・チン道路よりも西側で衝突が起きている。まさに無主地にたいする実効的支配の拡大競争が展開され、コンカ峠事件にいたった。

1954年から1959年までの国境問題をまとめると、1954年の時点では西部区間や東部区間といった両国の主張に隔たりのない、中部区間で両国の商人や巡礼者の通過すべき地点を定めることによって、国境は机上画定された。実際の人々の往来を定めたのだから、実地画定といえるかもしれない。だが、国境問題はチベット協定締結交渉では議論されなかった。その後も国境画定交渉が行われなかったことから判断すると、国境問題をひとまず棚上げにして、チベットからのインド軍の撤退問題や平和共存五原則の確認に重点が置かれた。ところが、1959年にチベットで反乱が起きると、状況は激変する。ダライ・ラマがインドへ亡命し、独立を宣言したのである。チベットを中央化した中国は、こうした動きを座視できなかった。そして、チベット本土では、チベット外から投入された民族教育を全く受けていない部隊が軍事力にものをいわせて、チベット人を見れば逮捕し、拷問にかけ、反乱を徹底的に鎮圧したのである。鎮圧を逃れてインドへは難民が流入した。インド国内では、たとえば社会党は中国の鎮圧政策に反対してボンベイの中国総領事館にデモを行った。中国はデモの規制を要求し、インドが言論や意見表明の自由が憲法で保障されていることを理由にこれを拒むと、インドは反中国活動を行っているとは非難したのである。こうして、国境問題とは別次元のチベット問題で両国は対立を深めたのであった。さらに、毛沢東のチベット認識についても触れたい。毛沢東は、1958年に「反乱は大きいほどよい」と述べた。しかし、この判断はチベット理解に基づくものではなく、単に中国革命の理念をチベットに移植したにすぎなかった。移植にたいする拒絶反応としても1959年に反乱が起きたのである。

5.2 第2節 チベットの反乱（1959年3月）から周恩来の訪印（1960年4月）まで

第1節では、中印関係の悪化する過程を見たが、1959年秋の時点では国境問題とチベット問題は、同一次元で論じられることはなかったし、一気に全面的武力衝突にいたったわけではない。対立点を明らかにし、問題を平和的に解決する試みもなされたのである。そこで、本節ではこれらのプロセスを明らかにしたい。

1959年9月8日、周恩来はネルーに、チベットの反乱以降はじめて書簡を送り、対立の論点を整理した。

1. [アクサイ・チンの国境問題について] 1842年の条約は、条約締結時に中国中央政府が何ら人を派遣せず、条約の批准もしなかったので無効である。また、国境画定にこの条約を援用することもできない。
2. マクマホン・ラインは、シムラ会議において全く議論されなかった。このラインは、イギリス代表とチベット地元当局が、中国中央政府に隠れてシムラ条約に正式署名する前に、デリーで秘密覚え書きを交換することによって決定された。いわゆるマクマホン・ラインは、イギリスの中国のチベット地区にたいする侵略政策の産物であって、いかなる中国中央政府もこれを承認したことはない。したがって、当然違法である。
3. 中印国境は全域にわたって机上画定されていない。
4. 中国政府は友好関係を考慮して、両国間で長い間存在する国境の現状を一方的に決して変更しない。
5. 中国軍は、マクマホン・ラインを決して超えない。これは国境に沿って友好関係を保持し、国境問題の交渉および解決を促進するためのものであって、中国政府がマクマホン・ラインを承認することを意味しない。⁵⁷⁾

1842年の条約に関する指摘は、論点が正確ではない。付庸国が宗主国とは別に条約を締結することは、ありうるからである。むしろ、条約中、国境の位置が明確に示されていないことに力点を置いた方が説得力がある。マクマホン・ラインについては、周恩来が指摘するとおりで、単に付庸国と外国が条約を締結した1842年の条約とは意味が異なる。そもそも、マクマホン・ラインは、19世紀末からの中国対チベットの対立をイギリスの仲介によって、チベットを外チベットと内チベットに分割する際に設定された線で、外チベットとインドとの境界（国境）である。したがって、付庸国がイギリスと国境条約を締結するのが本旨ではなく、チベットとイギリスとの国境は副次的なものであって、本旨はチベットを内外に分割し、チベットと中国との境界を明確にして、内チベットを外チベットと中国との緩衝地帯として創出することにあった。中国は、この条約を最終的に拒絶したわけだから、内外チベット分割はもちろん、外チベットとインドとの国境線をも認めることはできないのである。もう一つ、中国がこの条約を認めることができないのは、チベットを中央化した以上、チベットが単独で締結した条約を承継すべきであるが、インドへ亡命しチベット独立の根拠としてシムラ条約への署名をあげている⁵⁸⁾ダライ・ラマを「反逆者」とする限り、条約の承継は、ダライ・ラマの法的正当性を前提とする。したがって、シムラ条約を中国は認めることはできないのである。そして、中国は、問題が解決するまで国境の現状維持を主張する。周縁に軍隊を進出させて無主地をなくすようにしたり、争いのある地点に軍隊を集中させることは、両国間の緊張関係を激化させるからである。そして最後に、「マクマホン・ラインを承認しない」とはいうものの、マクマホン・ラインを中国軍は超えないと言明している。これはとくに注目すべきである。というのは、国境線として承認しないが実際にはこれを尊重するということは、マクマホン・ラインを事実上の国境線と見なしていることを意味するからである。この時点で、中国は、伝統的な国境線の位置を明示していない。しかし、マクマホン・ラインをどうしても受け入れられないのであれば、別の線を伝

統的な国境線として提示できるからである。さらに、中印国境は全域にわたって机上画定されていない、という主張は事実に合致しない。中部区間では、チベット協定により、両国の商人・巡礼者が通過すべきルート（峠）が定められており、事実上机上画定（あるいは、標識がたてられていれば実地画定）されているからである。これにたいしてネルーは9月26日に周恩来の主張に次のように反論した。

1. インドは国境の現状維持に賛成する。
2. 中印国境全域が正式に机上画定されていないことは事実である。実際、多くの地形は、このような実地的な実地画定を不可能にしている。しかし、国境全線は国際条約によって明確に決められ、慣習によって認められ、あるいは条約、慣習の二つによって認められ、今日まで中国政府はこの慣習的な国境にいたるインド政府の行政権の行使にたいして反対したことはない。
3. 1842年の条約は、ダライ・ラマおよび中国皇帝の代表によって調印された。
4. 1842年の条約が単に「古くから定められた国境」とのみ規定していることは事実である。これは、国境が十分知られており、正式に境界を画定する必要が全くなかったからである。
5. シムラ会議の準備は、中国政府によって十分承知され、その同意をえて行われた。中国外務大臣は1913年8月7日、イギリス側にたいして、中国政府の全権はチベットおよびイギリス政府の各全権と「ともに条約のための交渉を開始するため」インドに向かう、という書簡を送っている。会議の経過から、中国代表がこの会議に完全に参加したのみならず、チベット代表は、中国およびイギリス代表と対等な立場で討議に参加していることは自明である。当時も、またその後も中国政府は、この会議でのインドとチベットとの国境にかんする討議に反対しなかった。
6. シムラ条約は、チベットが他国と締結した最初の条約ではない。1856年チベットはネパールと独自に条約を締結しているし、1904年にもイギリスと条約〔ラサ条約〕を締結している。
7. モンパ族、アカ族、アボール族といった部族は、文化的・政治的その他の意味においてもチベットの影響を全く受けていない。これは、チベット当局がこの地方に行政権を全く行使したことがないことを示している。⁵⁹⁾

ネルーの反論には、いくつか問題がある。まず第一は、机上画定と実地画定を混同している。地形が峻しいという理由で実地画定が難しい、あるいは不可能であることはありうる。しかし、机上画定は文書や口頭で国境を定めることを意味するから、地形に関係なく実施できる。第二は、1842年条約に関するもので、条約当事国は、条約の原文（ただし本文はチベット語とペルシャ語で書かれているため、英語訳）を読む限り、カシミール藩王国とチベット政府である。中国が関与していれば、中国語ないし満洲語のテキストも存在するはずであって、それが存在していない以上、中国は条約締結に参加しなかったとしなければならない。シムラ会議にかんしては、決してイギリスとチベットのみが開催したのではなく、ネルーのいうように中国も加わった三者会議として実施された。そしてチベットの政府全権はイギリス

や中国の政府全権と対等な立場で参加した。また、中国がイギリス（インド）とチベットとの国境に反対しなかったことも事実である。しかし、この理解は、シムラ会議が開催された本来の目的を理解してはいない。シムラ会議とは、イギリスとチベットの国境画定をめざしたものではなく、中国とチベットとの対立状態を解消し、そのためにチベットを内チベットと外チベットに分割するためのものであった。討議の焦点になったのは、チベットと中国との境界であり、チベットとイギリスとの国境は議題に上ることさえなかった。中国がシムラ条約に反対したのも、チベットとの境界に不満があったからで、チベットとイギリスとの境界に不満があったためではない。ネルーは、チベットが単独で条約を締結しえた事例として、1856年のネパール・チベット条約⁶⁰⁾と1904年のラサ条約をあげている。ただし、チベットは、宗主国（清朝）のことを念頭においており、1856年条約第2条は、「グルカとチベットは中国皇帝を尊重する。」と規定しているし、1904年のラサ条約を確認するため1906年に英清条約が締結されている。モンパ族やアゴール族については前章で述べたように、ネルーの指摘は誤りである。イギリスが東北辺境地域で行政区画（内枠）を再編したのは、この地域でチベットの行政権（具体的には徴税）をやめさせることにあった。

このように、ネルーと周恩来の総括には問題があるにせよ、その後の国境政策・対インド・対中国政策はこの二通の書簡に沿って展開されており、書簡そのものは重要である。

1959年10月20日から21日には、アクサイ・チン道路の東側に当たるチャン・チェンモ溪谷で大規模な武力衝突が発生した。インド軍兵士が中国軍に捕らえられ、インド外務省は捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約第17条⁶¹⁾にしたがって捕虜を取り扱うよう要求した⁶²⁾。捕虜（prisoners of war）という表現がもちいられたのは、これがはじめてである。これにたいして中国副外相は、中国国境守備隊はインド兵を友好的かつ丁寧に扱ったと反論した⁶³⁾。なお、中国側は、「捕虜」という語は一切用いず、一貫して「捕らえられたインド軍人（the captured Indian military personnel）」という表現を使っている。そして、これらの捕虜を虐待した、しないという激しい論争が両国間で繰り広げられる。この事件を受けて、11月7日、周恩来はネルーに書簡を送った⁶⁴⁾。そして大概次のように述べている。

1. 両国の国境はこれまで画定されていない。
2. 国境問題の解決を見るまでは、現状を維持すべきである。
3. 「両国の武装部隊が、東部区間のいわゆるマクマホン・ラインと西部の実効支配線から直ちにそれぞれ20キロ後退すること。」
4. 双方が武装部隊を撤収させた地区には、ふたたび武装要員を派遣せず、緩衝地帯とする。
5. 両国の首相ができるだけ早く首脳会談を行うこと。

1959年9月8日の書簡と大きく異なるのは、3、4、5である。とりわけ、「東部のいわゆるマクマホン・ライン」と「西部の実効支配線」を同列に扱っており、マクマホン・ラインを事実上実効支配線と認めている。従来、マクマホン・ラインは、イギリス帝国主義のチベット侵略の産物であるとしていたので、この転換には注目する

必要がある。ただし、西部区間の実効支配線がどこに位置するのか、この段階では明示されておらず、提案には不明な点がある。しかし、マクマホン・ラインは、イギリスから承継した正当な国境線であるというインドの主張を取り入れた譲歩と見ることができよう。緩衝地帯を作る案は、周縁地域、とりわけアクサイ・チンの無主地地域において、武力衝突が頻発し、互いに相手を非難する文書が取り交わされている状況では、世論も硬化しており、何らかの沈静策が必要と思われる。首脳会談の提案は、事務レベル・外交ルートでは打開できない状態を処理する方策の一つである。しかし、「…首脳者会談には、もちろん、マイナス面もある。一つには、なんととっても人目をひきやすい。人目をひけば期待感をあおる。失敗した場合には逆に幻滅感を植えつける。」のである⁶⁵⁾

これにたいして11月16日にネルーは返書を送り、次のように述べた。

1. 20キロ後退提案について。インド政府は武装部隊を国際的な国境の近辺および国境それ自体には、一切駐留させていない。
2. マクマホン・ラインまでの全領域は、長年インドの領土の一部であった。
3. インドは中国の主張する国境まで、中国はインドの主張する国境まで、それぞれ撤退すべきである。
4. 首脳会談には賛成である⁶⁶⁾。

これらのうち、1の主張は事実と反する。もし事実であるなら、どうしてチャン・チェンモ溪谷で武力衝突が起きたのだろうか。2についても、アボール族などの東北辺境地域の行政区画を再編し、東北辺境区として一つの行政単位にまとめたのは1954年であったから、これも事実と反する。問題は3である。1959年11月の時点で、インドも中国も文書の中で「伝統的な慣習線」という表現はもちいているものの、それが具体的にどこにあるのかを明示していないのである。ただ一カ所例外的に、インドはマクマホン・ラインが中印国境であると言明しているにすぎない。西部区間にしても、1842年の条約で明示された国境としかいっておらず、具体的な場所は不明である。他方、中国はマクマホン・ラインは不法であるとしかいかわらず、1842年の条約は中国が代表を派遣しなかったので無効であるとしかいかわっていない。ただし、マクマホン・ラインを「いわゆる実効支配線」と表現しており、間接的ながらもマクマホン・ランが東部区間の国境であると受けとめていたと解することができる。

これにたいして、12月17日に周恩来は、さらに書簡を送り、次のように述べた。

1. インドが中国の主張する国境線まで、中国がインドの主張する国境線まで撤退するという提案は、不公平である。インドは、アクサイ・チン地域全域に領有権を主張しているからである。
2. 「清朝以来、アクサイ・チン地区は新疆と西チベットの大半の地域を結びつける幹線交通路となってきた。1950年代後半になると、中国人民解放軍が国境警備のためにチベットのアリ地区に入ったのはまさにこのルートを通してであった。このルートに沿って1956年3月から1957年10月にかけて中国辺境守備隊と300名を越す民間土木作業員は、きわめて厳しい環境条件のもと、新疆南西部のイエチェンから南西チベットのガルトクにいたる1200キロの自動車道

路を建設した。」「この地区では、中国側がその行政権を行使して、きわめてたくさんの活動を行なってきた。しかし、インド側は、これらの活動を全く知らなかったのである。このことこそが、この地区がつねに中国の行政管轄下であり、インドの行政管轄下にはなかったことを示す証拠である。」

3. 首脳会談を12月26日に行うことを提言する。⁶⁷⁾

中国側の主張は、アクサイ・チンの帰属問題に集中している。たしかに、インドは具体的な国境線は明示していないものの、アクサイ・チン全域に領有権を主張している。もしインド側の主張する国境に沿って20キロ後退するのであれば、中国はアクサイ・チン道路を放棄しなければならないだろう。しかし、2で述べられているように、アクサイ・チンはもともと無主地であり、中国がインドよりも先に行政権を行使(=占有行為)をしていた。したがって、少なくともアクサイ・チン道路までは中国の領土と認められるべきである。また、アクサイ・チン道路は新疆とチベットを結ぶ唯一の道路である。中国がチベットを安定的に統治するためには、青海省方面からの東からの陸上ルートのみならず、西からのルートも確保する必要がある。したがって、安全保障の面からも、アクサイ・チン道路は中国にとって不可欠である。

さらに12月21日にはネルーは周恩来に書簡を送り⁶⁸⁾、「これほどまでに事実認識について意見が食い違っている状態では直接首脳会談を行うことは無意味である。また、今月中にわたしが外国に出向くことは、日程的に不可能である。」と事実上首脳会談を拒絶した。12月26日に中国外務省は、現在、国境をめぐる紛争が起きている原因は両国が今までこの国境を全く公式に机上画定しなかったこと、および、国境について両国の考え方に隔たりがあることにあると指摘した上で、中印間には伝統的な慣習線のみが存在すること、1954年のチベット協定は国境について議論していないから、国境問題とは関係がないことを明らかにして、再度国境の画定を一時棚上げにして現状を維持し、それぞれ実効支配線から20キロ後退するよう促した⁶⁹⁾。つまり、中国の主張は、1. 国境は机上画定されていない。2. 伝統的な慣習線のみ存在する。3. アクサイ・チン道路の存続は譲歩できない。4. 「実効支配線」から20キロ双方後退する。5. 首脳会談を実施する。6. マクマホン・ラインはみとめられない。に集約できよう。

1960年2月5日にネルーは、周恩来に書簡を送り⁷⁰⁾、「国境全域が未画定であるという説は、完全に誤りだし、これを前提とした交渉はできない。」が、「それでもなお、われわれが会うことは有益かもしれない。」と首脳会談を前向きに検討していることを示唆した。そして、2月12日にインド政府は、中国政府に覚え書きを送り、中印間の伝統的な慣習線は、条約や協定によって確認されているので、机上画定にはおよばないと述べた⁷¹⁾。インドの主張をまとめると、1. 伝統的な慣習線は条約や協定によって机上画定されているので、改めて机上画定する必要はない。2. 20キロ後退提案にインドは賛成するので、中国もインド側主張国境線から撤退すべきである。3. アクサイ・チンは全域がインド領土であって、アクサイ・チン道路の存在はインドに対する侵略である。4. 首脳会談に応じる。5. マクマホン・ラインは、イギリスとチベットがシムラ条約に正式署名し、その付属地図に描かれているもので、法的な問題はない。というものである。これらのうち、アクサイ・チンの問題は、上述したので、ここではマクマホン・ラインについて分析する。なるほど、たしかにインドが主張するようにシムラ条約の原文には、イギリス政府全権アーサー・ヘン

リー・マクマホンとチベット政府全権ロンチェン・シャトラの署名がある。イギリスの承継国インドは、当然シムラ条約をも承継しており、これを有効と主張することには何らの問題もない。ところが、中国の立場に立つと、第一に中国は同条約に正式署名していない、第二に当時チベットは中国の「一部」であって対外条約締結権をもたないという論拠により、シムラ条約を認めることはできないのである。とりわけ、チベットで反中国（中央）政府反乱が起こり、ダライ・ラマがインドへ亡命し、チベットが独立した政治的実体である根拠としてシムラ会議への参加をあげると、シムラ会議とマクマホン・ラインの容認は、チベットの独立を認める、少なくとも中国とは別の政治主体としてチベットの存在を認めることになるから、中国にとっては不可能である。

もう一つ、宗主権 (sozerainty) と主権 (sovereignty) をめぐる議論にも触れたい。宗主権とは、チベットを例にとると、本国（宗主国；suzerain state；中国）の国内法にもとづいて、制限的に主権とくに外交能力を認める権限を意味する。主権とは、絶対的な支配権を意味する。チベットの場合、理藩院の管轄下にあり、チベットと北京の清朝の皇帝との関係は、ラマ教の僧団と施主との関係になぞらえたものである。一年一貢とされ、ダライラマが、文殊菩薩皇帝である清朝の皇帝に貢ぎ物を捧げるというフィクションをとった。ところが19世紀になって清朝のチベットに対する軍事的把握力が漸次低下するに従って、チベットとの関係がややゆるやかになり、それといわば裏腹に、インドを通して来るイギリスの影響力が強くなった⁷²⁾。そして教主と施主との関係である以上、施主の力が弱くなれば教主は独立する。この独立時期に行われたのが、シムラ会議であって、宗主権は有名無実化していた。とりわけ辛亥革命直後の1914年は、北京政府の時期に当たり、チベットはおろか東三省や華南地域でさえ、政治的権力はおよばなかった。いちおう、まがりなりにも中国において中央権力が樹立されるのは、1928年の国民革命を待たなければならなかったのである。南京国民政府は、いわゆる南京の十年という安定期を経たけれども、その実効的支配領域にチベットは含まれていなかった。南京の十年のあと、中国は抗日戦争に明け暮れ、チベットの中央化よりも抗日戦争を優先させざるをえなかった。これには、蒋介石の安内攘外政策と第二次国共合作が与えた影響も大きい。1945年に抗日戦争が終結すると、国共内戦が始まった。いわば、中国共産党と中国国民党のどちらが正統な主権を持ちうるのかが焦点となった。そして、1949年に中国共産党主導の中華人民共和国政府が樹立されるのである。この新政府は、農村改革、土地改革を実施しつつ、かつての清朝が宗主権をおよぼしていた地域へ絶対的支配権（主権）をおよぼそうとした。そして、1951年にチベットが中央化されるのである。こうして、かつての宗主権が主権にとって代わった。しかし、これは中央からみた議論であって、周縁、チベットは別の見方をしていた。チベットによれば、教主-施主関係が断絶した以上、中国の宗主権は存在しなくなったと考えられた。ラサの駐蔵弁事大臣は、単なる旧宗主権の残滓であって、もはや中国とは関係を持たないと考えたのである。そこで、1950年に人民解放軍が北京からやってきたとき、土地改革に反対し、1956年にチベット自治区準備委員会が成立してかつての従属関係（教主-施主関係）が軍事力を背景にして復活したとき、反中国中央反乱を起こしたのである。また、毛沢東もチベットにかんする基本的知識すら持たない状況で、「反乱は大きければ大きいほどよい」などと中国革命の論理をそのままチベットに援用した。そして、反乱は毛沢東の期待通りに大規模なものとなったが、その矛先は地主や貴

族ではなく、中国中央に向けられてしまったのである。さらに、チベット仏教の最高指導者ダライ・ラマは、インドに亡命してしまい、かつての宗主関係を再構築しようにも、相手がいなくなってしまった。結局、武力でチベットに対する主権を確立したのである。このような理由があり、宗主関係があいまいで、かつまた、中国の正式署名していないマクマホン・ライン（シムラ条約）を中国が認めることは、チベットにかんする限りチベットに主権の一部である対外条約締結権が存在することを認めることになり、中国としては認められないのである。

さて、1960年2月26日に周恩来はネルーに書簡を送り、4月の訪印を提案した⁷³⁾。3月4日にネルーは周恩来に返書を送り、これを受諾した⁷⁴⁾。さらに3月19日、周恩来はネルーに書簡を送り、4月19日から25日まで訪印する旨伝えと⁷⁵⁾、同日付でネルーはこれを受け入れた⁷⁶⁾。これら4通の書簡では、インドを訪問する期日のみが記されており、会談の具体的内容は全く述べられていない。

こうして、1960年4月19日から25日まで周恩来はインドを訪問した。訪問には、副総理陳毅、副外相章漢夫らが随行した。なお、インド訪問に先立って、ビルマを訪問し、ビルマ-中国国境のうちマクマホン・ラインが通過している部分については、マクマホン・ラインと同一の線を画定し直したことに注目すべきである。中国としては、地理的にマクマホン・ラインが受け入れられなかったのではなく、シムラ会議の結果としてという設定のされ方、法的根拠に不満があったことを読みとることができる。4月25日、記者会見で、周恩来はネルーとの会談の成果を次の六点に要約した。

1. 国境問題について互いに意見の食い違いがある。
2. 両国の間には、それぞれ国境付近に行政管轄所と実効支配線がある。
3. 国境を画定する際には、地理、分水嶺、溪谷、峠などの地点を考慮すべきである。
4. 国境問題を解決するにさいしては、両国人民のヒマラヤ山脈やコンロン山脈に対する民族感情を考慮しなければならない。
5. 両国は、国境問題を解決する前には、それぞれ実効支配線を遵守すべきであって、前提条件として領土の要求をすべきではない。ただし、微調整をすることはできる。
6. 国境地域の安定を保証し、交渉を促進するため、両国は国境地域における巡察を中止すべきである。⁷⁷⁾

さらに共同コミュニケでは、中印合同調査委員会をつくって、1960年9月までに報告書を提出することが定められた。

結果として、周恩来のインド訪問は、従来 of 両国の主張を繰り返しただけで、何らの成果もあげなかった。「国境問題について互いに意見の食い違いがあること」を確認したにすぎなかったのである。会談の会議録は入手しえないので、詳細は不明であるが、両国ともに従来からの主張を繰り返したただけであったように思われる。周恩来はビルマ訪問の際、マクマホン・ラインと同じ線を新しい条約を締結することによって再確認・再画定していた。それだけに、ネルーに対しても同様な主張をしたと推察されるが、ネルーは拒否したように思われる。

このように、1959年3月のチベットの反乱から1960年4月の周恩来のインド訪問の時期の中印関係は、そもそも別次元の問題であったチベット問題が、インドによるシムラ条約有効論と結びついた点に特徴がある。それにしても不可解なのは、1954年のチベット協定の締結のさい、ラサ、ギャンツェ、ヤートンに駐留するインド軍を、「これらはイギリス帝国主義の傷痕」であるとする中国の主張を受け入れて撤退させたにもかかわらず、同じイギリス帝国主義の中国侵略の産物ともいえるシムラ条約の有効論をインドは最後まで撤回しなかったことである。この疑問は、チベット協定の締結交渉の議事録が公開される時、解決の手がかりが得られるであろう。研究者によっては、締結交渉に参加したインドの外交官 T.N. カウルのメモアールに依拠して分析することもある（たとえば、註で取り上げた岡倉古志郎論文）。しかし、メモアールはあくまでも個人的回想録であり、第一次資料とすべての事項について照合し、検討を加えてはじめて利用しうるものである。第一次資料を参照しない研究など研究の名に値しないことは自明である。もっとも、T.N. カウルの外交思想研究であれば、メモアールは活用できるし、活用すべきである。

5.3 第3節 1960年4月（周恩来の訪印）から1962年10月（全面的武力衝突）まで

この節では、1960年4月の周恩来のインド訪問によって緊張緩和に向かったインドと中国が、ふたたび対立を激化させ、最終的に全面的武力衝突にいたった過程を分析する。

1960年4月と7月、インド外務省は、チャン・チェンモ溪谷からラナク峠までの全域⁷⁸⁾とカーメン辺境区の全域⁷⁹⁾は、インド領土であると在インド中国大使館に覚え書きを送った。カーメン辺境区は東北辺境区の一行政区画にあり、外ラインとマクマホン・ラインには含まれた地域である。1954年に東北辺境区を成立させて以来、インドは実効的支配をおよぼしておりインドの主張は妥当なものといえる。しかし、チャン・チェンモ溪谷からラナク峠にいたる地域は、アクサイ・チン道路の西側に当たり、インドと中国とが勢力角逐を繰り広げており、インドが排他的実効支配を実行しているとは言い難い。これと前後する4月3日、中国外務省は在中國インド大使館に覚え書きを送り、中国政府の立場を再確認した。

1. 中印国境全域は公式に机上画定されていない。
2. もしインド政府が主張するように、国境を公式に机上画定する必要が全くないならば、どうしてイギリスは、かつて中印国境のさまざまな区間を机上画定するよう何度も中国に要求したのだろうか。
3. アホム朝は13世紀以来東北辺境地域を統治しつづけていたという主張もまた正しくない。アホム朝の支配は、ブラフマプトラ河の北岸の平原にまでとどまり、ヒマラヤ山脈の南にまで延びることは一度もなかった。
4. チベット地方当局には単独で外国と話し合ったり、条約を締結する権限などなかった。チベットは、中国の領土の一部である。中国にはチベットに対する完

全な主権がある。中国中央政府の許可と同意がなければ、チベット地方当局には外国と話し合ったり条約を締結する権限などなかったのである。たとえこのような行為をなしても、それは一切違法、無効であった。⁸⁰⁾

2.の主張は、妥当であるように見えるが、妥当ではない。というのは、イギリスの植民地統治期と独立直後のインドは、藩王国の統合など国家の内枠の再編に終始し、外枠の問題注意を払わなかったからである。よって、「何度も机上画定するよう要求した」というのは過大した表現である。3.の主張は、具体的な中国の主張する慣習的な国境線にはじめて言及したもので、重要である。ブラフマプトラ河の北岸とは外ラインである。中国は、外ラインが伝統的な国境であると主張したことになる。4.の主張は、宗主権と主権を混同している。ここで展開する論理は、1950年の中央化以降についてはあてはまるが、中央化以前、とりわけ19世紀末に中国とチベットが対立を深め、宗主権が事実上消滅した時期には当てはめることはできない。もしこの論理が妥当なものであるならば、1856年のネパール・チベット条約や1904年のラサ条約は違法なものとなる。とくにラサ条約については、1906年の英清条約（北京条約）は、ラサ条約を追認する内容であるだけに、違法・無効な条約となる。ただ、中国は、マクマホン・ラインは認めないが、中国側軍人はこの線を越えないとインドに確約している⁸¹⁾。つまり、中国は伝統的な国境は外ラインであるが、実際支配線はマクマホン・ラインであると認識していた。そして9月24日に、4月の首脳会談で設けられた中印合同調査委員会は、両国の首相に共同報告書を9月末までに完成させることは時間的に無理であると報告した⁸²⁾。さらに9月2日には、インド政府による在インド中国人追放に在インド中国大使館が抗議し⁸³⁾、インド外務省は、インド国内に中国人が存在することは、中印友好関係に有害なので追放したと反論した⁸⁴⁾。国境問題での対立が在留中国人の追放にまで発展したのである。

1961年になると両国の対立は、さらに激しくなる。3月30日、インド外務省は、「国境が交渉の議題となりうるという主張には反対する。というのは、すでに述べたように伝統的な国境が存在しており、さらなる机上画定あるいは公式な机上画定の必要は、ないからである。」と述べた⁸⁵⁾。これにたいして中国外務省は、「インド政府は1961年3月30日付の覚え書きで中印国境は交渉の議題とはならないと公言した。交渉を拒否し中国に一方的な主張を押しつけようとするインド政府のこの態度は、事実上国境問題の解決拒否である。」と反論した⁸⁶⁾。さらに、インドは、シムラ会議当時チベットには対外条約締結権があったとも述べた⁸⁷⁾。こうして、国境問題は、チベットに對外条約締結権があったか・なかったかというチベット問題と結合してしまった。1960年4月のネルー・周恩来首脳会談のさいおよびその前後、両国はともに1959年のチベットの反乱後、チベット問題が国境問題と結びつきそうになったとき、それを切り離して議論しようとした。1960年4月26日の『人民日報』の記事中、チベット問題という表現が一カ所もでてこないのが一例である。ところが、1961年になると1913～14年にチベットに對外条約締結権があった・なかったという論争が、マクマホン・ラインの有効性との関連で争われるようになるのである。そして、8月6日には、中国政府は、相手側にたいして拡張主義的主張を押しつけようとしているのはインド政府にほかならないと非難し⁸⁸⁾、他方インド政府も平和共存五原則を破り、インドの広大な領土を不法に占領して侵略的かつ帝国主義的野望を見せたのは中国政府であると、全面的に反論した⁸⁹⁾。こうした中、1961年10月、インド外務省事務総長（Secretary General）R.K. ネルーが中国を非公式に訪問

した⁹⁰⁾。ただし、中華人民共和国外交部・外交史研究室編、『周恩来外交活動大事記 1949-1975』、1993年、中共中央文献研究室編、『劉少奇年譜』(下巻)、1996年、楊尚昆、『楊尚昆日記』(下巻)、北京、2001年を見る限り、中国側の人物が R.K. ネルーらインドの要人とこの時期に会見した記録は一件もない。中国共産党中央弁公庁主任、中央副秘書長、中央書記処候補書記であった楊尚昆は、インド共産党書記長のゴーシュと10月1日、10日、17日に会談し、そのうち17日には国境問題について意見を交換している。したがって、公式記録は存在していないものの、これらの会談に R.K. ネルーが同席したこともありうる。それ以上に重要なのは、10月1日にビルマと、5日にはネパールとそれぞれ国境条約を締結したことである。1960年には4月15日から19日にビルマ、19日から26日までインド、26日から29日までネパールを周恩来は歴訪しており、その目的は国境条約の締結だった。1961年11月に中国はビルマとネパールと国境条約に調印(批准書の交換)していたことから判断すると、インドは R.K. ネルーを訪中させることによって、国境問題で何らかの打開策を模索していたことが考えられる。しかし、この覚え書きによれば、「話し合いの目的は中国によるインド領土の占領が友好関係を阻害していることを強調したことにある」とあり、結局のところ、具体的に誰と会談したかはともかく、物別れに終わったものと思われる。

さて、11月30日に中国政府は、「もしインド政府が〔西部区間において自国主張国境線まで前進するという〕論理に従うのであれば、中国政府は、必然的にいわゆる「マクマホン・ラインを超えてヒマラヤの尾根と南側山麓との間に派兵することになる。」と警告した⁹¹⁾。この警告は、もしインドがアクサイ・チン道路以東への領有権の主張を放棄すれば、中国は、マクマホン・ラインを超えない、と受け取ることもできる。いずれにせよ、中国にとってアクサイ・チン道路は、安定したチベット統治に不可欠な道路であった。しかし、なぜかこの事実を中国はインドに明示的に伝達してない。1962年になると両国の主張はいつそう対立を増すようになる。1962年2月26日、インド外務省は、「1914年の「マクマホン・ライン協定」は単に伝統的かつよく知られており両国政府が承認していたもの〔国境〕を公式化(formalized)したものにはすぎない。」として、国境は画定済みであるとの見解を改めて打ち出した⁹²⁾。これにたいして中国は、3月1日付の覚え書きで、1960年4月の首脳会談が失敗に終わったことを自ら認めた上で、「中国側にかんしていえば、交渉の扉はつねに開かれている」と交渉を呼びかけた⁹³⁾。4月30日には、インドは、「シムラ条約と「マクマホン・ライン」条約⁹⁴⁾は単に何世紀にもわたってインドとチベットとの慣習線となっていたものを定式化したものにすぎない」と繰り返した上で、「シムラ条約の批准が結果的に遅れたのであれば、その理由は「マクマホン・ライン」として示されたチベットとインドとの国境の定式化に反対であったからではなく、当時の中国政府が内チベットと外チベットとの実地画定の線に同意していなかったからである。」と指摘した⁹⁵⁾。これは事実である。中国は、まさに内チベットと中国、内チベットと外チベットとの境界線に反対したため、シムラ条約に正式署名しなかったのである。しかし、シムラ会議の開催された1913~1914年と1962年とでは、中国のおかれた国際環境が大きく異なるのである。1913~1914年の段階では、まだ東アジア国際体系の面影が色濃く残っており、中国中央政府のチベットに対する実効的支配は主権というよりは、むしろ宗主権に近く、その宗主権も名目的なものであって、チベットは事実上独立していた。周縁では自治が広く行われ、1856年のネパー

ル・チベット条約や1904年のラサ条約のように外交さえ行う余地があった。しかし、1950年にチベットを実効的支配のレベルで中央化し、1956年にはチベット自治区準備委員会を発足させて、内枠を整え、周縁地域まで均質支配を実行していた中国にとって、チベットを内チベットと外チベットに分割することは全く承認できないものであって、インドとの国境（マクマホン・ライン）がチベット分割を前提とするシムラ条約と不離の関係である以上、シムラ条約が有効であると認めることは、チベットに對外条約締結権を付与することを前提とする限りにおいては、どうしても認めることはできなかった。そして、インドは中国のこの論理を読みとることができなかった。ここに中印国境紛争の原点を読みとることができる。

さて、1962年5月にはインド政府は、「国境問題を棚上げにするため」アクサイ・チン道路の中国による使用を認めると通告した⁹⁶⁾。ついで6月2日には中国政府は、中国はいつでも交渉に応じる用意があること、そして国境衝突（border clash）がいつ発生してもおかしくないことを表明した⁹⁷⁾。国境衝突という表現が使われたのは、これがはじめてである。アクサイ・チン地域の勢力角逐は、5月になると激化した。中国外務省は、インドによる16件の領空侵犯の事例があったと主張するが、そのうち西部区間は15件、東部区間は1件である⁹⁸⁾。

ところで、1954年のチベット協定第8条によれば、協定の有効期限は8年と定められていた。そこで、1961年12月3日、中国外務省は、新しい通商協定を締結するよう呼びかけた⁹⁹⁾。これにたいしてインド外務省は、1954年のチベット協定のさい、インドは印中友好のために諸特権を放棄し、チベットからインド軍を撤退させた。中国が侵略政策をやめない限り、交渉には応じない、と回答した¹⁰⁰⁾。中国外務省は、通商協定の問題と国境問題は別次元の問題であり、切り離して議論すべきであると提案した¹⁰¹⁾ものの、インド外務省は、1954年現在の現状（status quo ante）を回復しない限り交渉には応じられないと反論した¹⁰²⁾。そして、チベット協定は失効するのである。そもそも、チベット協定は中部区間の国境「地点」を定めたのみであり、東部区間や西部区間の問題にはふれていないし、締結交渉の際にも国境問題は議論されていなかった。

1962年7月、中国外務省はアクサイ・チン地域でインド軍が中国辺境守備隊に発砲を繰り返し、緊張が高まっていると述べた¹⁰³⁾。インド政府もこの事実を認め、国境問題について議論する用意があると明らかにした¹⁰⁴⁾。しかし8月になるとインド政府は、国境問題についての交渉には、1957年の現状（status quo ante）の回復が必要であると条件を付けたのである¹⁰⁵⁾。1957年の現状とは、アクサイ・チン道路が建設される前の現状を指し、事実上、アクサイ・チン道路を撤去せよというのである。ところで、アクサイ・チン地域におけるインドの主張の根拠は何であろうか。インドの主張する国境は、イギリスが1899年に机上画定したものに基づくが、その根拠は、「1899年にイギリスが一方向的に中国に通告したものであるから」という¹⁰⁶⁾。それゆえ、中国やチベットと交渉を行って画定したわけではない。根拠はそれだけであり、中国にたいして何らの説得力も持ち得ないと思われる。

1962年9月25日夕方、東部区間のチェドン地区で、インド軍が中国軍を銃撃し、死傷者がでた。これにたいして中国軍は反撃を行ったのである¹⁰⁷⁾。そして中国外務省は、マクマホン・ラインを国境として承認しないこと、無条件の国境交渉を呼びかけることを提案した¹⁰⁸⁾。しかしインド外務省は、武力による脅威が続いている以上、話し合いや交渉には応じないとして交渉を拒否した¹⁰⁹⁾。そして10月20日、

中国軍は東部区間と西部区間で武力行使を開始した。その際に出された覚え書きには、要約すると次のように述べられている。

1. 北京時間 10 月 20 日朝 7 時、侵略的インド軍は、すさまじい砲兵隊の砲火を浴びせながらケチラン河全域とキンゼマネ地区〔ともに東部区間〕で中国边境守備隊にたいして大規模な攻撃を行った。
2. 西部区間ではチプチャブ溪谷と新疆のガルワン溪谷に入り込んだインド侵略軍もまた、20 日早朝猛攻撃を行いながら、中国边境守備隊にたいして、全面的な攻撃を行った。
3. 忍耐の限度を超え、退却の余地が全くないところまで追いつめられた中国边境守備隊は、やむを得ず、自衛の反撃にでざるを得なかった。¹¹⁰⁾

10 月 20 日、『人民日報』は、「交渉を拒絶したのはネルーである、攻撃を命令したのもネルーである」との視察家の署名入り記事を掲載して、「マクマホン・ライン」の受け入れを強要し、新蔵公路〔=アクサイ・チン道路〕から立ち退くよう強いて、さらに話し合いをも拒んだネルーが、中国を侵略したので、中国は自衛のための反撃にでざるを得なくなった、と述べた。そして、10 月 21 日午前 4 時に在中国インド代理大使バネルジーに外務副大臣が会見しもっとも強硬な抗議を申し入れた¹¹¹⁾。10 月 24 日、『人民日報』は「边境の衝突を停止するために和平会談を再開し、中印国境問題を解決せよ」との見出しのもとで、中華人民共和国政府声明を發表した。声明は、まず、いわゆるマクマホン・ラインは、かつてイギリス帝国主義が中印両国人民の無権利状態を利用して中国に押しつけようと企てたものであり、それは不法であると断じた上で、「目下激しい戦闘が行われている」として戦闘状態の存在を認めている。そして、次の三項目を提案した。

1. 両国の間に存在する実効支配線から、それぞれ 20 キロ後退する。
2. 東部区間では中国軍は実効支配線以北に後退させる。
3. 再度首脳会談を行う。

これらは、1959 年 11 月 7 日の周恩来の提案と大差がないように思われる。「東部区間の実効支配線」とは何を示すのか明示されていない。しかし、11 月 7 日の周恩来の書簡では、マクマホン・ラインは実効支配線と並列に扱われており、事実上マクマホン・ラインと同一の線であることは間違いない。戦況はインドの完敗といってもよく、10 月 26 日までにはタワーンが陥落した¹¹²⁾。同日には、国家主席劉少奇が、スーダン、アラブ連合、インドネシア、カンボジア、ガーナ、ギニア、マリ、モロッコ、セイロン、ビルマ、アルジェリア、アフガニスタン、リビアの 13 カ国に中国を支持するよう要請し、これら各国は中国の主張に支持を表明した¹¹³⁾。そして、10 月 27 日の「公平で合理的な提案」で、中国のいう伝統的な慣習線の位置が、はじめて公開された。それによれば、東部区間では、不法なマクマホン・ライン（括弧が付されていない点に注目したい）、西部区間では、伝統的な慣習線である。そして、「中国・ビルマ、中国・ネパールの国境問題が解決されたのに、どうして中印国境問題は解決できないのか」と疑問を呈している。つまり、ビルマとの国境にならって、マクマホン・ラインと同一の線を再画定すればよい、というのである。インド軍は

敗退をつづけ、『人民日報』によれば、10月28日には東部区間で中国が主張する国境(=外ライン)まで占領を完成した。西部区間でも、中国が主張する国境の領域内に存在するインド軍の哨所を一掃した。危機感を強めたネルーは、在インドアメリカ大使ガルブレイスと10月29日に会談し、「インド防衛」に必要なアメリカの軍事援助を求めた。ガルブレイスは、これに応える旨返答したのである。そしてインドとアメリカの軍事専門家がワシントンで会談を開始した¹¹⁴⁾。さらに、インドの国防相クリシュナ・メノンは敗北の責任をとって国防相を辞任し、新設の軍需生産相に就任した。ネルーが国防相を兼任したのである¹¹⁵⁾。11月3日、アメリカからの軍事援助第一弾として31名の空軍パイロットがC-135型輸送機に乗ってカルカッタに到着した。しかし、この記事を読む限り、まだ戦闘には従事していない¹¹⁶⁾。そして11月3日、パンゴン湖周辺のインド軍は全滅した¹¹⁷⁾。これにたいして、アメリカはアメリカ本土、西ドイツ、トルコ、タイなどの基地からインドを支援する準備を着々と進めていた¹¹⁸⁾。こうした中で、11月6日に中国外務省は、10月24日付の政府声明を受け入れる用意があるのか、ないのかインド政府は明確にせよと在中國インド大使にせまった¹¹⁹⁾。さらに11月8日に周恩来はネルーに書簡¹²⁰⁾を送り、1959年11月7日現在の実効支配線まで後退して3項目提案を受け入れ、かつまた、1962年10月24日の提案を受諾するようせまった。この書簡には、実効支配線を示す地図が付せられており、注目に値する。それによれば、西部区間では中国の主張する伝統的な慣習線は、ガルワン河、コンカ峠、パンゴン湖の西 $\frac{1}{4}$ 、パリガス、シプキ峠を結んだ線であり、アクサイ・チン道路よりもかなり西である。東部区間では、中国の主張する伝統的な国境線はアッサム丘陵地帯の南側、つまり外ラインに沿っている。しかし、1959年11月7日の実際支配線は、マクマホン・ラインと同一である。つまり、中国はアクサイ・チン道路よりも西側の実効支配線をインドが認めるならば、マクマホン・ラインを認めてもよいことを示したのである。そして、11月9日に副総理陳毅は在中國カンボジア大使館における国慶節祝賀会で、1959年11月7日現在の実効支配線から20キロ後退する提案は中国にとってもインドにとっても公平かつ合理的であると述べた¹²¹⁾。

こういった一連の動きにたいして、インド共産党全国委員会(the National Council of the Communist Party of India)は、10月31日から11月2日にかけて討議を行い、「インドのあらゆる階層の人びとに中国の侵略にたいして祖国を守るため団結するよう呼びかけ」、「共産党は、国防のため国家の団結を求める首相の呼びかけに応じるすべての愛国的人民と連帯する」との決議を採択した¹²²⁾。そして、11月14日にはインド連邦下院は、「戦いがいかに長期にわたり過酷なものとなろうとも、聖なるインドの大地から侵略者を追放する」旨の決議¹²³⁾を採択した。

11月19日、ギニア、タンザニア、アラブ連合の各政府が周恩来の3項目提案に支持を表明した¹²⁴⁾日、ネルーはアメリカ大統領ケネディに軍事介入を要請した¹²⁵⁾。すると11月20日の人民日報は、周恩来が11月15日付でアジア・アフリカ首脳に宛てた書簡を公開し、次のように述べた。

1. 中国は一貫して国境問題の平和的解決に努力している。
2. 中国・ビルマ国境問題は、実際には中印国境問題よりもはるかに複雑な問題であった。しかし、平和共存の五原則の精神に基づいてこの問題を友好的に解決した。同じく中国・ネパール国境問題も、先日、友好的に解決された。中印国

境問題についても、中国政府は同じ精神に基づき、この問題をインドと平和的に友好的に解決すべく努力した。

3. 中印両国人民が長期にわたり、互いに平和に暮らす中で、双方の行政管轄範囲に基づいて、つねに伝統的な境界が形作られてきた。
4. 中印国境紛争は、イギリス帝国主義の侵略の産物である。
5. チベット反乱後、インド政府は中国にたいして広大な領土的要求を正式に持ち出してきた。

そして、同日付の社説、「和平会談はテーブルの上に戻ってきた」は、「中国政府と人民は各国政府と人民の期待にこたえて、アジアの平和と団結のために、バンドン会議の精神のために一致して努力し、インド政府に一日も早く和平会談のテーブルに着くよう促そう」と述べた。結局、翌11月21日午前0時に中国政府は一方的に停戦を宣言した。

1. 1962年11月22日から国境の全線にわたって、停戦する。
2. 1962年12月1日から中国軍は、1959年11月7日現在の実効支配線から20キロ後退する。東部区間では、「実効支配線つまり不法なマクマホン・ラインの以北」まで引きあげる。

この宣言で明らかになるのは、内容的に1959年11月7日の周恩来の書簡や1962年10月24日の政府声明と大差がないこと、そして、マクマホン・ラインに「」(括弧)が付されていないことである。つまり、マクマホン・ラインを実効支配線として認めることができることが、ここでも看取できるのである。

こうして、全面的武力行使は終わった。中国が武力行使を終結させた理由は、明らかではない。しかも、1959年11月7日の実効支配線から20キロ後退するということは、西部区間では中国主張国境線から大幅に後退することになるし、東部区間では外ラインからマクマホン・ラインまで引きあげることを意味する。なぜ一方的に譲歩したのであろうか。これもまた、第一次資料がないので推測にならざるを得ないけれども、アメリカ軍の介入を中国がおそれたものと思われる。事実、『人民日報』で報じられているように、10月29日にはインドとアメリカの軍事面での交渉は始まっていた。そして現実にアメリカの空軍兵力がカルカッタに到着しているのである。もし、アメリカとふたたび戦火を交えることになれば、中国はふたたび封じ込められるだろう。中国政府内部では、そのような政策判断がなされたものと思われる。

1960年4月の周恩来のインド訪問から1962年10月の武力行使にいたる国境紛争は、当初はチベット問題と結びついたシムラ条約有効無効論であった。しかし、現実には武力衝突が周縁地域の無主地への先占行為の応酬という形態をとると、チベットの問題よりも、いかにして武力衝突を避けるのかという問題へ重心が移された。インドは、マクマホン・ライン有効論に固執した。当初中国は、シムラ条約にもとづくマクマホン・ラインはイギリス帝国主義の負の遺産であるとして処理しようと反論した。それでも、インドは主張を変えなかった。そこで、中国は、いわゆる「マクマホン・ライン」の括弧をとったり、マクマホン・ラインを事実上の実効支配線

として扱い、武力衝突を回避し国際紛争の平和的解決をめざした。しかし、インドは自国の主張をやめず、無主地における先占行為を繰り返したばかりではなく、自国の主張を受け入れなければ話し合いや交渉に応じないという立場をとった。そこで中国は、インドを交渉のテーブルに着かせるべく、場合によっては全面的武力行使もありうることを示すために、武力行使をなした。しかし、インド軍が予想以上に弱かったこと、そしてアメリカにもソ連にも属さないことを旨とするインドが、全面的武力行使からわずか10日後にアメリカの軍事援助を求め、アメリカはこれに応じたのである。この二つの点は、中国にとって誤算であった。そして、アメリカとの対決を防ぐ意味から、11月21日になって11月15日付の周恩来のアジア・アフリカ諸国指導者宛の書簡を公表したり、「和平会談はテーブルの上に戻ってきた」という社説をともに『人民日報』の第一面に掲載したのである。当時の『人民日報』は、連日キューバ人民の反米闘争支援にかんする記事で埋め尽くされており、異色である。

最後に、非同盟諸国の対応をまとめておきたい。インドも中国も非同盟諸国を重視していたからである。まず、1962年12月10日から12日にかけて、セイロンの首都コロomboにカンボジア、セイロン、ガーナ、ギニア、インドネシア、アラブ連合の代表が参集し、非同盟六カ国の提案を発表した。これはコロombo提案と呼ばれる。その内容は、中印両国に20キロ後退を呼びかけるものであったが、20キロ後退の基準は、インドの主張する1959年11月7日現在の国境であった。つまり、インドに有利な内容である。当然のことながら、中国はこれを拒否し、コロombo提案は失敗した。

以上述べたように、1954年のチベット協定の締結から1962年の全面的武力行使にいたる国境問題を中心とした中印関係は、決してばらばらの時期区分によってなされるものではなく、相互に関連性をもった一つの連続した事件と捉えることができる。1954年のチベット協定からチベットの反乱までは、緩和から緊張へ向かった時期である。1954年にインドは、一方的にチベット駐留軍を引きあげ、中部区間の国境が線としてではなく、地点として実地画定された。ところが1956年に始まるチベット自治区準備委員会などの土地改革のため、チベット人の不満が高まると、1959年には反乱が発生する。チベットに不慣れな軍も投入されたため、多数のチベット人が犠牲になり、反乱は拡大した。そして、ダライ・ラマはインドへ亡命する。インドは、ダライ・ラマに政治的活動は期待していないとしたものの、ダライ・ラマはチベットの独立を宣言したり、難民がインドへ流入したりするなどして中印関係は緊迫化した。このような状況で、インドはシムラ条約・マクマホン・ライン有効論を展開したため、中国の立場に立つとインドがチベット独立を支援しているという印象を与えることになった。そして1959年8月には東部区間のロンジュで、9月には西部区間のコンカ峠で、衝突が起きる。しかし、周恩来は中印関係を沈静化するために、1960年4月にインドを訪れた。インドを訪れる前には、ビルマを訪問し、マクマホン・ラインと同じ線を国境として画定しており、シムラ条約によらないのであれば、マクマホン・ラインを承認できることをインドに示唆した。しかし、ネルーはシムラ条約有効論に固執し、首脳会談は決裂する。1960年4月の周恩来のインド訪問から1962年10月の全面的武力衝突（行使）にいたる時期は、国境の各地点で武力衝突が頻発した。また、インドは、中国の侵略によって変更された現状が回復されない限り、話し合いや交渉に応じないという政策をとった。中国としては、

インドを話し合いのテーブルに着かせる必要があった。そのために1962年10月に全面的武力行使に踏み切ったのである。中国の方針がインドの領土の占領や併合にあったわけではないことは、一方的停戦後、武力行使以前の地点まで軍隊を引きあげたことから明らかである。つまり、ネビル・マックスウェルが指摘するように、「インド政府は、中国がインドを侵略しようとしたのではなく、大規模な懲罰作戦 (a giant punitive expedition) を行っていたことを知ったのであった。」¹²⁶⁾

註

- 1) 1969年4月1日から24日に開催された中国共産党第9回全国代表会議で採択された党規約。
- 2) 1981年6月27日の中国共産党第11期中央委員会第6回総会で採択された、「建国以来の党の若干の歴史的問題についての決議」。
- 3) 『人民日報』1954年4月30日付
- 4) 『西藏に関する中印協定（仮訳）』、外務省アジア局第二課、昭和29年の「はしがき」。
- 5) *Lok Sabha Debates*, Vol. V, No. 4, New Delhi, 1950, pp. 155-156.
- 6) 1958年12月14日付ネルーの周恩来宛書簡 *WP*, p. 48.
- 7) 1959年1月23日付周恩来のネルー宛書簡 *Ibid.*, p. 53.
- 8) チベット協定については、次の論文も参照。大熊忠之、「戦後中印関係の展開-平和五原則の形成と崩壊-」（山本登編、『中ソ対立とアジア諸国』、下巻、日本国際問題研究所、1969年、79-102ページ。）岡倉古志郎、「「平和五原則」の成立と経緯について-T.N. カウルの回想録に依拠して」、(『東洋研究』第74号、大東文化大学東洋研究所、1985年、1-28ページ。)
- 9) 1954年7月17日付在インド中国参事官のインド外務省宛覚え書き、*WP*, p. 1.
- 10) 1954年8月27日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 3.
- 11) 1955年6月28日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書き *Ibid.*, p.4.
- 12) 1955年7月11日付在インド中国参事官のインド外務省宛覚え書き *Ibid.*, p.5.
- 13) 1955年7月18日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 6.
- 14) 1956年5月2日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 11.
- 15) 1956年6月7日付インド外務省の在インド中国代理公使宛覚え書き *Ibid.*, p. 12.
- 16) 1956年6月8日付中国外務省の在中国インド参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 13.
- 17) 1956年7月26日付中国外務省の在中国インド参事官宛覚え書き *Ibid.*, pp. 15-16.
- 18) 1958年12月10日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 31.
- 19) 1956年9月8日付インド外務省の在インド中国代理大使宛覚え書き *Ibid.*, p. 17.
- 20) 1956年9月24日付インド外務省の在インド中国代理公使宛覚え書き *Ibid.*, p. 19.
- 21) 1958年7月2日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 22.
- 22) *Ibid.*
- 23) 1958年10月18日付インド外務次官の在インド中国大使宛非公式覚え書き *Ibid.*, p. 26.
- 24) 1958年11月3日付中国外務省の在中国インド参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 28.
- 25) 1958年11月8日付在中国インド大使の中国副外相宛覚え書き *Ibid.*, p. 29.
- 26) 1958年12月14日付ネルーの周恩来宛書簡 *Ibid.*, p. 48.

- 27) 1959年1月23日付周恩来のネルー宛書簡 *Ibid.*, pp. 52-54.
- 28) *Ibid.*, p. 53.
- 29) 1959年3月22日付ネルーの周恩来宛書簡 *Ibid.*, pp. 55-57.
- 30) 東泰介、「国連によるイラク・クウェート間の境界画定と問題点」272-273ページ。(『人権法と人道法の新世紀』、2001年)も参照。なお、この論文では、机上画定は delimitation、実地画定は demarcation と英語の語がそのまま使われている。
- 31) 1959年1月17日付インド外務省の在インド中国参事官宛非公式覚え書き *WP*, p. 33.
- 32) チベットの反乱については、毛利和子の指摘するように、「第一次資料は全く手に入らない。」(毛利和子、『周縁からの中国-民族問題と国家-』、東京大学出版会、1998年、255ページ。)
- 33) 同書、259ページも参照。
- 34) 中央關於西藏工作方針的指示 (一九五二年四月六日)、『建国以来毛沢東文稿』第3冊、384-387ページ。
- 35) 転発青海省委關於鎮压反乱問題的報告的批語 (一九五八年六月二四日)、『建国以来毛沢東文稿』第7冊、284-289ページ。
- 36) 中華人民共和国国務院命令、『人民日報』1959年3月28日付
- 37) 毛利和子、前掲書、284-285ページ。
- 38) ジャンベン・ギャツォ著、池上正治訳、『パンチェン・ラマ伝』、平河出版社、1991年、138ページ。ただし、原文は未見であり、日本人読者向けに加筆修正された可能性も否定できない。
- 39) 『パンチェン・ラマの告発』、ダライ・ラマ法王日本代表部事務所、1995年、14ページ。本テキストは、「1987年3月28日全国人民代表大会“チベット自治区”常務委員会におけるパンチェン・ラマの報告」とされている。当該文書は、非公開のほずであり、流出経路を確認しなければ、資料とはならない。
- 40) 1959年3月22日付中国外務副大臣の在中国インド大使宛声明 *WP*, p. 67.
- 41) 1959年4月26日付インド外務次官の在インド中国大使宛声明 *Ibid.*, pp. 68-69.
- 42) 1959年5月16日付在インド中国大使のインド外務次官宛声明 *Ibid.*, pp. 73-76.
- 43) 1959年5月23日付インド外務次官の在インド中国大使宛声明 *Ibid.*, pp. 77-78.
- 44) 土地改革時の貧農、雇農(この場合はラマ廟の「奴隸」的存在であった農民)の地主層(この場合は高級ラマ僧か?)にたいする闘争時に広場や屋内で自らの体験を訴える運動。
- 45) ラマ廟の規律などに違反したとされたものの「皮」をはいだもので人の形をした皮として保存されていたものと思われる。
- 46) 關於調查研究藏族狀況給汪鋒的信 (一九五九年四月七日)『建国以来毛沢東文稿』第8冊、198-199ページ。本資料の翻訳については、大阪外国語大学教授西村成雄先生の多大なるご教示を受けた。

- 47) 1959年6月26日付インド政府覚え書き *WP*, p. 35.
- 48) 1959年7月30日付インド外務省の在インド中国参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 38.
- 49) 1959年8月6日付中国外交部のインド参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 39.
- 50) 1959年8月27日付中国外務省のインド参事官宛覚え書き *Ibid.*, p. 43.
- 51) 1959年8月28日付在中国インド大使の中国外務省宛覚え書き *Ibid.*, p. 45.
- 52) 1959年9月1日付中国外務省の在中国インド大使宛覚え書き *WP II*, pp. 4-5.
- 53) 1959年9月5日付インド参事官の中国外交部宛覚え書き *Ibid.*, p. 6.
- 54) 1959年9月10日付在中国インド大使の中国外務省宛覚え書き *Ibid.*, pp. 8-9.
- 55) コンカ峠は、アクサイ・チン道路の西側に位置する。
- 56) 1959年11月4日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 20-22.
- 57) 1959年9月8日付周恩来のネルー宛書簡 *Ibid.*, pp. 27-33.
- 58) Dalai Lama XIV, *Freedom in Exile – The Autobiography of the Dalai Lama*, New York, 1990, p. 61. ヤングハズバンドがチベット政府と条約を締結したとき、チベットを完全な主権を持つ国家 (a fully sovereign state) として扱う必要があった。チベットと中国双方が独立して招かれた会議 (シムラ会議) を彼らが主催した1914年、この立場はいささかも変わっていなかった。
- 59) 1959年9月26日付ネルーの周恩来宛書簡 *Ibid.*, pp. 34-52.
- 60) A.S.Bhasin ed., *Documents on Nepal's Relations with India and China 1949-66*, New Delhi, 1979, pp. 18-22. に全文。
- 61) 各捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名、階級及び生年月日並びに軍の番号、連隊の番号、個人番号又は登録番号 (それらの番号がないときは、それに相当する事項) について答えなければならない。
- 捕虜は、故意に前期の規定に違反したときは、その階級又は地位に応じて与えられる特権に制限を受けることがあるものとする。
- 各紛争当事国は、その管轄の下にある者で捕虜となることがあるもののすべてに対し、その氏名、階級、軍の番号、連隊の番号、個人番号若しくは登録番号又はそれらの番号に相当する事項及び生年月日を示す身分証明書を発給しなければならない。身分証明書には、更に、個人の署名若しくは指紋又はその双方及び紛争当事国が自国の軍隊に属する者に関し追加することを希望するその他の事項を掲げることができる。身分証明書は、できる限り、縦横がそれぞれ6.5センチメートル及び10センチメートルの規格で二部作成するものとする。捕虜は、要求があつた場合には、身分証明書を提示しなければならない。但し、身分証明書は、いかなる場合にも、取り上げてはならない。
- 捕虜からいかなる種類の情報を得るためにも、これに肉体的又は精神的拷問その他の強制を加えてはならない。回答を拒む捕虜に対しては、脅迫し、侮辱し、又は種類のいかなるかを問わず不快若しくは不利益な待遇を与えてはならない。
- 肉体的又は精神的状態によつて自己が何者であるかを述べるできない捕虜は、衛生機関に引き渡さなければならない。それらの捕虜が何者であるかは、前項

の規定に従うことを留保して、すべての可能な方法によつて識別しておかなければならない。

捕虜に対する尋問は、その者が理解する言語で行わなければならない。

- 62) 1959年11月24日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *WP III*, pp. 4-5.
- 63) 1959年11月28日付中国副外交部長の在中国インド大使宛メモランダム *Ibid.*, p. 6.
- 64) 1959年11月7日付周恩来のネルー宛書簡 *Ibid.*, pp. 45-46.
- 65) 坂野正高、『現代外交の分析 情報・政策決定・外交交渉』。東京大学出版会、1991年（第6刷）、300ページ。
- 66) 1959年11月16日付ネルーの周恩来宛書簡 *WP III*, pp. 47-51.
- 67) 1959年12月17日付周恩来のネルー宛書簡 *Ibid.*, pp. 52-57.
- 68) 1959年12月21日付ネルーの周恩来宛書簡 *Ibid.*, pp. 58-59.
- 69) 1959年12月26日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 61-81.
- 70) 1960年2月5日付ネルーの周恩来宛書簡 *Ibid.*, pp. 83-84.
- 71) 1960年2月12日付インド政府の中国政府宛覚え書き *Ibid.*, pp. 85-87.
- 72) 坂野正高、『近代中国政治外交史-ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで-』、89-90ページ。
- 73) 1960年2月26日付周恩来のネルー宛書簡 *Ibid.*, p. 99.
- 74) 1960年3月4日付ネルーの周恩来宛書簡 *Ibid.*, p. 152.
- 75) 1960年3月19日付周恩来のネルー宛書簡 *WP IV*, p. 6.
- 76) 1960年3月19日付ネルーの周恩来宛書簡 *Ibid.*, p. 7.
- 77) 『人民日報』1960年4月26日付。なお、この記事は一面トップであり、六点はゴチック体で記されている。いかに中国政府がこの会談を重視していたのかがわかる。
- 78) 1960年4月8日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *WP IV*, p. 1.
- 79) 1960年7月29日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 3.
- 80) 1960年4月3日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 8-14.
- 81) 1960年8月27日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 32.
- 82) 1960年9月24日付中印合同調査委員会の中国・インド首相宛メッセージ *Ibid.*, p. 17.
- 83) 1960年9月2日付在インド中国大使館のインド外務省宛メモランダム *Ibid.*, p. 48.
- 84) 1960年10月17日付インド外務省の在インド中国大使館宛メモランダム *Ibid.*, p. 50.

- 85) 1961年3月30日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 23-24.
- 86) 1961年5月4日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *WP V*, p. 26.
- 87) 1961年6月16日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 32.
- 88) 1961年8月6日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 35.
- 89) 1961年9月19日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 37.
- 90) 1961年11月10日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 158.
- 91) 1961年11月30日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *WP VI*, p. 4.
- 92) 1962年2月26日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 10-11.
- 93) 1962年3月1日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 16.
- 94) 「」が付けられている点に注目したい。
- 95) 1962年4月30日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 32-34.
- 96) 1962年5月14日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 43.
- 97) 1962年6月2日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 56.
- 98) 1962年6月28日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 56-58.
- 99) 1961年12月3日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 188.
- 100) 1961年12月15日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 189-190.
- 101) 1962年3月3日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 191.
- 102) 1962年4月11日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 194-196.
- 103) 1962年7月23日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *WP VII*, p. 2.
- 104) 1962年7月26日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 3-4.
- 105) 1962年8月22日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 37.
- 106) Neville Maxwell, *op. cit.*, p. 128.
- 107) 1962年9月29日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *WP VII*, p. 92.
- 108) 1962年10月3日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 97-98.
- 109) 1962年10月6日付インド外務省の在インド中国大使館宛覚え書き *Ibid.*, pp. 100-101.
- 110) 1962年10月20日付中国外務省の在中国インド大使館宛覚え書き *Ibid.*, p. 123.
- 111) 『人民日報』1962年10月21日

- 112) 同上、1962年10月27日付
- 113) 同上
- 114) 同上1962年10月31日付
- 115) 同上1962年11月2日付
- 116) 同上1962年11月4日付、第5版に写真がある。
- 117) 同上1962年11月5日付
- 118) 同上1962年11月7日付
- 119) 同上1962年11月7日付
- 120) この書簡の全文は、インドでは、公開されていない。ここでの記述は、『人民日報』1962年11月9日付による。
- 121) 同上1962年11月10日付
- 122) *New Age*, November, 1962, New Delhi, p. 1.
- 123) Jawaharlal Nehru, *We Accept China's Challenge Speeches in the Lok Sabha on India's Resolve to Drive out the Agressor*, New Delhi, 1962, p. 3.
- 124) 『人民日報』1962年11月19日付
- 125) Steven A. Hoffmann, *op. cit.*, p. 218.
- 126) Neville Maxwell, *op. cit.*, p. 414.

6 第5章 結論

上述したように、シムラ会議を歴史的背景の中心として、1962年の中印国境紛争を分析した。本章では、これらの分析のまとめとして、1. 東アジアと南アジアにおける国際体系の転換とチベットをめぐるシムラ会議を再定位し、2. 国家建設に際して、行政区画（内枠）と国境（外枠）がインドと中国ではどのように扱われ、内枠と外枠をめぐる議論を一般化するとどのように扱おうのかを明らかにする。そして、3. アクサイ・チンの問題とマクマホン・ラインの問題は、以上の論点に立つとどのように論じることが妥当であるかを再検討する。

6.1 第1節 国際体系の転換とシムラ会議

まずはじめに、近代国民国家の概念を規定する。近代国民国家とは、つぎの二つの条件を必要とする。ひとつは、領域内において、均質支配を完了することである。つぎに、中央政府によって、単一民族が観念されることである。インドと中国（中華人民共和国）は、ともに西欧国際体系下の近代国民国家である。ところが、歴史的に見るとつねにそうであったわけではなく、20世紀半ばに国際体系を転換させて、近代国民国家という形態をとったのである。国境（外枠）にかんしていえば、この作業は、両国間で争いのない「点」を結びつけて、「線」とする作業で、国境の中部区間において行われた。東部区間や西部区間の国境問題は、話し合われることさえなかった。インドの場合、国際体系の転換は、イギリスの植民地から近代国民国家へという過程をたどった。ただし、植民地といっても朝鮮における日本のそれとは大きく異なり、イギリスが直接統治するイギリス領諸州と、イギリスが藩王と条約を締結し、藩王が住民を支配する形態をとる藩王国の二つの類型があった。それに加えて、諸州をつくらず、イギリスの行政官が徴税を中心とする部分的統治をする東北辺境地域もあった。インド諸州では、1935年以降少しづつインド人による統治（インド人自治）が行われるようになったが、東北辺境地域のような部族地域では住民による自治は行われず、イギリス人官吏による徴税を中心とする部分的統治が続いた。1947年のインド・パキスタン分離独立にともない¹⁾、植民地インドをどのように政治的に分割し、帰属させるのかを決定する分割委員会が設けられた。インド諸州の場合、住民のうちムスリムの多い州はパキスタンに編入され、パンジャブやベンガルでは、県単位でムスリムの多い県をパキスタンへ編入する手続きがとられた。藩王国の場合、藩王が帰属を決定することとされた。この結果、次の二つの問題が生じた。まず第一は、分割に際してはヒトの移動は必要がないとされていたものの、大規模なヒトの移動が、とりわけパンジャブとベンガルで生じた。また、ベンガルではムスリムが多住する県があったため、西ベンガルと東ベンガルに分割された。西ベンガルはインドへ、東ベンガルはパキスタンへ帰属することになった。つまり、パキスタンは、インドの西側と東側の二カ所に飛び地となって存在したのである。第二の問題は、藩王国の判断である。多くの藩王国の場合、住民がムスリムならば藩王もムスリム、住民がヒンドゥーであれば藩王もヒンドゥーだった。ところが、カシミール藩王国では、藩王はヒンドゥー、住民はムスリムだった。とりわけ、インド、パキスタン、中国の三カ国が交わる地点に位置しただけに、安

全保障の点からも、藩王の判断が注目された。結局、1947年10月、ムスリム住民はパキスタンへの帰属を望み、反藩王暴動が発生したために、藩王はインドへの帰属文書に調印し、インド軍が藩王の求めに応じてカシミール藩王国へ投入された。パキスタンは、藩王国住民の求めに応じて軍を投入したから、インドとパキスタンの軍が交戦し、第一次インド・パキスタン戦争へとつながった。

分割にともなうヒトの移動の問題にせよ、カシミール藩王国の帰属問題にせよ、共通して読みとることのできることは、住民の意向を組み入れて政策決定に取り入れるシステムの欠如である。たしかに、1937年と1946年の州議会選挙では、一般のインド人に投票権が与えられた。しかし、州議会の議席には、一般議席とは他にムスリム議席などコミュニティ別の議席が設けられ、ムスリムはムスリム議席にしか投票できないという、分離選挙制がとられ、さらに、教育や財産による制限も加えられた。これを制限分離選挙制という。つまり、普通選挙制とは異なり、住民の意志を直接吸い上げるシステムはできていなかった。そして、カシミール藩王国では、インドとパキスタンが武力を行使し、停戦交渉が行われた際、交渉に参加したのはニューデリーとカラチから派遣された人物で、藩王や住民の代表が直接接する機会はなかった。そして、住民の頭越しに停戦が行われ、カシミールはインドとパキスタンによって分割されてしまった。東北辺境地域においても、19世紀以降の行政区画の再編成には、イギリス人のみが関与し、アボール族やミシミ族といった部族の意見は事実上、無視された²⁾。独立直後のバルドロイ小委員会にしても、部族から直接意見を聴取することはあった。しかし、その目的は、部族の意向を政策に反映させるといふよりも、部族をいかにして平地の（一般の）インド人から切り離して隔離し、国境地帯の防御壁とするのかに絞られていた。

こうした過程を国際体系の観点からみると、イギリスの従属地域である植民地が、そのまま近代国民国家へ変化していったことがわかる。もちろん、分離独立という過程は経ているけれども、分割の線はかつての植民地の行政区画、つまり県を基準としており、ウティ・ポシデティス原則に近い形³⁾で分割が行われ、インドは独立した。そのかぎりにおいては、独立の枠組みは西欧国際体系にあり、国際体系の点では連続性を見いだすことができる。歴史的な非連続性としては、主権国家になり、イギリス人ではなくインド人が主権者になったことを指摘することができよう。しかし、カシミール藩王国といい、東北辺境地域といい、周縁地域に注目すると、中央政府は周縁地域の住民の意志とは無関係に周縁地域政策を進めており、この現象は独立前も独立後も変わっていない。

中国の場合、インドとは異なり、近代国民国家への転換は二段階を要した。1860年の北京条約以降、従来の東アジア国際体系の中枢としての中国では、西欧の列強からの侵略・進出に対抗できず、中国はおろか東アジア国際体系が瓦解する可能性が生じた。周縁地域では、チベットはイギリスの、モンゴルはロシアの影響力を強く受けるようになり、中枢からの遠心力も強まった。中国本土もイギリス、フランス、ドイツ、日本などに分割支配されるようになった。こうした状況に危機感を抱いた中国政府部内では、中体西用論や洋務運動が広がりを見せた。そして外圧のもとで、中国は東アジア国際体系の中枢部から西欧国際体系下のもとの近代国民国家へと自己変容をとげる必要性にせまられたのである。その結果、1911年に辛亥革命が発生し、東アジア国際体系を中国は自ら破壊し、西欧国際体系で規定される近代国民国家へと転換を図ろうと試みた。ところがイギリスとロシアは、それぞれチ

ベットとモンゴルを中国から切り離そうとし、国内に目を転ずると袁世凱の北洋軍閥や張作霖の東北軍閥など各地で地方実力派が割拠し、孫文の樹立した中華民国政府の実効支配領域は、ごく限られた小規模なものだった。さらにイギリスは、中国（清朝末期から辛亥革命直後の中華民国）とチベットとの対立を仲介するという口実で、中国-チベット関係に関与の度合いを強め、もし中国がイギリスの要求を受け入れなければ、イギリスは中華民国政府を政府承認せず、借款も付与しないと通告した。ここまでの中国の近代国民国家化への第一段階である。1915年の日本による対華21カ条を引き金として、不平等条約の撤廃などを求める中国の世論は強まり、1919年1月に始まったヴェルサイユ講和会議において旧ドイツ権益の返還や21カ条要求の撤回に失敗すると、5月4日に北京で21カ条破棄や青島の回収を要求するデモが発生し、反帝国主義運動は全土に拡大した。そして、1921年7月には中国共産党が成立する。中国としては、西欧列強による支配からいかにして脱却するかが課題とされた。1921年11月から翌年2月にかけて、第一次大戦後の東アジアと太平洋地域の国際秩序を再編成することを目的とするワシントン会議が開催された。北京政府を代表して、外交総長顔惠慶を団長とする代表団が派遣された。中国にかんする九国条約が締結され、中国の主権、独立、領土的行政的保全の尊重が規定されたものの、条約違反に対する制裁規定はなく、実質的には何らの成果もなかった⁴⁾。そして、中国の支配の正統性をめぐる軍閥間の争いが激化した。そのなかで、1926年7月、国民革命軍総司令蒋介石は、北伐を開始した。国民政府が地方実力派を打倒し、国民政府のもとの全国統一をはじめたのである。結局、1928年12月29日、張学良は易幟を実行し、南京国民政府による全国統一が実現された。同時期に中国は、アメリカ、ドイツ、ノルウェー、ベルギーなど列強から関税自主権を回復した。つまり、中国の国民国家化の第二段階は、この国民革命にあった。ただし、国民革命が完成したといっても、井岡山や瑞金には中国共産党の支配地区があり、チベットやモンゴルには国民革命軍は入っておらず、後の中華人民共和国の領域全部が、南京国民政府の統治下に入ったのではないことに留意する必要がある。したがって、チベットには中国の主権（絶対的な支配権）はおよんでいなかった。その後の中国は、日本の進出や国共内戦のため、不安定な状態におかれはしたものの、連合国の一員として認知されることによって、国際体系の点からみた場合、近代国民国家として認知されたといつてよい。モンゴルについては、1915年のキャフタ条約によって、内モンゴルと外モンゴルに分割され、外モンゴルは独立国となった。中華民国（南京国民政府）は、キャフタ条約をソ連に強要された条約であるとし、外モンゴルを国家承認しなかった。しかし1945年2月11日のソ連の対日参戦に関する協定第1条で、「外モンゴル（モンゴル人民共和国）の現状は維持される」と規定されたことによって、外モンゴルの国家承認・政府承認を余儀なくされた。チベットについては、1914年のシムラ会議後、何らの措置もとられず、ラサのダライ・ラマ政庁による統治が続いた。もちろん、外チベットと内チベットの分割や外チベットとインドとの境界線の問題も放置された。ここに中印国境紛争の萌芽の芽を看取することができる。1949年10月、中華人民共和国が中華民国の後を引き継いで中国の政権の座に着いた。そして、1950年に人民解放軍がラサに入り、チベットの中央化が形式的に完了し、清朝末期以来の課題であった中国の近代国民国家化が完了した。ただし、チベットの中央化が完成したといっても、住民の意向とは無関係に中央化がなされており、さらに、中央化を指示した毛沢東自身、チベットについてほとんど

何も知らなかったことは上述のとおりである。

このように中国の西欧国際体系への転換は、時期区分としては第一段階として辛亥革命、第二段階として国民革命という形で進行した。この過程の中で、チベットは、「蚊帳の外」におかれた。清朝期の宗主権下では自治が認められ、1856年にはネパールと、1904年にはイギリスと対外条約を締結し、1913年から1914年には政府全権をシムラ会議に派遣することができた。ところが、1950年になると突然北京から人民解放軍が派遣され、自治は後にチベット自治区という形で一部認められるようになるものの、対外的案件に関与することは一切認められなくなった。最も重要なことは、住民の意志とは無関係に中央化がなされたことである。住民の意志の無視という点では、カシミール藩王国の帰属問題や東北辺境地域と同様であり、後発近代国民国家であるインドと中国の場合、周縁地域への政策という点で共通項を見いだすことができる。

シムラ会議については、中国における中華民国史研究では、イギリス帝国主義の中国分裂活動の一環であると位置づけられている。しかし、上述のように、チベットの視点に立つならば、チベットを分割し内チベットを中国の緩衝地帯として事実上失うにもかかわらず、ラサを首府とする自治政府をもつことをチベットは望んだのである。いずれにせよ、中国、東アジア世界で国際体系が東アジア国際体系から西欧国際体系へと転換する時期に、シムラ会議は開催された。東アジア国際体系では、中央と周縁との関係は朝貢-回賜関係であり、中央は周縁にたいして宗主権をもち周縁には対外条約締結権をふくむ幅広い自治権が与えられていた。しかしその構図は中央の優位にたいして周縁の劣位であって、あくまでも周縁は中央に従属する立場におかれていた。これにたいして、西欧国際体系では、少なくともフランス革命期にイメージされた形態では、中央は周縁にたいして絶対的な支配権、主権を持ち、周縁には対外条約の締結はもちろん、基本的に外交と国防にたいして権限はもたない。住民との関係では、東アジア国際体系では、デモを行うなどの手段を除くと選挙などによる委任-代表関係は存在しない。他方、西欧国際体系下では、中国の場合軍政、訓政、憲政の三つの段階をへて住民の意向が統治の基礎となるとされた。このうち、軍政とは、近代国民国家が成立した直後の段階で、地方実力派や守旧派も存在するため、中央政府の軍が直接住民を支配する。訓政とは、軍政によって地方実力派や守旧派の軍が消滅した段階ではあるものの、住民は政治に習熟していないがゆえに、住民を訓育（教育）する段階である。訓政期は、1938年に国民党が臨時全国代表大会で決定した「抗戦建国綱領」以前から開始されていた。この綱領は、国民党と蒋介石の指示を明確にした点では「一面抗戦」の具体化ではあったが、他方、出版、集会、結社の自由という点で従来より民主的な政策を決定した。そして、全国の抗戦の力を結集するために国民参政会が設けられた。ただし、あくまでも訓政ということであり、その性格は諮問機関にすぎなかった。訓政時期の最大の特徴は、抗日戦争と中国共産党の敵後方抗日根拠地の問題である。住民を訓育するといっても、抗日戦争を押しすすめるためには、言論や結社の自由を全面的に認めて多数の政治団体が存在しているのは、抗日戦争に全国民が一体となって取り組むことは難しい。だからといって、軍事独裁政権をしき、軍政に逆戻りさせては、抗日政策に対する住民の支持は得られない。さらに、中国共産党は敵後方抗日根拠地で独自に土地改革や選挙を実施し、辺区政府を成立させていたので、中国には抗日という一つの政治空間の中に、国民党支配地区と敵後方抗日根拠地という二つの政治空間が

存在していた。1945年の抗日戦争の勝利後は、国民党と共産党による国共内戦が繰り広げられ、住民の自由選挙を旨とする憲政の実施は困難になった。1949年10月に成立した中国共産党率いる中華人民共和国も、台湾に逃れた国民政府も、国内秩序の回復をめざすため、憲法を制定し住民の意向を政策に全面的に取り入れるという憲政の実施には困難さがともなった。

こうした一連の軍政、訓政、憲政をめぐる動きは、シムラ会議やチベットの国際的位置づけと無関係に見えるかもしれない。しかし、この過程においてチベットについて全く何らの論及もなされておらず、チベットにおいて軍政や訓政、憲政が実施されたということも全くない⁵⁾。つまり、チベットは形の上（中華民国の地図の上）では中国の領土を構成するとされたものの、中国政治史の中では枠外におかれていた。先に、シムラ会議は中国における国際体系の転換期に開催されたことを指摘した。そして、転換期に中国とチベットとの関係が悪化し、イギリスが仲介を行ったのがシムラ会議であることも指摘した。チベットは会議に独自の政府全権を派遣した。そしてイギリスとの間でシムラ条約を締結したのである。中華民国政府全権がこの条約への正式署名を拒否したのは、チベットが独自に政府全権を派遣し、対外条約を交渉したからではなく、チベットと中国との境界線に不満だったからだった。つまり、中国は、チベットが主権の一部である対外条約締結権を行使することに反対しなかった。チベットには主権の一部があり、内チベットを犠牲にしてまでも、独自の政治的存在をあらわすことを意図していたのである。しかし、モンゴル問題と決定的に異なるのは、チベットが独立した政治的実体であることを中国に確認させることに失敗したことである。もちろん、チベットが独立した政治的実体であることとチベットと中国との境界を設定することは、全く次元の異なる問題である。しかし、イギリスやチベットは、チベットと中国との境界設定問題は棚上げにし、チベットに独立した政治的実体があることだけでも確認することが、1913年から1914年には可能だった。しかし、第一次世界大戦の勃発を理由に、イギリスはチベットの問題から手を引き、関与をやめてしまった。その後の中国政治史では、1915年に日本の対華21カ条を中国政府が受け入れ、民族主義が高揚した。1919年のワシントン会議以降には、中国本土の住民の政治意識は高まった。つまり、1915年以降チベットに独自の政治的実体を付与するとすれば、それは即帝国主義の中国分裂・侵略とみなされたのである。実際、外モンゴルには中国の実効的支配がおよんでいないにもかかわらず、中国の地図は1945年のヤルタ協定まで一貫して中国の一部として描きつづけていたし、1949年に台湾に移った国民政府が外モンゴルを「外国」として承認したのは、じつに2002年になってのことだった。すなわち、チベットの問題をチベットの意向を汲んだ形で解決し得たのは、1913年から1914年しかなかったことになる。そして、この時期にチベットが締結した条約が有効なものか、そうでないのかを判断できたのもこの時期において他になかった。この時期以降、チベットの締結した条約を有効なものであると主張すること自体、帝国主義者の中国分裂・侵略活動であると断定されたのである。そして、インドがシムラ条約に基づくマクマホン・ラインの有効性を主張したとき、中国は、インドがイギリス帝国主義の中国分裂・侵略活動を承継していると判断し、インドの主張を否定したのである。その結果、東部区間の中印国境紛争の発端が形成された。

6.2 第2節 内枠・外枠からみたシムラ条約とチベット協定

この節では、国家の内部行政区画を内枠、国家の縁つまり国境を外枠と捉えた上で、中印国境紛争にこれらの概念が、どのようにかかわっているのかを明らかにする。本来、国民国家では、内枠と外枠が明確に画定される。インドの場合、独立前後を問わず1894年のデュアランド・ラインの画定など外枠の設定よりも内枠の設定に多くの時間が費やされた。とりわけ、外枠については1947年の分離独立以前に画定されたものを分割委員会の決定をへてインドあるいはパキスタンが承継するケースが多く、独立後インドもしくはパキスタンが未画定の国境を画定した例は少ない。これにたいして、内枠については、カシミール藩王国の統合や東北辺境地域の区割りの変更など、独立の前後を問わずおこなわれてきた。重要な例を挙げると、1947年10月26日のカシミール藩王のインドへの参加（帰属）表明、1948年9月18日のハイダラーバード藩王国のインドへの併合、1953年10月1日のアーンドラ・プラデーシュ州の設置、1954年の東北辺境区の設置、そして1956年11月1日の言語別州再編成の施行（14州と6連邦直轄地が成立）などである。このうち、東北辺境地域では、上述したように、地域内での内枠の再編、再々編が19世紀後半以来1954年にいたるまで何度となく繰り返されてきた。イギリス、その後はインドは、アボール族やミシミ族を平地のインド人から隔離することによって、まず第一に部族居住地域をつくり、北方すなわちチベット、中国、さらにはロシアの南下に対する牽制策とした。第二に、部族を部族居住地域に居住させることにより、隣接するアッサムの茶プランテーションへ部族が入り込み、茶園業者や労働者とのトラブルを回避するねらいをもっていた。内ラインと外ラインではさまれた地域を部族地域との緩衝地域、外ラインとマクマホン・ラインではさまれた地域を部族居住地域と指定した。マクマホン・ラインがなぜ現在の場所に設定されたのか、その根拠は不明である。部族ごとの境界ではないことは、メンパ族が同ラインによって分断されてしまったことから明らかであるし、分水嶺に沿ったものでもない。マクマホンのイギリス本国宛て秘密報告書にも、その根拠は明示されておらず、シムラ条約付属地図に書き込まれているのが唯一の根拠である。ともかく、地理的・民族的根拠なく地図に書き込まれた外チベットとインドとの境界線であるマクマホン・ラインは、外枠ではあるものの、イギリスの対部族政策の観点に立てば、内枠的な意味合いをも与えられていたといえよう。

他方、中国にとっては外枠の設定は、きわめて重要な意義をもっていた。すなわち、1840年のアヘン戦争以降、周縁地域が列強によって占領されたり、租借されたり、分割されたり、あるいは植民地化されたのである。1840年6月にはイギリス軍は、舟山を占領し、1842年の南京条約によって、上海、寧波、福州、廈門、広州が開港場となった。1856年のアロー戦争では、1857年に英仏軍は広州を占領、その後上海、烟台をへて1860年には北京にいたり、円明園を焼きうちにした。1860年に締結された北京条約では、天津が開港され、イギリスに九龍が割譲された。北方に目を転ずると、ロシアは1858年の璦琿条約によって黒龍江以北の地を得、1860年の北京条約では沿海州を獲得した。新疆方面では中国は、1883年のハバ条約によって領有していたバルハシ湖周辺の地域を、1881年の伊犁条約、1882年のカシュガル条約、1884年のカシュガル第二条約、1885年のパミール条約によって、次々と失った。1895年には台湾も失った。こうして、19世紀末には、旅大がロシアの、威海衛

がイギリスの、膠州湾がドイツの、広州湾がフランスの租借地となった。20世紀にはいると、東三省が満洲国となり、中国の手から離れてしまった。こうして、外枠はおろか領土が列強に分割され、外枠・国境画定作業は、失地回収と同義となった⁶⁾。結局、1949年の中華人民共和国成立時には、台湾、香港、沿海州を除くすべての失地が回復され、国境も順次画定されていった。内枠に関しても、失地回収にともない行政区画の再編がおこなわれた。そして、1950年には、外国の植民地や租界となったわけではないが、北京の実効支配のおよんでいなかったチベットも中央化され、清朝の最大版図とほぼ同じ大きさの領域が、中国の領土となった。

インドは、1914年のシムラ条約に基づくマクマホン・ラインの有効性を主張する一方、1954年のチベット協定の際には同じイギリスが設定したラサ、ヤートン、ギャンツェからのインド軍の撤退に、直ちに応じた。中国から見れば、両者はともにイギリス帝国主義の残滓であって、帝国主義の脚絆から脱却する必要にせまられていた中国としては、ともに除去すべき対象であった。なぜインドは、マクマホン・ラインの有効性に固執する一方で、チベットからのインド軍の撤退に応じたのであろうか。この問題を考える手がかりとなるのが、外枠・内枠論である。チベット協定は、チベットからのインド軍の撤退を定めるのと同時に、中部区間の国境を実地面定した。つまり、インドの内枠とは何らの関わりもなく、あくまで外枠や対外政策の問題だった。これにたいして、マクマホン・ラインの場合、一見外枠の問題のように見えるけれども、独立後のインドにとっては、外枠というよりは東北辺境地域の部族居住地区を定める北限、つまり内枠としての意味合いを強くもっていた。とりわけ、部族を隔離することは、アッサムの茶園業が発達する上で重要な治安維持上の役割をもっていた。したがって、外ラインとマクマホン・ラインで囲まれた地域に部族を押しとどめておくことは、インドの対外問題というより内政問題であり、その区画は外枠ではなく内枠の問題である。それゆえ、インドにとってマクマホン・ラインは対外的な意味での安全保障というより、対部族政策、つまり治安維持上欠くことのできない内枠の一部を構成する線であった。中国の主張する外ラインに国境を移動させるならば、部族地域はすべて中国領土となる。その場合、部族が平地のインド人居住地域に入り込む可能性が高くなる。また、事実、インドと中国との国境を越えるヒトの移動は、チベット協定からも明らかなように、厳格に管理されず、「伝統にしたがって」とか、「慣例にしたがって」という文言からも読みとることができるが、比較的緩やかなものが認められていた。それゆえ、部族が「慣例にしたがって」などという緩やかな制限のもとで、平地地域へ往来することをインドは、外ラインが国境であるとする中国の主張に反論することによって、拒否したのである。

こうして、インドは、外枠にかかわるインド軍の撤退には応じたものの、内枠にかかわるマクマホン・ライン有効論からはどうしても譲歩できなかった。他方、中国から見れば、マクマホン・ラインの権原がシムラ条約にある以上、このラインを認めることは、とりわけチベットの位置づけともかかわってくるだけに、不可能であった。では、インドは、ビルマにならって中国と再交渉することによりマクマホン・ラインを再画定することができたはずである、という疑問はどのように考えればよいのだろうか。詳細な実務レベルの中印交渉の第一次資料を見ることができないので、あくまでも推測の域を出るものではないが、次のように考える。つまり、インドは、あくまでもイギリスの承継国であり、分割委員会の承継リストではシムラ

条約はC、つまりインドとパキスタン両国が承継することが規定されている。しかし、現実には、パキスタンはマクマホン・ラインやシムラ条約とは直接的に関与しておらず、条約の承継国はインドと考えるのが妥当である。ちなみに、チベット関係の条約は、すべてCに分類されているが、ラサ、ヤートン、ギャンツェのイギリス領事機関を承継したのは、パキスタンではなくインドである。このように、シムラ条約を承継したのはインドであると考えるのが自然であろう。しかし、二国間条約の承継には条約の相手国（条約当事国）の同意が必要である。分割委員会がAインド、Bパキスタン、Cインド・パキスタン両方、と定めたとしても、二国間条約の場合、相手国の明示的な同意がなければ承継されない。インドがシムラ条約の再交渉を中国に申し入れたとしても、中国は、シムラ条約の条約当事国ではなく、かつまた、中国は、チベットの対外条約締結権を否定しており、条約の再交渉はありえない。インドの立場は、あくまでもシムラ条約はイギリスから承継した効力のある条約であり、この有効性の否定を前提とした再交渉は、受け入れられない。分割委員会の決定を否定する行為につながるからである。ここにも、外枠よりも内枠を優先させる論理を底流として読みとることができる。分割委員会重視のインドの姿勢は、インド・パキスタン分離独立という内枠の問題につながってくるからである。

最後に付け加えるべきは、こうした外枠よりも内枠を優先させる論理は、アジア・アフリカ・ラテンアメリカといった後発性近代国民国家の国際関係において、幅広く見受けられることである。ラテンアメリカではスペインからの脱植民地化の時期に、植民地時代の旧行政区画（内枠）をそのまま国境（外枠）とするという、ウティ・ポシデティスの原則が普遍性をもつとされ、1986年の国境紛争事件（ブルキナ・ファソvマリ）判決において、アフリカでも普遍性をもつと判示された。アジアについては、ウティ・ポシデティス原則は今のところ普遍性はなく、今後さまざまな国際裁判を注目する必要がある。また、条約が境界を確定している場合は、条約の終了又は条約からの脱退の根拠として援用することはできないという規定（条約法に関するウィーン条約第62条2a）や、新独立国は、国家承継の日に国家承継が関連する領域に関して条約が効力を有していたという事実のみによっては、いかなる条約の効力を維持する義務も、又はいかなる条約の当事国となる義務も負わないという規定（条約についての国家承継に関するウィーン条約第16条）がある。しかし、次の二つの問題があることを念頭におかなければならない。一つは、この条約は、自国についてこの条約の効力が生じている国によりその効力発生後に締結される条約についてのみ適用するという規定（条約法に関するウィーン条約第4条）、この条約は、別段の合意がある場合を除き、その効力発生後に生じた国家承継についてのみ適用するという規定（条約についての国家承継に関するウィーン条約第7条1）があることである。つまり、この二つの条約は不遡及である。前者の条約は、1980年1月27日、後者は、1996年11月6日に発効している。シムラ条約が締結されたのは、1914年であるから、これら二つの条約は適用されない。第二は、シムラ条約に関係する中国であるが、1962年の段階で中国は二つ存在したことである。中華民国と中華人民共和国である。たとえば、国際連合に加盟していたのは、中華民国であり、中華人民共和国ではなかった。したがって、1962年現在の中国をめぐる条約の承継関係を明らかにしなければならない。

このように、チベット協定でチベット駐留インド軍を撤退させたインドが、なぜマクマホン・ラインについては一切妥協をせず、中印国境紛争へと突入していった

かを読み解く鍵は、内枠を外枠よりも優先させるという論理にある。中国にとっては内枠以前の問題として、19世紀以来列強に収奪された失地回復が最優先課題であり、そのためには列強から押しつけられた条約を破棄することが必要だった。そのため、中国としてはシムラ条約やマクマホン・ラインを有効なものとして承認することはできなかった。インドは、シムラ条約が分割委員会の決定によって事実上インドに承継されたことに基づき、中国との交渉に当たった。しかし、同条約を無効であると認めることは、分割委員会の決定の一部を否定することになり、不可能だった。つまり、中印国境紛争の原因は、内枠・外枠論と分割委員会の決定に従うとする歴史的磁場が共鳴しあうところに存在していた。

6.3 第3節 結論

上述のように、中印国境紛争とは、チベットの位置づけをめぐる問題が中核となっている。そして、位置づけが不明確になった最大の理由は、シムラ会議が三者会議として失敗した後、イギリスの関心がチベットから第一次世界大戦のようなヨーロッパの諸問題やアジアではインド統治をめぐる問題に移ったこと、中国は、対華21カ条受諾後のナショナリズムの高まりや抗日戦争に集中したこと、この二つの要因のため、チベット自体国際関係の中で埋没してしまったからである。1950年に人民解放軍がラサに進駐する直前に、ダライ・ラマの兄であるタクツェル・リンポチェは、「世界にチベットのおかれた窮状」、すなわち中国による軍事力を背景とした中央化を訴えるため、インドに向かい、1952年に日本、そして1955年にはアメリカに渡った。しかし、朝鮮戦争後の中国封じ込め政策や、台湾に逃れた国民政府の大陸反攻政策に利用されただけに終わり、実質的な成果をあげることはなかった。アメリカに渡ったタクツェル・リンポチェは、アメリカ中央情報局の計画したチベットで反中国暴動を扇動する要員の通訳や世話をするに終始し⁸⁾、当初の「チベットのおかれた窮状を世界に訴える」が、チベットで反中国暴動を扇動することにチベット脱出の目的をすり替えられてしまった。チベットは、インドを足がかりとして中国からの分離をめざした。中国は、インドを中国分裂主義者に自国の領土を貸していることは、内政干渉であると主張した。しかしインドは、インドでは中国とは異なり言論の自由が保障されているとして、中国の主張に反駁した。たとえば、1959年4月にダライ・ラマがチベット独立を宣言した際や、同じ月にボンベイの中国総領事館に社会党の反中国デモが押し寄せたときに、インドは、これらの行為とインド政府の対中国政策との間に関連性はないとしたのである。ところが中国は、このインドの論理を理解できなかった。ここに、言論や世論といったヨーロッパ型民主主義を十分消化し切れていない中国の民主主義の未成熟さを垣間見ることができる。少なくとも1962年前後の中国では、民主主義は形式的には憲政のレベルに達していたけれども、実質は訓政レベルでしかなかった。他方、インドはカシミール藩王国やハイダラーバード藩王国の統合の際や東北辺境地域の行政区画再編成の際に、住民の意志を無視したこともあったが、内枠の問題を除くと、第一回連邦議会選挙は1951年10月から1952年2月にかけて成人普通選挙制に基づいて実施されており、憲政のレベルでの民主主義が定着していた。チベットからの亡命者の取り扱いや反中国デモにたいする両国の主張が互いを非難することに終始し、議論がかみ合わない背

景には、こうした民主主義の差があった。こうした差異がある以上、国境についての議論がうまくかみ合わず、単なる非難の応酬や軍事的威嚇に行き着くことは必然であった。ただし、内政に限れば、民主主義のレベル、訓政、憲政には優劣はなく、中国には中国に適した、インドにはインドに適したやり方やあり方があるべきことにも注意する必要がある。つまり、問題なのは、訓政と憲政を比較した場合、どちらが優れているかではなく、どちらが国情に適しているかを重視すべきである。この点に留意した上で、訓政レベルの国と憲政レベルの国がいかにして相互を尊重し、共存するかを考えなければならない。平和共存五原則は、本来社会主義国と資本主義国が共存する術を提唱したものである。しかし、中印関係に即して言うと、社会主義国中国と非社会主義国インドが共存すること以上に、訓政レベルの国中国と憲政レベルの国インドがいかにして共存しうるかという道・方策を示す処方箋たりうる役割もあってしかるべきであった。

西欧国際体系が全地球的レベルで拡大をとげた以上、たとえ訓政レベルの国家であっても対外関係では西欧国際体系下で規定される諸原則を遵守する必要がある。東アジア国際体系で見受けられた、中枢へ周縁が朝貢するといった非対称的關係は、理念の上ではありえない。その上で、中印国境紛争を総括すると、次のようになる。

まず、西部区間の問題、つまり、アクサイ・チンについてであるが、上述のように無主の地であり、現実に無人地帯であるから、無主先占の理論にしたがって考えるべきである。中国は、アクサイ・チンの東部に1956年から1957年にかけてアクサイ・チン道路を建設した。インドはこの道路の工事はもちろんのこと、その存在さえ1958年まで気づいていない。したがって、アクサイ・チン道路までの地域は中国が先占したというべきである。インドの領有権の主張は、アクサイ・チン道路よりも東側までおよんでいる。したがって、この主張は、妥当なものではない。中国は、アクサイ・チン全域を自国の領土であると主張し、1959年11月7日現在の実効支配もアクサイ・チン全域におよんでいたと主張し、この主張に基づいて1962年11月の一方的停戦と撤退を実施した。けれども、アクサイ・チン全域が中国の実効支配下におかれていることを示す証拠は何もなく、中国の主張は過大なものであるといわざるを得ない。したがって、問題となるのは、アクサイ・チン道路以西中国主張国境以東の地域である。インドは、1959年来の前進政策によって、この地域に軍を派遣して、実効支配を確立しようとし、中国軍と衝突した。厳密にいうと、中国主張国境線から20キロ中国より（東側）へ移動させた線と、アクサイ・チン道路ではさまれた地域は、現在中国の実効的支配下にある。しかし、この地域は元来無主地であって、さらに停戦以後もインドが領有権を主張していることを考えあわせると、必ずしも中国の領土であるとは言い切れない。無主地をめぐる、紛争が発生し、軍事的占領が継続されている場合、その無主地は占領している国に帰属するかどうか、今後の課題である。このような事例は、アクサイ・チンに限らず、南沙諸島をめぐる多国間対立にも見受けられるため、他の紛争との比較検討も必要である。

第二の問題は、東部区間、つまりマクマホン・ラインの取り扱いの問題である。この問題は、東アジアにおける国際体系の変動期でのチベットの国際的地位と直接かわるだけに、解決が難しい。付庸国が宗主国とは別個に国際条約を締結した事例として、ブルガリアやエジプトの例がある。しかし、ブルガリアの場合、宗主国はトルコ、エジプトの場合には宗主国はイギリスであるから、東アジア国際体系とは直接的な関係はない。ビルマは、マクマホン・ラインと同じ線を中国と交渉の後、正式

な国境として机上確定した。したがって、インドもビルマにならって中国と再交渉すれば問題は解決するようになるが、インドにとって、シムラ条約は分割委員会の決定により正式にイギリスから承継した条約であるがゆえに、この論理はインドにとって受け入れがたい。ただし、先に指摘したように、たとえ分割委員会の決定であっても条約を締結した相手国が承継関係を明示的に認める必要があり、インドの論理もまた、説得力を持つとは言い難い。そもそも、ビルマは1935年インド統治法が施行される以前は植民地インドの一部であった。また、中国の朝貢国の一つであった。植民地インドから分割されるに際して、分割の際、会議派はとくに反対しておらず、1905年のベンガル分割の時のような住民レベルでの反対運動も起きていない。したがって、マクマホン・ラインをめぐるビルマとインドの比較には慎重を期さなければならない。ただし、中国はビルマとインドを同列に考えていたように思われる。つまり、1960年4月に周恩来はインドを訪問する直前、ビルマを訪問し再交渉方式で問題を解決したからである。さらに付け加えるならば、中国はシムラ条約はイギリス帝国主義の中国分裂策動の遺産であり、不平等条約であるから認められないとも主張する。この主張も、中国が同じイギリスが中国に「押しつけて締結した」南京条約や北京条約を遵守し、香港を「解放」することなく99年間租借を継続的に認めてきたことを考えるならば、矛盾がある。また、ロシアとの間の北京条約で中国は日本海へ直接通じる陸地を失った。しかし、沿海州を「回収」したり「解放」することはなかった。したがって、不平等条約であっても遵守することがあるということになる。これは、中国が近代国民国家を自称する以上、不平等なものであっても条約を遵守する姿勢を見せたものである。ということは、中国はチベットの宗主国であるから、チベットの締結した対外条約を承継し、「不平等な」シムラ条約を承継することが論理的に可能であることを示唆している。チベットは中国の一部であり、1950年に中央化したとするのであれば、この論理はかえってチベットが中国の附庸国であって、独立国ではないとする中国の主張を裏書きするように思われてならない。

このように、中印国境紛争からは、さまざまな中国やチベット、そしてインドをめぐる国際関係史と国際体系の転換にともなってひき起こされた矛盾を読みとることができる。つまり、第一に、西欧国際体系への転換に際して、インドの場合、インド独立法によって直ちに近代国民国家となり得たのにたいして、中国では、辛亥革命、国民革命、チベットの中央化の三段階を経る必要があった。第二に、チベットは国際体系の転換期に自ら積極的に国際社会に参入することをせず、二つの世界大戦の陰に隠れてしまい、結局、1950年の人民解放軍のラサ進駐まで何もしなかった。1959年に反中国の反乱を起こしたものの、直ちに鎮圧された。シムラ会議では内チベットを事実上失うという危険を冒したけれども、条約は中国によって完全に否定されてしまった。そして第三に、内枠と外枠の問題がある。インドも中国も内枠の再編には積極的であった。しかし、外枠の明確化には消極的で、結局、外枠をめぐる対立が武力紛争という形で表面化した。

今後の課題としては、次の二点を設定できる。まず第一は、無主地をめぐる係争があり、関係当事国が一方的に軍事的に占領した場合、その無主地は、その国の領土となりうるか。とりわけ、アクサイ・チンの場合、無人の地であるため、住民投票をおこなって帰属を決定することもできない。こうした場合、どのようにすべきか。第二は、中国にとって、マクマホン・ラインやシムラ条約を受け入れた方が、チ

ベットとの付庸関係をよりはっきりさせることができ、宗主国中国が付庸国チベットを吸収・中央化して、対外条約関係も承継したことを一層明確にできるのではないか、という点である。

本論文は、1962年の中印国境紛争を分析した。しかしながら、国境紛争以降の中印関係をたどることによって、インドが中国との国境問題の交渉のテーブルにつく契機となったことが、さらに一層明らかになると考えられる。そこで、以下、附論という形で国境紛争後の中印関係をたどってみることとしたい。

註

- 1) 実際には、分離独立の過程は、インド国民会議派、全インドムスリム連盟、イギリスの意向が複雑に絡み合って進行した。しかし、本論文のテーマは、中印国境紛争であって、インド・パキスタン分離独立ではない。したがって、分離独立の問題には、これ以上深く立ち入らない。
- 2) バルドロイ小委員会の現地調査は、あくまでも調査委員会による聞き取りという形を取っていたのであるから、委任・代表関係は成立していない。
- 3) ウティ・ポシデティスの原則は、ラテンアメリカとアフリカのみにおいて適用できる。インドやパキスタンは、アジアであるので、ウティ・ポシデティス原則はそのまま適用できないから、それに近い形というのである。
- 4) ただし、当時国際連盟が成立し、国際法規則が一般的普遍性を有しはじめていたことを考えあわせると、条約違反に対する制裁規定が存在しないのであれば、条約を遵守する必要はないという論理は、受け入れられない。国際法には強制力がある。しかし、問題は執行力によって担保されていないことにあり、問題の核心は、執行力のなさにあるとされるべきである。
- 5) ただし、国民参政会にはチベットの代表も参加している。この代表がどのような経緯で選出されたのか、ダライ・ラマ政庁との関係はあるのかについては不明である。
- 6) 詳しくは、鄭汕、傳元祥主編、『中国近代辺防史（1840年-1919年）』、重慶、1990年を参照。なお、周縁の喪失として、ビルマ、ベトナム、ネパールを含める考え方もある。たとえば、矢野仁一、「緬甸の支那に對する朝貢關係に就いて」（『東洋學報』第17巻第1号、昭和3年、1-39ページ。）
- 7) 条約についての国家承継に関するウィーン条約第24条1(a)
- 8) John Kenneth Knaus, *Orphans of the Cold War America and the Tibetan Struggle for Survival*, New York, 1999, pp. 138-139.

7 第6章 附論

7.1 第1節 1949年から1988年の中印関係の総括

1988年12月に、ラージーブ・ガーンディー首相が中国を訪問して以来、中印関係は関係改善の一途をたどり、今日にいたっているといわれる¹⁾。そこで、まずはじめに、1949年から1988年にいたる中印関係は、質の違いに着目して次の三つに区分する²⁾。すなわち、まず第一期は、1949年から1959年までの友好・協力の時期であり、第二期は、1959年から1976年にかけての敵対・対立の時期であり、第三期は、1976年から1989年までの関係回復・発展の時期である。1930年代にインド国民会議派は、延安で活動していた中国共産党に医療使節団を派遣し³⁾、毛沢東はジャワハルラル・ネルーに礼状を書いている⁴⁾。そして、反植民地主義・反帝国主義という点で、インド国民会議派と中国共産党は連携し、密接な関係を持つにいたった。1949年に中華人民共和国政府が樹立されると、インドは直ちに政府承認した。1952年5月に中国で中印友好協会が、1953年12月にはインドでインド-中国友好協会が、それぞれ成立した。

ところで、インドは独立前からチベットのラサ、ヤートン、ギャンツェに通商代表部を置いており、中国がチベットに人民解放軍を進駐させた際に、これらをどのように扱うかが問題になった。このため、1953年12月から両国間で交渉が行われ、1954年4月に、「中華人民共和国とインドの中国チベット地方とインドとの間の通商と交通に関する協定」が締結された。この協定は、チベット協定とも呼ばれ、前文の平和共存五原則（領土主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存）がよく知られている。しかし、協定の内容はあまり知られていないように見受けられるので、簡単に要点を述べると次のようになる。

1) インド政府は、ヤートンとギャンツェに駐留させている武装警備隊を撤退させる。

2) インド政府は、合理的対価を得て、チベットで経営していた電信電話設備を中国政府に引き渡す。

3) インド政府は、ニューデリー、カルカッタ、カリンポンに、中国政府は、ヤートン、ギャンツェ、ガルトクにそれぞれ相手国の通商代表部を設置する。

4) 国境貿易については、インド政府はカリンポン、シリグリ、カルカッタ⁵⁾を、中国政府はヤートン、パリ、ギャンツェ、ガルトク、タクラクト、タシゴンを交易拠点に指定する⁶⁾。

すなわち、まず第一にチベットからインドの影響力を排除することに力点が置かれており、第二に、交易拠点は明示されたものの国境の位置それ自体は明示されていないことに本協定の特色がある。インドは得るところが少なく、中国のみが権益を得たとも言える。協定の締結交渉過程は、インド側に関するかぎり未だ十分明らかにされていない。しかしながら、独立時よりアメリカとソ連という東西両大国から独立した対外政策をとるインドとしては、社会主義国中国と平和的に共存することができることを、何らかの形で文章化する必要があった。他方、中国としては、チベットを安定的に統治するためには、チベット領内から外国の勢力や権益を除去する必要があった。インドは、チベットにおける権益から経済的な利益を得ていなかった。つまり、この協定は、インドの平和共存路線を鮮明にし、中国のチベット

統治の安定化を図る手段であった。いいかえると、インドにとっては対外政策、中国にとっては国内政策の延長線上に、この協定は位置づけられていたのである。

だが、こうした表面的な友好関係は、1959年になると急速に悪化する。1959年3月のチベットの反乱とダライ・ラマのインドへの亡命がその原因である。反乱の詳細な経緯は、中国側の第一次資料が未公開なため、推測にならざるを得ない⁷⁾。しかし、『建国以来毛沢東文稿』やダライ・ラマ14世の著作から判断すると、1951年にチベットに人民解放軍が進駐して以来「ゆっくりと」⁸⁾進められてきた土地改革にチベットの人びとが不満を抱き、最終的に反中国の反乱が発生したようである⁹⁾。

この反乱を契機に、ダライ・ラマはインドに亡命し、「チベットは独立国である」と表明した¹⁰⁾。インド政府は、「ダライ・ラマに政治的な活動をしないよう」求めた¹¹⁾が、ダライ・ラマは反中国の立場をとり、とりわけチベットは中国の一部ではないと繰り返し表明した。中国政府は、ダライ・ラマの言動を中国分裂を企てる試みであると非難し、こうした言動を許しているインド政府も中国分裂策動に荷担していると主張した。これに対してインド政府は、「インドでは言論の自由が保障されているため、ダライ・ラマの言動を規制できない」と反論した¹²⁾。こうして、ダライ・ラマの言動を発端に、中印は対立を深めていくのである。

こうした対立を一層激化させたのが、中印国境問題である。中印国境は、地理的にヒマラヤ山脈や無人地帯に位置し、少なくとも1950年代、60年代以前は地下資源(天然資源)の存在も確認されておらず、国境の実地画定(demarcation)もなされていなかった。1954年のチベット協定も、国境貿易に際して通行すべき通商地点を定めるにとどまり、国境それ自体を明示していない。しかし、ブータンから東のビルマ・雲南方面で両国が接する地域に関しては、国境を明示した地図があった。シムラ条約附属地図である。シムラ条約とは、19世紀末から20世紀初頭(清末民初期)にかけて生じた中国(清朝)とチベットとの政治的な対立を仲介する(mediate)ために、イギリスが提示した和解案である。この条約は、チベットを「中華民国の宗主権」(the Chinese suzerainty)のもとにおかれる外チベット(Outer Tibet)と、外チベットと中国との緩衝地帯である内チベット(Inner Tibet)に分割することを定めている。そして、外チベットとインドとの境界が示されたのである。この境界線は、イギリス政府全権サー・アーサー・ヘンリー・マクマホンの名前をとって、マクマホン・ラインと呼ばれる。この条約案を中国(中華民国)政府全権(陳貽範)は、当初(1914年4月)は、承認したものの、内チベットと中国との境界線の位置をめぐるイギリス政府全権と対立し、結局チベット政府全権(ロンチェン・シャトラ)とイギリス政府全権のみが正式署名した(1914年6月)。つまり、チベット政府全権は、中華民国政府全権とは別個に国際条約に署名したことになる。インドに亡命したダライ・ラマは、この事実を援用してチベットは中国とは別の国際法主体であると主張したのである。さらに、インド政府は、イギリスの継承国(succession state)であることを根拠に、中印国境はシムラ条約に基づくマクマホン・ラインによって画定されていると主張した。チベットは歴史的に常に中国の一部であって、シムラ条約は清朝末期に帝国主義勢力が押しつけた不平等条約の一つであるとする中国にとって、こうした主張は受け入れられない。さらに、シムラ条約に基づくマクマホン・ラインも正当な中印国境であると認めることはできない。ところが、インドは中国のこうした歴史的経緯を理解することなく、シムラ条約は正当な中印国境であると主張しつづけたのである。

こうして、チベットの反乱とダライ・ラマのインドへの亡命をきっかけとした中印対立は、国境問題、言い替えるとマクマホン・ライン有効無効論によって、悪化の一途をたどった。中印両国ともに、外交交渉による国境問題の解決を呼びかけたが、インドは、その前提としてマクマホン・ラインの正当性（有効性）を承認するよう求めた。他方、中国は前提条件を一切付けることのない交渉を求めた。そして、1962年10月に中国は、インドを交渉のテーブルに着かせるために、武力を行使した。中印国境紛争である。武力行使といっても、その範囲は、中国が主張する「伝統的な慣習線」までで、大規模にインドの領域を占領することはなかった。さらに、同年11月には一方的に停戦を宣言して、63年3月までに兵力を武力行使以前の地点にまで撤退させた。そして、無条件に交渉のテーブルに着くよう呼びかけ続けたのである。この武力行使は、ネビル・マックスウェルの表現を借りると交渉のテーブルに着こうとしないインドに対する「懲罰」であった¹³⁾。しかしながら、インドは、交渉のテーブルに着くどころか中国を侵略者であると非難し、対立はかえって深まったのである。

1964年に独立以来首相であったネルーが死去すると、1967年にインディラ・ガンディーが首相に就任するまでの間、後継の首相をめぐって、国民会議派内部で派閥争いが続いた。対中国政策よりも国内の政治的安定を維持することの方に政治指導者の関心が寄せられた。さらに、1965年には第二次インド・パキスタン戦争が勃発し、インドは対パキスタン関係を重視し、対中政策が省みられることはほとんどなく、中国を「侵略国家」とであると決めつけることに終始した。

他方、中国は、中印国境紛争後、中ソ対立のため、対ソ連政策を中心に対外政策、とりわけ安全保障政策を展開するようになった。さらに、1967年以降は文化大革命のため、対外政策より国内政策を重視するようになった。

このように、1959年以降の中印関係は、チベットの反乱とダライ・ラマのインドへの亡命を期に悪化の一途をたどり、1962年には武力衝突にまで発展する。そして、冷却化した両国関係はそのまま継続したのである。さらにバングラデシュ解放戦争（第三次インド・パキスタン戦争）によって、東パキスタンをバングラデシュとして独立させ（1971年）、インドがシッキムを併合する（1975年）と、中国はインドを拡張主義、帝国主義、反動派であると非難した。

しかしながら、インドのシムラでインド・パキスタン首脳会談（1972年6月～7月）が行われ、両国間で停戦協定（シムラ協定）が締結されると、中印関係は変化をとげ始める。東ドイツ、ブルガリア、ソ連、イギリス、日本、そしてアメリカがバングラデシュを国家承認し、政府承認する（1972年）。中国は、バングラデシュの国連加盟問題について、国際連合安全保障理事会で拒否権を行使（1972年8月25日）したものの、バングラデシュを国家承認し、政府承認するという国際的な流れを無視できなくなった。とりわけ、1974年2月にパキスタンがバングラデシュを国家承認し、政府承認すると、中国もバングラデシュを国家承認、政府承認せざるを得なくなった。かつての西パキスタンが東パキスタンの独立を承認したからである。そして、結局1975年8月に中国はバングラデシュを国家承認、政府承認し、10月には外交関係を樹立するにいたる。

他方、インドでは1971年3月の第5回総選挙で、バングラデシュ解放戦争で勝利を収めて勢いに乗った国民会議派が圧勝した。インディラ・ガンディー首相は、「貧困追放」をかかげ、銀行を国有化し、旧藩王に対する特権と補償金（プルヴィー・パ

イサ)を廃止した。しかし人口増加を抑制するために導入した強制断種政策が国民の反発を招き、物価が上昇したこともあり、全土で反政府運動が展開されるにいたる。そして、1975年6月には、全土に非常事態が宣言され、野党指導者の一斉逮捕に踏み切った。政府は、国内政治の安定化のためには、近隣諸国との関係を改善し、外からの脅威を弱める必要があると判断して、まず第一に印ソ平和友好条約を締結し(1971年8月)、ソ連と事実上の軍事同盟を締結した。パキスタンとの関係では、前述のシムラ協定を結び、バングラデシュとも友好平和協力条約を締結(1972年3月)する。そして、1975年には、カルカッタで世界卓球選手権大会を開催し、中国もこの大会に参加したのである。

こうして、1976年4月に中印間で大使級の外交関係が再開されたのであった。ただし、この関係正常化は、インドあるいは中国が自ら積極的に押しすすめたのではなく、中国の場合はバングラデシュ承認問題を契機として、インドの場合には、国内政治を安定化させるための良好な国際環境の形成の一貫として、成し遂げられたものであるという点に注目したい。国境問題やチベットの問題は議論されることなく正常化が行われたのであった。

その後、中国は文化大革命の終結とともに改革開放政策をとり、インドも近隣諸国との関係強化の枠組みの中で、中印関係は経済を中心として関係正常化から関係拡大へと向かうのである。

かくして、中印関係は、1949年から1959年のチベット協定に象徴される友好・協力の時期、1959年から1976年のチベットの反乱と中印国境紛争に代表される対立・冷却の時期を経て、1976年から関係回復・発展の時期にいたる。そして、こうした一連の過程では、チベットの反乱とそれにともなうダライ・ラマの処遇問題や国境問題が話し合われることはなかった点にも、注目する必要がある。

7.2 第2節 1988年～1993年の中印関係：ラジーブ・ガンディーとナラシンハラオの中国訪問

この節では、1988年12月のラジーブ・ガンディー首相の中国訪問から1992年の国境貿易の再開をへて、1993年のナラシンハ・ラオ首相の中国訪問にいたる時期の中印関係を考察する。この時期は、インドが規制(Licence Raj)緩和を柱とする経済改革を実施(1991年)する時期とも重なり、今日の経済発展のいわば萌芽の時期とも言える。

とはいえ、1988年12月に突然ラジーブ・ガンディーが訪中したわけではない。まず、中印間の国境貿易の通商拠点を定めたチベット協定(1954年)は、有効期間が8年間(第6条)と規定されており、1959年のチベットの反乱や1962年の中印国境紛争といった両国関係の悪化によって、1962年に失効していた。外交関係は存在していたものの、大使館は閉鎖されていた。1976年にK.R. ナラヤナンが中国駐在インド大使に、陳肇源がインド駐在中国大使にそれぞれ任命され、大使級の外交関係が再開された。1980年、ユーゴスラビアのチトー大統領の国葬に際して、趙紫陽首相とインディラ・ガンディー首相がベオグラードで会談し、平和共存五原則が今なお国際関係の基本原則であることで意見の一致を見た。1981年6月に中印国境紛争後初めて、中国の閣僚として黄華外相がインドを訪問した。1984年11月には姚依林副首相が、暗殺されたインディラ・ガンディー首相の葬儀に参列す

るためにインドを訪れている。1985年9月には、趙紫陽首相とラージーブ・ガーンディー首相が国連総会の機会に会談している。こうした一連の首脳会談の過程を見ると、中国の要人によるインド訪問が目立ち、インド側からの訪中がないことがわかる。その理由は、文化大革命を終結させ、アメリカとの外交関係を回復した中国が、国内の経済発展を促進するために近隣諸国との経済・通商関係を深めることを意図していたからであった。他方、インドにとって中国は、平和共存五原則を共同して提唱していながら一方的に武力を行使した「裏切り者」であり、中国に対する不信感には根深いものがあった。

しかし、中国の改革開放政策が軌道に乗り、経済成長もある程度の成果を上げると、インドは中国との経済・通商関係を改善せざるを得なくなった。さらに、インドは独立以来五カ年計画を軸とした社会主義型社会の建設を進めていたが、重工業を中心とする国営企業の生産性は低く、それからの経済援助が不可欠となっていた。しかし、1980年代後半からソ連の経済援助が減少すると、国内の経済を立て直し、国内産業を活性化するために、近隣諸国との経済・通商関係を拡大せざるを得なくなった。こうして、経済成長を遂げ始めた中国に注目し、関係改善を進めることになった。そして、1988年12月にラージーブ・ガーンディー首相が中国を訪問し、李鵬首相と会談するにいたった。

首脳会談では、科学技術や文化交流、そして航空協定などが締結された。ラージーブ・ガーンディー首相の訪中に対する答礼として、1991年12月に李鵬首相がインドを訪問し、ボンベイにインド領事館を、上海にインド領事館を開設すること、国境貿易の再開に向けた事務レベルの交渉を開始すること、そして、宇宙開発分野で相互協力を行うことで意見の一致を見た。1992年5月にはインドのR.ヴェンカタラーマン大統領がインドの大統領として初めて中国を訪問し、1993年1月に連邦下院議長シブラージ・パティルが訪中した。

そして、1993年9月に、ナラシンハ・ラオ首相が訪中し、中国との間で概ね次のような合意に達した¹⁴⁾。

1) 双方は、いかなる形にせよ武力の行使を正式に放棄し、国境問題が話し合いによって解決されるまで、実際支配線 (line of actual control) を尊重する。

2) 双方は、実際支配線に沿って配備している兵力を必要最小限にまで削減する。兵力削減を監視する手段と方法については、後に決める。

3) この合意を実行に移すための外交と軍事の専門家会議をつくる。

4) 中国は、インドに対して「パキスタンカード」¹⁵⁾ を使用しないことを約束する。また、シッキム問題¹⁶⁾ についても柔軟に対応する。インドは、チベット問題について干渉しないことを中国に約束する。

5) リプ・レク峠とシプキ峠を国境貿易の通商拠点として指定する。

中印国境紛争後、両国が国境問題を話し合いを通じて解決することで合意したのは、これが初めてである。さらに、中印国境に沿って配備している兵力削減に直接言及したのは、インドが独立して以来初めてであった。

この合意について、元陸軍総指令官 K. スンダルジー将軍は、「理性的な政治と客観的な現実に基づいており、われわれが長い間待ち望んでいたものである」と評価し、「[神聖なるインドの大地から侵略者を放逐せよという] 1962年11月のインドの議会決議は、「理性的思考というよりはむしろ一時的な熱狂に基づくものだった」と述べた¹⁷⁾。

では、なぜこのような合意が形成されたのであろうか。その理由として、1990年以降のインドを取り巻く国際環境の変化を指摘することができよう。

1990年にイラクがクウェートを占領し、91年にはアメリカ・イギリス軍を中心とする多国籍軍が、クウェートからイラク軍を放逐した。いわゆる湾岸危機と湾岸戦争である。この出来事は、インドに二つの意味で重要な影響を与えた。まず第一に、湾岸諸国にはインド人の出稼ぎ労働者が多数存在していたことである。彼らのインドへの送金額はそれほど大きいものではなかったものの、多国籍軍の武力行使によって、民間航空機の発着が事実上不可能となった。それゆえ、湾岸諸国に取り残されたものが多数存在した。何らかの手段を講じて彼らを救出するよう求める世論が、インド国内で高まった。だが、非同盟政策に基づく対外政策をとるインドは、湾岸危機に際して、イラクにはクウェートから撤兵するよう求めるにとどまり、いかなる形でも武力行使に反対する立場をとり続けた。ペルシャ湾に向かう米英軍の軍用機にインド国内で給油するというアメリカの要求を、非同盟政策と相容れないとしてチャンドラ・シェーカー首相は拒んだ。湾岸地域で軍事力を展開するアメリカの意向に反して、湾岸諸国から出稼ぎ労働者を救出するための航空機を派遣することは、不可能だったのである。結局、自国民救出を求める世論に押し切られる形で、91年春、インドは米軍輸送機への給油を認めた。そして、湾岸諸国に出稼ぎ労働者を帰国させる航空機を派遣することができたのだ。この政策は、世論に支持されたものの、最大野党である国民会議派は、非同盟政策に反するとして連邦下院に内閣不信任決議案を提出し、チャンドラ・シェーカー首相は辞職した。91年6月、後継として国民会議派のナラシンハ・ラオ政権が成立した。国民会議派は、政権の座に返り咲くと、従来の非同盟政策を軸とする対外政策を転換し、アメリカとの関係を強化する政策をとった。それまで、インドは非同盟政策を標榜しながらも、社会主義型社会の建設を目指し、五カ年計画に基づく経済政策をとっていた。そして、71年にソ連との間で平和友好条約を締結して、ソ連よりの対外政策をとり、ソ連から経済援助を受けていた。だが、ソ連が解体されると、ソ連からの経済支援が中止され、アメリカを中心とする西側諸国との関係改善に迫られた。さらに、著しい経済成長を遂げる中国との関係を改善し、貿易相手国の拡大をはかったのである。

第二の要因は、ソ連からの経済援助が中止された結果、インドの外貨が底をついたことである。91年の夏頃には、2週間分の外貨しか残っておらず、経済的破綻に追い込まれた。前述のように、インドの経済開発は、独立以来五カ年計画に基づいていた。さまざまな規制が設けられ、石炭、製鉄など重工業はもとより、電信電話や鉄道といった基幹産業は、国営企業が担っており、経済効率は悪かった。そこで、ナラシンハ・ラオ政権のマンモーハン・シン蔵相は、規制（政府による許可制度；Licence Rajともいう）を撤廃し、原子力産業と国防・軍事産業以外の領域に、民間企業や外国からの投資を認めた。さらに、国営企業を民間企業へ転換させた。こうした経済政策は、国内では「外国企業によるインド支配につながる」として激しい反発を招いた。現実問題として、通信や交通網といったインフラが整備されておらず、民間企業が参入するのかが疑問視されていたし、外国資本の投資など考えられなかった。そこで政府は、外国資本と合弁して、輸出に重点を置く政策をとった。そのため、経済発展の著しい中国からの投資を呼びかけたのである。

当時中国は、89年の天安門事件に象徴される人権問題と開発途上国へのミサイル輸出問題で、西側からの圧力にさらされていた。そして、対インド関係を改善すれ

ば、インドとの国境沿いに展開している軍事力を削減することが可能となり、削減した分だけ経済発展にあてることができる。そこで、中国はインドとの経済交流を通じて対印関係の改善を意図したのである¹⁸⁾。こうして経済面での中印関係は改善されるようになった。

このように、1988年から93年の中印関係は、次の二つの要因によって改善をみた。第一は、湾岸危機・戦争とソ連の解体によってインドは、非同盟政策に基づく対外政策を事実上放棄し、対米接近をはからざるを得なくなった。第二は、インドの経済危機と経済自由化である。欧米のみならず中国にも投資を呼びかけたものの、インフラが未整備であったので、投資に応じたのは主に中国であった。他方、天安門事件以後、西側から人権問題で非難されていた中国は、インドに進出した。その際、インドは天安門事件について、内政不干渉の観点から中国を非難しなかったことにも注目したい。つまり、この時期の中印関係は、湾岸危機とソ連の解体という国際環境の変化と、インドの経済改革ならびに天安門事件以後の人権問題への対応という中国、それぞれの国内的要因という二要素に規定されたのである。そして関係改善のプロセスの中に、初めて国境問題の交渉が取り入れられた。1993年の中印首脳会談後に発表された合意事項で、国境問題の話し合いが触れられたことは、54年のチベット協定において国境問題が触れられなかったことと比較すると、意義があったといえよう。

次に、次節では、1993年から2001年9月までの中印関係を分析したい。

7.3 第3節 1993年～2001年の中印関係：軍事分野における交流の開始

この節では、1993年9月のナラシンハ・ラオ首相の訪中から、2001年9月のアメリカにおける同時多発テロにいたる時期の中印関係を分析する。この時期の特徴は、両国間で活発に軍事交流が行われるようになったことである。1949年から59年の時期でさえ、56年と58年の二度¹⁹⁾インド軍の代表団が訪中したにすぎなかった。

そこで以下、軍事交流がどのように行われていったのかを具体的に考察したい。ただし、考察は、インドの新聞や『人民日報』に代表される中国のメディアに依拠しており、非公式な交流については知りうる術がないことを念頭におく必要がある。さらに、国防省や軍の司令官が相互訪問しても、誰と何について会談したのか公表されないことが多い点にも注意したい。

1993年9月から江沢民国家主席がインドを訪問した1996年11月までの期間に、中印両国の軍関係者は、それぞれ2回ずつ相手国を訪問している。軍関係以外の要人では、中国から錢其しん外相（1994年7月）、喬石（1995年11月）ら5名が訪印し、インドからは、K.R. ナラヤナン副大統領（1994年10月）とA.M. アフマディー最高裁判所長官（1996年5月）の2名が訪中している。1993年のナラシンハ・ラオ首相の訪中以前と比較すると、軍関係者の相互訪問が行われるようになったのが、この期間の特徴である。ただし、新聞報道によるかぎり、相互訪問は行われただけにすぎず、国境問題を話し合ったとかチベットの問題について議論したという記録はない。さらに、中国に関するかぎり、インドに限らずアメリカや東南アジア諸国にも軍の関係者は訪れており、とりたててインドとの交流に熱心であったとも言えない。他方、インドは、1991年にソ連が解体して以来、従来の東側寄りの対外政策

を転換させて、アメリカに接近し、さらには1962年に「インドを裏切り、一方的に侵略した」中国との関係改善を余儀なくされた。この枠組みの中で1993年9月のナラシンハ・ラオ首相の訪中があり、軍事をふくめた関係修復があった。したがって、こうした一連の交流拡大は、主にインドが歩み寄って実現されたものといえよう。

こうした流れの中で、1996年11月に江沢民国家主席が中国の国家主席として初めてインドを訪問した。訪問中、国防、麻薬と小型武器の国際的管理、香港にインド領事館を開設する案件、そして、海運についての4つの協定文書が締結された。これらのうち、国防についての協定は、両国間で合同軍事演習を実施することを規定しており、注目に値する。国境の位置について食い違いがあるにもかかわらず、この協定が成立し得たのは、冷戦終結後の国際関係において、アメリカの一極主義（一国主義）に対抗しうる新しい勢力を形成することで両国の意見が一致したからであった。言い替えると、「反覇権」という（中印二国間関係以外の）外的要因によって、両国は足並みをそろえたのであった。

ところで、この時期には、中印両国とASEANとの関係が緊密化した。中印関係の好転とASEANとの関係密接化との間に何らかの関連性はあるのだろうか。以下、具体的にみてゆきたい。

ASEANの会議で、インドと中国との関係が公式に初めて議論されたのは、1993年11月にバンコクで開催されたASEAN高官協議においてである。この協議で、中国、インドそしてインドシナ諸国との交流を拡大することで合意をみた。この合意の背景としては、次の二つがある。まず第一は、1991年の経済改革以来経済成長を遂げているインドとの関係を持つ必要性に迫られていたことである。第二は、インドは、非居住インド人（Non Resident Indians; NRI）が多く存在する欧米や東南アジアと経済的なつながりを強化する政策を打ち出していたため、ASEANとしてもインドとのつながりを緊密化する必要があったことである。さらに、ASEANは元来反共産主義組織として発足していたが、1991年にソ連が解体すると、反共産主義の立場をとる必要がなくなり、地域協力機構として機能するようになった。そして、1996年1月にインドネシアで開かれた高級事務レベル協議で、インドを96年第3回ARF（ASEAN地域フォーラム）に招待し、政治・経済・安全保障分野での対話パートナーにすることが決定された。同年7月、ASEAN事務局は、ASEAN拡大外相会議で中国、インド、ロシアを対話国に昇格させることを正式に決定する。そして、ARF第3回会議²⁰⁾において、インドとミャンマーをARFの新規参加国とするよう正式に決定し、ジャカルタでロシア、中国、インドの各外相も参加した上でASEAN拡大外相会議が開かれた²¹⁾。さらに、96年10月に東京で開催されたARFのアジア・太平洋地域防衛当局者フォーラムに、日本、アメリカ、韓国、ロシア、ベトナム、EUに加えて、中国とインドも参加した。

このように、1993年以降、中印両国とASEANとの関係は緊密化した。しかし、ASEANが拡大の対象としたのは、あくまでも中国とインドという個別の国であって、中印関係の密接化とは無関係である。また、少なくともインドに関するかぎり、ASEANを舞台に中国との関係をさらに改善しようとか、中印国境問題やチベット問題を話し合うよう意図したこともないのである。したがって、中印関係とASEANの対中国、対インド政策との間には何らの関係をも見いだすことはできない。

さて、中印間で最大の懸案である国境問題について、筆者の手元にデータがある1989年から2002年までの間に、合計14回の事務レベルの話し合いが行われている。

毎年一回のペースで²²⁾話し合いの場が設定され、開会地は北京とニューデリーの相互である。*The Hindu* と *Hindustan Times* の記事によれば、話し合いは、次のような経緯をたどっている。

第一回目は、1989年7月に北京で開催された。この話し合いは前年12月のラージブ・ガーンディー首相の訪中を受けて行われたものであったが、特に成果は上がらなかったようである。第二回目は、1990年8月から9月にかけてニューデリーで開催された。国境問題について、「現実的な対応をとる」ことで双方は意見の一致を見た²³⁾。そして、第三回目は、1991年5月に北京で行われたものの、特に進展はなかった。第四回目は、1992年2月にニューデリーで行われ、両国の事務当局者間に「ホットライン」(直通回線)をひくことで合意に達した。第五回目は、1992年10月に北京で行われたものの、特に進展はなかった。

1993年6月には、ニューデリーで第六回目が行われ、ヒーマチャル・プラデーシュ州のナムギヤ(Namgya)とチベット自治区のツバ(Zhuba)を国境貿易の通商拠点に指定することで意見の一致を見た。中印間に国境問題があるといっても、国境全域にわたって意見の食い違いがあるわけではない。主張に対立があるのは、主にジャンム・カシミール州のラダク地方とブータン以東の地方である。これら二つの交易拠点は、国境のうち意見の対立がない部分に位置するから、これらの交易拠点の設置をもって、国境問題についての話し合いが解決に向かって前進したとは言えない。

第七回目は、1994年7月に北京で行われ、実際支配線に沿って展開している兵力を削減することで合意した。実際支配線とは、1962年の国境紛争の際、両国が実際に行政権を行使していた線で、概ねラダク地方では中国が主張する伝統的な慣習線で、ブータン以東ではインドが主張するマクマホン・ラインと一致する。ただし、前述のように中国は、シムラ条約に正式署名していないから、マクマホン・ラインの法的正当性(validity)を認めていない。

さて、第八回目は、1995年8月にニューデリーで行われ、ワンドン(Wangdong)地方から双方が兵力を撤退させることで意見の一致を見た。この地方も、中印両国の主張に食い違いのない地域に位置する。第九回目は、1996年10月に北京で行われ、リプレク(Lipulekh)峠とディチュー(Dichu)峠で将官クラスの話し合いを毎年実施することで合意に達した。とはいえ、何について話し合うのかについては報じられていない。第十回目は、1997年8月にニューデリーで行われ、前年インドを訪問した江沢民国家主席がインド側と合意した事項を実務者レベル(事務レベル)で実行に移すことで意見の一致を見た。

第十一回目は、1999年4月に北京で行われ、インドの外務次官と中国の副首相が出席した。「善隣友好関係」を拡大することと、相互が関心を持つことがらについて理解を深めることを議論した²⁴⁾。2000年4月にニューデリーで行われた第十二回目の話し合いにもインドの外務次官と中国の副外相が出席し、国境問題について議論した。しかし、議論の具体的内容については、不明である。2001年8月に北京で、2002年11月にニューデリーでそれぞれ行われた第十三回目と第十四回目の話し合いでも、国境問題について議論されはしたものの、具体的な議論の内容は、不明である。

かくして、14回にわたる事務レベルの話し合いでは、両国間で意見の食い違いがない地域での国境貿易については意見の一致を見たものの、国境問題、とりわけマクマホン・ラインの問題について双方の主張の差異を埋めることはできなかった。要

するに、国境問題を棚上げにして意見の対立がない貿易・通商関係を拡大することで合意に達したにすぎないとさえいえよう。国境問題の棚上げという点では、1954年のチベット協定と類似性がある。しかし、1954年の時点では東西対立という要因が中印関係に大きな影響を与えていた。これにたいして、1993年から2001年の時期は、ソ連が解体し、ソ連からの援助が途絶えたインドと、改革解放後の中国がともに経済成長を遂げるために、互いに隣接する国との経済関係を進展させる必要性に迫られたという点で、質的相違がある。

ASEANとの関係では、ASEANは中国とインドとの関係を深めた。しかし、この関係強化は、あくまでもインドと中国という個別の国を対象として行われたのであり、中印二国関係の密接化とは、無関係であった。

次に2001年9月以降の中印関係について分析する。同時多発テロとその後のアメリカによる一国主義は、中印関係にどのような影響を与えたのであろうか。

7.4 第4節 2001年9月以降の中印関係：同時多発テロ後の国際環境と中印関係

この節では、2001年9月11日以降の中印関係を考察する。そして、2003年6月のアタル・ビハリ・バージペーイー首相の中国訪問と締結された9つの協定の内容と意義を考え、さらに2004年6月の中国によるインドのシッキム併合の「黙認」を考えたい。この時期の中印関係には、9.11以降のアメリカの一国主義を「覇権主義」と捉え、反覇権という点で共同歩調をとるという特徴がある。そこで以下、この時期の中印関係を具体的にみていきたい。

2001年9月11日にアメリカで同時多発テロが発生した。中印両国は、直ちにこのテロを非難する声明を出した。しかし、ジョージ・W・ブッシュ大統領が、テロの背後にウサマ・ビン・ラーディンがおり、アフガニスタンが彼を匿っているとして、アフガニスタンに対する武力行使を復讐として開始すると、両国は、この武力行使は復讐として正当化できないとして、アメリカを非難した²⁵⁾。その後、アメリカは、同時多発テロの原因は、民主主義的ではない政治体制の存在、たとえばアフガニスタンの場合はターリバーン政権、にあるとして、世界各国を民主化する政策をとった。中印両国は、この政策を「アメリカ型民主主義の押しつけ」であって、覇権主義にほかならないと強く批判した。そして、反覇権という点で両国は歩調をそろえるのである。むろん、その背景には経済・通商関係の改善や軍事面をも含む要人の相互往来によって、相互に信頼が醸成されてきた点を指摘できる。

こうした両国の共同歩調は、イラク問題についても見受けられる。大量破壊兵器の査察継続を両国は一致して主張し、イラクに対する武力行使を支持しなかった。2003年3月にアメリカ・イギリス軍を中心とする多国籍軍がイラクに対する武力行使を開始したときも、両国は、平和的解決を主張しつづけた。ただし、紛争の平和的解決といっても、その具体的内容は、大量破壊兵器の査察を継続することにとどまり、イラクが査察を妨害した場合の対応策を提示し得なかったことに、中印の主張の限界があった。

湾岸諸国には、インドからの出稼ぎ労働者が存在していたが、1991年の湾岸戦争の時とは異なり、インドでは彼らの引き揚げの問題は起きなかった。大半は、武力行使の開始までに隣国に逃れたり、インド本国に引きあげていたからである。

さて、2003年6月、バージペーイー首相が中国を訪問した。そして、国境問題が胡錦濤国家主席との会談で重要なテーマとされた²⁶⁾。訪問に先立って、『人民網』（インターネットのウェブサイト）に発表された『バージペーイー、6月22日に訪中、中印国境問題が会談の中心である』²⁷⁾は、「国境問題は常に中印関係を改善する上で最大の障害となっている。」が「近年来、中印国境情勢は絶えず緩和に向かっている。」と報じた。国境問題は、前述の事務レベルの話し合いにおいて何度も議論されていたものの、合意に達することはなく、バージペーイーと胡錦濤・温家宝会談で決着をつけることが中国側では意図された。他方、インド側は、中国側の期待とはやや異なった見方をしていた。訪中直前、バージペーイー首相は、「中国訪問の目的は何か」との新華社の記者に問われ、次のように答えている²⁸⁾。

「中国の指導者との話し合いによって、相互理解と相互信頼が一層深まり、広範な相互協力が一層進展することを望んでいます。」「50年前、両国は、パンチシーラ [平和共存五原則] を主権を持ち独立した諸国家間の関係の基礎とするよう、共同で決めました。」「今日、両国は二国間協力のみならず、テロ・安全保障、環境、持続的経済成長、多国間の経済レジームといった国際問題についても議論しています。」「インドと中国は、経済的に世界で最も急成長をとげています。両国の経済体制の根本は異なりますが、発展の方法論が異なるということにすぎません。」

つまり、国境問題の解決ではなく、経済関係の強化を目的として中国を訪問したのであった。そして、司法、教育、農業、エネルギーなどに関する9つの協定に調印し、「インド共和国と中華人民共和国の相互協力と相互関係の諸原則についての声明」を発表した²⁹⁾。この声明は、両国間で貿易・通商関係を一層発展させることを強調し、国境問題について次のように述べた。

「双方は、インド-中国国境問題についての見解を明らかにし、それぞれの立場を詳しく説明した。双方は、平等な立場に立って話し合いを通じて、公正で合理的かつ相互に受け入れられる解決策を模索する用意があることを繰り返し表明した。双方は、最終的な解決を棚上げにして、国境付近の平和と安定を維持するよう共同で努力し、実際支配線を明確化することを含む、この目的のために署名された諸協定を履行するよう継続して努めることを再度明らかにした。」

すなわち、今回の首脳会談で最大の目的は、国境問題の解決にあるとする中国側の意図は、果たされなかった。結局のところ、国境問題の解決は、棚上げにされ、先送りされたのである。さらに、アメリカの一国主義、単独行動主義にたいする批判も、声明のみならず、記者会見やバージペーイー首相の北京大学での講演の中にも見受けられなかった。

ところで、インドは1975年にシッキムを併合した。中国は、これを「シッキム人民の意向に反する」「植民地的併合」³⁰⁾であるとして併合を認めない政策をとった。シッキムを独立国として扱ったのである。しかし、実際にはシッキムではインドの議会選挙が行われ、シッキム州選出の議員が連邦議会に出席し、インドの行政権、立法権、司法権が行使されていた。併合を認めない中国の論拠は、「シッキムは、歴史的にチベットとの結びつきを享受していたが、イギリス『帝国主義』がこの結びつきを引き裂いたため」³¹⁾であった。しかし2004年には中国はシッキムをインドの一部であると認めるようになった。その理由として、インドのニュース雑誌 Frontline (2004年6月4日付) は、次の二つを指摘している。まず第一は、前年バージペーイー首相が訪中した際、温家宝首相との間で署名した宣言で、「インド側は、チベッ

ト自治区が中華人民共和国の領域の一部であることを承認する」とあるから、中国もシッキムがインドの領域の一部であることを承認した、というのである。第二は、シッキムがインドの一部であることは既成事実であるので、現状を追認したから、という³²⁾。

第一の理由を検討すると、1954年のチベット協定の正式名称は、「インド共和国と中華人民共和国のチベット地方との通商と交通に関する協定」であり、インドはこの時点でチベットが中国の一部であることを承認していたし、その後もチベットは中国の一部ではないと表明したことは一度もないから、適切であるとはいえない。1959年3月にチベットで反乱が起き、ダライ・ラマがインドに亡命して、「チベットの独立」を宣言したときも、インドは、チベットは独立国であるとか、中国によって併合あるいは侵略された、と公式に発表された外交文書において、表明していない。したがって、第一の理由付けは適切ではない。第二の理由、つまり、中国が現状を追認したという論理は、妥当であると考えられる。1971年12月にバングラデシュが独立した際、中国はこれを「インド反動派による『ベンガル国』デッチあげである」として非難した³³⁾ものの、1974年にパキスタンがバングラデシュを国家承認すると、中国は現状を追認する形でバングラデシュを国家承認し、政府承認している。2004年の決定は、1970年代のバングラデシュ問題と同様の論理によるものと考えられる。

かくして、2001年9月11日以降の中印関係は、当初はアメリカの単独行動主義・一国主義にたいする反覇権同盟の様相を呈した。だが、アフガニスタンやイラクの問題ではアメリカの政策に代わる対案を示すことができなかつたところに、この反覇権同盟の限界があった。

2003年6月にバージペーイー首相が訪中した際、中国側は国境問題の解決を期待したものの、インド側は二国間問題のみならず国際問題全般の中での協力の推進を意図しており、結局国境問題を棚上げにした上での両国関係のさらなる発展を目指すことでのみ、意見の一致を見た。2004年になると、中国はインドのシッキム領有を認めたが、これは現状を追認したものにすぎなかつた。

7.5 第5節 結論

本節では、1949年以降の中印関係史の中で中印国境紛争を位置づける。その上で、1988年12月から2004年までの中印関係の展開から、どのような問題点が残されているのかを述べたい。

中印間には、国境問題とチベット問題の二つの問題がある。国境問題については、インドは一貫してシムラ条約附属地図で示されたマクマホン・ラインが国境であると主張してきた。これにたいして、中国は、国境は正式に画定されたことはなく、伝統的な慣習線のみが存在するにとどまっているから、二国間交渉によって画定する必要があると主張する。この主張の対立は、1959年にチベットで反乱が起き、ダライ・ラマがインドに亡命してチベットの独立を表明すると、中印間で武力衝突をひき起こした。ダライ・ラマは、チベットが中国から独立した政治主体である論拠として、シムラ会議にチベットが独自の政府全権ロンチェン・シャトラを派遣し、イギリス政府全権との間でシムラ条約に正式署名したことを挙げたからであった。インドは、1954年のチベット協定で、「中華人民共和国のチベット地方」という表現

を用いており、チベットが中国の一部であると認識していた。しかし、ダライ・ラマに政治的庇護を与えたことを、中国は、インドがダライ・ラマのチベット独立論を支持している根拠であるとして、インドを非難した。インドは、ダライ・ラマがインドで独立論を主張できるのは、インドでは言論の自由が保障されているからで、インドがチベット独立論を支持していることを意味しないと反論した。そして、現在のチベット問題と国境問題との間に関連はないとも付け加えた。

ここに中国とインドの相互認識の食い違いを看取できる。すなわち、中国は、インドの政治体制、換言するとインドでは言論の自由が保障されていること、を理解し得なかった。そして、インドは、言論の自由に依拠してチベット独立を唱えるダライ・ラマの主張が、中国の分裂を意味することを理解しなかった。

こうして、中国は、チベット問題と国境についてのインドの主張を表裏一体のものであると判断し、インドにマクマホン・ライン有効論を放棄させ、新たな国境画定交渉のテーブルにインドを着かせるために、武力を行使し、マクマホン・ラインを越境したのであった。インドは、これを平和共存五原則を踏みにじる侵略行為であるとして、「聖なるインドの大地から侵略者たちを放逐する」（1962年11月14日の連邦下院決議）政策をとった。しかし、中国軍は、自国が主張する伝統的な慣習線まで兵を進めたにすぎず、武力行使から一ヶ月後に一方的に停戦を宣言して、武力行使以前の地点まで撤退した。そして、国境画定交渉のテーブルに無条件でつくようインドに呼びかけたのである。したがって、中国の武力行使は、領土拡張のためではなく、国境画定交渉のテーブルにインドをつかせることを目的としていた。だが、インドは中国の意図を理解せず、交渉のテーブルに着くことを拒んだ。

その後、第二次インド・パキスタン戦争（1965年）、文化大革命、バングラデシュ解放戦争（1970～71年）などの要因もあり、中印間で話し合いがもたれることはなかった。しかし、1970年代半ばになると、中印関係が経済活動を中心として修復される。そして、1988年12月にラジーブ・ガーンディー首相が中国を訪問し、李鵬首相と会談する。こうして、両国関係は再び活発になった。その後、ナラシンハ・ラオ首相が訪中し、さらには江沢民国家主席もインドを訪問するにいたる。こうした両国関係の活性化には、湾岸危機の際に表面化したインドの外貨危機や、中国の改革開放政策といった要因のため、関係改善を余儀なくされるという背景もあった。しかし、表面的に良好な両国関係には、限界もあった。2001年9月11日以降のアメリカの単独行動主義・一国主義を覇権主義として反対することでは足並みをそろえたものの、アフガニスタン問題やイラク問題ではアメリカの政策に対案を提示できなかったのである。すなわち、良好な中印関係は、あくまで中国とインドとの関係に限定され、グローバルな問題にまで、世界大に拡大することはなかったのである。

国境問題については、1988年12月以降、両国間で交渉が持たれるようになった。しかし、2003年6月のバージペーイー首相の訪中に際して、中国は国境問題の解決を重要なテーマと位置づけたものの、インドは国境問題を棚上げにした上での関係拡大を意図しており、結局、両国の主張はかみ合わなかった。

チベットの問題に関しては、インドは、当初からチベットは中国の一部であると主張していたものの、ダライ・ラマの独立表明と重なり合い、インドは中国分裂を容認していると中国の目に映った。しかし、時間がたつにつれ、中国もインドの主張を理解するようになった。そして、2003年6月の中印宣言の中に、「インド側は、チベット自治区は中華人民共和国の一部であると表明する」との一文を盛り込み、

あらためてインドの見解を確認したのである。

1988年12月に再開された事務レベルでの国境問題に関する交渉で、マクマホン・ラインの問題がどのように議論されているのかは、第一次資料が公開されていないため、不明である。しかし、もしインド側がマクマホン・ライン有効論を繰り返しているとすれば、交渉は中断せざるを得ないと考えられる。

しかしながら、国境をめぐる交渉が継続されているという事実は、インドが交渉のテーブルに着いたことを意味している。その点で、1962年の中国の武力行使は功を奏したといえよう。

註

- 1) たとえば、「領土問題は一時棚上げ 経済交流で中印急接近」(『中日新聞・朝刊』2005年2月7日、7面といった新聞記事が代表的である。
- 2) 王徳華、「邁向二十一世紀的中印関係」。(『複印報刊資料 中国外交』、1994年5月、34-38ページ。
- 3) 医療使節団については、安井三吉、「D.S. コートニースとインド医療使節団」(『歴史学研究』、第485号、1980年、59-64ページ)も参照
- 4) 毛沢東のネルー宛書簡は、B.R. Nanda, *Jawaharlal Nehru: A Pictorial Biography*, New Delhi, 1996, p. 38を参照。実物の写真が掲載されている。
- 5) カルカッタはチベットと接していないにもかかわらず、交易拠点として指定されている。これは、カルカッタに中国商人が多数居住しており、彼らの便宜を図った措置である。
- 6) 外務省アジア局第二課、『西藏に関する中印協定(仮訳)』、昭和29年も参照。
- 7) 毛里和子、『周縁からの中国』、東京大学出版会、1998年、255ページも参照。
- 8) 毛沢東は土地改革について直ちにではなく、ゆっくり実施せよと指示している。「中央關於西藏工作的指示」(1952年4月6日)、『建国以来毛沢東文稿 第三冊』、北京、1991年、384-387ページ。
- 9) 最近の研究によれば、アメリカの中央情報局(CIA)が反乱を煽動したという見方もある。Kenneth Conboy and James Morrison, *The CIA's Secret War in Tibet*, Lawrence, 2002.
- 10) 'His Holiness The Dalai Lama's Press Statements: Statement issued at Tezpur, 18th April, 1959', in *The Status of Tibet: A Brief Summary and 1959 Tibet Documents*, Information Office, Central Tibetan Secretariat, Dharamsala, 1987, pp. 11-13.
- 11) インド外務次官の駐インド中国大使宛声明(1959年4月26日)、*Notes, Memoranda and Letters Exchanged and Agreements Signed Between the Governments of India and China, 1954-1959, White Paper*, New Delhi, 1960, p. 69.
- 12) インド外務次官の駐インド中国大使宛声明(1959年5月23日), *Ibid.*, p. 78.
- 13) Neville Maxwell, *India's China War*, New Delhi, 1997, p. 414. ...China had been engaged not on an invasion of India, but on a giant punitive expedition.....
- 14) *India Today*, September 20, 1993, p. 23.
- 15) 従来、中国はパキスタンとの関係を重視し、中米国交正常化の際も、パキスタンを紹介してアメリカと接触をつづけていた。インドは、パキスタンと対立関係にあったから、中国はパキスタンと密接な関係を維持することで、インドを牽制することを意図していたのである。
- 16) 中国は、インドのシッキム併合を「シッキム人民の意向に反する」として、あくまでもシッキムを独立国として扱っていた。
- 17) *Ibid.*, pp. 22-23.

- 18) *Ibid.*, pp. 25-26.
- 19) 1956年に、J.N. チョウドリ将軍、58年にスリニバサン指令官が、それぞれ訪中している。
- 20) 1996年7月15日
- 21) 1996年7月24～25日
- 22) 1992年は、2回行われている。ただし、これはインドの新聞記事に基づくデータであり、水面下での非公式な話し合いが、これ以上に行われている可能性がある。
- 23) Srikanth Kondapalli, 'India-China Border Issues and Confidence Building Measures: An Assessment', Paper presented at Shanghai Institute of International Studies, Shanghai, November 12-13, 2003, p. 12.
- 24) *Ibid.*, p. 13.
- 25) 筆者は、同時多発テロとアメリカの武力復讐に対するインドの政策について、「テロ事件に揺れる南アジア～今、南アジアをどのように理解するか～」(岐阜女子大学南アジア研究センター緊急講演会、2001年10月27日)で、国際関係論と国際法の観点から報告と討論をしている。
- 26) 『瓦杰 [巾白] 伊6月22日訪華 中印边界問題は会谈重点』(『人民網』
<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/1026/1923237.html> 2003年6月27日に閲覧)。
- 27) 同上。
- 28) Interview of Prime Minister Shri Atal Bihari Vajpayee by Xinhua News Agency, June 21, 2003, <http://meaindia.nic.in/interview/2003/06/21io1.htm> 2003年9月15日に閲覧。
- 29) 全文は、<http://meaindia.nic.in/declarestatement/2003/06/23jd01.htm> 2003年9月15日に閲覧。
- 30) 『人民日報』、1975年4月13日。
- 31) 'China's gesture', in *Frontline*, June 4, 2004, pp. 51-52.
- 32) *Ibid.*
- 33) 『人民日報』、1971年12月7日。

8 卷末資料

シムラ会議とシムラ条約

1. シムラ会議の経過

2. シムラ条約

- (a) 1914年2月17日にマクマホンが提案した三国間条約草案 Draft Convention
- (b) 1914年4月22日（第7回チベット会議）にマクマホンが提出した条約案
- (c) 1914年4月27日の第7回チベット会議で略式署名された条約
- (d) 1914年7月3日に正式署名されたシムラ条約

本論文で扱ったシムラ会議およびシムラ条約に関しては、その重要性にもかかわらず具体的内容は知られていない。そこで以下本文でも引用した、*The Boundary Question Between China and Tibet: A Valuable Record of the Tripartite Conference between China, Britain and Tibet held in India 1913-1914*, Peking, 1940（『藏邊劃界紀 民國2・3年中英藏三方會議要録』、北京、1940年）（本書の書名はきわめて長く、後に触れるように編者も不明であるため、以下BQと略称する）、程道徳、張敏孚、錢戈平、劉培華、朱憲、徐鶴雲 編『中華民国外交史資料選編（一）（1911-1919）』、北京、北京大学出版社、1988年などに依りながらその経過をたどり、シムラ条約が条約草案から最終的な形態をとるにいたるまでのプロセスをも明らかにする。

ただし、BQは1914年の三者会議〔シムラ会議〕の全ての経緯を明らかにしていると高く評価されている¹⁾ものの、わたしは、資料の信憑性の点で次に述べる疑問点を抱かざるを得ない。それは、1940年に北京で「日本の傀儡政権」によって本書が刊行された²⁾ことである。

周知のように、1928年に南京を首都として樹立された国民政府は北京を北平へと改称した。そして1937年7月7日の盧溝橋事件を契機に十五年戦争³⁾の第二段階、日中全面戦争が勃発する。当初、日本軍はその占領地を拡大し、国民政府は首都を同年11月、重慶に遷した。これにたいして日本は同年12月に華北占領地域の傀儡政権として中華民国臨時政府（委員長王克敏）を北京（同年10月13日北平を改称）に設立したのである⁴⁾。この中華民国臨時政府は、1940年3月に南京で設立された中華民国国民政府（首班汪兆銘）に合流したが、日本占領地の傀儡政権以外の何物でもなかった。

即ち、BQを刊行した「日本の傀儡政権」とは、中華民国臨時政府または中華民国国民政府ということになる。同書の前書きで、A Pekineseなる人物は、「1913-14年にインドのデリーとシムラで開催された中国・イギリス・チベット間の三者会議の内容は中国とイギリス間の協定に基づき秘密とされてきた。」「本書の刊行によって外交史を学ぶ人々に供するところがあれば望外の喜びである。」⁵⁾と述べている。

何の目的で、中華民国臨時政府（あるいは刊行が3月以降であれば中華民国国民政府）がシムラ会議にかんする資料を公刊したのだろうか。日本政府は同書の刊行

によってどのような目的を達成しようと意図したのだろうか。刊行の経緯が明らかでないため、推定にならざるを得ないが、わたしは、次のように考える。

1937年の日中全面戦争の勃発直後（9月）、第二次国共合作が成立し、抗日民族統一戦線が結成された。さらに、1938年1月には日本占領地における最初の抗日根拠地として晋察冀辺区が成立した。成立に際して開催された晋察冀辺区軍政民代表大会には、武装部隊、県政府、大衆団体、少数民族（モンゴル族・回族・チベット族）、宗教界および国共両党の代表149人が参加した⁶⁾。

つまり、抗日民族統一戦線には国民党と共産党といった政治団体のみならずチベット族を含む少数民族も加わったのである。

そもそも、シムラ会議はイギリスの居中調停のもとでチベットを中国の領域から切り離す—チベット側の視点に立つならば中国から独立する—ために開催された。抗日民族統一戦線を破壊する必要のあった日本はシムラ会議の内容を・経過を公にすることで、チベット族のアイデンティティを覚醒させ、チベット族が抗日民族統一戦線から離脱することを期待したのではないだろうか。さらに、日本は中国東北地域に多数居住するモンゴル族をも射程に入れていたことも考えられる。チベット族とモンゴル族は、ともにラマ教（チベット仏教）を信仰している。もしチベット族がシムラ会議直前の中国中央政府との抗争の記憶を思い起こし、漢族が中心となって形成された抗日民族統一戦線を離脱し、漢族に対する反感を呼び起こすならば、モンゴル族も漢族に対する反感を持つようになるのではないか。モンゴル族は1915年のキャフタ条約によって内モンゴルと外モンゴルに分断されていたのであるから、漢族に対する反感を持ち得る下地は十分に存在していたのである。

第二の疑問は、*BQ*には1914年7月3日にイギリスとチベットの各政府全権のみが正式署名した条約が収められていないことである。7月3日の条約は、イギリスが中国とは別個の国際法主体（＝主権国家）としてチベットを扱った、—チベット側から見ればチベットが中国とは別個の国際法主体として承認された—という点できわめて重要な意味を持つ。もし、抗日民族統一戦線からチベット族を離脱させるために同書を公刊したという、わたしの推定が正しいならば、7月3日の条約は収録されて当然である。

このように、1940年に「北京」で「日本の傀儡政権」が公刊した*BQ*には刊行にいたる経緯に不明な点が多く、7月3日の条約を収録しないなど不自然さもある。これらの問題点を明らかにするためには、十五年戦争期における日本の対中国少数民族、特にチベット族政策を解明しなければならない。

だが、現在のわたしにはこうした分析を為す能力はない。幸いなことに日本の外務省外交史料館やイギリスの大英図書館にはこれらにかんする資料が豊富に保存されているので、今後分析を進めていきたいと思う。

1. シムラ会議の経過

*BQ*によれば、おおむね次のような経過をたどっている。

1913年10月10日：

チベット政府全権ロンチェン・シャトラはシムラ会議に至る中蔵関係についての文書を作成する。

1913年10月13日：

シムラ会議開始

1913年10月30日：

中華民国政府全権陳貽範は、シムラ会議に至る中蔵関係についての文書を作成する。

1913年12月5日；11日；12日；15日：

中国—チベット間の境界の位置をめぐり、中国とチベットは激しく対立し、会議は事実上中断する。

1913年12月19日：

中国とチベットの各政府全権は、イギリス政府全権にそれぞれ自国政府の主張を要約のうえ手渡し、イギリス政府全権が仲裁案を提示することで合意する。

1914年1月20日：

陳貽範は中国政府の主張をまとめて、マクマホン・ラインに手交。

1914年（正確な日付は不詳）：

ロンチェン・シャトラはチベット政府の主張をまとめてマクマホン・ラインに手交。

1914年2月17日：

マクマホン・ラインは仲裁案(Draft Convention)を提示。チベットを外チベットと内チベットに分割する案が初めて公式に提示される。

1914年3月6日：

ロンチェン・シャトラ、バタンおよびリタンの内チベット編入に反対を表明。

1914年3月7日：

チベット政府全権はイギリス政府全権にたいして覚え書きを送り、中国のチベット領内における暴力行為を指摘。さらに、これ以上中国がチベットを攻撃するならば交渉を中断すると警告。

1914年4月15日：

マクマホンの補佐官アーチボルド・ローズ (Assistant to the British Plenipotentiary) は陳貽範と会談し、2月17日の草案を受諾するよう説得する。陳は1) チベットと中国が対等に扱われていること、2) 「宗主権」の具体的内容が明記されていないこと、3) チベットにおける中国の商業的利益を守る官吏を任命する必要があること、4) チベットにおける中国の権益を守る必要があること、5) チベット二分割に中国政府は反対であること、6) 賠償金の支払いには応じられないこと、を強く主張した。

これにたいして、ローズは条約草案以上の譲歩はできないと前置きした上で、それぞれ次のように答えた。まず1) であるが、チベットの位置づけ問題は独立国としてすでに位置づけられているので再び議論することはできない。2) に関しては、宗主権とは曖昧な概念であって国際法の権威者であっても様々な定義をしている、つまりはっきり定義することは不可能である。3) については、過去の経験によればそのような官吏は大変よくない結果をもたらしているため、要求は認められない。4) 現在中国のチベットにおける行政権は消滅しており、そのような必要はない。5) 現在行われている議論に基づくならば、チベット二分割案の撤回は論外である。6) 中国が賠償金の支払いに反対であるならば、撤回してもよい。

会談の結果、次の6項目が中英間で合意された。

1. 当事国は、チベットが中国領土の一部であることを理解した。
2. チベット政府はダライ・ラマを選任した後に、その任命を中国政府に通告す

る。ラサに駐在する中国政府代表はダライ・ラマの尊厳にふさわしい称号を公式に授与する。授与に際しては、同代表は中国政府と協議するものとする。

3. 外チベットにおける全ての官吏はチベット政府が選任する。
4. チベットは中国の議会もしくはこれに類似のいかなる機関においても代表されない。
5. チベットに駐在するイギリスの貿易エージェントの保有する護衛隊の数は、ラサ駐在中国代表のその75%を越えない。
6. 中国政府はチベットーシッキム国境地帯のチベット側からの侵略行為を防止することを定めた1890年英清条約第3条に規定される義務を免除される。

1914年4月20日（付）：

中国外務省は陳に次のように訓令した。

1. 「チベットは中国の議会あるいはそれに類似のいかなる機関においても代表されない」という条項には絶対に反対である。
2. チベットにおいて中国のプレゼンスを確立しなければならない。
3. 交渉の過程でわが方は数多くの譲歩を行ったのだから、イギリス側も譲歩すべきである。

1914年4月22日：

シムラ会議再開。陳貽範は北京からの指示で条約に略式書名（initial）できない、ロンチェン・シャトラはラサに中国の代表を駐在させることはできない、と主張し、中国とチベットとの対立が再び生じた。これにたいして、マクマホンは現在の条約草案は中国・チベット双方の要求を満たす唯一の案であると考えたと述べ、会議を一時中断して条約草案を再検討するよう提案した。会議は中断した。

1914年4月27日：

マクマホンは次のように主張して、条約に中国・チベット双方が同意するよう強く促した。この会議は、戦争状態を終結させるために開催された。現在の条約草案は確かに全当事国に若干の犠牲を強いるものではあるが、それ以上の現実的な利益をもたらすことは確実である。条約草案は妥協と相互尊重の精神で起草されたのだから、現在これに再修正を加えることは不可能である。

これにたいして、陳は略式署名する権限は政府から与えられていないので略式署名できない、と述べた。マクマホンは陳によく考えるために会議場から一時退席してはどうかと提案した。陳はこれにしたがって控え室に移った。

この間にマクマホンは青海湖周辺の領域を内チベットではなく中国に編入すること、中国議会は外チベットの住民を代表しないこと、の二点をロンチェン・シャトラに提案した。ロンチェン・シャトラはこれに同意し、マクマホンとロンチェン・シャトラは条約に略式署名した。

陳は次のように述べ、条約に略式署名した。略式書名（initial）と正式書名（signature）は別の行為であることを十分理解した上で文書に略式署名したいと思う。ま

た、条約に対する公式な正式書名の前に、中国政府からの訓令を待たなければならない。

1914年4月29日：

中国外務省は陳貽範にシムラ条約調印を拒否するよう訓令。(この項は、程道徳、張敏孚、錢戈平、劉培華、朱憲、徐鶴雲 編『中華民国外交史資料選編 (一) (1911-1919)』にのみ記載されており、BQには記載されていない。)

1914年7月3日：

シムラ会議。マクマホンは次のように述べて、各政府全権に正式署名を要請した。条約に対する最終的決断をすべく、イギリス政府は最終会議を招集せよと命じた。各政府全権は、戦争状態を終結させ当事国政府がもっとも関心を寄せている地域の住民の平和と繁栄を確保するための何らかの解決策を見いだす、という使命をおびているのだから、条約に正式署名すべきである。

陳は、政府の訓令により条約に正式署名できないと述べた。

ロンチェン・シャトラは、チベット政府から見れば条約は満足できるものではないが、すでに略式署名した以上受け入れざるを得ない、と述べた。

マクマホンは、陳が正式署名しない場合にはロンチェン・シャトラとともに正式署名する、と述べた。さらに、イギリスとチベットの権益を保護することを目的とした「追加宣言」(an additional Declaration)にイギリスとチベットの政府全権は正式署名した。

陳が会議場を一時的に退出している間に、マクマホンとロンチェン・シャトラは条約と追加宣言に正式署名した。陳は、会議場にいたことが中国側もこの条約を承認している証拠であるという誤解を避けるため、会議場を退出していた。

2. シムラ条約

BQには、1914年2月17日の条約草案、同年4月22日の条約案、同年4月27日に三政府全権が略式署名した条約、の合計3種類が収録されている。1914年7月3日にイギリスとチベットの政府全権のみが正式署名した条約については、マクマホンのイギリス本国外務省宛秘密報告書に掲載されているものから取った。

1914年2月17日にマクマホンが提案した三国間条約草案 Draft Convention

第一条

この条約の付属別表 [Schedule] に示された条約は、それが本条約によって修正され、または本条約と矛盾する場合を除いては、署名各当事国はこれに従うものとする。

第二条

イギリスおよび中国政府は、チベットが中国の宗主権下にある国家 [State] であつて、中国の主権下にある国家ではないことを承認する。両国政府はチベットの領土の一体性を尊重し、(ダライ・ラマの選定と任命を含む) 外チベットの行政に干渉し

ないものとする。外チベットの行政権は、ラサのチベット政府にゆだねられる。中国政府は、チベットを中国の一省に改変しないものとする。チベットは、中国議会あるいはこれに類似の機関において代表されない。イギリス政府はチベットの全部ないし一部を併合しないものとする。

第三条

事実上、チベット政府が存在すること、およびインドと隣接する諸国の辺境の平和と秩序を保持するという点で、イギリスが特別な権益を持つことを中国政府は認め、本条約第4条に定める場合を除き、外チベットに兵を派遣せず、文官武官を問わず駐留させず、中国の租界を作らないものとする。本条約署名の日中国の兵、官吏、植民官が外チベットに存在するならば、一ヶ月以内に撤退させるものとする。イギリス政府は、(1904年の英蔵ラサ条約によるもの以外は)外チベットに武官・文官を駐留させない。(商業事務官の護衛を除き)軍を派遣せず、租界を作らないものとする。

第四条

前条は、適正規模の護衛を伴った中国代表がチベットの一定地点に駐留することを妨げるものではない。ただし、この護衛はいかなる場合であっても、100人を越えてはならない。

第五条

中国政府とチベット政府はチベットに関して互いに、ないし、第三国といかなる交渉を持ち、また合意を締結しないものとする。ただし、これには、1904年9月7日の英蔵ラサ条約と1906年4月27日の英清北京条約に定める英-チベット間の交渉・合意は含まれない。

第六条

1906年英清北京条約第3条は廃止される。また、1904年英蔵ラサ条約第9条d項の「外部勢力 Foreign Power」には中国は含まれないものと解釈される。

第七条

(a) 1893年、1908年の通商章程は廃止される。

(b) チベット政府は1904年英蔵ラサ条約第2条、第4条、第5条を発効させ、その目的のため直ちに正当な代表を任命するためにイギリス政府と新通商章程について交渉するものとする。新通商章程は中国政府の合意なくしてこの条約を修正するものではない。

(c) したがって、中国政府は1890年の英清条約第3条に定めるチベット-シッキム国境でチベット側からの侵略行為を防止する義務を免除される。

第八条

1904年イギリスチベットラサ条約第2条で規定される交易拠点に駐留するイギリス商業事務官はラサ条約にかんする問題でチベット政府と交渉する必要があるときはいつでも護衛隊を伴ってラサを訪れることができる。ただし、これは通信そ

の他の方法で問題を解決できない場合に限られる。

第九条

本条約のためにチベットの国境、外チベットと内チベットの分割線が、本条約付属地図にそれぞれ赤線と青線で描かれた。本条約のいかなる規定も内チベットにおいてチベット政府がすでに有する権利を何ら害するものではない。これらの権利には、寺院の高僧の選任、宗教機関にかんするあらゆる問題を完全に調整すること、首長や地元の官吏任用の命令を出すこと、徴税、が含まれる。

第十条

中国政府は、チベットにおいて中国の官吏・兵士が行った行為のためにチベットのネパール人とラダク人が受けた被害のために、合計 Rs. 424840 の補償を支払うことに同意する。

第十一条

本条約は署名 [signature] の日から発効する。本条約の英文、中国文、チベット文の各正文は慎重に検討された。本条約の解釈について問題が生じた場合は英語の正文による。

Schedule

1. Convention between Great Britain and China relating to Sikkim and Tibet, signed at Calcutta the 17th March, 1890.

2. Convention between Great Britain and Tibet, signed at Lhasa the 7th September 1904.

3. Convention between the United Kingdom and China respecting Tibet, signed at Peking the 27th April 1906.

出所：BQ、91－95ページ。

1914年4月22日（第7回チベット会議）にマクマホンが提出した条約案

第一条

この条約の付属別表 [Schedule] に示された条約は、それが本条約によって修正され、または本条約と矛盾する場合を除いては署名各当事国はこれに従うものとする。

第二条

イギリスおよび中国政府はチベットが中国の宗主権のもとにあることを承認する。また、外チベットの自治も承認する。両国政府はチベットの領土的一体性を尊重し、(ダライ・ラマの選定と任命を含む) 外チベットの行政に干渉しないものとする。外チベットの行政権はラサのチベット政府にゆだねられる。中国はチベットを中国の一省に改変しないものとする。イギリス政府はチベットの全部ないし一部を併合しないものとする。

第三条

チベットの地理上の位置、事実上チベット政府が存在すること、およびインドと隣接する諸国の境界の平和と秩序を保持するという点でイギリスが特別な利益を持つことを中国政府は認め、本条約第四条に定める場合を除き、外チベットに兵を派遣せず、文官・武官を問わず駐留させず、中国の租界を作らないものとする。本条約署名の日に、中国の兵・官吏が外チベットに存在するならば、三ヶ月以内に撤退させるものとする。イギリス政府は（1904年の英蔵ラサ条約によるもの以外は）チベットに文官・武官を派遣せず、租界を作らないものとする。

第四条

前条の規定は、過去において中国の高官が適正規模の護衛を伴ってラサに駐留することを定めた合意の継続を妨げるものではない。ただし、この護衛はいかなる場合においても300人を越えてはならない。

第五条

中国政府とチベット政府はチベットに関して、互いに、ないし第三国といかなる交渉を持ち、または合意を締結しないものとする。ただし、これには1904年9月7日の英蔵ラサ条約と1906年4月27日の英清北京条約に定めるイギリス-チベット間の交渉・合意は含まれない。

第六条

1906年4月27日の英清北京条約は廃止される。また、1904年9月7日の英蔵ラサ条約第9条d項の「外部勢力」には中国は含まれないと解釈される。イギリスの通商にたいしては中国ないし中国の最恵国待遇を受ける国の通商に与えられる待遇よりも不利でないものが与えられる。

第七条

(a) 1893年、1908年のチベット通商章程は廃止される。

(b) チベット政府は1904年9月7日の英蔵ラサ条約第2条、第4条、第5条を発効させるために、外チベットのための新通商章程に関して直ちにイギリス政府と交渉するものとする。ただし、この新通商章程は中国政府の合意なくしてこの条約を修正するものではない。

第八条

ギャンツェ駐在のイギリス商業事務官は1904年9月7日の英蔵ラサ条約に起因する諸問題でチベット政府と交渉する必要があるときは、いつでも護衛隊を伴ってラサを訪れることができる。ただし、これは通信その他の方法で問題を解決できない場合に限られる。

第九条

本条約のために、チベットの国境、外チベットと内チベットの境界が本条約付属地図にそれぞれ赤線と青線で描かれた。本条約のいかなる規定も、内チベットにおいてチベット政府がすでに有する権利を何ら害するものではない。これらの権利に

は、寺院の高僧の選任、宗教機関にかんするあらゆる問題を完全に調整することが含まれる。

第十条

本条約に起因する問題について、中国政府とチベット政府との間で食い違いが生じたときは、両国政府は公平な調整のため、イギリス政府にその問題をゆだねることとする。

第十一条

本条約の証拠に、各全権は本条約に略式署名 [sign] し、封印した [seal]。英語、中国語、チベット語でそれぞれ3部ずつ作成された。

Schedule

1. Convention between Great Britain and China relating to Sikkim and Tibet, signed at Calcutta the 17th March, 1890.

2. Convention between Great Britain and Tibet, signed at Lhasa the 7th September 1904.

3. Convention between the United Kingdom and China respecting Tibet, signed at Peking the 27th April 1906.

Note 1 締約国 [the High Contracting Parties] は、チベットが中国領土の一部を構成することを理解した。

Note 2 チベット政府はダライ・ラマを選任後、その任命を中国政府に通告する。ラサ駐在中国代表は、ダライ・ラマにその尊厳にふさわしい称号を公式に通告する。この称号は中国政府によって確認される。

Note 3 外チベットにおけるすべての官吏はチベット政府によって選任されることも理解される。

Note 4 チベットは中国の議会ないしそれに類似のいかなる機関においても代表されない。

Note 5 チベットにおけるイギリス商業事務官 [Trade Agent] に付属する護衛隊の数はラサにおける中国代表のその75%を越えないことが理解される。

Note 6 中国政府は1890年3月17日の英清条約第3条に規定されるチベットーシッキム辺境地帯におけるチベット側からの侵略行為を防止する義務を、それゆえ、免除される。

Note 7 本条約第4条に規定される中国高官は第3条が本条約の3代表によって承認され次第、直ちに自由にチベットに入るものとされる。この中国高官は直ちに調査・報告する。

出所：BQ、125-129ページ。

1914年4月27日の第7回チベット会議で略式署名された条約

第一条

この条約の付属別表 [Schedule] に示された条約は、それが本条約によって修正され、または本条約と矛盾する場合を除いては署名各当事国はこれに従うものとする。

る。

第二条

イギリスおよび中国政府はチベットが中国の宗主権の元にあることを承認する。また、外チベットの自治も承認する。両国政府はチベットの領土的一体性を尊重し、(ダライ・ラマの選定と任命を含む) 外チベットの行政に干渉しないものとする。外チベットの行政権はラサのチベット政府にゆだねられる。中国はチベットを中国の一省に改変しないものとする。イギリス政府はチベットの全部ないし一部を併合しないものとする。

第三条

チベットの地理上の位置、事実上チベット政府が存在すること、およびインドと隣接する諸国の辺境の平和と秩序を保持するという点でイギリスが特別な利益を持つことを中国政府は認め、本条約第四条に定める場合を除き、外チベットに兵を派遣せず、文官・武官を問わず駐留させず、中国の租界を作らないものとする。本条約署名の日に、中国の兵・官吏が外チベットに存在するならば、三ヶ月以内に撤退させるものとする。イギリス政府は(1904年の英蔵ラサ条約によるもの以外は)チベットに文官・武官を派遣せず、租界を作らないものとする。

第四条

前条の規定は、過去において中国の高官が適正規模の護衛を伴ってラサに駐留することを定めた合意の継続を妨げるものではない。ただし、この護衛はいかなる場合においても300人を越えてはならない。

第五条

中国政府とチベット政府はチベットに関して、互いに、ないし第三国といかなる交渉を持ち、または合意を締結しないものとする。ただし、これには1904年9月7日の英蔵ラサ条約と1906年4月27日の英清北京条約に定めるイギリスーチベット間の交渉・合意は含まれない。

第六条

1906年4月27日の英清北京条約は廃止される。また、1904年9月7日の英蔵ラサ条約第9条d項の「外部勢力」には中国は含まれないと解釈される。イギリスの通商にたいしては中国ないし中国の最恵国待遇を受ける国の通商に与えられる待遇よりも不利でないものが与えられる。

第七条

(a) 1893年、1908年のチベット通商章程は廃止される。

(b) チベット政府は1904年9月7日の英蔵ラサ条約第2条、第4条、第5条を発効させるために、外チベットのための新通商章程に関して直ちにイギリス政府と交渉するものとする。ただし、この新通商章程は中国政府の合意なくしてこの条約を修正するものではない。

第八条

ギャンツェ駐在のイギリス商業事務官は1904年9月7日の英蔵ラサ条約に起因する諸問題でチベット政府と交渉する必要があるときは、いつでも護衛隊を伴ってラサを訪れることができる。但し、これは通信その他の方法で問題を解決できない場合に限られる。

第九条

本条約のために、チベットの国境、外チベットと内チベットの境界が本条約付属地図にそれぞれ赤線と青線で描かれた。本条約のいかなる規定も、内チベットにおいてチベット政府がすでに有する権利を何ら害するものではない。これらの権利には、寺院の高僧の選任、宗教機関にかんするあらゆる問題を完全に調整することが含まれる。

第十条

本条約に起因する問題について、中国政府とチベット政府との間で食い違いが生じたときは、両国政府は公平な調整のため、イギリス政府にその問題をゆだねることとする。

第十一条

本条約の証拠に、各全権は本条約に略式署名 [sign] し、封印した [seal]。英語、中国語、チベット語でそれぞれ3部ずつ作成された。

Schedule

1. Convention between Great Britain and China relating to Sikkim and Tibet, signed at Calcutta the 17th March, 1890.

2. Convention between Great Britain and Tibet, signed at Lhasa the 7th September 1904.

3. Convention between the United Kingdom and China respecting Tibet, signed at Peking the 27th April 1906.

Note 1 締約国 [the High Contracting Parties] は、チベットが中国領土の一部を構成することを理解した。

Note 2 チベット政府はダライ・ラマを選任後、その任命を中国政府に通告する。ラサ駐在中国代表は、ダライ・ラマにその尊厳にふさわしい称号を公式に通告する。この称号は中国政府によって確認される。

Note 3 外チベットにおけるすべての官吏はチベット政府によって選任されることも理解される。

Note 4 外チベットは中国の議会ないしそれに類似のいかなる機関においても代表されない。

Note 5 チベットにおけるイギリス商業事務官 [Trade Agent] に付属する護衛隊の数はラサにおける中国代表のその75%を越えないことが理解される。

Note 6 中国政府は1890年3月17日の英清条約第3条に規定されるチベットーシッキム辺境地帯におけるチベット側からの侵略行為を防止する義務を、それゆえ、免除される。

Note 7 本条約第4条に規定される中国高官は第3条が本条約の3代表によって承認され次第、直ちに自由にチベットに入るものとされる。この中国高官は直ちに調査・報告する。

出所：BQ、133-139ページ

** Note4に関して、4月22日のものでは、「チベットは...」となっている。それにたいして、4月27日のものでは、「外チベットは...」となっている。

1914年7月3日にイギリス、チベットの各政府全権によって正式署名されたシムラ条約

第一条

本条約附属の別表に定められた諸条約は、本条約の条文によって修正され、あるいは、本条約の条文に反し、または、違反する場合を除いて、締約国にたいして義務的拘束力を持つ。

第二条

グレート・ブリテン政府および中国政府はチベットは中国の宗主権下にあることを認め、かつ外チベットの自治を認め、チベットの領土的一体性⁷⁾を尊重し、(ダライ・ラマの選定並びに任命を含む) 外チベットの行政に干渉しないことを保証する。外チベットの行政権はラサのチベット政府に委ねられる。中国政府はチベットを中国の一地方に編入しないことを保証する。グレート・ブリテン政府はチベットの全部或いは一部を併合しないことを保証する。

第三条

中国政府はチベットの地理的位置に基づくグレート・ブリテンの特殊な権益を認め、事実上のチベット政府の存在に鑑み、インドおよび隣接する国家の辺境地帯における平和と秩序を保持し、本条約の第4条に定める場合を除いて、外チベットに軍隊を送らず、チベットに文官武官を問わず駐在させず、中国の租界を作らないことを保証する。本条約の正式署名の日以外チベットに軍隊ないし官吏が存在する場合には、3カ月以内にこれらの人員を撤退させるものとする。グレート・ブリテン政府は、(1904年9月7日の英藏ラサ条約で定められた場合を除いては) チベットに武官文官を駐在させず、(商業事務官の護衛隊を除いて) 軍隊を駐留させず、チベットに租界を作らないことを保証する。

第四条

前条は駐藏中国代表が適当な護衛隊を伴ってラサに駐留することを定めた協定の存続を妨げるものではない。この護衛隊は300人を越えてはならない。

第五条

中国政府およびチベット政府は1904年9月7日の英藏ラサ条約並びに1906年4月27日の英藏ラサ条約⁸⁾を延長する英中条約によって定められた、英藏間の交渉ならびに協定を除いては、いかなる外国ともチベットにかんするいかなる交渉ならびに協定を行わないことを保証する。

第六条

1906年4月27日の英藏ラサ条約を延長する英中条約第3条は無効とされる。1904年9月7日の英藏ラサ条約第9条d項における「外国」には中国が含まれないものと解釈される。イギリスの通商には中国ないし中国の最恵国待遇を受ける国の通商に与えられる待遇よりも不利でないものが与えられる⁹⁾。

第七条

(a) 1893年並びに1908年のチベットにかんする英中通商協定は無効とされる。

(b) チベット政府は1904年9月7日の英藏ラサ条約第2条、第4条、および第5条を実施するために、外チベットにかんする通商協定を直ちにイギリス政府と交渉することを保証する。ただし、この通商協定は中国政府の同意を得た場合を除き本条約を修正するものであってはならない。

第八条

ギャンツェに駐在しているイギリス商業事務官は、1904年9月7日の英藏ラサ条約に関して生じた諸問題についてチベット政府と協議する必要がある、かつまた、通信その他の手段によってギャンツェにおいて解決することが不可能である場合には、護衛隊を伴いラサを訪れることができる。

第九条

本条約のために、チベットの境界および外チベットと内チベットの境界は、本条約附属地図でそれぞれ赤色と青色で表される。本条約のいかなる規定も、寺院の高僧を選定し、任命する権利並びに宗教施設にかんするあらゆる事項を完全に決定する権利を含むチベット政府の内チベットにおける既に存在している権利をなんら害するものではない。

第十条

本条約は英語、中国語、およびチベット語により作成された。慎重な検討の上、同一であると判断された。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

第十一条

本条約は正式署名の日から発効する。各全権委員が本条約に署名調印した証拠として、英語により本書3通、中国語により本書3通、チベット語により本書3通を作成した。

西暦一九一四年七月三日、中華民國三年七月三日、チベット歴木虎年五月十日にシムラで、本書を作成した。

ロンチェン・シャトラ (署名官印)

A. H. M. (署名官印)

Schedule

1. 1890年3月17日にカルカッタで調印されたシッキムとチベットにかんする英中条約¹⁰⁾

2. 1904年9月7日にラサで調印された英藏ラサ条約¹¹⁾

3. 1906年4月27日に北京で調印された西藏にかんする英中条約¹²⁾

交換文書

Note 1. 締約国によってチベットは中国領土の一部を構成することが確認される。

Note 2. チベット政府によるダライ・ラマの選定と任命の後で、チベット政府はダライ・ラマの任命を中国政府に通告する。ラサ駐在の中国政府代表機関は、猥下に公式にダライ・ラマの威厳にふさわしい称号を伝達する。この称号は中国政府によって授与される。

Note 3. 外チベットにおけるすべての官吏の選定および任命はチベット政府に委ねられることが確認される。

Note 4. 外チベットは中国議会ないし類似のいかなる機関によっても代表されない。

Note 5. チベット駐在イギリス通商代表機関に属する護衛隊はラサ駐在中国政府代表機関に属する護衛隊の75パーセントを超えないことが確認される。

Note 6. 中国政府は、チベット・シッキム国境のチベット側からの侵略行為を阻止することを定めた1890年3月17日の英中条約第3条に定められた義務を免除される。

Note 7. 第4条に定められる中国高官は第3条の規定が本条約の3名の全権委員によって十分充足されるならば直ちにチベットに自由に立ち入ることができる。中国高官は直ちに調査報告することとする。

ロンチェン・シャトラ (署名官印)

A. H. M. (署名官印)

追加宣言

われらグレート・ブリテンおよびチベットの全権委員は、ここに次の宣言を実効性のあるものとする¹³⁾。

略式署名した¹⁴⁾この宣言に添付した条約がグレート・ブリテン政府およびチベット政府に対し義務的拘束力があることを認め、中国政府は本条約に正式署名するまで、本条約から生ずるあらゆる特権をも享有しないことを宣言する。

以上の証拠として、各全権委員はこの条約に署名調印した。英文2通、チベット語文2通に署名調印した。

西暦千九百十四年七月三日、チベット歴木虎年五月十日にシムラで、本書を作成した。

ダライ・ラマ (官印)

ロンチェン・シャトラ (署名官印)

イギリス全権委員 A. ヘンリー・マクマホン (署名官印)

ドレプン [Drepung] 寺院 (官印)

セラ [Sera] 寺院 (官印)

ガデン [Gaden] 寺院 (官印)

国民議会 [National Assembly] (官印)

出所 : *Final Memorandum by the British Plenipotentiary, Tibet Conference, Sir Arthur Henry McMahon, Simla: Foreign & Political Department. Secret (External), Letter No 90 of July 1914 (IOR L/P+S/18/B206)* の一部。ページの記載はなし。

註

- 1) Parushotam L Mehra, 'INDIA, CHINA AND TIBET, 1950-54' in Verinder Grover ed., *China, Japan and India's Foreign Policy*, New Delhi, 1992, p. 484.
- 2) *Ibid.*, p. 484.
- 3) 江口圭一『十五年戦争小史』、青木書店、1986年、3-4ページ。「満州事変と日中戦争とアジア太平洋戦争とはばらばらの戦争ではなく、相互に内的に関連した一連の戦争であった。」同書、4ページ。
- 4) 同書、115ページ。
- 5) *BQ*, p.1.
- 6) 石島紀之『中国抗日戦争史』、青木書店、1984年、71-72ページ。
- 7) 原文では、the territorial integrity.
- 8) 1904年9月7日の英蔵ラサ条約を指す。
- 9) 原文では、Not less favourable treatment shall be accorded to British commerce than the commerce of China or the most favoured nation.
- 10) チャールス＝ベル 前掲書 付録22-25ページ。Sir Charles Bell, *op. cit.*, pp. 280-281.
- 11) 同書 29-34ページ。 *Ibid.*, pp.284-287.
- 12) 同書 35-37ページ。 *Ibid.* , pp.287-289.
- 13) 原文では、hereby record the following Declaration to the effect.
- 14) 原文では、initialled.

1950年11月7日付バツラブバーイー・パテールのネルー宛書簡

ニューデリー

1950年11月7日

親愛なるジャワハルラルへ

アーメダバードから戻り、閣議の後一つまりその日、わたしは、定例の15分間の会見に出席する必要がありまして、遺憾ながらすべての書類に目を通すことができなかつたのですが一ずっとわたしは、チベットの問題を心配しています。わたしは、心の中で考えていることをあなたにお伝えすべきであると考えました。

2. わたしは、外務省、在北京インド大使、そして在北京インド大使を通じて中国政府との間で交わされた通信を注意深く検討しました。わたしは、この通信をできるだけ在北京インド大使と中国政府に好意的に、じっくり読むようつとめました。しかし、結果として、これら通信のいずれも芳しいものではなかつた、ということを残念なことですが申し上げたいと思います。中国政府は、平和的意図を示すことによってわれわれを戸惑わせようとしています。私の個人的感触では、中国はきわめて重大な局面にさしかかつており、わが大使が彼らのいう、いわゆる平和的手段によるチベット問題の解決という誤った考えを信じるよう少しづつ洗脳しようとしているものと思われまふ。このお手紙が交わされている間も、中国はチベットに猛攻撃を加えていることに違いありません。中国の行為は最終的には、裏切り行為に他ならないとわたしは、考えまふ。このことは悲劇であります。チベットはわれわれを信頼していました。チベット人はわれわれに導かれることを望んでいました。われわれはチベット人を中国外交の罫、ないし中国の悪意の中から救い出すことができなかつたからです。現在の状況では、われわれはダライ・ラマを救い出すことができないように思われまふ。われわれの大使は、中国の政策と行動を説明し、あるいは正当化しようとして大変な努力を払っています。電文の一つで外務省が述べていますように、わが大使がわが政府を代表して中国政府にたいしておこなつた若干の説明は正確さを欠いており、不必要な弁明であります。チベットには、中国に対する英・米の陰謀の、いわゆる脅威が存在するなど、分別ある人々が考えるとは、信じられないことです。それゆゑ、もし中国がこのような考え方を信じているならば、中国はわれわれを全く信用しておらず、われわれを英・米の外交戦略の道具、ないし、言いなりになるものと考えていることになりまふ。あなたは中国に直接接近しました。それでも、中国がこのように考えているとすれば、われわれは自身を中国の友人と考えているにもかかわらず、中国はわれわれを中国の友人とは考えていない、ということになりまふ。「自分と共にいないものはすべて自分の敵である」という共産主義の考え方からするとこれは重要なことでもあります。われわれはこのことを当然銘記しなければなりません。ここ数カ月間、ソ連圏 {東側} 以外では、われわれは中国の国際連合加盟を擁護し、台湾問題についてのアメリカの保証を中国のために守る実質的にただ一つの国でありました。中国の感情をやわらげ、中国の懸念を払拭し、われわれのアメリカおよびイギリスとの議論ややりとりにおいて、そしてまた、国連において、中国の合理的な主張を擁護するために、われわれはできることすべてをおこなひました。これにもかかわらず、中国はわれわれの公正さを信じていません。われわれを疑い続けています。また、中国の心の内は少なくとも表面的には、懷疑論に満ちており、おそらくそれには若干の敵意も混ざっています。

中国にわれわれの誠意、友好的感情、良心を信じさせるために今まで行ってきた以上のことをわれわれはさらにおこなうことができるだろうか、とわたしは、疑問に思います。われわれの在北京大使は、友好的なものの見方を{中国に}伝えることについては大変適しています。その大使でさえ中国の考え方を変えさせることができなかつたようです。中国のわれわれに当てた最新の電報は失礼このうえないものです。つまり、それを要約すれば、チベットへの中国の{人民解放}軍侵入に対するわれわれの抗議を非難しているばかりか、われわれの態度は外国の圧力により定められていると、暗にほめかしさえているのです。その言葉を用いるとは、電報の宛先が友人ではなく実質的な敵であるかのようです。

3. このこと背景としてわれわれが考えなければならないことは、現在われわれが直面している新しい状況は、われわれが知っているようにチベットが消滅し中国の領土拡張がわれわれのすぐそばにまで迫っている結果である、ということです。歴史を通じて、われわれが東北国境について懸念したことは滅多にありませんでした。ヒマラヤ山脈は北からのあらゆる脅威に対する犯しがたい防御壁と考えられていたのです。われわれには友好的なチベットがありました。チベットがわれわれに困難なことがらをもたらししたことは全くありませんでした。中国は分断されていたのです。中国は国内問題を抱えており、われわれとの国境に関してわれわれをとまどわせるようなことは、全くありませんでした。1914年、われわれはチベットと協定を結びました。しかし、中華民国はこれに賛成しませんでした。われわれはチベットの自治権を独立した条約関係にまで拡大して考えていたようです。おそらく、われわれには中華民国の副署{counter-signature}のみが必要だったのでした。宗主権についての中国の解釈は異なっているように思われます。これ故近いうちに、中国はチベットがかつてわれわれと結んでいた条約{stipulations}をすべて否認するものと予想して差し支えないでしょう。このことにより、過去半世紀にわたってわれわれがチベットとの間でおこなってきたあらゆる国境にかんする、そして商業にかんする条約関係をすべて水泡に帰することとなります。中国は今や分断されていません。中国は統一されており強大です。北および東北にあるヒマラヤ山脈すべてにわたって、国境のわが方の側には、人種的にも文化的にもチベット人やモンゴル系の人々と異なっていない人々が住んでいます。国境が定められていないこと、およびわれわれの側にチベット人や中国人と類似性を持つ人々が存在していること、この二つのことは中国とわれわれの間に潜在的な問題要素をはらんでいます。最近の苦い歴史がわれわれに教えるところによれば、共産主義は帝国主義に対する盾では決してないし、共産主義者は帝国主義者と大して変わりません。この点で、中国の野望はヒマラヤのわが方の斜面に広がっているだけではなく、アッサムの重要な地方をも含んでいるのです。彼らはまた、ビルマにたいしても野望を抱いています。ビルマにはさらに困難な問題があります。つまり、ビルマにはマクマホン・ラインがなく、協定のようなものでも定められなければなりません。中国の民族統一主義と共産主義的帝国主義は西側の拡張主義と帝国主義とは異なります。前者は、それを10倍以上に危険なものとするイデオロギーの口実であります。イデオロギーを押し広める、と見せかけて、偽りは人種的、民族的、歴史的主張を覆い隠してしまいました。だから、北、および東北からの危険は共産主義となり、帝国主義ともなっています。安全に対するわれわれの西および北西からの脅威は今日なお以前と同じように主要なものとなっています。同時に新しい脅威が北および東北から増大していま

す。このように、数世紀来初めて、インドの防衛は同時に二つの方面に向けられなければなりません。今までわれわれの防衛手段はパキスタンにたいして優越することを基準に配置されてきました。われわれの計算では、われわれは今や、北および東北方面で共産中国と直面しなければなりません。共産中国は明確な野心と目的を持ち、われわれにたいして友好的とはとても思われません。この潜在的に問題をはらんだ国境における政治状況をも考えてみましょう。われわれの北および東北地域は、ネパール、ブータン、シッキム、ダージリン {地区}、およびアッサムの部族地域からなっています。情報通信という点からは、これら地域は弱い立場に立たされています。恒常的な防衛線は存在していません。侵入にたいして全く無防備、といってもよいでしょう。警察による監視の目はごく一部の峠に限られています。そこでもわれわれの検問所は完全に配置されているとは思われません。これらの地域とわれわれとの接触は決して親密なものではありません。これらの地域にすむ人々にはインドに対する忠誠心も帰属意識も全く確立しておりません。ダージリンとカリンポン地域ですら、モンゴル系の人々寄りの偏見から脱却していません。最近3年間、われわれはナガおよびアッサムのほかの山地部族と適切な接触を持つことができませんでした。ヨーロッパの {キリスト教} 伝導団や旅行者は彼らと接触を持っていました。しかし彼らの {部族に与えた} 影響は決して親インド、あるいは親インド人ではなかったのです。少し前のことですが、シッキムで政治的混乱がありました。シッキムで不満がくすぶっている可能性は十分あります。ブータンは比較的穏やかです。けれども、チベット人との類似性が問題であるかもしれません。ネパールではほぼ完全に武力に基づいた弱い独裁体制があります。この独裁体制は現代の啓蒙思想のみならず、国民の中の不満分子と摩擦を生じています。このような状況下で人々を新たな脅威から守り、または、人々の防衛力を高めることは、十分発展した具体性と確実性、および政策の明確さによってのみ達成することができます。中国と中国を鼓舞する根元たるソ連がこれらの弱い地域を彼らのイデオロギーを支えるため、そして彼らの野望を支えるために利用するチャンスを逃すことは決してない、とわたしは、確信しています。これ故、この状況においてはわれわれは独り善がりになったり自己満足になるゆとりはないと、わたしは判断します。われわれが成し遂げたいものはなにか、についてだけではなく、われわれはどのような手段でそれを成し遂げるべきか、について明確な考え方を持たねばなりません。われわれが目的を定め、目的を達成するための政策を遂行してゆく上で弱気になったり、決断力を欠くようなことがあれば、われわれは弱体化し、きわめて明らかな脅威が増大することとなります。

4. これらの国外の危険と平行してわれわれは今日重大な国内問題にも直面しなければなりません。わたしは、すでに [H.V.R.] アイエンガーにこれらの問題についての情報局の見解のコピーを外務省に送るよう依頼しました。今までは、インド共産党は海外の共産主義者と接触し、武器、文献などの供給を受ける上で若干の困難がありました。彼らは東部のビルマおよびアッサムの難しい国境および、長い海岸線について論争しなければなりません。今や、彼らは中国の共産主義者に近づく比較的容易な手段を持っています。また、中国の共産主義者を通してほかの外国の共産主義者と接触する比較的容易な手段を持っています。スパイ、第五列 {スパイ}、および共産主義者は、今やより簡単に侵入できるでしょう。われわれはテレンガナとワランガルの孤立した共産主義者の根拠地に対処するのではなく、われわ

れの北および東北国境における安全に対する共産主義者の脅威に対処しなければならぬかもしれない。そこでは、彼らは武器弾薬を得るために、安全に中国に存在する共産主義の兵器庫に頼ることができます。このように全般的な状況から速やかに決断を下す必要のある多くの問題が生まれています。すでに述べたように、われわれが、われわれの政策の目標を定め、目標を達成するための手段を決めることができるように、そうしなければなりません。われわれは防衛戦略とその準備のみならず一刻の猶予もならない国内の治安問題をも含むまさに包括的な行動をとらなければならないことは明らかです。すでに言及した国境における弱い地域の行政的・政治的問題もわれわれは検討する必要があるでしょう。

5. もちろん、わたしは、これらすべての問題を余すところなく提起することはできません。しかしわたしは、以下にいくつかの問題を記します。これらの諸問題を早期に解決する必要があると思います。また、われわれはこれら諸問題の解決をおこなうために、行政的、軍事的政策と手段を講じなければなりません。

(a) 国境および国内の安全、この両面にわたる中国のインドに対する脅威を軍事的に、情報に基づき押し量ること。

(b) わが方の軍事の状況および必要性に基づくわが軍の再配置。これは特に紛争の要因となる可能性のある重要なルートや地域を守るという考えに基づいてなされるべきである。

(c) わが軍の実力を推定すること。必要があればこれらの新しい脅威に照らして軍備縮小計画を見直すこと。

(d) われわれの国防についての需要を長期的に検討すること。私の個人的感触では、もしわれわれが確実に武器弾薬を供給しなければ、われわれの防衛力を永遠に弱体化することとなる。また、西・北西部、および北・東部の両方面からの二重の重大な脅威に対処することはできないだろう。

(e) 中国の国連加盟問題。中国がわれわれに示した拒絶、および中国がチベット問題を対処したやり方から判断すると、われわれはもはや中国の主張を支持できるかどうか、疑問である。朝鮮戦争に積極的に参戦したため、中国を事実上不法なものとするおそれが、国連に存在するかもしれない。われわれはこの問題についても態度を決めなければならない。

(f) われわれが、北・東北辺境を強化するためにとるべき政治的・行政的手段。これは国境全線にわたるものである。たとえば、ネパール、ブータン、シッキム、ダージリン、およびアッサムの部族地域。

(g) 国境地帯のみならず、ウッタル・プラデシュ、ビハール、{西}ベンガル、アッサムといった国境地帯を取り囲む州における国内の治安を維持するための手段。

(h) これらの地域において、国境検問所を結ぶ連絡手段、道路、鉄道、航空路、電信を発達させること。

(i) 国境地帯の警察活動と情報収集活動。

(j) ラサの外交使節、ギャンツェとヤートンの貿易拠点、および貿易ルートを守るためにわれわれがチベットで運用している軍隊をどうするか。

(k) マクマホン・ラインについての政策。

6. これらは私の思いついた問題のいくつかです。これらの問題について検討することにより、われわれは中国、ソ連、アメリカ、イギリス、ビルマとの関係についての幅広い問題を考えることができるでしょう。しかし、基本的にとっても重大な関

係もあるかもしれませんが、これは一般的な性格のものです。たとえば、ビルマ-中国関係において、一般的な性格を強化するために、ビルマとより密接なつながりを持つべきではないかどうか、考えなければならないかもしれません。しかし、わたしは、中国がわれわれに圧力をかける前にビルマに圧力をかける可能性を否定するものではありません。ビルマについては国境は全面的に未画定であり、中国の領土にかんする主張はきわめて重大です。現状では、ビルマは中国にとってより容易な問題を提起するかもしれません。またそれゆえ、はじめの姿勢を示すかもしれません。

7. これらの問題について広範に議論し、われわれがすぐに必要だと考える方針を決め、問題に対し早急に手段を講じる、という見地から、その他の問題について直接直ちに調査するために、早期に会談することを提案します。

あなたの

バラブバーイー・パテール

ジャワハール・ネルー様

ニューデリー

出所 : Durga Das ed., *Sardar Patel's Correspondence vol.10*, Ahmedabad, 1974, pp.335-341.

平和共存の五原則（1953年12月31日）

中国政府代表团とインド政府代表团は中国西藏地区における中印両国の関係について、1953年12月31日から1954年4月29日まで、北京で交渉を行った。これは交渉が始まったさい、周恩来同志がインド政府代表团と話し合った内容の一部である。この五原則は、のちに双方がとりきめた『中国西藏地区とインドとの間の通商・交通協定』の前文に正式に書き込まれている。1954年6月下旬、周恩来同志はインドとビルマを訪問した。中国とインド、中国とビルマは、共同声明について会談したさい、ともに平和共存の五原則を提唱した。

中印両国の交渉は、本日、つまり、12月の最後の日に始まりました。われわれはかつてこの交渉を1953年に始めると言いましたが、それがとうとう実現したわけです。

中印両国の関係は日ましによくなるものと信じます。長年の懸案のうち、機が熟した一部の問題は、きっと首尾よく解決することでしょう。新中国の成立後、中印両国の関係を処理する原則、つまり領土主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平等互惠、平和共存という原則が確立したからです。

二つの大国の間、わけても中国とインドのように国土の隣接する二つの大国の間には、必ずある種の問題が存在するものです。だが、これらの原則に依拠する限り、長年来の懸案のうち、すでに機が熟した問題は、いかなるものも交渉の席に持ち出してもよいと思います。

出所：中共中央文献編集委員会編中共中央ML著作編訳局、『周恩来選集（1949年—1975年）』北京、1989年 173—174ページ。中国語の原文は、中華人民共和国外交部、中共中央文献研究室、『周恩来外交文選』、北京、1990年、63ページ。

インド共和国と中華人民共和国の中国のチベット地区とインド間の通商・貿易協定

インド共和国と中華人民共和国中央人民政府は、中国のチベット地区とインド間の貿易および文化交流の促進と、中国とインドの国民の巡礼と旅行を促進することを希求し、次の諸原則に基づき、本協定を締結することを決定した。

1. 相互の領土と主権を相互に尊重すること
2. 相互不可侵
3. 双方の国内事項に対する不干渉
4. 平等互恵
5. 平和共存

この目的のために、互いに全権委員を任命した。インド共和国政府は、中華人民共和国駐在インド特命全権大使ネデヤム・ラガワン [Nedyam Raghavan] を任命し、中華人民共和国中央人民政府は、中央人民政府外務副大臣章漢夫を任命し、互いにその全権委任状を示し、それが適正妥当であると認められた後、次の通り協定した。

第1条

締約国は、相互に通商代表機関を設置する。

第1項

インド政府は、中華人民共和国が、ニューデリーとカルカッタ、およびカリンポンに通商代表機関を設置することに同意する。

第2項

中華人民共和国政府は、インド政府が、ヤートン [Yatung]、ギャンツェ [Gyantse]、ガルトク [Gartok] に通商代表機関を設置することに同意する。

各締約国の通商代表機関は、同等の地位および待遇が与えられる。各締約国の通商代表は、自己の任務遂行中、逮捕を免除され、同代表およびその妻子は、捜査を免除される。

各締約国の通商代表部は、特使、郵袋、および暗号通信にかんする特権および免除を享有する。

第2条

各締約国は、慣習上、中国のチベット地区とインド間の貿易に専門的に従事する商人にたいして、次に定める場所で貿易を行うことに同意する。

第1項

中華人民共和国政府は、1. ヤートン、2. ギャンツェ、3. パーリー [Pha-ri] を貿易市場に指定する。インド政府は、慣習にしたがい、1. カリンポン [Kalimpong]、2. シリグリ [Siliguri]、3. カルカッタを含むインド内の地点で貿易することができることに同意する。

第2項

中華人民共和国政府は、1. ガルトク、2. プランチュン [Pulanchung]、3. ギャニマ・カルゴ [Gyanima-Khargo]、4. ギャニマ・チャクラ [Gyanima-Chakra]、5. ランプラ [Rampura]、6. ドンプラ [Dongbra]、7. プリン・スムド [Puling-Sumdo]、8. ナブラ [Nabra]、9. シャンツェ [Shangt-se]、10. タシゴン [Tashigong]、を貿易市場に指定することに同意する。インド政府は、将来、中国のチベット地区のアリ [Ari] 地区とインド間の貿易の発展および需要に応じて、中国のチベット地区のアリ地区に隣接するインド内に貿易市場を指定する必要があるときには、平等互惠に基づき、その指定を考慮する用意がある。

第3条

各締約国は、双方の宗教順礼者が、次に定める規定に従うことに同意する。

第1項

インドのラマ教徒、ヒンドゥー教徒、仏教徒の巡礼者は、慣習にしたがい、中国のチベット地区のカイラス山および、マーナスローワル湖を訪れることができる。

第2項

中国のチベット地区のラマ教徒、および仏教徒の巡礼者は、慣習にしたがい、インドのベナレス、サルナート、ガヤ、およびサーンチーを訪れることができる。

第3項

慣習的にラサを訪れる巡礼者は、慣習に従い、今後もラサを訪れることができる。

第4条

双方の貿易商人、および巡礼者は、次に定める峠を通過するものとする。

1. シプキ [Shipki] 峠、2. マナ [Mana] 峠、3. ニチ [Niti] 峠、4. クングリ・ビングリ [Kungri-Bingri] 峠、5. ダルマ [Darma] 峠、6. リプ・レク [Lipu Lekh] 峠。

また、タシゴンに達する、インダス川溪谷に沿った慣習的ルートは、慣例にしたがい、継続して使用される。

第5条

各締約国は、本条第1項、第2項、第3項、第4項、に規定する者を除き、国境を越えるためには、双方の外交要員、公務員、国民は、それぞれ自国の発行した旅券および相手国の発行した入国査証を携帯しなければならないことに、同意する。

第1項

慣習的、専門的に中国のチベット地区とインド間の貿易に携わる双方の貿易商人、およびその扶養する妻子、並びにその随行員は、状況によっては、自国政府の地方行政当局、あるいは、正当なその代理機関によって正式に発行された証明書に従い、双方の国境検問所による調査を受けて、貿易を目的としてインド、または中国のチベット地区に立ち入ることができる。

第2項

小規模な貿易のため、あるいは、友人および親族を訪問するため国境を越える双方の国境地帯に居住するものは、従来からの慣習に基づき、双方の国境地帯に立ち入ることができ、第4条に規定する峠もしくはルートに拘束されない。また、旅券、入国査証、および許可証を携帯するよう要請されない。

第3項

必要な輸送業務に従事するために国境を越える双方の荷運び人および、ラバの群れを連れているものは、自国の発行する旅券を携帯する必要はないが、自国政府の地方行政当局、あるいは、その正当な代理機関によって正当に発行された一定期間（3カ月、6カ月、または1年間）有効な証明書を携帯し、双方の国境検問所に於て登録するため、それに証明書を提示しなければならない。

第4項

双方の巡礼者は、証明書を携帯する必要はないが、双方の国境検問所に於て登録し、巡礼の許可を受け取らなければならない。

第5項

本条本項の規定にも関わらず、締約国政府は、特定のいかなる人物の入国をも拒否することができる。

第6項

本条本項の規定に従い、相手側の領土に入国する者は、双方によって定められた諸手続きを完了した後に、その領土に立ち入ることができる。

第6条

この協定は、締約国政府による批准により発効し、8年間継続される。継続期間が満了する6カ月前に、いずれかの側が本協定の延長を要請し、相手側がこの要請に同意すれば、本協定の延長が双方により交渉される。

本協定は、1954年4月29日、北京で作成され、ヒンディー語、中国語、英語により作成された。これら3通は、すべて等しく有効である。

インド共和国政府全権代表 ネデヤム ラガワン
中華人民共和国中央人民政府全権代表 章漢夫

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda, And Letters Exchanged And Agreements Signed between The Governments of India and China 1954-59; White Paper*, pp.98-101.

参考：アジア政経学会 編、『中華人民共和国外交資料総覧』、一橋書房 昭和35年、895-897ページ。

1959年9月13日のネルーの指示

1. われわれは、やむを得ざる事態に立ち入るまでは、実際の衝突を避けねばならない。すなわち、われわれは、大規模な軍事衝突だけでなく、たとえ小規模であっても武力衝突を避けねばならない。わが部隊は、実際に発砲されない限り、決して発砲すべきでない。
2. 中国側の武装先遣隊がわが方に近付いてくる場合には、後退するよう、彼らを諭すべきである。わが方は、彼らが発砲する場合にのみ、発砲すべきである。
3. (この項は、チェスル地区についての具体的な指示)
4. アクサイ・チン地区は、おおかれすくなかれ現状のままとし、検問所を設けず、事実上、近付かないようにすべきである。この地区にかんする一切の問題は、時期がきたときに、より大きな、国境全体の問題との関連に置いて考えるべきである。さしあたり、われわれは、中国側が、この東北部を占領し、彼らの道路がそれを横切っているという事実を、我慢しなければならない。
5. 国境方面の人員に対するわれわれの一般的指示は次の通りである。すなわち、いかなる挑発的行動をも避け、国境のこちら側に厳として留まり、容易に突破されることのないようにすべきである。
6. わたしは、この国境方面で、中国軍が、何等かの攻撃的方針をとることは、――すなわち、これ以上わが国の領土に進入を試みることは――ありそうにもないと考える。もし、彼らがそうしたならば、彼らの前進をくい止め、直ちに事態をわれわれに報告して指示を仰ぐべきである。

出所：ネビル・マックスウェル著 前田寿夫訳、『中印国境紛争―その背景と今後』、時事通信社、1972年、165―166ページ。

Neville Maxwell, *India's China War*, Dehradun, 1997 (reprinted edition), pp. 129-130.

なお、この資料は、公式には公開されておらず、マックスウェル自身が独自にインド政府関係者より入手したものである。

1959年9月8日付 周恩来のネルー宛書簡

1959年9月8日、北京

首相閣下；

私は、1959年3月22日付閣下のお手紙を注意深く読みました。あなたのお手紙から、中印国境問題について、両国政府の立場に根本的な相違が存在することがわかりました。このため、私は、多少驚き、また、あなたのお手紙にどのように返事をしたらよいのか考えるために、以前よりも長い時間が必要でした。

中印国境問題は、歴史によって残された複雑な問題です。この問題に取り組む際には、まずはじめに、インドがイギリス統治下にあった時代にイギリスが、中国を侵略したという歴史的背景を考慮しなければなりません。かなり以前から、イギリスは、中国のチベット地区にたいして侵略的野心を抱いていました。イギリスは、事実、独立したチベットを自国の勢力圏下におくことを意図して、中国から切り離そうとつねに扇動していました。この試みが失敗すると、イギリスは、中国がチベットにたいするいわゆる宗主権を有することを認める一方で、チベットをイギリスの勢力圏下におくことを意図して、あらゆる手段を講じて、中国に圧力をかけました。しばらくすると、イギリスは、インドを基地として、中国のチベット地区ならびに新疆地区へと領域的拡張政策をとりました。こうしたことすべてが、紛争を長引かせ、中印国境問題が解決されない根本的原因となっています。

中国とインドは、長い間帝国主義の侵略にさらされた国であります。この共通する経験によって、中国とインドが、上述した歴史的背景について同一の見解をもち、相互に同情し、相互に理解し合い、そして、国境問題に取り組むにさいして、公正さと理性を持つことは、当然のことです。中国政府は、インド政府が、このような態度をとることをつねに考えてきました。ところが、中国政府の期待に反して、インド政府は、中印国境問題の解決のための基礎として、イギリスの対中国のチベット地区侵略政策によってもたらされた状況を中国政府が、公式に認めるよう要求しました。さらに深刻なことには、インド政府は、この要求をのませるために武力行使さえためらうことなく、中国政府にあらゆる種類の圧力をかけています。この点について、中国政府は、深い憂慮の念を禁じ得ません。

中国政府は、一貫して、国境問題の全面的な解決には、両国が、歴史的背景と現実を考慮に入れ、[平和共存]五原則に従い、一步一步充分準備された方法によって、平和的な交渉を通じて行うべきであると主張してきました。一時的な手段としてこれを棚上げにして、両国は、長い間存在している国境の現状を維持すべきです。そして、一方的な行為によってそれを変更すべきではありませんし、武力をもちいるなど、もつてのほかです。紛争地区のうち一部については、国境地帯の平静を保障し、両国の友好関係を発展させるための交渉を通じて、部分部分の地点にかんする地域的協定を結ぶことができたでしょう。これは、あなたに宛てた私の1959年1月23日付書簡の中で表明した基本的な考え方であり、中国政府は、いまでも、このやり方が、国境問題を両国が解決する際にとられるべき方法であると考えています。閣下の1959年3月22日の書簡から判断して、あなたは、このやり方に全くの反対ではないように思われます。

さて、閣下がお手紙で提起された諸問題および、中印国境の現状についての中国政府の立場について、さらにご説明したいと思えます。

私は、1959年1月23日付の閣下に宛てたお手紙の中で、中印国境は、いままで一度も正式に机上画定されたことはない指摘しました。閣下は、1959年3月22日付のお手紙で、この点について同意できないことを表明され、中印国境の大部分は、インド政府と中国中央政府との間の国境条約によって認められていることを熱烈に立証しようとなさいました。中印国境はいままで決して公式に机上画定されたことがないことを、立証するために、私は、以下の事実を列挙したいと思います。

(i) 中国の新疆とチベット地区をラダクからわけ隔てる国境について

1842年に、講和条約が、中国チベット地区の現地当局者とカシミール当局者との間で締結されました。しかしながら、当時の中国中央政府は、この条約を締結する際、誰も派遣しなかったし、後に批准することはありませんでした。さらに、この条約は、ラダクとチベットは、互いに国境を尊重すると概括的に述べるにとどまり、この地区の国境の場所にかんしては、何ら条項も設けなかったし、説明もしていないのです。この条約は、この地区の国境が両国によって公式に机上画定されたことを立証するためにもちいることはできないことは明白ですし、ましてや、中国政府にこの地区の国境についてのインド政府の一方的な主張を認めさせるために、もちいることなどできません。この地区の国境は明白であるとのイギリス政府代表に宛てた1847年の中国政府の公式声明にかんしては、当時の中国政府が、この地区の国境についてはっきりした見解をもっていることを示すにすぎず、両国間の国境が、公式に机上画定されたことを示す証拠としては、もちいることができません。事実、1899年まで、イギリス政府は、中国政府にたいして、この地区の国境を公式に机上画定するよう提案しつづけました。しかし、中国政府は、この提案に同意しませんでした。閣下も、本年8月28日の連邦下院において次のように述べていらっしゃいます。

「これは、かつてのカシミール藩王国とチベットおよび中国のトルキスタンとの国境であった。誰もこの国境を正確に記録していません。」

それゆえ、この地区の国境が机上画定されたことがないことがわかるのです。しかし、中国とラダクの間には、歴史的伝統に基づく慣習線が、たしかに存在します。中国の地図は、つねにこの線に沿って中国とラダクとの国境を描いてきました。東インド会社の取締役 [the Court of Directors of East India Company] の命を受けて、イギリス人ジョン・ウォーカーが編纂した『パンジャブ、西ヒマラヤおよびチベットに隣接する地方』の地図（この地図は、イギリス人・アレキサンダー・カニンガム大尉の本『ラダク』（1854年出版）に付録としてつけられている）によれば、この地区の国境は、中国の地図で描かれているものと全く同じように描かれています。後になってイギリスやインドの地図は、中国領土の大きな部分をラダクに含めてしまっています。これには、何らの法的根拠もなければ、いかなる時代の実際の行政を反映したものでもありません。

(ii) 中国のチベットのアリ地区とインドとの国境について

あなたのお手紙から、あなたもこの地区の国境が、両国によって正式に机上画定されていないことに同意されていることがわかります。それだけではありません。実際には、この地区の多くの地点について、両国間には歴史的な紛争があります。たとえば、ツァパラング・ゾン [Tsaparang Dzong]、南西のサング [Sang] とツングシャ [Tsongsha] 地区は、つねに中国に属していますが、30～40年前に、イギリスが、次第に侵攻し、占領しました。中国のチベット地方当局は、この問題を数回

にわたってイギリス当局に取り上げましたが、何らの結果も生み出しませんでした。そして、この問題は、歴史によって残された問題となりました。

(iii) ブータン以東の中印国境について

インド政府の主張によれば、国境のこの区間は、長い間明確に机上画定されてきた、とのこと。その根拠は、いわゆるマクマホン・ラインが、1913年～1914年のシムラ会議の際、中国政府、チベット地方政府およびイギリス政府によって共同で定められたことにあると言います。私が、閣下に繰り返し言明したように、シムラ会議は、イギリスが中国からチベットを奪い取ろうと企てた重要な段階でした。会議では、外チベットと内チベットとのいわゆる境界やチベットと中国の残りの部分との境界について議論されました。あなたのお手紙で述べられていることとは正反対に、いわゆるマクマホン・ラインは、シムラ会議では全く議論されませんでした。シムラ条約に略式署名する前の1914年3月24日に、イギリス政府代表とチベット地方政府代表は、中国中央政府代表に隠れて、デリーで秘密覚え書きを交換して、いわゆるマクマホン・ラインを決定したのです。この線は、後にチベットと中国の他の部分との国境の一部として、シムラ条約付属地図に書き込まれました。いわゆるマクマホン・ラインは、イギリスの中国のチベット地方にたいする侵略政策の産物であって、いかなる中国中央政府もこれを一度も認めたことはありません。したがって、これはあきらかに不法なものです。シムラ条約についていえば、当時の中国中央政府代表は、これに公式に署名しませんでした。このことは、条約にはっきりと書き込まれています。イギリス当局とチベット地方当局が、秘密覚え書きを交換したかなり後になるまで、イギリスは、関係文書を公にしようとしませんでしたし、地図上で伝統的なこの区間の国境の描き方を変えませんでした。この不法な国境は、中国人民の大きな怒りを買いました。チベット地方当局自身、後になってこの国境にたいする不満を表明しています。そして、1947年にインドが独立して以降、チベット地方当局は、閣下に電報を打ち、インドにこの線よりも南側の中国のチベット地方のすべての領域を返還するよう要請しています。この領域は、中国の浙江省に匹敵する大きさで、約9万平方キロメートルの大きさです。首相様、どうして中国が、これほどまでに大きな領域を売り払って、権利と名誉を放棄するような、このような不法な線を強制的に受け入れさせられることに、同意することなどありえまじょうか。伝統的な中国の地図によれば、ブータン以東の中印国境は、いわゆるマクマホン・ラインが現れる以前の伝統的な境界線を正確に反映して描かれています。1917年にインド測量局が出版した『チベットと隣接する諸国』の地図と1929年版ブリタニカ百科事典付録地図も、ともに、この区間の国境を中国の地図と同じように描いています。そして、インド軍が、いわゆるマクマホン・ラインより南側の地域に大規模に侵攻したのは、1951年の中華人民共和国のチベット地区平和解放前後の時期にすぎません。したがって、この区間の国境は、長い間明確に机上画定されてきたということは、あきらかに根拠のないことでもあります。

閣下は、お手紙で中国とシッキムとの国境にも言及されました。中国とブータンとの国境同様、この問題は、現在のわれわれの議論の対象ではありません。しかしながら、私は、この機会に、中国は、互いに侵略することなく、シッキムとブータンと友好関係を保持することを望んでおり、つねにこれら諸国とインドとの適切な関係を尊重していることを明確にしたいと思えます。

上で述べたことから、中印国境が、中国で発行された地図での描かれ方のおりであるということは、根拠のないことではないし、当初、イギリスとインドの地図も中印国境をほぼ中国の地図と同じように描いていたことがわかるでしょう。事実、後になって中印国境の描かれ方を一方的に改変したのは、中国の地図ではなく、イギリスやインドの地図だったのです。それでもなお、中国とインドが、友好的な交渉と合同調査を通じて相互の国境を机上画定しなかったから、中国は、インドに対して、インドの地図を改訂せよと求めなかったのです。同じ理由で、1954年に私は、閣下に今中国政府が古い地図を改訂することは適切ではないとご説明いたしました。しかし、インドの一部の人は、中国に中印国境についてのインドの一方的な主張を飲ませるような世論の圧力をかもし出そうとして、中国で出版された地図について大きく騒ぎ立てています。いうまでもなく、これは賢明でもないし、価値あるものでもありません。

2. 上述のとおり、中国政府は一貫して中印国境問題について明確な方針で望んでいます。つまり、一方では中印国境全域が机上画定されたことはないという事実を確認し、他方では、中印友好関係をとくに考慮して、現実を直視し、積極的に双方にとって公正で合理的な解決法を模索し、さらに、国境問題の解決を一時的に棚上げして、長期間にわたって存在する国境の現状を一方的に改変しようとはしないのであります。中印国境の東部区間については、私がすでに述べたように、中国政府は、決していわゆるマクマホン・ラインを承認しません。しかし、中国の軍隊は、決してこの線を越えません。これは、交渉と国境問題の解決を促進し、国境に沿って安定を維持するためであります。しかし、これは、中国政府がこの線を認めたことを意味するものではありません。この点について、かつて私は、閣下にご説明いたしましたが、閣下が私に宛てられた最近の2通のお手紙ではあきらかに誤解されています。このことに照らして、私は、もう一度上述のご説明をはっきりさせていただくことが必要と考えます。

中印国境の西部区間については、中国は、伝統的な慣習線を固く守っております。また、インド軍が、中国の領土に繰り返し侵入し、あるいは、占領していることにかんして、中国政府は、つねに友好的に適切な対応をしています。たとえば、インド軍と行政官によるウジェ侵略については、中国政府は交渉を通じてインド政府と問題解決の道を探り、衝突を避けるよう全力を尽くしています。中国新疆の南西部と中国チベット地区にあるパンゴン湖地区に侵攻したインド軍については、中国辺境守備隊は、国際的な慣例にしたがって、彼らを武装解除した後で、理性的な態度をとり、彼らに中国領土を離れるよう説得し、武器を返しました。ひきつづいて、シプキ峠、パリガス、サング・ツングシャ、プリン＝サムド、チュバ、チュジュ・サングチャそしてラプタルに侵攻・占領したインド軍については、中国政府は、これらの事件を発見した後で、つねに直ちにかつ激高してインド政府に報復するよりは、むしろ充分調査しました。こうしたやり方によって、中国政府が、中印友好関係を推進するよう最大限努力していることが明らかになります。

今年はじめまで、インド軍が一方的に侵入することによって引き起こされた上述の国境紛争にもかかわらず、中印国境に横たわる空気は、概してとてもよいものです。全く机上画定されていない中印国境のうち約2000キロメートルで武力衝突が全く発生していないという事実は、それだけで、両国が友好的で理性的な態度をとりさえすれば、国境地帯で安定が維持され、両国間の国境の机上画定を一時棚上げに

しさえすれば、緊張が緩和される、有力な根拠となります。

3. しかし、チベットで反乱が発生して以来、国境を取り巻く情勢は、急速に緊迫してきました。この原因に中国側は、責任はありません。大量のチベット反乱分子が、インドに流入した直後、インド軍は、中印国境の東部区間で前進政策を強力に推し進めはじめました。インド軍は、両国間で長い間維持されてきた現状を一方向的に改変して、イギリス当局とチベット地方当局が交わした秘密の覚え書きに付属する地図で示された、いわゆるマクマホン・ラインを越えたばかりではなく、最近のインドの地図で描かれた国境でさえ越えました。最近のインドの地図は、いわゆるマクマホン・ラインを反映したものではありませんが、多くの地点ではマクマホン・ラインよりも〔北側にある〕中国の領土に食い込んでいることさえあります。インド軍は、ロンジュに侵攻して同地を占領し、ヤシャル〔Yashar〕に侵入し、シャゼ〔Shatze〕、キンゼマネ、タマデンをいまだに占領しています。これらの地点はすべて中国の領土です。さらに、これらの諸地域で武装したチベット反乱分子を匿っています。インドの飛行機もまた、時折中印国境付近の中国の領空を侵犯します。とくに遺憾なのは、最近インド軍が不法にもロンジュを占領して、ミギトン駐留の中国国境守備隊を攻撃し、中国国境守備隊に自衛のための反撃を行わざるをえなくさせたことでもあります。これは、中印国境地帯ではじめての武力衝突でありました。このことから、最近の中印国境における緊張した状況は、すべてインド軍による侵入と挑発によっており、このため、インド側が全責任を負うべきであることがわかります。それでも、インド政府は、中国がインドを侵略したと非難し、ミギトン地区での中国国境守備隊の自衛行為を武装した挑発と述べて、あらゆる種類の根拠のない非難を中国政府に浴びせているのです。インドの政治家や宣伝機関の多くは、この期を捉えて反中国の言論を大量にまき散らし、中国領土を爆撃せよとまでおっぴらに挑発的な行動をとるものさえあります。こうして、ここ6ヶ月の間に二度目の反中国キャンペーンがインドで行われるようになりました。インドが、中印国境の画定されていない現状を認めず、軍事的、外交的、そして世論を通じて中国へ圧力をかけ続けているという事実は、国境問題について、インドは、インドの一方向的な主張を中国に押しつけようとしているのではないかと人びとに勘ぐられても仕方がないでしょう。このような試みは決してうまくいかないだろうし、両国の友好関係を破壊する以外のいかなる結果をも生まないどころか、国境問題をこじらせて解決をいっそう困難にさせるであろうことを指摘しなければなりません。

4. 中印友好関係は、平和共存五原則に基づいています。中国政府は、両国間の意見の食い違いは、すべて平和的な話し合いを通じて解決されるべきであり、解決可能であるし、両国の友好関係に影響を及ぼすべきではない、と一貫して主張しています。中国は、南西部の国境を平和と友好の国境とみています。私は、閣下に、中国政府が、最近〔国境〕守備隊を中国チベット地区の南東部分に駐留させているのは、チベット武装反乱分子が国境を行き来して、挑発行為を行うことを防止することだけを目的としていることを、お約束いたします。これは、純粋に国境の安寧維持を目的としたもので、決してインドの脅威とはならないでしょう。閣下は、〔平和共存〕五原則の提唱者のおひとりであり、中印友好関係をうち固め、発展させていく重要な貢献をなさっています。そして、つねにこの友好関係の重要性を強調されています。このことは、中国政府と人民に深い印象を与えています。それゆえ、私は、閣下に中印国境の全貌について論理的な説明をいたしました。閣下とインド政

府が、中国政府の求めに応じて、直ちに越境しているインド軍と行政官を撤退させ、両国の国境で長い間存在していた現状を回復する手段を講じられるよう希望いたします。こうすれば、中印国境の一時的な緊張は、直ちに緩和されるだろうし、両国関係にのしかかっている暗雲はたちまちにして晴れ、中印友好関係を望んでいるわれわれの友人を落ち着かせ、中印関係を破壊し、緊張をつくりだすことをもくろむものどもに打撃を与えることになるでしょう。

敬具 中華人民共和国国務院総理

周恩来

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, II*, pp. 27-33, New Delhi, 1960.

1959年9月26日付 ネルーの周恩来宛書簡

ニューデリー 1959年9月26日

首相閣下；

1959年9月8日付貴簡を受け取りました。わたしは、貴簡を読んで大変驚き、かつ失望したことをお伝えしなければなりません。われわれは1954年北京で、また1956-57年インドで、中印国境特に東部国境について討議しました。ご存じのように、東部国境は、マクマホン・ラインという勝手な名が付けられています。わたしは、この呼び方を好みませんが、しかし便宜上そう呼ぼうと思います。わたしがこの問題であなたと討議したとき、われわれの問題点は、いわゆるマクマホン・ラインが正確にどこにあるかで合意に達することだと考えました。わたしは、1959年3月23日付の貴簡を受け取ったときも、われわれが数十年の間、またある場所については一世紀以上も、疑いもなくインド領だと考えている土地のうち、102400平方キロメートルも中国が自国領だと主張するなどとは思いませんでした。あなたは、先の書簡で、広大なインド領を中国領と主張され、インド政府はイギリスの中国に対する侵略から利益を得ようとしていると述べられました。わが国会および国民は、この言いがかりを深く遺憾としています。インド国民がその国内および国外で、いかなる形の帝国主義にたいしても抵抗していることは世界中で十分知られ、認められており、中国もまたこのことを認め高く評価しているとわれわれは考えていました。イギリスがインド国民の意思に反し、インドを占領し、統治していた事は事実であります。しかしインドの国境は数世紀にわたり、歴史、地形、慣習、および伝統によってつくられたものであります。チベットに対するインドの態度ほどインドが帝国主義を好まないことをよく表しているところはありません。インド政府は1947年、イギリスがチベットに持っていた治外法権を、自発的に放棄し、チベットは中国の一地方であることを条約によって認めたわけです。あなたが先に、インドを訪問され、私と長時間会談されたとき、あなたは私に、チベットはこれまでも中国の一部であったし現在もそうだが、しかしチベットは自治地区であるといわれました。

二、あなたは書簡の中で、インド政府は中国政府にインドの要求を受け入れさせるため、武力の行使を含むあらゆる圧力をかけていると述べられました。これはインド政府のやっていることの正に反対であります。われわれは1954年以来中国人により、国境の各地でインド領への侵入が行われていること、ラダク地方でインド領を通過して道路が作られていること、1958年アクサイ・チン地方でインド人が逮捕、監禁されたことを公に発表しませんでした。われわれは両国国民を刺激する事なく、両国の合意によってこの紛争の平和的解決が行われるようにと希望して、これらの事実を発表しませんでした。こうした事は失敗であり、政府は国会と新聞によって、激しい、しかも理由のある批判に曝されています。われわれは武力を使う事なく、紛争の平和的解決を求めたのです。あなたも1958年のバラホティにかんする中印両国代表の長い交渉およびその他の紛争に関し、両国政府の間で交換された覚書をご承知の事と思います。言うまでもなく、マクマホン・ラインのインド側、ロンジュにあるインド拠点を圧倒的な中国軍が制圧し、あなたがなおその軍隊を撤退させず、わが方がこの拠点を再占領しようとしなないことに対し、インド国内には大きな不満があります。

三、あなたは国境の長年にわたる現状 [status quo] 維持に言及されました。インド政府は常にこれに賛成しています。これを最近繰り返し破ったのは中国政府であります。例えばアクサイ・チン地方の伝統的にインド領とされている地区を横切つて、160キロにわたる道路が建設されたこと、1957年頭東北辺境特別区のローヒト地区への中国調査隊の越境、1959年スパングルにおける露营地の設置、1958年のバラホティへの武装部隊の派遣、慣習に反して同地に冬期も武装兵を駐屯させたこと、そして最後に、しかし重大なのは、ロンジュにおける武力行使などがあげられます。

四、中印国境全体が机上画定 [delimited] されていないことは事実です。事実中印国境の多くの地形は、このような現地の実地画定 [physical demarcation] を不可能にしています。しかし国境全線は国際協定によって明確に決められ、慣習によって認められ、あるいは協定、慣習の二つによって認められ、今日まで中国政府はこの慣習的国境にいたるインド政府の行政権の施行にたいして反対したことはありません。あなた自身本年初めまで、インドの国境沿いで武力衝突が起こった事がないことをご存じでしょう。全ての中国政府はインドの国境を尊重してきました。それはこれまでの中国政府が弱かったからだ、ということは答えになりません。中国政府はビルマとの国境については1906年と1937年の間に、抗議を行っていますが、このような公式に認められた国の権利の行使としての抗議は、インドにたいしては全くなされたことはありません。

五、チベットとラダク地方との国境に関して、1842年のチベットとカシミール地方との間の条約締結に参加するため、当時の中国中央政府 [then Chinese Central Government; 清朝] が何人をも派遣しなかったということは正確さを欠いています。この協定は、ダライ・ラマおよび清朝皇帝の代表によって調印されました。チベット人のカロン・ソコン [Kalon Sokon] は調印者の一人で、清朝を代表していました。同協定のチベット側解釈も、清朝がこの協定への参加者であった事を明らかにしています。かくて同協定は、「将来世界の続く限り、いかなる事であろうとも、世界の王、シリ・カラサジ・サーヒブ・シリ・マハーラーヂ・サーヒブ・ラージャー・イ・ラージャーガン・ラージャー・サーヒブ・バハーデュル [the King of the world Siri Khalsaji Sahib and Sri Maharaj Sahib Raja-i-Rajagan Raja Sahib Bahadur] と中国皇帝およびラサのラマ・グル・サーヒブの間の同盟、友好、および意見の一致には髪一筋ほどの変化も、いかなる違反も起こらないだろう」と述べています。

六、1842年の協定が、単に“古くから確立された [old established] 国境”とのみ、述べていることも事実であります。これは、これらの国境線が十分知られており、正式な机上画定をする [formal delimitation] 必要が全くなかったからであります。ラダクとチベットの間での1684年の協定でも、「スキド・イダ・ンゲマ・ゴン [Skyid-Ida-ngeema-gon] がその王国を3人の息子に与えたときから、決められた国境線は今後も維持されるべし。」と述べています。17世紀のラダク年代記中の記述も国境は明らかに定まっていることを示しています。あなたもお認めのカニンガムは、1846年この地区を旅行しています。カニンガムは1854年、「ラダク地方の東部国境線は積み重ねた石ではっきりと示されている。これは1687年ラダク人がカシミールから相当な援助を受けてソクポ [Sokpo] あるいはモンゴル系の遊牧民を、最後に追い払った後に作られたものだ。」と述べています。(『ラダク』、1854年、261ページ)。このことから、ラダク地方とチベットの国境

は2世紀も前からはっきりしており、双方から認められていたことは明らかであります。これらの協定が示すように、この間、ラダク地方とチベットとの間には絶えず交易が続けられ、国境にかんする紛争はかつて起こらなかったのであります。

七、貴簡の中で、中国〔清朝、中華民国、中華人民共和国〕はかつて1842年の協定を批准したことはないと述べられています。中国〔清朝、中華民国、中国〕がこの協定を承認していたことは、1847年、清朝官吏が、イギリス政府に対し、「国境に関して本官は、これらの地域の境界が、十分明確に定められている〔fixed〕ので、この古くからの決定にしたがうことが最善であり、国境を定める〔fix〕ために、新しくいろいろな方法を探らない方がはるかに都合がよいことを指摘したい」と通告している事実からも明らかであります。中国政府がこの協定を無効だと見なしていることを示すものも存在しません。上記のように、単に国境は知られているだけでなく、十分明確に決定され、その所在に関して全く意見の違いがないと述べていることから明らかであります。

八、1842年の協定を中国が認めていることの別の証拠は、貨物および贈物の交換にかんする同協定の他の条項は、1946年まで中国〔中華民国〕政府から何ら邪魔されることなく、実施されてきたことであります。

九、イギリス政府は1899年までに国境のこの部分を正式に机上画定する〔delimit〕よう提案したが、清朝政府はこれに同意しなかったということは正確ではありません。そのような正式の机上画定〔formal delimitation〕のため、1847年と1899年の間に、何らの提案もなされたことはありません。イギリス政府によって1899年に行われた提案は、ラダクの東部とチベットとの国境ではなくて、ラダクおよびカシミールの北部と新疆省との国境にかんするものであります。この中で、北部国境は崑崙山脈に沿って東経80度の地点まで走り、そこでラダク東部国境に合流すると述べられております。このことからアクサイ・チン地方全体はインド領であることは疑いの余地がありません。清朝政府はこの提案にたいして、反対もしなかったのであります。

十、そこで、ラダク、チベット、および清朝の全ては、ラダクとチベットとの国境は、慣習的な国境であることを受諾していたのであります。あなたは中国地図に示された国境は、ウォーカーによって編集され、1854年発行のカニンガムの著書につけられている、パンジャーブ州、ヒマラヤおよび隣接地区の地図に示された国境とほぼ同様であると述べられました。ウォーカーの地図は、その編集者の索引の中で、この地図のために用いられた記録は、H・ストレイチイ大尉のラダクとナリ・コルサムスの地図であると述べています。ところでストレイチイ大尉は1847年にラダクの一部を旅行しただけであります。大尉はアクサイ・チン地方には行かず、この地方についてはほとんど何も知らず、その国境をこの地域での天然の、また古くから確立された〔old established〕国境線である主分水嶺があると考えたところに引いたのであります。その後多くの探検隊・調査隊がインド政府によってこの地方に送られました。これらの隊は慣習的国境線は、自然の地形に基づいていること、またこれを証明するこの地方の証拠もあることを明らかにしました。ジョンソン氏は1865年に、カシミール藩王によってラダクの知事に任命されていたイギリス人フレデリック・ドリューは1869年に、アクサイ・チン地方を訪れています。19世紀における他の調査隊は、1868年のヘイワード・ショー・ケイレイ隊、1885年のケイレイ隊、1891年のハミルトン・ボウアー隊、1895年の

リトルデイル隊、1896年のウェルビー・マルコム隊、1896年のディージー、パイク隊、および1900年のオーレル・スタインのものであります。かくて全ラダク地方の正確な地図が作られたのは、前記の各調査隊が分水嶺の正確な位置を確かめた1865年以後であります。そして重要なことは、このとき以後の大部分の地図は慣習的な国境線が中国の主張する線ではなくて、インドの地図にわれわれが示す線と同じであることを示していることでもあります。1867-68年に発行されたウォーカーのトルキスタン最新地図、ドリュウの著書『ジャムおよびカシ米尔地方 [Jammoo & Kashmir Territories]』（1875年）につけられた地図、ジョンストンの地図（1882年）および1890年以後発行されているカシ米尔地名辞典につけられている地図など全ての国境線は、われわれの現在の国境線とほぼ同じであります。19世紀後半の清朝の公式地図でさえ、ほぼわれわれの線を国境線としています。中国政府がわれわれの広い地域を中国領としたのは、20世紀の中国公式地図だけであります。これに反して、1917年以後、ノース・チャイナ・デーリー・ニュース・アンド・ヘラルド [the North China Daily News and Herald] が権威ある調査に基づき上海で発行した中国新地図・商業地名辞典 [the New Atlas and Commercial Gazetteer of China] は、北西部国境として、われわれの国境線に近いものを、また東北国境は、後にマクマホン・ラインとして知られている線にほぼ一致した国境線を示しています。わたしは、中国の地図は1854年のウォーカーの地図とも一致せず、中国の主張をも支持しないものだとすることを付け加えたいと思います。つまり、ウォーカーの地図は、デムチョクおよびパンゴン湖の北をインド領としていますが、最近の中国の地図はこの地域に関してはウォーカーの地図とも一致していません。

十一、あなたはチベットのアリ [Ari] 地区として知られている地方とインドとの国境線の部分について言及されています。われわれは、アリ地区はナーガリーコルスム [Ngari Khorsum] の略語であり、南西チベットであるとの通報を受けました。これはインド領である、パンジャブ州、ヒマーチャルプラデシュ州およびウッタール・プラデシュ州とチベット地方との国境地方の一部であります。あなたはこの地区の国境はかつて正式に机上画定 [formally delimited] されたことがないと述べられました。しかし実際には、この地区の国境線についてはなんら疑義はありません。1954年のチベットとの通商にかんする中印協定 [インド共和国と中華人民共和国の中国チベット地方とインドの間の通商・貿易協定] の第4条は、この地区に6つの峠を規定しています。この協定が結ばれるまでに中印両国代表の間で、これらの峠が検討されました。貴国側の最初の草案には、「中国政府は次の峠を開くことに同意する」とありました。インドのカウル [Kaul] 代表はこれらの峠はインド領であると述べました。双方の間で検討が重ねられた後、「両国の商人および巡礼者は次の峠を経由して旅行し得る」との協定文で意見の一致を見ました。これにつき、貴下の外交部副部長は、「これは中国側の5回目の譲歩である」と述べています。このことは、これらの峠を国境の峠として認めたことでもあります。事実インド政府は、これらの峠のインド領域を常に管理してきました。

十二、わたしは、「いわゆるマクマホン・ラインは中国のチベット地方に対するイギリスの侵略政策の産物である」とあなたが述べられたことに非常に驚きました。またさらにあなたは、インドとチベットとの国境にかんする協定はイギリスとチベット地方当局の代表によって結ばれたものであり、中国中央政府はこれまでそれを承

認したことはないと述べられました。このことからあなたは、協定は違法であると結論されています。しかし事実は違っています。シムラ会議の準備は、中華民国政府によって十分承知され、その同意を得て行われました。中華民国外交部長は1913年8月7日イギリス代表にたいして中華民国特命全権は、チベットおよびイギリス全権と、「ともに協定のための交渉を開始するため」インドに向かう、との書簡を送っています。会議の経過から、中華民国代表がこの会議に完全に参加したのみならず、チベット代表は中華民国およびイギリス代表と対等の立場で、討議に参加していることは明らかであります。またインドとチベットとの国境が、この会議で討議されたのみならず、また内チベットと中華民国、および内チベットと外チベットの国境についても討議されました。当時もまたその後も中華民国政府は、この会議でのインドとチベットとの国境にかんする討議には反対しませんでした。こうした状況のもとにインド・チベット間の国境、マクマホン・ラインに関して、この会議で到達した合意は一般に認められている国際慣行に基づき、中華民国およびチベットの双方を拘束するものと見なされるべきであります。事実これはチベットが他国と条約を結んだ最初のものではありません。1856年チベットはネパールと独自に条約を結んでいます。1904年イギリスおよびチベットによって調印された条約は、チベットにおける清朝代表の援助を得て、チベット・イギリス代表が交渉したものであります。

十三、あなたはイギリスとチベットの間で、いわゆる秘密の覚書が交換された後、長い間、イギリスは関係文書をあえて公表しなかったと述べられました。あなたはまた、マクマホン・ラインは「シムラ条約に付属する地図の上に後になって記された」とも述べられました。わたしは、あなたの述べられた事実にも、結論にも、同意しがたいと思います。シムラ会議の中華民国代表は、インド・チベット境界のマクマホン・ラインを十分承知していました。この特殊なラインはチベットとイギリスの代表との間で討議されましたが、しかし会議の結果できた条約草案が、1914年4月25日、インド政府、チベットおよび中華民国代表が正式署名 [signature] するため提出されたとき、マクマホン・ライン、内チベットと中華民国、および内外チベットの境界線を示す地図が付されておりました。その後1914年4月25日付の覚書で、中華民国外交部は内外チベット、および内チベットと中華民国との国境線に関して多くの反対を述べました。しかし、中華民国外交部は三者によるシムラ条約に付せられた地図に示されたチベットとインドの国境線にたいしては、何らの反対もしなかったのであります。その後、4月27日中華民国代表は条約および付属地図に、何らの反対をも行わず略式署名 [initialled] しました。ついで1914年6月13日覚書で、中華民国は内チベットと外チベットとの国境に関して新しい提案を行いました。この覚書の中でチベットとインドの境界に関しては、全く何も述べられていないことは重要であります。その後約5年して1919年5月30日中華民国政府は再び、最終的な解決のためシムラ条約に若干の修正を提案しました。これらの修正もまた単に内チベットと中華民国、および内チベットと外チベットの境界線にかんするものであります。チベットとインドの境界線マクマホン・ラインについてはこのときもなんら述べられていません。古い記録を見るとイギリス政府は内チベットの地位と境界に関し、合意が成立することを希望して、しばらくの間シムラ条約の発表を差し控えていたことがわかります。シムラ条約は1929年版のアチソン条約集で発表され、マクマホン・ラインは1937年以後正式地図

に示されています。これらの地図は広く流布されていますが、当時もその後も中華民国当局はなんらの抗議も行わなかったのであります。

十四、わたしは、ラサに駐在するインドのチベット代表部とインド新政府〔独立インド〕との間で、1947年に交換された2つの文書からあなたが引き出された推論には全く同意できません。それはラサのわが方出先から1947年10月16日付で送られてきた電報であります。この電報は、サユル〔Sayul〕、ワロン〔Walong〕およびペマコエ〔Pemakoe〕地方、ロナン〔Lonag〕、ロパ〔Lopa〕、モン〔Mon〕、ブータン、シッキム〔Sikkim〕、ダージリン〔Darjeeling〕、およびガンジス河のわが方側のその他の地域、ヤルクム〔Yarkhim〕国境に至るロオ〔Lowo〕、ラダク地方などインド、チベット国境地方のチベット領と主張されている地区の返還に関して照会してきたものであります。チベットによって主張されている地域が明確でないことはわかるはずであります。もしこの主張が言葉通り受け止められるならば、チベット国境はガンジス河にまで達することになります。インド政府がこの夢のような主張を受け入れることは不可能であります。もしインド政府がこの電報がインド領の広大な地域に対するその後の主張の基礎になる恐れがあると少しでも考えたとすれば、もちろん直ちに、無条件でこの主張を拒否したでしょう。そのような印象を受けなかったので、インド政府は、「インド政府としては、双方が協議を望む事項に関し、新しい協定ができるまで現状のままの関係を続けるというのが、チベット当局の意図だ、ということであれば喜ばしい。これはインド政府がイギリス政府から条約関係を引き継いだ他の全ての国によって採用されている方式である」旨の返事を送りました。この返事からインド政府は、国境問題に関しチベットと新しい協定のための交渉を開始した、と結論付けることは正しくないでしょう。イギリスが1947年8月15日その権利を放棄し、インドが独立を得たとき、インド政府はパキスタン分離前のインドの条約上の義務〔the treaty obligations〕を引き継ぎました。インド政府は、分離独立前のインド政府が協定または条約を結んでいた全ての国に対し、独立インド政府はこれらの協定または条約から生ずる義務を守ることを確約しました。あなたの書簡の中で述べられた上記の電報の中で、インド政府の意図したところは、こうした確約をチベット当局に伝えたものに他ならないのです。そこでインド政府がたとえ交渉のためにせよ、チベットの広大なインド領に対する主張を一応受け入れ、この交渉を再開した、などということはインド政府としては全く考えたこともありません。

十五、中国地図に示されるとおり、ブータンの東側が伝統的な国境であると言うのは間違いであります。反対に、この地域における慣習的国境線を正確に示すものは、マクマホン・ラインであります。ヒマラヤ山脈の嶺によって作られた分水嶺が自然の境界であり、双方の住民が幾世紀にもわたり、国境線として認めてきたのです。マクマホン・ラインの南の地区に住む部族――モンパ〔Monbas〕、アカ〔Akas〕、ダフラ〔Dafilas〕、ミリ〔Miris〕、アポール〔Abors〕、およびミシミ〔Mishmis〕――はアッサム州の他の山地部族と人種的に同じ者であり、チベット人と親近性はありません。チベット人自身これらの部族を軽蔑し、これらを一括してロパ〔Lopas〕と称しています。2つの隣接する国の国境線はこれらの地区に住む人々の人種的同一性によっては決められないのは事実であります。国境線の両側に住む人々の間にある種の文化交流が行われることも珍しくありません。それにしても、重要なことは、上述の部族達は文化的、政治的その他の意味でもチベットの影響をみじんも受けて

いないことであります。これはチベット当局がこの地方に行政権を行使したことが全くないことによる以外には考えられません。これに反してインドの行政は徐々にこの地域に及んでいたのです。アカ族とは1844年および1888年に、アポール族とは1862-3年に、モンパ族とは1844年および1853年に、インド政府の統治権 [authority] を彼らの上に及ぼす協定がそれぞれ結ばれました。これらの部族を、概して言えば放任し、自立させ、インド政府の他の領域におけるような細かい行政組織を作らない、というのがインド政府の部族民政政策でありました。同時にまたインド政府地方行政官 [British Political Officers] は紛争の解決その他の目的のため、これらの地域を訪れました。そして最後には、25600平方キロのサディヤ [Sadiya] 辺境地区が1912年に作られ、同じ広さのバリパラ [Balipara] 辺境地区が1913年、つまりシムラ会議に先立って作られました。1906年中国本土協会 [Chinese Inland Mission] によってロンドンで発行された中華帝国地図は、この地域における国境として1914年のシムラ会議で決定された境界線とほとんど同じものを示しています。この地域は、1911-13年に徹底的に調査されました。ロヒト地区は1911年から1912年にかけてミシミ調査隊によって、ディハング溪谷地区は1912年から1913年に、そしてアポール地区は1913年に調査されました。ベリー大尉は1913年これら全地域におけるチベット行政の南限に関し、広範な調査を行いました。1914年インドとチベットの国境が決められたのはこれらの詳報に基づいています。したがってマクマホン・ラインはインド政府が弱いチベットにたいして課した一方的なものではないことは明らかであります。またこれはこの地域における自然的、伝統的、人種的、および行政的境界であります。

十六、あなたは1917年インド地理調査所 [Survey of India] によって発行された地図およびイギリス百科辞典の1929年版の地図について述べられました。前者の地図は中国の主張する国境線を示していますが、しかし同ページの一覧図には、マクマホン・ラインもまた示されています。この理由はインド政府は、中華民国がシムラ条約を全体として受け入れることを希望して、マクマホン・ラインだけを示す新しいインド地図の発行を欲しなかったためであります。1929年版イギリス百科辞典の地図にかんする限り、大まかに言って、現在中国が主張している国境線が、東部国境として示されていることは事実であります。しかし同じ地図はアクサイ・チン地方全体をラダク地方の一部としています。そこで、イギリス百科辞典の権威を国境の一部における中国の主張を支持するものとして引用し、他の地区に関してはその権威を拒否することは、公正ではないでしょう。事実他国において私人によって発行された地図を自国の主張の証拠としてあげるならば、われわれはわれわれを支持する多くの地図をあげることができます。例えば、1876年パリでアンドリボウ・クジョン [Andriveau Coujon] 社によって発行された南アジア地図および同じ社から1881年発行された東アジア地図は、全部族地区をチベット外として示しています。中国本土協会によって発行された1906年の中華帝国地図はマクマホン・ラインにほぼ同じ国境線を示しています。1907年10月発行のイギリス陸軍省の中国地図は、ほとんど全部族地区をインド領としています。1910年ロンドンで発行されたフランシス・ヤングハズバンド卿の著書『インドとチベット』の中の地図は部族地区をインドとしているし、チャールス・ベル卿の『チベット—過去と現在』(オックスフォード、1924年)も同じであります。

十七、われわれには、シッキムとブータンとの国境は現在討議の対象とならないとのあなたの言明の意味がよくわかりません。ブータンとの条約に基づき、インド政府はブータンの対外関係にかんする多くの事項を他国の政府と交渉し得る唯一の当局であり、事実インド政府はブータン政府のために、多くのことを貴政府と交渉してきました。したがってブータンとチベットとの国境に関して中国の地図の犯している誤りを正すために同じ地区でのインドとチベットとの国境と共に討議されるべき事項であります。シッキムに関しては、清朝政府は、早くも、1890年にインド政府が「同地の内政および外交関係を直接かつ排他的に支配していること」を認めています。またこの1890年の条約はシッキムとチベットの国境を決定し、その後この国境は1895年に実地画定〔demarcated〕されました。したがってシッキムとチベット地方との国境に関しては紛争はありません。

十八、あなたは、中印国境約2000キロの全域は机上画定されておらず〔undelimited〕、一方的にこの国境を変えたのは、中国の地図ではなく、インドとイギリスの地図であると述べられています。しかし実際は、中印国境は（シッキム、ブータンとチベットとの国境を除いても）、3520キロ以上に達しています。この全国境線は机上画定〔undelimited〕されていない、ということは誤りであります。ブータン東方の国境線は、1914年の条約の地図上で黙示的に画定〔explicitly delineated〕されています。ヒマーチャル・プラデシュ州、ウッタル・プラデシュ州の国境は1954年協定で6つの峠に言及することによって明らかにされてきました。イギリスおよびインドの地図が、一方的に国境を変えてきたとの非難について言えば、事実イギリスの早い時期の地図は、イギリスが当時分水嶺と考えてきたところを、大まかに国境として示していたにすぎません。その後分水嶺に関してより多く地形学のおよび現地での報告が得られるようになるにつれて、その後の地図において国境線はより正確に示されてきたのです。古い地図と新しい地図との相違は、イギリスの製図家は規則により、国境の実際線〔the actual alignment of the frontier〕にこだわることなく、地図の上で行政の境界を示してきたという事実によって説明がつきます。そこで行政権が次第に辺境地区に及ぶにつれてこれに応じて新しい地図は国境を変更してきたのです。かくして1895年インド地理調査所によって発行されたインド地図は、北ビルマおよびその後マクマホン・ラインとして知られるに至った線にいたる、東北インドの当時行政権の及んでいなかった地区を薄いオレンジ色で塗り、より濃い色の他のインド領と区別したのです。事実インドの現在の国境は常に歴史的なものであったが、イギリス植民地時代の行政は徐々にこれらの辺境地区に及ぼされたということでもあります。

1947年インドが独立した直後、インド政府はこれらの辺境地区が特殊な社会的、文化的様式を保持しながら、かつ福祉国家の利益を享受できるよう、これらの地域をより直接的な行政の支配下に置くことを政策として決定しました。インド軍が東北辺境特別区へ着実に進出し始めたのは最近のチベットの危機が起り、多くのチベット人がインドに移った後になってのことだというのは正しくありません。事実、文官、警察官などの行政要員がマクマホン・ラインまでのこの地域で働き始めたのは、最近のチベットの騒乱が始まる前からであります。しかしわれわれは国境地帯のどこにも一切の軍隊をもっていません。文官を援護するために、わずかに武装警官がいるだけで、国境の検問所にもこれらの武装警官だけが配置されています。われわれが陸軍に国境警備の責任を負わせることにしたのは、ロンジュの検問

所が優勢な中国軍によって制圧され、国境沿いのその他の地区でのインド側要員が、中国軍により辱められた後であります。

十九、前節で述べたことからインド領の広大な地域を中国に編入するため、国境線を変えたのは中国地図であることは明らかになったはずであります。さらに1949年以降に発表された中国地図すら国境線がはっきりしていないことも付言すべきでしょう。いろいろな地図は同じ地区に関し、様々な国境線を示しています。

二十、長年にわたって存続してきた国境の現状を一方的に変更しようとしているのは中国政府であるといわねばならないことは、残念なことです。中国要員がバラホティ [Bara Hoti]、アクサイ・チン [Aksai Chin]、クルナク・フォート [Khurnak Fort]、マンダル [Mandal]、スパングル [Spanggur]、キンゼマネ [Khinzemane]、およびロンジュ [Longju] に駐在していること、中国軍がスピチ [Spiti] 地方、シプキ [Shipki] 峠、ニラン・ジャダン [Nilang-Jadhang] 地方、サングチャ [Sangcha]、ラプタル [Lapthal] およびディチュー [Dichu] 渓谷に侵入していたことはこれ以外に説明のつけようがありません。中国軍がマクマホン・ラインをかつて超えたことはない、というのも正確ではありません。キンゼマネもロンジュもこの線の南にあります。

二十一、インド政府は、「最近インドは中部国境地帯の多くの地点に侵入し、これを占領している」との主張に強く反論しています。事実、最近明らかにインド領であるところに侵入し、これを占領しようと絶えず企てているのは中国軍であります。中国軍の侵入およびその計画の詳細は付属覚書に列挙されています。これらの侵入の中で特に顕著なものは、スパングル地方のものです。同地方で中国兵は伝統的な国境線を無視して、過去1、2年の間激しく侵出してきました。中国兵は最近初めて中国の公式地図でさえもインド領となっている、スパングル湖の西端に近い地点に新しい露营地を作りました。チベット国境地区での中国軍の大規模な移動にかんする報道についてわれわれはとやかく言う地位にありません。われわれとしては、この行動が中印国境全域においてインド領へ侵入しようとする新しい政策を意味しないことを望みます。

二十二、チベットの中国官憲は中国当局は近いうちにシッキム、ブータン、ラダク、およびインドの東北辺境特別区を占領するだろうと繰り返し発表しているとの報道がわれわれの耳に入っています。わたしは、どのような官憲がこのようなことを言ったか知りませんが、このような発言は当然のことながら国境の緊張を増していますので、あなたの注意を促したいと思います。

二十三、あなたはインド部隊が中国領に越境したと述べられました。しかしわれわれの部隊が中国領に越境したことは全くありません。もしかりにインド部隊が国境の荒涼たる地域のどこかで誤ってそうしたとすれば、そのときは友好国の政府は今後も誤りが繰り返されないように、そのことを直ちにわれわれに通告してくるものと期待しています。それにもかかわらず、昨年インド部隊がラダク地方のハジランガルで通常の巡察に従事しているとき、あなたの軍隊はこれを逮捕し、われわれがその後5週間して問い合わせるまでこの逮捕をわれわれに通告されませんでした。その間これらのインド兵は脅迫とひどい扱いと厳しい捜査を受けました。このやり方は友好国政府の要員を遇する道では決してありません。

二十四、インドが東北辺境特別区の国境付近でチベットの武装反乱を援助しているとの非難は、全く根拠のないものであり、われわれはこの非難をはっきり否定し

ました。反対にわれわれの出先は、チベットの反乱者が国境を越えてインドへ入ってくると直ちにその武装を解除し、また国境から遠く離れた地域に移動するよう要求しました。この処置に反対した少数のチベット人には、インドに亡命を許さず、結局インドから離れるよう通告しました。

二十五、インドの航空機がこの地区の中国領空を繰り返し侵犯しているとの主張も事実と相違します。われわれはわが空軍に中国領空に入らないよう厳重な命令を發しましたし、この命令は厳重に守られているとの確報を受けています。しかし国境地区の拠点に物資の投下を行っている航空機がたまたま誤って国境線を越えたり、実際には国境線を越えていなくてもそう見えたりすることをご理解いただけたと思います。われわれが中国の領空を尊重するよう配慮していることは昨年7月ロンジュのわが方拠点にいる将校が重い病気にかかったとき、われわれは貴政府にたいして医師をパラシュートで降下させることを通告した事実からも明らかだと思います。われわれがこれを貴政府に通告した意図は、もしわが方の航空機が拠点の上を飛行する際、誤って中国領空に入り、貴国側に誤解を生じないようにと思ったわけです。同じ理由から1959年11月から1960年2月にわたる間、わが方の調査隊が空中からインド側国境地方の調査に従事したときも予め貴政府に通告いたしました。われわれのロンジュについての通報は、わが方が中国領にひそかに拠点を作り始めているとの疑いに反証をあげたことにもなりましょう。この通告をしなければ、われわれはわが方のロンジュの位置を貴政府には通告しなかったことでしょう。

二十六、われわれはインドの地図に示されている国境線は多くの地点でマクマホン・ラインを越えて広い中国領をインド領としているとの主張を検討しましたが、この主張の根拠を發見できませんでした。あなたがインド地図に示されたミギトン[Migyitun]地区の国境線がシムラ条約付属地図の国境線と少し違うことを気にしておられるかも知れませんが、そのことは容易に説明ができます。当時シムラ会議においてインド政府代表と中華民国代表の間で合意を見たように、国境線は自然の地形にしたがうことでありましたが、しかしミギトン（および少数のその他の地点も）チベット領とするとの留保がなされました。この留保はチベット人の巡礼地である2つの聖なる湖、ツァリ・サルパ[Tsari Sarpa]とツォ・カルポ[Tso Karpo]および巡礼者の出発地であるミギトンをチベット領として残すためになされたのであります。シムラ条約の結ばれたとき、この地域の正確な地形は知られていませんでした。後にこの地域の地形がはっきりと定められたとき、国境線は地形にしたがったのですが、ミギトンをチベット領として残すため、この原則の例外とされました。そこでインド地図に示された国境線は、厳密に地形にしたがっているこの地区の条約付属地図の正確さを証明するにすぎません。これは国際法上の確立された慣行とも一致しています。

二十七、わたしは、国境地方に引き起こされた緊張は、インド側の越境と挑発によるものだとあなたのご意見には全く同意できません。事実付属覚え書きが示すように、最近伝統的な国境線の多くの地点でインド領に越境してきたのは中国側であります。あなたはインドでわれわれがいわゆる反中国キャンペーンをやっていると述べられました。これは事実の逆だといってもよいでしょう。両国間の国境地方で不幸な事件が起こっているにもかかわらず、われわれはインドできわめて慎重に、穏やかに振舞っておりました。多くの地点で中国軍は威圧的な態度をとり、他の地点では中国兵は現実にインド領に侵入しました。インドの主権にかんするこのよう

なことはきわめて重大なものでありますが、貴政府に対する反感の生ずるのを恐れて、われわれはわざとこれを公表しなかったのであります。しかし議会における質問には答えねばならず、事実は覆い隠せませんでした。こうして事実が明らかになったとき、議会および民衆の間の反響は一種の幻滅と憤激でありました。また議会および新聞からは、政府がこれらの事態を早いうちに発表しなかったことが批判されました。インド憲法によれば、議会は最高の機関であります。インドはまた新聞の自由を認めており、政府は民衆の批判を抑えることはできません。そこでインド政府がいかなる形にせよ、中国に対する圧力をかけようとしているということは誤りであります。また、政府、議会、および新聞が活動の基礎としている憲法の手続きを誤解しているものであります。言うまでもなくこのような主張は全く根拠がありません。

二十八、わたしは、インド政府が中国との友好関係を維持することを重視しているとこれまでも言うてきましたし、再びここにそれを確約したいと思います。インド政府はこれまで中国との関係を他の国との関係と同じように平和共存五原則の精神に基づき処理してきました。これは平和共存五原則の宣言される前から常にインドの方針でありました。したがって中国が今や多くのインド人が住み、長年にわたってインドの行政管轄権のもとにあった広大なインド領を自国領だと主張していることはわれわれにとって驚きでもあり、遺憾でもあるというほかありません。いかなる政府といえどもその領土の構成部分であるこのような広大な地域の将来について交渉することはできないでしょう。しかしわれわれは3500キロ以上に及ぶ中印国境線が実地画定 [demarcated] が行われておらず、したがってこの国境線沿いのいくつかの地点で、これらの地点が伝統的国境線のインド側に属するか、チベット側に属するかについて、紛争が起こり得ることを認めます。そこでわれわれは既に発生した国境紛争は、友好的、平和的に解決されるべきだということに同意します。われわれはまたこの紛争の解決がつくまで国境の現状 [status quo] が維持されるべきことにも同意します。その間双方は伝統的国境線を維持し、いずれの側もいかなるやり方でもその現状 [status quo] を変更しようとしてはなりません。さらにもし、いずれかの側が伝統的国境線を越えて相手側の領土に侵入している場合には、直ちに自国領に撤退すべきであります。インド政府にかんする限り、現在どの地点においても伝統的国境線のチベット側に、文官、警察官、軍隊などのいかなる要員をも配置していません。唯一最近作られ、その後の調査で明らかになったタマデン [Tamaden] の拠点だけはマクマホン・ラインの若干北にありました。さきに約束したように、われわれは既にこの拠点をマクマホン・ラインの南の地点へ撤収しました。しかしそのほかの地点でインド側要員が撤退することはなんら問題になりません。そこでわれわれは貴国政府が同じ精神に基づき最近スパングル、マンダル、および東ラダクの他の1、2の地点で新しく作られたいくつかの拠点から貴国側要員を撤退させることを要求致します。同時に中国軍は8月26日に実力により占領し、現在もなお占領しているロンジュからも撤退すべきであります。伝統的国境線のインド領内で現在中国軍が保持している拠点をまず撤収し、さらに威嚇と屈辱が直ちに中止されなければ交渉を行っても結果は無駄であります。

二十九、首相閣下、わたしがこのように長い、詳細な書簡を送らねばならなかったことは遺憾と言うほかありません。しかしわたしは、あなたの9月8日付書簡がわれわれにとって大きな衝撃であったことを率直に申し上げねばなりません。イン

ドは中国を最初に承認した国の一つであり、過去10年間貴国との友好関係を維持、強化することに努めてきました。われわれ両国が1954年チベット地方にかんする協定に調印したとき、わたしは、中印両国に歴史が残してきた主要問題は平和のうちに最終的に解決できたと考えました。5年後にあなたは最近われわれが討議し、わたしが解決されたと考えた重要なことをすっかり無にするような問題を頑強に持ち出されました。わたしは、中国が南西国境を平和と友好の国境と見なしているとのあなたの声明を高く評価しています。この希望と約束は中国がインドの領土の重要な部分であった膨大な領土に対する要求を本来微々たる国境紛争にしか過ぎない事件に持ち込みさえしなければ達成されるでしょう。

敬具

ジャワハルラール・ネルー

出所：Ministry of External Affairs, Government of India,

Notes, Memoranda, And Letters Exchanged And Agreements Signed between The Governments of India and China; White Paper No. II, 1959, New Delhi, pp.34-46.

インド情報放送省出版局編、小西健吉訳、『中国の脅威』、アポロン社 1963年 33-54ページ も参照の上、訳出した。

1959年11月7日付 周恩来のネルー宛書簡

ニューデリー

インド共和国首相ジャワハラル・ネルー閣下

親愛な首相閣下

1959年9月26日付の閣下のお手紙は既に受け取りました。きわめて不幸なことには、その後、10月21日に、中国領内のコンカ峠以南の地区で、またしても辺境における新しい、意外な衝突が起きました。今度の衝突については、中印両国政府は既に幾度か照会を交換しており、その中には11月4日にインド政府が中国政府へ送った照会が含まれています。インド政府のこの照会が、多くの面で、両国の境界問題の基本的事実と境界における衝突事件の真相について顧みないばかりでなく、両国の友好関係にきわめて有害な態度をとっているのは、まことに遺憾であります。こうした態度をとることが、問題の解決になんの助けにもならないことはきわめて明らかであります。今の状況下において、私の考えでは、われわれの直面するもっとも重要な責任は、何はさておき早急に、ためらうことなく有効な措置をとって、両国の辺境における不安な状態を真剣な態度で改善するとともに、今後辺境におけるなんらかの衝突の起こる可能性を、根本的に取り除くよう努力することにあります。

中印両国の境界はこれまで画定されていないし、また、非常に長く、両国の政治の中心から大変離れているか、わりあい離れているので、もしも両国政府が十分妥当な解決方法を案出しないならば、双方ともに望まない辺境の衝突が、今後も尚起こるかもしれない、とわたしは、心配しています。そして、こうした衝突が起こりさえすれば、たとえごく小さな衝突があるにしても、われわれ両国の友誼を敵視するものが、人に言えない目的を果たすために、それを利用するであります。われわれ両国間にはきわめて長い友好の歴史があり、根本的な利益の衝突はなく、われわれ両国政府はまた平和共存の5原則の提唱者でもありますので、われわれには、両国の辺境における緊張した情勢を存続させておく何らの理由もないのであります。閣下の9月26日付のお手紙の中には、中国政府の同意できない多くの観点が含まれていますが、これらについては、わたしは、他の機会に私の意見を説明したいと思えます。しかし、今度のお手紙が、インド政府は中国と友好関係を維持することを十分に重視しており、また中国政府のこれまでの主張、すなわち、既に発生した境界の紛争についてはこれを友好的に、平和的に解決すること、解決をみるまでは、現状を維持すべきであって、いずれの側も、いかなる方式にせよ、それをもって現状を変更しようとして試みてはならないこと、に同意する旨再び声明されているのは、私の欣快に存ずるところであります。両国の境界の現状を有効に維持し、辺境の安寧を確保し、かつまた、境界問題の有効的な解決のための良好な雰囲気を作り出すために、中国政府は、中印両国の武装部隊が、東部のいわゆるマクマホン・ラインと西部の双方の実際支配線から、直ちにそれぞれ20キロ後退すること、双方が武装部隊を撤収させた地区には、再び武装要員を派遣して駐屯、守備、巡察に当たらせないよう双方が保証すること、但し、引続き民生要員と非武装警察官をとどめて、行政任務の遂行と秩序の維持に当たらせることを提案するものであります。この提案は、実際には、双方がいずれもロンジュに武装要員を派遣しないことについての、

インド政府の9月10日付けの照会中の提案を、中印辺境全体に拡大したものであり、また双方の部隊の距離を40キロにまで拡大したものであります。もしもこの距離をさらに拡大する必要があるれば、中国政府もまた考慮する用意があります。要するに、われわれ両国の境界が会談を通じて正式に画定される以前であろうとそれ以後であろうと、中国政府はあらゆる努力を払ってわれわれ両国の間に最も平和な、最も安全な辺境地帯を作り出し、これによってわれわれ両国間に永久に、再び辺境問題のために疑懼や衝突が起こらないようにしたいと望んでいるのであります。もしも、インド政府が中国政府のこの提案に同意されるならば、この提案の実施についての具体的な措置は、両国政府が直ちに外交ルートと通じて話し合いによって取り決めることができるのであります。

中国政府はこれまで両国の辺境の情勢と両国の関係を緊張させる意向を抱いたことはありません。わたしは、閣下もまた、当面のこうした緊張した情勢が和らげられることを望んでいただけるものと信じます。わたしは、われわれ両国の10億を越える人民の偉大な悠久の歴史をもつ友宣の為に、中印両国政府が共に努力を払い、上述の提案について早急に話し合いをまとめることができるよう切に希望するものであります。

境界問題および両国の関係におけるその他の問題をさらに進んで話し合うために、中国政府は、両国の首相が最近のうちに会談を行うことを提案いたします。

尊敬する首相閣下！両国の人民はわれわれが早急に行動をとることを望んでいます。わたしは、彼らの願いを満足させるべきであって機会を狙って何とかして中印両国の偉大な友宣を破壊しようと企んでいるもの達に、その陰悪な目的を果たさないようにすべきであると考えます。わたしは、閣下が一日も早くご返事をくださることをお待ちしております。

心からなる挨拶をお送りいたします。

1959年11月7日 北京にて
中華人民共和国国務院総理 周恩来

出所：『中印境界問題』、北京、1962年、55-59ページ。『中印辺境問題』、北京、1962年、27-29ページ。

1959年11月16日付 ネルーの周恩来宛書簡

1959年11月16日、ニューデリー

親愛なる首相様；

11月7日付のあなたのお手紙を受け取りました。感謝します。われわれは、わが国の大使パルタサラティ [Parthasarathy] 氏から同日、あなたが大使に語ったお話の報告を受け取りました。

2.11月4日に、帰国の大使にニューデリーにて手交した覚え書きで、わが方は、事実に基づきラダクにおける国際的な国境についてあらゆる詳細を述べました。わが方は、また、多数のインド側人員の死者・捕虜を出した10月21日のチャン・チェンモ谷事件の第一次資料を覚え書きに添えました。それより以前の9月26日付のあなたに宛てた手紙の中で、中印国境全域についてのわが方の主張を根拠づける完全な事実を述べました。しかし、9月26日付の私の手紙にたいする返信も、11月4日付のわが方の覚え書きにたいする詳しい返信も受け取っておりません。あなたが、これら二つの書簡の中で列挙された事実を検討せず、わが方の覚え書きが、「多くの点で、両国間の国境問題の基本的な事実と国境での衝突の事実関係を誤認している。」として無視されたことを遺憾に思います。わたしは、この考え方に全く同意できません。われわれは、あきらかに両国間の現存する緊張を緩和するあらゆる方策を検討しなければなりません。事実を無視すれば、われわれの努力は成功しないでしょう。

3.わたしは、以前の手紙の中で、国境全域は長い間平和なものであり、紛争やトラブルが全くなかったと述べたことを、繰り返したいと思います。国境について、紛争や食い違いが現れたのは、ほんの最近のことです。これらの問題は、われわれがとった行動に起因するものでは決してありません。最近のトラブルの原因は、国境のあなたの側でとられた行動にあります。

4.この国境について明確な理解があるべきであるということ、そして、[中印] 両国間のような国境紛争は、平和的な手段で解決されるべきであることを、われわれは望んでいます。われわれが思うには、現在重要なのは、国境地帯の安寧を保障し、これによって友好的な解決への望ましい雰囲気をかもし出すために、あらゆる国境衝突を避けることだと思えます。したがって、両国政府が、直ちに国境衝突の危険性を減ずる合意に達するべきだということに、われわれは賛成します。

5.インド政府は、以上の点についてのあなた方の提案を、詳しく検討いたしました。しかし、それらについて議論する前に、わが方の警察偵察部隊に被害がでた後、10月20日と21日にチャン・チェンモ谷で、あなたの軍隊が捉えたインド人員の釈放が遅れたために、インドでは失望感が増したことをあなたにお伝えしなければなりません。あなたは、10月24日にわれわれの捕虜と衝突で殺された警察偵察隊員の遺体を返還するというあなた方の提案を思い出されるでしょう。10月26日に北京駐在インド大使は、あなたの政府にわれわれが捕虜について関心を抱いていることと、遺体の返還のみならず、捕虜をも返還することをわれわれが望んでいることを伝達しました。われわれは、受け渡しが行われる日と場所について知りたいと思いました。延滞を避けるため、われわれは直ちに先遣隊を派遣し、捕虜と遺体を受け取ろうとしました。この先遣隊は、事件のあった場所から約5マイル離れた場所で待機しましたが、あなたの政府に督促をかけたにもかかわらず、11月12日まで

釈放の日時について、あなたの政府から何の指示もありませんでした。現在、われわれは、11月14日に捕虜と遺体がわが方先遣隊に引き渡されたことに、安堵しています。あなたは、北京駐在のわが方大使との話し合いの中で、11月4日付のわが方覚え書きに付属した事件の第一次資料が、捉えたインド人員の供述書と矛盾していると述べました。それゆえ、われわれは、本件についてあなたの〔外務〕副大臣が11月14日にわが方大使に手交した公式メモランダムに注目しました。10月20日と21日の事件の顛末について、そして捕虜が供述した際に置かれた環境について、われわれは、釈放された捕虜から、まだ何も聞いておりません。あなたのお手紙から、彼らが繰り返し尋問されたことは明らかであります。このような捕虜にたいする尋問は、遺憾であります。

6. あなたは、お手紙の中で中国とインドの武装部隊が現在占領している線よりも20キロ後退するよう提案されました。あなたの考えでは、こうすることであらゆる国境衝突も効果的に避けることができるということになります。わたしは、この提案についてさらに議論する前に、インド政府は国境のいかなる地点ないし国境付近に全く軍人を配置していないと述べたいと思います。わが方の国境検問所は、軽装備の文民警察官によって運用されています。これら検問所の主要な目的は、認められたルートに沿って往来する商人その他の人員に対応すること、そして、好ましくないまたは認められていない人員が国境を越えることのないようにすることです。このこと自体、これらの国境検問所が侵略的な目的やあるいは武力衝突を意図したものではないことをあらわしています。最近の不幸な出来事の後ではじめて、われわれは軍に国境警備の責任を担わせるよう指示しました。

7. 中印国境の事実について適切に理解することは、国境衝突を避けるあらゆる提案を検討するに際し不可欠です。事実、われわれの北東国境国境に関しては（マクマホン・ラインと呼称される）国境にいたるすべての領域は、長年インドの一部でした。行政権はその地域で機能していましたし、国境から遠くないところには重要な県庁があります。ロンジュ以外でインド国境の南側を占領している中国軍は全く存在しません。この地方の国境は丘陵地帯を横切っており、海拔14000フィートから20000フィートに達します。このきわめて厳しい山岳地帯で、われわれの国境検問所はほとんどすべて高い丘陵地帯にあります。われわれは、中国の〔国境〕検問所がどこにあるのか知りませんが、この地区では両国共に互いに目で確認できる範囲内に検問所を設けているところは全くないと理解しています。険峻な山岳地帯であることから、たとえ両国の検問所が地図上、あるいは直線距離で近くとも、実際に、ある検問所から別の検問所へ移動するには、数日を要するでしょう。

8. これらのことを考えると、両国政府が検問所に警戒活動を行わないよう指示を出せば、国境衝突の危険性は最も少なくなるとわれわれは考えます。衝突が起こりそうになるのは武装人員が、これらの険しい山岳地帯に立ち入った際に限られます。実際に、われわれは、国境検問所に現在、いかなる前進警戒活動をしないよう指示を出しました。国境から10キロにせよ20キロにせよ〔相手側の〕後ろに回って新しく検問所を作ることは、実際にはきわめて難しいように思われます。もし、わが方の提案をあなたの政府が受け入れるならば、国境衝突の危険性は、ほぼ完全になくなるでしょう。

9. ロンジュの位置は、全く異なります。すでに述べたように、われわれは、ロンジュが、いわゆるマクマホン・ラインのあなた方の側に位置するとの声明に賛成し

ていません。ロンジュは、間違いなくわが方に位置していると考えます。しかし、ロンジュがあなたの方の方に位置しようが、わが方に位置しようが、あなたの軍が攻撃し、わが方の人員をロンジュから追い払い、犠牲者を出し、力づくでわが方の哨所を占領した、これが事実です。それゆえ、たとえ暫定的措置としてであっても、あなたが武力で奪い取ったものを正当化するような合意には同意できません。すでに述べたように、あなたがロンジュから撤退するのがより望ましいやり方でしょう。わが方としては、ロンジュを再占領するつもりはありません。この提案を「あなたが」受け入れるならば、直ちに緊張が緩和されるでしょう。

10. 国境であれどこであれ、われわれが、あなたから奪い取ったところの一つもありません。あなたは、わが方の大使と話し合った際、キンゼマネは国境の北に位置すると述べました。わたしは、この主張に同意しません。あなたの政府にかつて述べたように、キンゼマネはこの国境の南側、つまりインド領内にあります。キンゼマネは、一貫してわが方に位置しています。

11. あなたの撤退地域をつくるという提案は、中印国境の中部区間、つまり「中国が」ウッタル・プラデーシュ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、およびパンジャープ州と接する地域にも適用されるよう、わたしは、提案したいと思います。中部区間でも、国境「の位置」についてあいまいな点は、ありませんし、中国当局が、国境の南側を占領している地点など一カ所もありません。この提案は、シッキムと「中国と」の国境にも適用できるでしょう。それゆえ、上述した警戒態勢をとるなら、国境のこの区間でも国境衝突の危険性はなくなるでしょう。

12. さて、ジャンム・カシミール州のラダク地方の国境について言及したいと思います。9月26日付のあなたに宛てたお手紙や、11月4日付のわが方覚え書きで、具体的事実をあげながら、この区間の国境について、詳しく述べました。しかし、不幸なことに、中国政府の主張に沿った国境が、どこになるのか正確な場所を知ることが、できません。これ「中国側の主張する国境」は、中国で出版された小さな地図に基づく推測の域を出るものではありません。これらの地図自体、一貫したものではありませんし、異なった線が描かれていることもあります。

13. 残念ながら、あなたがあなたの地図で示された国境まで占領している事実を認めるわけには、いきません。逆に、インド政府は、インド政府が示した国境線にいたるまでの全域に行政権を行使しています。この領有の実態は、人が住んでいる地域をたんに領有しているのとは、根本的に異なります。この地域は、無人の山岳地帯で、標高海拔14000フィートから20000フィートであり、山の尾根は、それよりも高い。このため、また、国境を越えて侵略されるなどわれわれは、全く予期しておらず、国境に検問所を設置する必要があるとは思いませんでした。しかし、9月26日付のわたしのお手紙および11月4日付の覚え書きで述べたように、われわれは、国境のいたる地域に定期的に警戒活動を行い、行政権を行使してきました。通商ルートなどをコントロールするため、国境から少し離れたところに、国境検問所を設置いたしました。あなたは、この説明を否定しましたから、領有の事実についてさえ、両国政府の間で完全な意見の食い違いがあることは、明らかです。それゆえ、現状そのものについて紛争が起きているのですから、現状を監視する協定など無意味であります。現在、われわれは、国境衝突を避けるための短期的な方策について議論しておりますので、現段階で、現状「そのもの」についての果てしない議論に嵌らないようにする必要があります。

14. したがって、わたしは、ラダク地域では両国政府が、以下のことを暫定的に合意するべきであると提案します。インド政府は、中国政府が1956年の地図-われわれが知る限り、これが最新である-で示した国境から、西にすべての人員を撤退させる。同様に、中国政府は、インド政府がかつての覚え書きや通信 [=書簡など]、公式地図で示した国境から東へすべての人員を撤退させる。二つの国境線の間隔は、大きいから、両国の軍隊の間で国境衝突の起こる危険性は、ほとんどなくなるでしょう。この「二つの国境ではさまれた」地域は、大半が無人地帯であります。だから、この二つの国境で東西が囲まれた地域に行政官を派遣する必要が、ないのです。

15. 首相様、わたしは、両国間の友好関係についての閣下の考えと同じ気持ちであります。わたしは、過去10年間、このために尽力してまいりました。しかし、たんに友好を口にするだけでは、すでに起きてしまった事件を解決できないことは、おわかりでしょう。われわれは、現実を直視する必要があります。また、中印両国政府が積極的に努力しないと、両国関係は、どんどん悪くなりかねないのが現状です。関係悪化が、両国関係のみならず世界平和全般に悪影響をおよぼすことがないよう、わたしは願っています。

16. 閣下は、国境問題その他の両国間の問題を議論するため、両国の首相ができるだけ早期に話し合うよう、大変よい提案をされました。わたしは、あなたの提案を歓迎いたします。また、すでに述べたように、閣下と二国間問題について議論し、友好的解決を探る用意がいつでもあります。このような会談が、友好であることをわれわれ双方は、ともに願っています。それゆえ、われわれの会談では、情報の波に溺れることなく議論することが本旨となるべきです。われわれの手紙のやりとりは、問題には歴史的な記録や文書が大量に含まれていることを示しています。だから、いくらか事前の準備がとられ、議論の基礎が形作られることが必要です。これをしないと、会談が、われわれが大いに望んでいる成果を生まなかったり、両国の何百万人にもおよぶ国民の期待をうち砕く恐れがあります。

17. それゆえに、わたしは、適当な時と場所で、あなたと会談する用意がありますが、現在の緊張を緩和するのに役立ち、状況がさらに悪化することを防ぐ暫定的な合意に達するよう、直ちに努力すべきであると思います。その後で、予備的な必要な措置がとられ、閣下と私にとって都合が良く、適切な会談の時と場所が定められます。確固たる基盤の上に印中友好関係を回復するというわたしの熱望を閣下に確信させることなど、不要であります。なぜなら、こうした願いは、わが国民の願いだからです。

心からの敬意を込めて

敬具

ジャワハルラール・ネルー

出所 : Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, III*, pp. 47-51, New Delhi, 1960.

1959年12月17日付 周恩来のネルー宛書簡

北京 1959年12月17日

首相様；

1959年11月16日付のあなたのお手紙に感謝いたします。国境衝突を防止することについては、インド政府の考え方は、11月7日付の中国政府の提案から多少かけ離れており、一部はあきらかに公正さにかけていますが、あなたのお手紙によれば、あなたは、あらゆる国境衝突を避け、平和的手段で両国間の国境紛争を解決するよう努力する旨、表明されており、歓迎すべきことであります。

国境全域から、両国がそれぞれ20キロ武装部隊を撤退させるという11月7日付の中国政府の提案が意図しているのは、ありうるかもしれない国境衝突の危険性を完全になくすことのみならず、両国が互いに武装して向かい合っているという現在の緊張した状況を根本的に変え、相互信頼の望ましい雰囲気をつくりだすことでもあります。こうした目的は、他の一時しのぎの措置では達成できません。さらに、国境の机上画定を一時的に棚上げにしてこの措置をとることは、国境問題解決交渉が行われるならば、決していずれかの国の国益を害するものではありません。だから、中国政府は、過去そして将来何百年にもわたるであろう両国友好関係のために、こうした措置で合意に達することができる、いまでも熱烈に希望しています。両国の軍隊がどれだけ撤退すべきかについては、中国政府はインド政府との協議を通じて、双方が、適切と考える距離に定めたいと思います。

上述した合意を一時棚上げにして、中国政府は、和解の精神と国境全域で軍隊を撤退させることを願って、あなたが手紙の中で述べた提案、つまり、ロンジュその他の係争地点についても軍を駐留させるという提案を採用して、まずはじめに部分的な合意を取り結ぶ用意があります。中印国境の東部区間では、武装したインド側人員は、かつてロンジュを占領し、いまだキンゼマネを占領しています。中印国境の西部区間では、武装したインド側人員は、いまや、シプキ峠、パリガス、サング、ツングシャ、プリン・スムド、チュバ、チュジェ、サングチャ、そしてラプタルを占領しています。あきらかに中国に帰属するこれらの場所の大半は、中国とインドが、平和共存五原則をはじめて明文化した1954年の中国チベット地区とインドとの間の通商および往来協定に調印した後で、武装したインド側人員によって占領されたものであります。これらのうちで、プリン・スムドは、1954年協定第2条第2項によって規定される中国のチベット地区のアリ地区における通商拠点として、中国が開設に同意した10拠点のうちの一つです。現在、インド政府は、これらの拠点の帰属について、[中国政府とは]異なった見解をもっていますので、中国政府は、どちらの側も武装人員を[通商拠点の]いずれにも駐留させないことを提案しています。

両国間のさらなる協定なり合意なりをいったん棚上げにして、中国政府は、双方の国境検問所が警戒活動を行うことを中止するというインド政府の提案を歓迎します。実際に、中国政府は、中国辺境守備隊にたいして、コンカ峠事件以降、中印国境のすべての検問所に警戒活動を中止するよう指示しました。現在、インド側も同じ措置をとったのでありますから、これは、もちろん両国間の国境の安寧を守る上で、喜ぶべき前進です。しかし、中国政府は、一点だけ明確にしたいと思います。すなわち、警戒活動中止の提案は、中印国境全域に適用されるべきであり、中国とインドのラダクとの国境部分についても、その例外とすべきではないのです。

中国政府は、閣下が中国とインドのラダクとの国境区間で衝突を防止するために、個別的な提案をされたことに大変困惑しています。(1) 中国政府は、つぎの諸点を例外として扱う必然性は全くありません。中印国境の他の区間同様、この区間で両国が実効的支配を行っている端の部分の線は、たいへん明確です。事実、閣下が言及された1956年に発行された中国の地図は、この区間の両国の伝統的な国境を正確に反映しています。シャンガツァンプ [Shangatsangpu] 川にほど近いパリガスをのぞいて、インドは、この区間の伝統的な国境線の東側にある中国領土を占領していません。(2) 閣下のこの提案は、両国政府が当面国境の現状を維持するとしたかつての合意原則から、はるかに後退したものです。国境衝突を防止する前提条件として、この状態を大きく改変しようという要求は、紛争をなくすどころか、かえって増大させるものです。(3) 閣下の提案は、不公平なものです。この区間で、中国側人員は、インドの地図で示された国境の東側まで撤退し、インド側人員は中国の地図で示された国境の西側まで撤退することを閣下は、提案しています。この提案は、事実を無視する人びとには「公平」であると見えるかもしれませんが、しかし、インドの新聞のうちもっとも反中国的はものでさえ、この提案によれば、インドの「譲歩」は見せかけだけのものにすぎない。というのは、まず、関係する地域はインドの領土ではないし、インドには撤退させるべき人員などいない。他方、中国は、ずっと中国に帰属していた33000平方キロ以上の領土を手放し、新疆ウイグル自治区のホータン [Hotien] 県とチベット自治区のアリ地区のルドク・ゾンからそれぞれ辺境守備隊と行政官を撤退させなければならない、と指摘しています。(4) この地域は、長い間中国の行政下にあり、中国にとってきわめて重要です。清朝以来、この地域は、新疆の大半の地域と西チベットとを結ぶ交通の要所となっています。1950年代後半になると、辺境防衛のための中国人民解放軍部隊が、新疆からチベットのアリ地区に入ったのは、まさにこの地域の伝統的な交通ルートに沿ってでありました。それから9年、部隊は補給のためこのルートを定期的かつ日常的に利用しています。このルートに沿って、南西新疆のイエチェン [Yehcheng] から南西チベットのガルトクにいたる1200キロをこえる自動車道路が、1956年3月から1957年10月にかけて、高い山を切り開き、橋を架け、排水溝を掘って、中国辺境守備隊と3000人を超える民間建設作業員の手によって、きわめて厳しい自然条件のもとで、建設されました。中国人民解放軍部隊が駐留し、警戒活動をはじめた新疆とチベットの平和解放後8、9年たった1958年9月、つまり、この地域にインド武装人員が入り込んだとき、中国側は、この地域で行政権を様々な形で行使してきました。しかし、それでもインド側は、これらの活動について、全く何も知りませんでした。これこそ、この地域がつねに中国の行政権下にあり、インドの行政権下にはなかった有力な証拠です。現在インド政府は、この地域はつねにインドの行政権下にあったと述べています。これには全く根拠がありません。

もしインド政府が、上述した中国政府の見解をよく知っているのに、この地域にたいする自国の主張は正しいと主張するのであれば、中国政府は、インド政府が同じ原則を国境の東部区間にも同じように適用する用意があるかどうか、つまり、中国側もインド側もいわゆるマクマホン・ラインと中国側の地図（インド側の地図も長い間中国側のものと同じであった）で示された中印国境から、[それぞれ相手側の主張の国境から] 人員をすべて撤退させる気があるのか知りたいと思います。中国政府は、いわゆるマクマホン・ラインの南側の地域に、いままでいかなる領有権の

主張を前提条件に、あるいは暫定措置として〔インドに〕突きつけたことは、ありません。そしてわたしにとって理解しがたいのは、インド政府がなにゆえに中国側だけが一方的に西部区間で撤退するよう要求しつづけているか、ということです。

閣下とインド政府は、インド側が用意した中印国境にかんする歴史的証拠に何度も言及しています。中国側は、来るべき両国首相による話し合いに備えて閣下の9月26日付のお手紙と11月4日のインド外務省覚え書きに詳しく返事を書いたつもりであるし、そうすることがより好ましいと考えます。しかし、両国首脳会談がまだ実施されておりませんので、中国外務省は、近いうちに返書を送ります。客観的な歴史に基づくのであれば、両国間の国境は決して机上画定されたことはないし、この事実は否定できないということだけ、繰り返し強調したいと思います。インド側は、両国間の国境にかんしては、客観的な多くの基本的事実にわざと目をつぶっていることを、わたしは指摘しました。たとえば、1938年版までのインド測量局が編纂した公式地図では、中印国境の東部区間は、中国の地図の東部区間の国境と一致していますし、他方、中印国境の西部区間は全く描かれていません。中華人民共和国樹立後の1950年、1951年、1952年版の地図でさえ、中印国境の東部区間と西部区間は、不正確に描かれていますが、あきらかに未画定と表示されています。こうした事実にインド側は目を閉ざしているのです。いったいどんな根拠に基づいてインド政府が、近年その地図で示された東部区間および西部区間の未確定国境を机上画定済みの国境に改変したのか、中国政府には、わかりません。わたしは、閣下の9月26日付のお手紙で示された大量の事実を細かく分析いたしました。それでも、納得のゆく答えを見いだすことはできませんでした。

中印国境は、たいへん長く、両国政府によって一度も机上画定されたことがないこと、両国の地図には食い違いが存在すること、そして、それゆえに、両国は国境について違った見解をもっていることを、中国政府は何度も指摘しました。もし、平和的な話し合いによるのであれば、この歴史的な問題は、難なく合理的に解決されるはずですが。中華人民共和国は、労働者人民の社会主義国です。ここでは、他国にたいして拡張政策をとったり挑発することによって利益を得ようとする搾取階級や親帝国主義勢力は、長い間、その活動の足場を失ってきました。中華人民共和国は、一貫して平和共存五原則に忠実です。他国にたいして大国ショービニズム的態度をとることはなく、一インチたりとも外国の領土に足を踏み入れることはありません。さらに、中国の領土は膨大ですし、領土の半分以上は、ほとんど人が住んでいないところで、開発に大いに力を入れています。このような国が、隣国の僻地で争いをそれでも起こそうと考えているなど、全くありそうにもない話です。だから、中国と南アジアの一部の隣国（国の大小、中国に友好的・非友好的を問わない）との間の国境には一部未画定の区間があるけれども、中国がこの機に乗じて一方的な行動をとって、国境の現状を改変することは、決してありません。中国は、さらに、国境問題の解決後、より平和的、安全、そして友好的な国境をめざしてすべての隣国と一体となって協力する用意があります。閣下ご承知のように、中印国境の東部区間のいわゆるマクマホン・ラインは、過去のいかなる中国政府にも承認されたこともないし、中華人民共和国政府も承認していません。それでも、中華人民共和国政府は、国境問題の平和的解決を求めて、その武装人員にこの線を決して越えないよう声明を出し、厳しくそれを守っています。いわゆるマクマホン・ラインより南側の広大な領域は、近年まで、中国チベット地区の地方政府の行政権が、（場所に

よっては1951年まで) およんでいましたが、中国はそこへ足を踏み入れることさえせず、中印国境の西部区間では、いかなる地点でもインド領に立ち入ることを考えもしなかったことは、きわめて明白です。西部区間の中国側軍人と行政官は、国境の他の区間同様、中国領土のみに駐留し警戒活動を行っています。しかし、インド政府は、国境の東部区間について議論することを拒むという非理性的態度をとるばかりか、一度もインドの領有権下に入ったことのない国境の西部区間にまで領有権を主張しています。このことに、中国政府と人民はとても驚いています。中印友好関係の向上に資するため、中国政府はつねに、友好的な交渉を通じてインド政府とこれらの紛争を解決することを願い、可能な限り自制的な政策をとっています。インド側武装人員が中国領土に入り込み、ミギトン南部やコンカ峠南部で事件を立て続けにひき起こした後でさえ、中国政府は、自製の精神をもち続け、事態の悪化を防ぎ、友好的態度で、コンカ峠事件で捉えたインド側武装人員を取り扱いました。それでも、客観的事実を無視したインド側は、両事件はともに中国によってひき起こされ、中国はインド側捕虜を虐待し、はては、中国を侵略者だ帝国主義者だなどと中傷して、[事態を] 歪曲したのです。わが人民と政府は、このような深刻な事態を深く憂慮しているといわざるをえません。

閣下は、両国の首相が話し合いをもつという11月7日のわたしの提案に歓迎の意を示されました。両国関係を改善する希望の光が差しています。国境問題について両国政府の意見は食い違っていますが、意見の食い違いによって、首脳会談が妨げられることは決してないと信じます。それとは逆に、首脳会談によって、議論を深め、両国が国境問題を解決する道しるべとして、諸原則についてまず合意に達するよう、早期に現実を見つめることが求められます。このような道しるべがなければ、両国による国境問題の議論が、成果のない水掛け論に終始する恐れがあります。それゆえ、わたしは、両国首相が12月26日に話し合いを開始することを提案いたします。もし、あなたが、他の日を望まれるのであれば、それをも考慮したいと思います。もしあなたが同意されるなら、話し合いの場所は、中国のどこでもよいと思います。というのは、中国には中印友好関係に有害な活動など全く存在しませんし、あなたは、わが人民によって中国政府のすばらしい賓客として歓待されるからです。もし、中国で話し合いをすることが不都合であれば、ビルマ政府の同意を取りつけて、ラングーンを話し合いの場所とすることもできます。

親愛なる首相様！[中印] 両国は、いまだに経済的文化的に立ち後れています。現在の立ち後れた状況から一歩ずつ脱却するために、われわれは、国内でも長期的な平和建設に集中する必要があります。[資源を] 浪費したり、われわれ人民の注意を国内事情からそらして、両国あるいは中印とその他の諸国との間で緊張を高める必要など全くありません。[中印] 両国人民と世界の圧倒的多数の人民は、世界情勢が平和的に望ましい方向で発展しているという事実刺激されています。だが、不幸なことに世界には、この潮流に必死で反対する有力なグループも少なからず存在します。そういった人びとは、国際情勢を悪化させ、冷戦を継続させ、東西間の対話に水を差そうとしています。彼らは、社会主義国の平和政策を中傷し、アジア・アフリカ諸国と社会主義諸国とを離反させ、そこから利益を得ようとしています。現在、そういった人びとは、中国とインドとの対立を深めようとあきらかに策を練っています。こうした状況下で、直ちに両国首脳会談を実施することは、両国人民にとってのみならず、世界平和にとっても急務です。

周恩来

中華人民共和國國務院總理

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, III*, pp. 52-57, New Delhi, 1960.

1959年12月21日付 ネルーの周恩来宛書簡

ニューデリー 1959年12月21日

首相様；

12月17日付のお手紙に謝意を表します。お手紙のテキストは、在北京 [インド] 大使がわれわれに打電しました。あなたが、11月16日付のわたしの手紙で述べた、たいへん合理的な提案を受け入れなかったことは、たいへん遺憾です。わたしの提案は、国境衝突の危険性をなくして、中印国境の緊張を直ちに緩和することを保障し、国境問題の平和的解決のために必要な雰囲気をつくりだすことを意図していました。

今回のあなたのお手紙は、歴史、習慣、協定によって長い間インドの不可分の一部となっている広大な領域にたいして、またもや [領有権の] 主張をしています。あなたは、最近中国側人員がインド領土に侵入した事実に基づき、主張を展開しており、とても残念です。最近の情勢をもたらし、誤解を生んだのは、他ならぬこれらの侵入です。あなたは、9月26日付のわたしがあなたに宛てた手紙や、11月4日付のわれわれの覚え書きに何の返事もしていません。これらの文書の中で、状況についての客観的事実がいくらか述べられています。

インド軍が、中国の領土を占領したとか、わが方がたてた国境検問所が中国軍に攻撃されたコンカ峠やロンジュに侵攻したという、あなたの非難をわたしは受け入れることはできぬ、とだけ指摘したいと思います。

あなたのお手紙は、また、チャン・チェンモ谷で捉えられたインド側人員が取り扱われて [友好的待遇] についても言及しています。あなたが、わが方に送還したカラン・シン氏 [Shri Karam Singh] は、中国辺境守備隊の拘留を受けて捕虜となっていた際、かれと同僚が受けた取り扱いについて、声明を発表しています。この声明は、インド側捕虜が中国軍によって受けたひどい取り扱いについてあなたに示しています。

閣下は、両国の行政官が細かく議論するための指針となるべく原則的合意に達するため、あなたと私が12月26日に会うことを提案しました。11月16日およびそれ以前のわたしの手紙でお伝えしたように、わたしは、両国間の食い違いについて閣下と会い、議論し、解決への道を探る用意がいつでもあります。首相様、事実についてこれほどまでに完全に意見が食い違っているのに、われわれは原則的合意に達することはありえましようか。それゆえ、つぎにとるべき手段は何かを議論する前に、9月26日付のわたしの手紙と11月4日付のわが方覚え書きにたいする、あなたのはっきりしたお返事を待ちたいと思います。それから、数日内にわたしが、ラングーンであれ他の場所であれ出向くことは無理であると付け加えたいと思います。

あなたがお手紙の最後の段落で述べた感情の問題について言及して、この手紙の結びとします。われわれ両国の第一の関心事は、あなたが述べた「今日の立ち後れた状況から脱却するための長期的展望にたった平和建設計画にある」という意見には、わたしは、賛成です。同じく、われわれは両国間であれ世界であれ、緊張を高める当事者となるべきではないというあなたの主張に賛成です。世界の緊張がいくらか緩和に向かっていること、そして、「世界情勢は平和指向で発展していること」をインドは、歓迎します。両国関係を発展させることが急務であることを除いても、最近のあらゆる出来事にもかかわらず、まさにこの理由でわたしは、つねにわれわ

れの諸問題の平和的解決の必要性を強調しておきます。

敬具

ジャワハルラール・ネルー

出所 : Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, III*, pp. 58-59, New Delhi, 1960.

1960年2月5日付 ネルーの周恩来宛書簡

ニューデリー 1960年2月5日

親愛なる首相様；

わが政府は、在北京のわが方大使を通じて、あなたがインド大使館に手交された1959年12月26日付中国政府覚え書きにたいする返書を、送付いたしました。

われわれ双方の主張を再確認するだけの長いやりとりをすることをわたしは、全く好まないと申し上げたいと思います。それでも、きわめて重大な問題が両国政府間で持ち上がり、[わが方が] 受け入れられない声明が出されている以上、この種の議論は避けられません。

われわれが、これらの問題について議論するために会談すべきだと提案されたのは、とてもよいと思います。わが方にかんしては、このような会談を歓迎し、有効な結果をしばしばもたらす非公式のやり方を歓迎するのは、わが方の一貫した政策です。しかし、議題について、両国の主張は、あまりにも隔たっており、互いに対立しているので、実りある話し合いの余地は、ほとんどないと思います。そこで、わたしは、1959年11月16日の手紙で、[緊張した] 現状を緩和し、議論を大きく前進させる準備段階を提案しました。残念ながら、あなたは、これらの提案を受け入れられないと判断されました。わたしは、それでもなお、この問題についての決定を再検討されるよう望みます。

中華人民共和国政府の最新の覚え書きでは、われわれの国境全域が、いままで一度も机上画定されたことはないことに重点が置かれています。これは、わが方にとっては完全に誤っており、受け入れられないものです。これに基づくのであれば、何らの交渉もできません。

かつて、たいへん友好的で強化しようとしていた印中関係が、急速に悪化し、失望に傾いていることをわたしは、深く憂慮します。これは、両国にとっての悲劇であるのみならず、世界で大きな問題となっています。わたしとしては、平和的解決策を模索し、友好関係を模索してきましたし、今後もそうするつもりです。しかし、当面は、われわれ双方の見解に共通項があるようには思われません。

それでも、平和的解決をめざした方策を探るあらゆる努力をすべきだと、わたしは考えます。あなたの提案に基づく交渉は不可能ですが、それでもわれわれが会談することは有益だと思います。わたしは、残念ながらここ数ヶ月間インドを離れることはできません。議会の予算審議は2月8日に始まりますし、わたしは、これに出席しなければならないのです。しかし、あなたと私の都合のよいときに、デリーまでご足労いただければ幸いです。いらっしゃれば、名誉ある賓客となります。もしあなたのご都合がつかずならば、3月中旬に会談を設定することを提案いたします。

敬具

ジャワハルラール・ネルー

周恩来閣下

中華人民共和国首相 北京

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, III*, pp. 83-84, New Delhi, 1960.

1960年2月26日付 周恩来のネルー宛書簡

北京、1960年2月26日

親愛なる首相様；

1960年2月5日付の閣下のお手紙に感謝いたします。在中国インド大使パルタサラティ氏が、2月12日に手交いたしました。同時に、インド政府の指示によって、在中国インド大使館が作成した、1959年12月26日付中華人民共和国外務省覚え書きにたいする返書もまた、パルタサラティ氏がわが方外務省に伝達いたしました。インド大使館の返書については、検討後、中国外務省がお答えいたします。

あなたは、お手紙の中で国境問題の平和的解決のために、中国とインドの首相が直ちに会談するするという中国政府とわたしの提案に同意されました。そして、3月後半にデリーを訪問するようわたしを招待しました。あなたの友好的なご招待に深く感謝します。中国とインドの両国人民間の友好関係は、永遠であること、両国間の国境問題を友好的かつ平和的に解決することは必要であり、完全に可能であること、一時的な意見の食い違いや不幸にして予測できない事件によって、国境問題の平和的解決を願う両国人民の一致した願望を揺るがせるべきではないこと、これらは、中国政府の一貫した立場です。それゆえに、中国政府は、きたる〔首脳〕会談に積極的な態度で臨み、首脳会談を確信しているのです。いうまでもなく、わたし自身にかんしていえば、偉大なインドの首都を再び訪問し、祖国の名誉、強大さ、繁栄そして世界平和のために闘う偉大なインド人民と会い、あなたのみならず、前回訪印した際にわたしを歓迎してくれた友人に会うことは、たいへん喜ばしいことです。われわれの共同努力によって、両国の上にのしかかっている暗雲が晴れ、長期にわたる友好関係が固められ発展することをとくに望んでいます。

国内問題のため、わたしは、貴国を4月に訪問いたします。具体的な日程は、外交ルートを通じて議論され、定められるでしょう。

敬具

周恩来

中華人民共和国国務院総理

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, III*, p. 99, New Delhi, 1960.

1960年3月4日付 ネルーの周恩来宛書簡

ニューデリー、1960年3月4日

わたしの親愛なる首相様；

2月26日付のあなたのお手紙に感謝します。われわれの抱えている問題について話し合い、問題の平和的解決のための方策を探るべく、あなたが、わたしのデリー招待を受け入れたことをうれしく思います。4月のご訪問を楽しみにしています。

当然、あなたの訪問時の便宜を図る努力をいたします。わたしは、4月20日が都合が良いのではないかと提案します。4月29日または30日は、ヨーロッパ訪問のためインドを離れる必要があるでしょう。

敬具

ジャワハルラール・ネルー

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, III*, p. 152, New Delhi, 1960.

1960年3月19日付 周恩来のネルー宛書簡

北京、1960年3月19日

首相様

在中国インド大使パルタサラティ氏が、あなたの3月5日付お手紙を手交しました。あなたは、わたしのデリー訪問は4月20日頃がよいと提案されました。この時期は都合が良いので、賛成いたします。あなたとインド政府に都合が良ければ、4月19日から25日までの7日間デリーを訪れたいと思います。

あなたと再び会い、あなたの偉大な国を訪問することをたいへん楽しみにしています。

敬具

周恩来

中華人民共和国国務院総理

ジャワハルラール・ネルー首相閣下

インド共和国、ニューデリー

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, IV*, p. 6, New Delhi, 1960.

1960年3月19日付 ネルーの周恩来宛書簡

ニューデリー、1960年3月19日

首相様；

3月19日付のメッセージに感謝します。あなたが提案された4月19日に到着されることは、わが方にとって都合が良く、歓迎いたします。

敬具

ジャワハルラール・ネルー

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters exchanged the Governments of India and China, IV*, p. 7, New Delhi, 1960.

中華人民共和国政府の声明 1962年10月24日

最近、中印辺境で重大な武力衝突が起こった。こうした事態がもちあがったことは非常に不幸なことである。中印両国人民はこれまで友好的であったし、今後も末永く友好的でなければならぬ。中印両国が境界問題から干戈を交えるに到ったのは、中国政府と中国人民の望まぬところであり、全世界の平和を愛する国々と人民の望まぬところでもある。

中印境界問題は歴史上残されてきた問題である。両国の間には伝統的な慣習上の境界線があるが、両国の境界はまだ正式に画定されたことがない。東部区間のいわゆるマクマホン・ラインは、かつてイギリス帝国主義が中印両国人民の無権利状態を利用して中国に押し付けようと企てたものである。それは不法なものであって、これまで中国政府は一度もこれを認めたことがない。インドの独立後、とりわけ中国のチベット地方が平和裏に解放された前後、インド側は東部区間で実際に支配している範囲を伝統的な慣習上の線から次第に北へ進め、いわゆるマクマホン・ラインの付近まで押し広げた。中部区間と西部区間では、1959年前まで、ごくわずかの地点を除いて、中印双方が実際に支配している範囲は、基本的に伝統的な慣習上の線と合致していた。インド側は東部区間で9万平方キロを越える中国の領土を占領し、さらに1959年には二回も辺境の衝突を挑発し、中国に広大な領土の要求を突きつけたが、それにも関わらず、中国政府は終始一貫、話し合いによって中印境界問題を平和的に解決し、平和的な解決をみるまでは双方が実際に支配している範囲を尊重し、いずれの側も一方的な行動によって境界の状況を改めるべきではない、と主張してきたのであった。

中印境界問題の平和的解決を図るため、周恩来総理は、1960年4月ニューデリーに赴いて、ネール首相と会談し、境界問題の解決に役立つ初歩的な話し合いをまとめるために努力した。残念ながら、中国側のこの誠意ある努力にはインド側が応じなかった。その後、中印両国担当官の顔合せも、しかるべき成果をあげずに終わった。

中国政府は、中印双方が境界問題について一時見解の一致を見ることができなくても、辺境での衝突に立ち到らせるべきでない、との考え方に終始している。早くも1959年、中国政府は、双方の武装部隊が辺境全線にわたってそれぞれ20キロ後退し、辺境での巡察を停止し、このことによって双方の武装部隊の接触を絶ち、衝突を避けることを幾度も提案した。インド側がこの提案を拒否した後も、中国は自分の方だけ境界の己の側で巡察を停止して、辺境の情勢緩和に役立てようとした。ところが、インド側はこうした状況を利用して、まず中印境界の中部区間と西部区間、ついで中印境界の東部区間でじりじりと歩みを進め、中国領内に深くはまりこみ、数十か所の軍事拠点を作って、絶えず武力衝突を引き起こし、辺境の情勢を日増しに緊張させてきたのであった。

ここ一年余りの間、中国政府は、インドが武力に訴えて境界の現状を変えることをやめ、話し合いの席に立ち戻るよう一度ならず要求してきた。最近の3カ月間、中国政府は前提条件をつけずに中印境界問題について話し合うことを三度も提案したが、三度ともインド政府に拒否された。インド政府は、中国が自国の広大な領土から引き上げなければ話し合いに応じないとの主張をとり続けている。

なかでも中国を驚かせたのは、インド政府が中国に平和提案を拒否したのち、10月12日にインド軍に対し中国辺境の中国軍を「一掃せよ」と命じるに到った事

である。続いて10月20日には、インド軍は、中印境界の東部区間と西部区間で大規模な全面的攻撃を開始した。こうした重大な状況の元で、中国の辺境守備隊は自衛のため反撃に出るほかに道がなかった。

目下、激しい戦闘が行われている。こうした重大な事態が持ち上がったことは、中国政府と中国人民を痛心させており、アジア・アフリカ諸国と人民の不安をも招いている。いったい、中国とインドの間には平和的に解決できないどんな問題があるのか？いったい、中国とインドには流血の衝突を引き起こすどんな理由があるのか？中国はインドの領土を一寸たりとも必要としない。中印境界問題は、どの様な状況の元でも、武力によって解決されるとは考えられぬ。中国とインドはアジアの2大国であり、アジアと世界の平和にたいして大きな責任を負っている。両国は、平和共存の5原則を提唱した国であり、バンドン会議に参加した国である。中印両国の関係が目下きわめて緊張しているとしても、平和共存の5原則とバンドン会議の精神を放棄する理由はどこにもない。中国政府は、中印両国政府が共に中印両国11億人民の基本的利益に重きを置き、両国人民に反帝闘争の共同の利益に重きを置き、アジアの平和とアジア・アフリカの団結の利益に重きを置き、可能なあらゆる手段を尽くして、辺境の衝突を停止し、平和な話し合いを再開し、中印境界問題を解決する道を求めるべきだと考える。

中国政府はここに、中印境界問題の平和的解決という一貫した立場に基づき、ねんごろに次の3項目の提案を行うものである。

(一) 双方は中印境界問題を話し合いによって平和に解決すべきことを確認する。平和に解決されるまでは、双方が中印境界全体にわたって双方の間に存在する実際支配線を尊重し、双方の武装部隊がこの線からそれぞれ20キロ後退して接触を絶つこと、中国政府はインド政府がこれに同意されるよう希望する。

(二) インド政府が前項の提案に同意される場合、中国政府は、双方の話し合いを通じて、境界東部区間の中国辺境守備隊を実際支配線以北に後退させたいと思う。同時に、境界の中部区間と西部区間では、中印双方が実際支配線つまり伝統的な慣習上の線をこえないことを保証する。

双方の武装部隊が接触を絶ち、武力衝突を停止する問題については、中印両国政府が担当官を派遣して話し合う。

(三) 中国政府は、中印境界問題の解決を友好的に図るため、中印両国の首相がもう一度会談すべきであると考え。双方が適切と認める時期に、中国政府は、インド首相の北京来訪を歓迎する。もしもインド政府の側に不便な点があれば、中国総理がデリーにおもむいて会談することとしたい。

中国政府は、インド政府が以上の3項目の提案に積極的に応じられるよう呼びかける。中国政府は、アジア・アフリカ諸国の政府が以上の3項目の提案の実現を促すため努力されるよう呼びかける。中国政府は、平和を愛する全ての国々と人民が中印両国の友好を促し、アジア・アフリカの団結、世界の平和を促すためにその力を尽くされるよう呼びかける。

出所：『人民日報』1962年10月24日、『中印境界問題』北京、1962年、5-9ページ。

中華人民共和国政府の声明 1962年11月21日零時 北京にて

ここ2年来、インド軍はまず中印国境の西部区間、後にはその東部区間で、中印双方の実際支配線を越えて、中国の領土を蚕食し、侵略拠点を作り、たびたび国境の衝突を挑発してきた。インド軍は彼らが既に侵略・占領している有利な陣地にたよって、十分な準備を整えた上、ついに1962年10月20日、中国国境守備隊にたいして全面的な大規模の武力攻撃を開始した。インドが故意に挑発したこのたびの国境の衝突は、今日まで既に1カ月も続いている。

日増しに重大さをくわえるインド側の進入と挑発に対し、中国政府は続けざまに警告を発して、その結果の重大さを指摘してきた。また、国境の衝突を避けるため、中国国境守備隊は一貫して最大の自制と忍耐を保ち続けてきた。だが、中国側のこうした努力はすべて水泡に帰し、インド側の侵略活動はつるばかりであった。そして最後に、忍にも忍び得ず、退くにも退き得ない状況に立ち到り、中国国境守備隊は断固自衛のための反撃に出る以外、他に道がなくなったのである。この度の大規模な国境での衝突が起こって後、中国政府は速やかに主動的措置をとって、既に燃え上がった戦火を消し止めることに努めた。10月24日、つまりこの度の国境の衝突が起こってから4日目に、中国政府は、国境の衝突を停止し、平和会談を再開し、中印境界問題を解決するための3項目の提案を行った。この3項目の提案は次の通りである。

(一) 双方は中印境界問題を話し合いによって平和的に解決すべきことを確認する。平和的に解決されるまでは、双方が中印境界全体にわたって双方の間に存在する実際支配線を尊重し、双方の武装部隊がこの線からそれぞれ20キロ後退して接触を絶つこと、中国政府はインド政府がこれに同意されるよう希望する。

(二) インド政府が前項の提案に同意される場合、中国政府は、双方の話し合いを通じて、境界東部区間の中国国境守備隊を実際支配線以北に後退させたいと思う。同時に、境界の中部区間と西部区間では、中印双方が実際支配線つまり伝統的な慣習上の線をこえないことを保証する。

双方の武装部隊が接触を絶ち、武力衝突を停止する問題については、中印両国政府が担当官を派遣して話し合う。

(三) 中国政府は、中印境界問題の解決を友好的に図るため、中印両国の首相がもう一度会談すべきであると考えている。双方が適切と認める時期に、中国政府は、インド首相の北京来訪を歓迎する。もしもインド政府の側に不便な点があれば、中国総理がデリーにおもむいて会談することとしたい。

インド政府は中国政府の3項目の提案を受け取った当日、しびれをきらしたようにこの提案を拒絶すると共に、中国政府に対し1962年9月8日以前の境界の状態を回復することに同意するようあくまでも要求した。これはつまり、インドは再び中国の広大な領土を侵略・占領して、インド軍を再びいつでも中国の国境守備隊に大規模の武力攻撃を起こし得るような態勢に置こうというのである。11月14日、ネルーは周恩来総理に宛てた返書の中で一層理不尽な要求を持ち出した。つまり、一方では中国政府に対し、インド軍が9月8日以前の位置を回復することに同意するよう要求すると共に、他方では中国国境守備隊に対し単に9月8日の位置に後退するばかりか、さらに西部区間でインドが一方的に中国国境守備隊と、中国にたいしてさらに5、6000平方マイル、つまり1万3000ないし1万5000

平方キロの領土を引き渡せというのである。それと同時に、インド政府はアメリカの膨大な軍事援助を頼んで、中印境界の東部区間と西部区間で再び大挙攻撃を起こし、あくまでも辺境の衝突を拡大しようとして企てている。

インド政府がこのように理不尽窮まる態度をとっているのは決して偶然でない。インド政府は内政、外交の必要上、久しい以前から、わざと中印境界問題を未解決のままにし、両国の武装部隊を接触させたままにし、中印辺境の情勢を緊張したままにしておく政策をとってきた。インド政府は自己に有利と認めたときには、この情勢を利用して、中印辺境での武力進入と武力挑発を行い、さらには武力衝突までも挑発した。インド政府はまた、そうでないときには、この情勢を利用して中国に対する冷戦を進めた。多年の経験が物語るように、インド政府はいつも、中国政府が中印境界問題の平和的解決の為に切り開いた道をあらゆる手を尽くして塞いできた。インド政府のこうした政策は、中印両国人民の根本的利益と世界各国人民の共通の願いに全く背き、ただ帝国主義にだけ有利である。

中国政府の3項目の提案は、もっとも公平かつ合理的なものである。それは、辺境の衝突を避け、辺境の安寧を確保し、中印境界問題の平和的な解決をもたらすことのできる唯一の提案である。中国政府はあくまでもこの3項目の提案を堅持している。だが、インド政府はいまなおこの3項目の提案を拒絶し、引続き辺境の衝突を拡大して、中印辺境の情勢を日に日に重大ならしめている。こうした情勢を転換させるため、中国政府は積極的に措置をとって、この3項目の提案の実現を促進することに決定した。

ここに、中国政府は次のことを宣言する。

一、この声明を発表した翌日、つまり1962年11月22日零時から、中国辺境守備隊は中印境界の全線にわたって停戦する。

二、1962年12月1日より、中国辺境守備隊は1959年11月7日現在における中印双方間の実際支配線から20キロ後退する。

東部区間では、中国辺境守備隊はいままで伝統的な慣習上の線以北の中国領土で自衛のための反撃を進めてきたが、それにもかかわらず、目下の駐屯地から実際支配線つまり不法なマクマホン・ラインの以北まで引き上げ、さらにこの線から20キロ後退するつもりである。

中部区間と西部区間では、中国辺境守備隊は実際支配線から20キロ後退する。

三、中印辺境地区人民の正常な往来を保証し、破壊分子の活動を防止し、辺境の秩序を維持するため、中国は実際支配線の自国の側のいくつかの地点に検査所を設け、各検査所に一定数の民警を配置する。中国政府は外交上のルートを通じて上記検査所の位置をインド政府に通知する。

中国政府が積極的にとったこれらの措置は、辺境の衝突を停止し、中印境界問題を平和的に解決しようとする中国政府の最大の誠意を示すものである。特に指摘しておかなければならないのは、中国辺境守備隊の後退後の位置が1962年9月8日以前におけるその位置より遙か後方に当たるということである。中国政府は、中国政府がこの主動的な措置をとった事によって、インド政府がインド人民と世界各国人民の願いを考慮にいれ、態度を変えて、積極的な反応を示されるよう希望する。インド政府がそれ相応の措置をとることに同意されるなら、中印双方の武装部隊がそれぞれ20キロ後退して非軍事地帯を作る問題、双方が実際支配線の自国の側に検査所を設ける問題、捕虜送還の問題を討議させることができる。

双方の担当間の会談が実を結んで、実施に移されてから、両国の首相が会談を行い、一歩進んで中印境界問題の友好的な解決を図ることができる。中国政府はインド首相の北京来訪を歓迎する。もしインド政府に不便な点があれば、中国の総理がデリーに赴いて、会談を行いたい。

中国政府はインド政府が積極的な反応を示されることを心から期待する。インド政府が時期を失せずこの反応を示すことができなくても、中国政府はやはりすすんで期日通り上記の措置をとる。

但し、中国政府は次のような事態が起こる可能性を見積らないわけにはゆかない。

1. 中国辺境守備隊の停戦後あるいは後退の過程で、インド軍が引続き攻撃してくる場合、
2. 中国辺境守備隊が実際支配線の全線にわたって20キロ後退した後、インド軍が東部区間で再び実際支配線つまり不法なマクマホン・ラインまで押し寄せ、中部区間と西部区間で引きつづき実際支配線の沿線に留まって後退しない場合、
3. 中国辺境守備隊が実際支配線の全線にわたって20キロ後退した後、インド軍が実際支配線を越えて、9月8日以前におけるその位置を回復する場合、言い替えると、東部区間ではいま一度不法なマクマホン・ラインを越えて、この線以北のケチラン河地区を侵略・占領し、中部区間ではいま一度ウジェを侵略占領し、西部区間では中国領内のチプチャプ河谷、ガルワン河谷、パンゴン湖地区およびデムチョク地区にある43の侵略拠点の回復するか、あるいは一層多くの侵略拠点を作る場合。もしこうした事態が起こった場合、中国は自衛のための反撃を行う権利を留保する。これによって生ずる重大な結果についてはすべてインド政府が全責任を負わねばならぬ。中国政府はここに厳かにこのことを声明する。誰が平和を愛し、誰が戦争を好むのか、誰が中印人民の友宣とアジア・アフリカ人民の団結を守り、誰が中印人民の友宣とアジア・アフリカ人民の団結を破壊するのか、誰が反帝反植民地主義闘争におけるアジア・アフリカ諸国人民の共通の利益を守り、誰がこの共通の利益に背き、これを破壊するのか、全世界の人民は今やいよいよはっきりとこのことを見て取るに違いない。

中印境界問題はアジアの2つの国の間の問題である。中印両国はこの問題を平和的に解決すべきであって、この問題のために干戈を交えるべきでなく、ましてやアメリカ帝国主義の容喙を許して、目下の不幸な辺境での衝突をアジア人同士に戦わせる戦争にまで発展させてはならない。中国政府が繰り返し考慮を重ねたのちこの重大な決定をとることに決定したのは、中印両国人民の根本的な利益を守り、アジア・アフリカの団結を強め、世界の平和を保証するという一貫した立場から出発したものに他ならない。中国政府はアジア・アフリカ諸国と全ての平和を愛する国々および人民に対し、インド政府が辺境での衝突の停止、平和会談の再開、中印境界問題の解決のためにそれ相応の措置をとるよう、これに働きかけ、尽力されることを呼びかける。

出所：『人民日報』 1962年11月21日、『中印境界問題』、北京、1962年、47-54ページ。

1962年11月14日付インド議会決議

本院は、つぎの事件につき重大な懸念を表明する。インドは相互独立の承認、不可侵、相互内政不干渉および平和共存に基づき中華人民共和国にたいして一貫して善隣友好政策を採ってきた。それにもかかわらず、中国はインドの善隣友好政策および両国間で合意に達した平和共存五原則を踏みにじり、武力をもって侵略を企て、大規模にインドに侵入した。

本院はわが国の国境防衛に従事する軍の将兵の勇敢な戦いに対し、崇高な敬意を表明する。また、祖国の名誉と一体性を守るべく殉職した人びとにたいして心からの敬意を表明する。

さらに本院は、中国のインドに対する侵略に起因する危機にたいしてわが国の国民が果敢かつ冷静に対応したことに対し、深い敬意を表す。

本院は、わが国の持てる資源をこの重大な国家的危機に対処すべく全面的に国家に寄贈するという国民的意識の高揚にたいして深い敬意を表明する。自由と自己犠牲という炎はあらためて大きく燃え上がり、インドの自由と統一に向けていっそう献身するという気運が高まっている。

本院は、侵略とたたかうこの厳しい時期に、数多くの友好諸国から寄せられた同情、精神のおよび物質的支援に対し衷心より謝意を表明する。

希望と信義をもって本院は、戦いがいかに長期にわたり過酷なものとなろうとも聖なるインドの大地から侵略者を追放するインド国民の固い決意を確信する。

出所：Jawaharlal Nehru, *WE ACCEPT CHINA'S CHALLENGE :Speeches in the Lok Sabha on India's Resolve to Drive out the Aggressor*, New Delhi, 1962, pp. 3-4.

ヘンダーソン ブルックス報告書

われわれの基礎的な訓練は適切であったし、兵士は山岳地帯に適切に順応した。けれども、われわれの兵士の訓練は、戦わなければならなかった特別の地形に適応するものではなかった。われわれの兵の訓練は、中国によって引き起こされる戦争のためになされたのではなかった。これ故、わが将兵には、中国の戦略、戦争のやり方、装備、能力にかんする適切な知識はなかった。敵にかんする知識とは、自身と士気を高めるのに役に立つのであり、前線の兵士にとって欠かすことができないものである。

強化することと戦闘訓練が必要なことは確かである。それゆえ、少しずつ強化することと戦闘訓練が実行されるように、戦場の最前線と作戦立案過程は、実戦のための訓練と実際の戦闘に携わる隊列の中に開かれていることが必要である。

山岳地帯における戦闘についての上級将校の考え方だけではなく、兵士の訓練の主要な面もきちんと整えられなければならない。

しかし、適切な指揮権を持たない兵士の訓練だけでは、ほとんど意味がない。だからこそ、[兵士を指揮する] 指揮訓練が何よりも重要なのである。

第二の問題は、われわれの装備についてである。とりわけ、訓練、実戦を問わず全般にわたり装備が不足していた。とは言っても、全土においてわが軍に装備が全く行きわたらなかつたわけではない。装備は、最前線に行きわたったことは行きわたったのだが、多くの場合に問題になったのは、戦闘に従事している最前線の部隊にきちんと時間通りに、たいていの場合、航空機で、あるいは、[軍馬等の] 動物で、または人力で運び届けることだった。兵站上の形勢は、2つの要因のため一層悪化した。

1. 兵士を、主として平地から山岳地帯に早いペースで移動させなければならなかつた。
2. 適切に建設された道路、およびその他のコミュニケーションの手段が不足していたこと。

状況の更なる悪化を招いた要因として、軍用自動車に関しては全般的に不足していたこと、[戦車などの] 車隊が余りにも老朽化しており険しい斜面と山岳地帯における戦闘に効果的に対応できなかつたこと、が挙げられる。

このように、要約すると、装備は全体的に不足していた。われわれの装備が中国と戦うのに十分なものであり、中国軍の装備に比べて有利であった、ということも明らかになった。自動小銃は、寒冷地において有効なものであり導入された。けれども特に山岳地帯における戦闘のための装備の不足を充足する必要がある。それとともに兵士に適切な時と場所で装備を供給する手段とコミュニケーション手段を整えることも重要である。この方面での作業は、既に進められており着実に達成されている。

<指揮系統>

指揮命令系統に関しては、それぞれの段階で既存の指揮命令体系の中で検討してみると基本的には欠陥はなかつた。しかし、指揮命令系統の各段階における責任を明らかにする必要がある。各段階は、互いに信頼し合い、誇りを持って任務に従事しなければならないからである。作戦中においては、定められた命令系統から逸脱

したときのみ困難が生ずる。このような逸脱は、主として焦りや事前の適切な計画の欠如の為に生ずる。

こうした欠陥は、特別な任務に兵員を配置するといった戦略的事項にかんする権限を持つ軍内部の高いレベルの者に忍び寄せた。その時々的情勢判断をするのは司令官の義務であり、作戦の詳細は司令官に委ねられるべきである。

慣れていない軍隊は、慣れている軍隊に比べると適切ではない、という格言がある。それにもかかわらず、わが軍の将兵の大半は短期間のうちに平地から山岳地帯に派遣された。そして厳しい気候に立ち向かった。つまり、わが将兵は通常の任務には適切に対処したのだが、山岳地帯で戦うことに慣れていなかった。一部の将兵は、山岳地帯に行くように要請された。ラダクのように慣れているところなら、山岳地帯という条件は困難にはならなかった。健康状態の悪化した中年の司令官もいた。これは現在調査中である。若い司令官の健康状態は良好であったし、現在一層良好になっている。

若い司令官の一般的な状況 [the general standard] は、概して良かったようである。部隊レベルでは優れた指令官がいた。良い司令官とさほど良くない司令官の割合は、先の大戦の時の軍とほぼ同じだった。旅団レベルでは、時として例外があるにせよ、司令官は命令を適切に実行することができた。欠点がきわめてはつきり表面に現れたのは、もっと高いレベルであった。最高司令官のうちの若干のものは部下の司令官の意見を十分信頼しなかった。部下の司令官だけが直属の将兵の状況や、地形について、適切な知識を持ち得たのである。

<その他の考察すべき事柄>

われわれの情報収集システム、組織に関しては軍総司令部 [the Army Headquarters] の中に軍事情報部 [Director of Military Intelligence (DMI)] の下部組織として情報機関 [Directorate of Intelligence] がある。

全般的に情報収集は不十分であった。情報の入手は遅く、その報告は曖昧だった。

情報に関して2つ目の重要な問題点は情報の収集と分析評価だった。情報が曖昧であったために、情報の分析評価が正確なものであろうはずがない。だから、中国軍の正確な全体像は得られなかった。新たに派遣される軍の配置と既に派遣されている軍の配置を結び付ける試みはなされなかった。これ故、前線の部隊は、新しい地点に移動している敵の部隊は、新しい部隊か、前からいた部隊か、ほとんどわからなかった。

情報にかんする3つ目の問題点は、情報の伝達だった。重要な情報を前線の部隊に送るもっと迅速な手段がとられるべきだったことが明らかになった。

情報システムを徹底的に調査することが必要であることは、疑いの余地がない。そこで、ここ六ヶ月の間に多大の努力がなされた。情報システムを徹底的に調査することは複雑で時間のかかる作業である。これは重要なことであるので、わたしは、個人的にこの作業に注目している。

次は、われわれの参謀 [staff] の任務とその遂行についてである。軍の指令 [Services Headquarters] および指令 [command Headquarters] の総参謀 [the general staff] の任務とその遂行について以前よりも注目されるだろう。異なった軍指令 [Services Headquarters] 間の協力の問題や兵站学を含む長期的な戦略計画にも関心が払われるであろう。総参謀 [general staff] の任務遂行の質は、この戦いで学びとられた重要な教訓である。タイミングを得た充実した事前の計画は、今後のもっとも重

要なポイントの一つとなろう。

次に問題になると思われるのは、作戦の高い段階における指導である。最高の装備があっても政府の適切な指導が必要である。というのも、軍の装備は政府の装備だからである。軍の装備は、軍の規模やその時々々の装備の状況ときちんと結び付いていなければならない。軍が大きくなったり、軍の装備を拡充するならば、予算だけではなく時間もかかる。

< 昨年の敗北 >

わが軍が昨年被った敗北の原因は、以上述べた様々な原因や欠陥であった。この調査は、これらの要因について詳しく調べたが、攻撃が余りにも突然のことであり、しかも大変不便なところで行われたので、インド軍は全体としてきちんと対処できなかった。過去2カ月間、実質的に戦闘に投入された兵士の数は、およそ24000人にすぎなかった。わが軍の将兵は、敵に圧倒され、数の上でも敵の方が優勢だったにもかかわらず、ラダク地区に於て勇敢に戦った。東部地区においては、わが将兵はワロン方面からの優勢な敵の進撃のために撤退しなければならなかった。しかし、わが将兵は秩序を保ち、敵に打撃を与えつつ退却した。わが軍が全面的に敗北したのはカーメン地区だけだった。カーメン地区における戦闘はわが軍にとって最も辺境の地で行われ、山岳地帯についての情報は全くなかった。さらに、カーメン地区は地理的にわが軍にとってきわめて不利であり、敵にきわめて有利であった。けれども、このような初期の段階における敗北は戦争全体の一局面にすぎない。重要なことは、最終的に勝利を収めることである。

出所：Kuldip Nayar, *Between the Lines*, New Delhi, 1969, pp.223-227. ただし、本報告書の全文は未だ未公開であり、Kuldip Nayar が本書において一部を公開しているものが、現在入手しうる本報告の唯一の手がかりである。

コロンボ提案 1962年12月

1962年12月10日から12日にかけてコロンボで開催された非同盟6カ国の提案

1. 本会議は、現在の実質的停戦期間は、中印紛争の平和的解決にとり、良好な出発点であると考ええる。
2. (a) 本会議は、西部地区に関しては中国政府に対し、1962年11月21日付および同28日付のネルー首相宛、周恩来首相の両書簡に提議された通り、20キロ、自国軍隊の撤退を実施するよう訴える。
(b) 本会議は、インド政府に対し、自己の現在の軍事地位を保持するよう訴える。
(c) 国境紛争の終局的解決に至るまで、中国軍隊の撤退により空白となった地域は、非軍事化地帯として、合意受諾した双方の代表者による民生検査所 [civilian posts] を置き、これを管理する。但し、インドおよび中国とも、同地域における従前の立ち入り権を害するものではない。
3. 本会議は、東部地区については、双方政府の承認する地域内実際支配線をもって、各自の位置に対する停戦線とすることができると考える。本地域内における残りの地域については、将来の討議により決定するものとする。
4. 本会議は、中部地区の問題に関しては、軍事力に訴えることなく、平和的手段により解決するよう訴える。
5. 本会議は、以上の提案は、停戦を強化するのに役立ち、一度実施されれば、停戦の事態にともなう問題を解決する目的で、両当時国代表間の議論に道を開くものと考ええる。
6. 本会議としては、以上の提案に対する積極的解答は、国境の終局的画定にかんする両国政府の考えるところにつき、両国政府の地位を何ら害するものではないことを明確にしておきたい。

出所: Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda, And Letters Exchanged And Agreements Signed between The Governments of India and China; White Paper No.IX*, pp.184-185.

参考: 入江啓四郎、『中・印紛争と国際法』、成文堂、1964年、193-194ページ。

1962年12月15日、バンダラナイケ首相がネルー首相にあてた書簡

閣下；

1962年12月10日から12日にかけて、コロンボで開催された、アジア・アフリカ非同盟諸国6カ国会議で合意された提案を閣下に伝達することができ、光栄であります。この会議の要求に基づき、わたしは、閣下が考慮されるために、これらの提案を提出いたします。これらの提案は、会議参加6カ国の満場一致によるものであります。閣下もご承知の通り、本会議の目的は、インド、中国両国が停戦を確固としたものとし、国境紛争解決を交渉するために協調しうる手段・方策を見いだすことであります。

これらの提案がそのような基盤を形成すること、これが、参加各国の共通した見解でありました。われわれは、提案が閣下の慎重な考慮に値し、最終的に閣下の支持と受諾に到ることを切望いたします。わたしは、これらの提案を伝達し、両国の首相と提案について議論するために個人的にインドと中国を訪問すべきであると結論するに至りました。しかし、わたしが直ちにセイロンを離れることは不可能であるため、会議にセイロン代表として参加した、駐ビルマセイロン大使G. S. ペイリス [Peiris]、を通じてこれらの提案を伝達することといたします。

これ故、会議の意向にしたがい、これらの提案について閣下と議論するために近日中に貴国を非公式に訪問する機会を閣下が私に与えられるならば、幸いであります。これに関連して、アラブ連合首相アリ・サブリ [Aly Sabry] が、この議論に参加する意向を表明していることをお伝えしたいと思います。

閣下の11月27日付の書簡については、手違いのため、コロンボ滞在中のシュリーマティー メノン [Shrimati Menon] は私に伝達しませんでした。しかし、12月7日に受け取ったことをこの機会にご報告いたします。

セイロン首相 シリマヴォ バンダラナイケ [Sirimavo Bandaranaike]

出所：Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda, And Letters Exchanged And Agreements Signed between The Governments of India and China; White Paper No.IX*, p.184.

1963年1月13日、コロンボ会議参加各国代表がインド政府に宛てた説明

インド政府の要求に基づき、セイロン、アラブ連合、ガーナ代表は、コロンボ提案第2項、第3項、第4項について以下の通り説明する。

<西部区間>

1.

1) コロンボ会議は、中国軍の撤退を訴えたが、これは、11月21日付の中国政府声明、および、1962年11月28日付の周恩来首相の書簡において周恩来首相が、ネルー首相に提案した、20キロ後退を示している。すなわち、1957年11月7日の時点における両国の実際支配線、つまり、中国政府が発行した地図3、地図5で定められた国境線からの20キロ後退である。

2) 現に存在する中国とインドの軍事的哨所は、上記1) で示された線まで進出するものとする。

3) 中国軍の20キロ後退によって生じた非武装地帯は、両国の非軍事的代表機関 [civilian posts] により、行政権が行使される。これは、コロンボ提案の本質的部分である。非軍事的代表機関の場所、数、およびその構成について、インドと中国両国間で協定がなされるべきである。

<東部区間>

コロンボ会議提案にしたがい、インド軍は、インド政府と中国政府の見解に隔たりのある2つの地域を除き、実際支配線、すなわちマクマホン・ラインの南まで移動することができる。中国軍は、インド軍同様に、これら2つの地域を除き、マクマホン・ラインの北まで移動できる。コロンボ提案にしたがって、インド、中国両国政府間で決定されるべきコロンボ提案における例外的な2つの地域とは、CHEDONG [Chedong]、すなわちタグ峠 [Thagla] 地域と、ロンジュ [Longju] 地域である。これら2地域については、中国とインド両国政府間で実際支配線にかんする見解が異なっているのである。

<中部区間>

コロンボ会議は、この地区の現状 [status quo] が維持されるべきで、いずれの側も現状を変更すべきではない、という希望を表明した。

出所 : Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters Exchanged Between The Governments of India and China January 1963-July 1963: White Paper No.IX*, pp.185-186.

主要参考文献

言語別、刊行年順

第一次資料

◇ 英語文献

1. Nripendra Nath Mitra ed., *The Indian Annual Register: An Annual Digest of Public Affairs of India: Recording the Nation's Activities, Each Year in Matters: Political, Economic, Industrial, Educational, Social Etc. ; Volume I Jan-June 1947*, Calcutta, n.d..
2. *Final Memorandum by the British Plenipotentiary, Tibet Conference Sir Arthur Henry McMahon, Simla: Foreign and Political Dept Secret (External) Letter No 90 of Jul 1914* (IOR L/P+S/18/B206, British Library, London)
3. *Tibet. Tripartite Convention, 1914* (IOR L/P+S/18/B266, British Library, London)
4. *Skeleton Map showing Boundary between Tibet and China claimed at Simla Conference 1-13-13, Showing the Boundary between Inner and Outer Tibet, in Red and Blue Respectively, to Accompany the Minutes of the 4th Meeting of the Tibet Conference, 17 February, 1914 {Scale 1:3800000}* (W/LPS/M24 British Library, London).
5. Chang Hsueh-liang, *A Brief Statement of My Experiences with Japan's Positive Policy*, Peiping, 1932.
6. *The Boundary Question Between China and Tibet: A Valuable Record of the Tripartite Conference between China, Britain and Tibet Held in India 1913-1914*, Peking, 1940.
7. *TIME ONLY TO LOOK FORWARD: Speeches of Rear Admiral the Earl Mountbatten of Burma, K.G., P.C., G.G., S.I., G.C.I.E., G.G.V.O., K.C.B., D.S.O.; as Viceroy of India and Governor General of the Dominion of India 1947-48*, London, 1949.
8. *Chou En-lai in India : A Souvenir*, New Delhi, 1954.
9. Government of India, Ministry of External Affairs, *Notes Memoranda And Letters Exchanged Between The Governments Of India And China (WHITE PAPER) No.I (1954-1959), No.II (September-November 1959), No.III (November 1959-March 1960), No.IV (March 1960-November 1960) , No.V (November 1960-November 1961), No. VI (November 1961-July 1962), No.VII (July 1962-October 1962), No.IX (January 1963-July, 1963)*
10. *Foreign Policy of India: Texts of Documents, 1947-1959, 2nd edition*, House of the People, Lok Sabha Secretariat, New Delhi, 1959.
11. Government of India, Ministry of External Affairs, *Report of the Officials of the Governments of India and the People's Republic of China on the Boundary Question*, New Delhi, 1961.

12. Publications Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, *China's Betrayal of India: Background to the Invasion*, New Delhi, 1962.
13. Syed Sharifuddin Pirzada ed., *Foundations of Pakistan All India Muslim League Documents: 1906-1947; vol. II; 1924-1947*, Karachi, 1970.
14. Durga Das ed., *Sardar Patel's Correspondence, Vol. 10*, Ahmedabad, 1974.
15. A.M. Zaidi, Dr. S.G. Zaidi eds., *The Encyclopaedia of Indian National Congress, Vol. 12*, New Delhi, 1981.
16. Publication Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, *Jawaharlal Nehru's Speeches, Volume 2 (August 1949-February 1953), Volume 3 (March 1953-August 1957), Volume 4 (September 1957-April 1963), Volume 5 (March 1963-May 1964)*, New Delhi, 1983.
17. S. Gopal ed., *Selected Works of Jawaharlal Nehru, Second Series Vol.15 Pt.2 (26 October 1950-28 February 1951)*, New Delhi, 1993.
18. Department of Information and International Relations, Central Tibetan Administration of H.H. the Dalai Lama, *TIBET : Proving Truth From Facts*, Dharamsala, 1993.
19. R.C. Bhardwaj ed., *Constitution Amendment in India*, New Delhi, 1995.

◇ 日本語文献

1. 外務省アジア局第二課『西藏に関する中印協定（仮訳）』、昭和29年。
2. 外務省アジア局南西アジア課『中印関係における主要事件摘要（1947年—1962年）』、1962年。（国立国会図書館所蔵）
3. 外務省アジア局南西アジア課『今次中印國境紛争主要事件摘要（昭和37年9月9日—11月21日）』、1962年。（国立国会図書館所蔵）
4. 『中印境界問題』、北京、1962年。
5. 中共中央文献編集委員会編、中共中央ML著作編訳局『周恩来選集（1949年—1975年）』、北京、1989年。
6. 竹内実 編訳、『中華人民共和国憲法集』（中国を知るテキスト1）、蒼蒼社、1991年。
7. 中共中央文献編集委員会編、中共中央ML著作編訳局訳、『劉少奇選集』、北京、1991年。
8. 外務省南西アジア課、『インド情勢と日印関係について』、1997年7月。

◇ ヒンディー語文献

1. N.M.Ghatate ed., *Sansad Main Teen Dashak: Atal Bihari Vajpeyee vol. 3*, Nai Dilli, 1992.

◇ 中国語文献

1. 『人民日報』
2. 『中印边界問題』、北京、1962年。
3. 程道德、張敏孚、錢戈平、劉培華、朱憲、徐鶴雲 編『中華民國外交史資料選編（一）（1911—1919）』、北京、1988年。
4. 当代中国的民族工作 編輯部編、『当代中国民族工作大事記 1949-1988』、北京、1989年。
5. 中華人民共和國外交部、中共中央文献研究室 編『周恩来外交文選』北京、1990年。
6. 梁德 主編、『中外約章彙要』、哈爾濱、1991年。
7. 中共中央文献研究室、『建国以来毛沢東文稿』（全13冊）、北京、1993年—1998年。
8. 中華人民共和國外交部、外交史研究室編、『周恩来外交活動大事記 1949-1975』、北京、1993年。
9. 寿孝鶴、李雄藩、孫庶玉 主編、『1949—1985 中華人民共和國資料手冊』、北京、1996年。

第二次資料

◇ 英語文献

1. J.K. Fairbank, 'Tributary Trade and China's Relations with the West' in *The Far Eastern Quarterly: Review of Eastern Asia and Adjacent Pacific Islands*, vol. 1, no. 2, 1942, pp. 129-149.
2. K.M. Panikkar, 'The Defence of India and Indo-British Obligations', in *International Affairs*, XXII, 1946.
3. K.P. Karunakaran, 'Basic Factors' in K.P. Karunakaran ed., *Outside The Contest*, New Delhi, 1963, pp. 1-25.
4. Alastair Lamb, *The China-India Border : The Origins of the Disputed Boundaries*, London, 1964.
5. R.A. Huttenback, 'A Historical Note on the Sino-Indian Dispute over Aksai Chin' in *The China Quarterly*, April-June, 1964, pp. 201-207.
6. Francis Watson, *The Frontiers of China*, New York, 1966.
7. Alastair Lamb, *The McMahon Line: A Study in the Relations Between India China and Tibet 2 Vols.*, London, 1966.
8. K.P. Misra, *India's Policy of Recognition of States and Governments*, New Delhi, 1966.

9. Alen Whiting, *The Chinese Calculus of Deterrence*, Ann Arbor, 1975.
10. Karl W. Deutsch, *The Analysis of International Relations Second Edition*, 1978.
11. V.P. Menon, *The Transfer of Power in India*, New Delhi, 1979.
12. Micheal Brecher, 'Non-Alignment Under Stress : The West and the India-China Border War' in *Pacific Affairs*, vol. 52- no.4, 1979-80, pp. 612-630.
13. Tsepon W.D. Shakabpa, *Tibet: A Political History*, New York, 1984.
14. Chandrika Singh, *Emergence of Arunachal Pradesh as a State*, New Delhi, 1989.
15. Alastair Lamb, *Tibet, China and India 1914-1950: A History of Imperial Diplomacy*, Hertfordshire, 1989.
16. Steven A. Hoffmann, *India and the China Crisis*, Berkeley and California, 1990.
17. V.P. Dutt, *India and the World*, New Delhi, 1991 (reprint edition).
18. Melvyn C. Goldstein, *A History of Modern Tibet, 1913-1951 The Demise of the Lamaist State*, Berkeley, 1991.
19. Gyaneshwar Chaturvedi, *India-China Relations : 1947 to Present Day*, Agra, 1991.
20. Dalai Lama XIV, *Freedom in Exile : the Autobiography of the Dalai Lama*, New York, 1991.
21. Parushotam L Mehra, 'INDIA, CHINA AND TIBET, 1950-54' in Verinder Grover ed., *China, Japan and India's Foreign Policy*, New Delhi, 1992.
22. Charles Bell, *Tibet: Past and Present*, New Delhi, 1992 (reprinted edition).
23. Parshotam Mehra, *An 'Agreed' Frontier: Ladakh and India's Northmost Borders 1846-1947*, New Delhi, 1992.
24. Xuecheng Liu, *The Sino-Indian Border Dispute and Sino-Indian Relations*, Lanham, 1994.
25. Tony Judt, 'The New Old Nationalism' in *The New York Review*, May 26, 1994, pp. 44-51.
26. Ramesh Thakur, *The Politics and Economics of India's Foreign Policy*, New Delhi, 1994.
27. Paul Brass, *The Politics of India since Independence (Second Edition)*, New Delhi, 1995.
28. 'Is the McMahon Line still valid ?' in *Tibetan Bulletin*, January-February, 1995, pp.8-10.

29. B.R. Nanda, *Jawaharlal Nehru; a Pictorial Biography*, New Delhi, 1996.
30. Ram Rahul, *Royal Nepal: A Political History*, New Delhi, 1996.
31. James Townsend, 'Chinese Nationalism', in Jonathan Unger ed., *Chinese Nationalism : Contemporary China Papers*, New York, 1996, pp. 1-30.
32. Neville Maxwell, *India's China War*, New Delhi, 1997. (reprinted edition).
33. Dawa Norbu, 'The History of Geography' in *HIMĀL The South Asian Magazine*, June, 1998, pp. 28-29.

◇ 日本語文献

1. 矢野仁一、『近代支那論』、弘文堂書房、大正12年。
2. 石川順、『西藏問題』、東亞同文書院研究部、大正12年12月。
3. 朱繡著 水野梅暁譯 『西藏最近六十年史』（水野梅暁編譯 『西藏佛教及英藏關係』、支那時報社、大正15年、45-103ページに掲載。）
4. 『英支西藏問題交渉略史 「附」 西藏各喇嘛教主事紀』（北京滿鐵月報特刊第七）、南滿鐵道株式會社 北京公所研究室、北京、大正15年。
5. 入江啓四郎、『支那邊疆と英露の角逐』、ナウカ、1935年。
6. 外務省調査局、『邊疆問題調書 第一號』、外務省調査局、1935年。
7. チャールス=ベル著 田中一呂譯 『西藏・過去と現在』、生活社、昭和15年。
8. 入江啓四郎、『中・印紛争と国際法』、成文堂、1964年。
9. K.P. カルナカラン、「政治制度とリーダーシップ」（『アジア経済』、1966年第3号、アジア経済研究所、1966年、17-23ページに掲載。）
10. ネビル・マックスウェル著、前田寿夫訳、『中印国境紛争—その背景と今後』、時事通信社、1972年。
11. 毛利和子、「中国をめぐる国境問題—概観と展望—」（日本国際問題研究所『共産主義と国際政治』第3巻第1号、1978年、40-65ページに掲載。）
12. 安井三吉、「D. S. コートニースとインド医療使節団」（『歴史学研究』485号、59-64ページに掲載。）
13. 石島紀之、『中国抗日戦争史』、青木書店、1984年。
14. 河口慧海、『チベット旅行記』（全5巻）、講談社、1994年。
15. 索文清 著、八巻佳子 訳、「チベット・ツォナ県の門巴族概説」（東南アジア史学会、『東南アジア 歴史と文化』、第15号、1986年、124-140ページ）
16. 平松茂雄、『中国人民解放軍』、岩波書店、1987年。

17. V. I. ロボロフスキー著、田村俊介訳、『天山から青海へ』、白水社、1987年。
18. H. ニコルソン著、斎藤眞、深谷満雄訳、『外交』、東京大学出版会、1987年。
19. 衛藤瀆吉、渡辺昭夫、公文俊平、平野健一郎、『国際関係論 〔第二版〕』、東京大学出版会、1989年。
20. 田中明彦、『世界システム』、東京大学出版会、1989年。
21. 平野健一郎、「民族、国家論の新展開—「ヒトの国際的移動」の観点から—」(『国際法外交雑誌』、第88巻第3号、1989年、1—31ページに掲載。)
22. 浜下武志、『近代中国の国際的契機 朝貢貿易システムと近代アジア』、東京大学出版会、1990年。
23. マカートニー著、坂野正高訳注、『中国訪問使節日記』、平凡社、1990年。
24. 坂野正高、『現代外交の分析—情報・政策決定・外交交渉』、東京大学出版会、1991年(第6刷)。
25. 西村成雄、『中国ナショナリズムと民主主義 20世紀中国政治史の新たな視界』、研文出版、1991年。
26. ベネディクト・アンダーソン著、白石隆・白石さや訳、『想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』、リブレポート、1991年。
27. 平野健一郎、山影進、岡部達味、土屋健治、『アジアにおける国民統合 歴史・文化・国際関係』、東京大学出版会、1992年。
28. 間野英二、中見立夫、堀直、小松久男、『内陸アジア』、朝日新聞社、1992年。
29. W. D. シャカッパ著、貞兼綾子監修、三浦順子訳、『チベット政治史』、亜細亜大学アジア研究所、1992年。
30. 村井友秀、「中国の国境政策と中印国境紛争」(『外交時報』第1291号、1992年、31—41ページに掲載。)
31. 田畑茂二郎、『国際法新講 下巻』、東信堂、1993年。
32. 陸奥宗光 著、中塚明 校注、『新訂 蹇蹇録 日清戦争外交秘録』、岩波書店、1993年。
33. 『70年代以降のカシミール問題』、外務省アジア局南西アジア課、平成4年。
34. 木畑洋一、「世界史の構造と国民国家」(歴史学研究会 編『国民国家を問う』、青木書店、1994年)。
35. 西村成雄、「中国歴史空間への再認識と「世界システム」(川北稔、鈴木正幸 編、『シンポジウム 歴史学と現在』、柏書房、1995年、281—319ページに掲載。)

36. チベット亡命政権 情報・国際関係省編、山際素男訳、『パンチェン・ラマの告発』、ダライ・ラマ法王日本代表部事務所、1995年。
37. 西村成雄、「20世紀東アジア政治空間における中国と日本」(池田誠、倉橋正直、副島昭一、西村成雄 編、『世界のなかの日中関係』、法律文化社、1996年、248-265ページに掲載。)
38. 横山宏章、『孫文と袁世凱 中華統合の夢』、岩波書店、1996年。
39. 西村成雄、『張学良 日中の覇権と「満洲」』、岩波書店、1996年。
40. 西村成雄、「中国革命—二大政治空間の形成とその矛盾」(歴史学研究会編、『講座世界史9 解放の夢 大戦後の世界』、東京大学出版会、1996年、177-208ページに掲載。)
41. 西村成雄、「20世紀中国における新旧ナショナリズムの比較史的検討」(『シリーズ中国重点領域研究、現代中国、歴史的連続性と不連続性』、第3号、文部省重点領域研究 現代中国の構造変動、1996年、1-14ページに掲載。)
42. 福井憲彦、「国民国家の形成」(編集委員：井上俊、上野千鶴子、大澤真幸、見田宗介、吉見俊哉、『岩波講座 現代社会学 24 民族・国家・エスニシティ』、岩波書店、1996年、87-102ページに掲載。)
43. 浜下武志、『朝貢システムと近代アジア』、岩波書店、1997年。
44. 野村浩一、『蒋介石と毛沢東 世界戦争のなかの革命』、岩波書店、1997年。
45. 砂山幸雄、「蒋介石の権力形成を通して見た20世紀中国の政治文化」(『東方』、1997年10月号、27-30ページに掲載。)

◇ ヒンディー語文献

1. A.K. Singh, *Āj ka Bhārat*, Naī Dillī, 1988.
2. Satya M. Ray, 'Bhārat ke vibhājan ke mūl kāran' in Satya M. Ray ed., *Bhārat men upaniveshvād aur rāshtrvād*, Naī Dillī, 1988, pp. 616-637.
3. Kamlapati Tripathi, *Swatantratā Andolan Aur Uske Bād*, Naī Dillī, 1991.

◇ 中国語文献

1. 四川省編輯組、『四川省甘孜州藏族社会歴史調査』、成都、1985年。
2. 『当代中国的西藏 上』、北京、1991年。
3. 『当代中国的新疆』、北京、1991年。
4. 呂一燃 主編、『南海諸島 地理・歴史・主権』、哈爾濱、1992年。
5. 国務院新聞弁公室、『西藏的主権帰属与人権状況』、北京、1992年。
6. 吉柚権、『白雪 解放西藏紀実』、北京、1993年。
7. 師博、『1962：中印大戦紀実』、北京、1993年。

8. 林承節、『中印人民友好關係史 1851-1949』、北京、1993年。
9. 解力夫、『朝鮮戦争実録 上巻』、北京、1993年。
10. 高朗、『中華民国外交關係之演變 (1950-1972)』、台北、中華民國82年。
11. 王鴻余、『中印關係的改善和發展前景』(中国人民大学書報資料中心『複印報刊資料・中国外交』、1994年5月号、30-33ページに掲載。)
12. 王德華、『邁向二十一世紀的中印關係』(中国人民大学書報資料中心『複印報刊資料・中国外交』、1994年5月号、34-38ページに掲載。)
13. 徐康明、『中国遠征軍史』、北京、1995年。
14. 尚勸余、『尼赫魯与中国』(『南亞研究季刊』、成都、1996年第4期、60-67ページに掲載。)

◇ 未公刊博士論文

1. Harishankar Prasad Srivastava, 'The India-China Boundary: A Study in Political Geography', The University of Florida, Ph.D., 1961.
2. Winston E. Langley, 'India and China: 1949-1959: A Competitive Relationship', Howard University, Ph.D., 1969.
3. Lu, Chih-Hung, 'A Border Problem Between China and India', The University of Tennessee, Ph.D., 1972.
4. Albert Siegfried Willner, 'The Eisenhower Administration and Tibet, 1953-1961', University of Virginia, Ph.D., 1995.
5. Dongdong Tian, 'The Tibet Issue in Sino-American Relations: United States Policy Making Since Rapprochement', Prandeis University, Ph.D., 1995.
6. Jennifer Siegel, "'Peaceful Penetration Under Arms": Anglo-Russian Relations in Central Asia (1907-1914)', Yale University, Ph.D., 1998.